

平成28年 第1回

# 南会津町議会定例会 会議録

南会津町議会

平成28年第1回南会津町議会定例会 第1日

議事日程 (第1号)

平成28年3月4日(金曜日) 午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸報告

日程第 4 平成28年度町政施政方針説明

日程第 5 報告第1号から議案第52号まで一括上程

(提案理由の説明)

日程第 6 委員会提出議案第1号の上程

(提案理由の説明)

日程第 7 議員提出議案第1号の上程

(提案理由の説明)

日程第 8 請願委員会付託

①平成28年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について

②平成28年請願第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の請願について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員

11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	星登志一	議員
17番	室井嘉吉	議員	18番	五十嵐司	議員

欠席議員（なし）

#### 説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長
角田厚	総合政策課長	五十嵐正雄	税務課長
渡部正義	住民生活課長	渡部浩治	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
芳賀美恵子	会計室長	星正信	農業委員会 事務局長
馬場秀成	学校教育課長	星不二夫	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	穴戸英樹	伊南総合支所長
梅宮昭広	南郷総合支所長	木下光廣	監査委員

#### 事務局職員出席者

室井裕	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
-----	------	------	--------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

ただいまから平成28年第1回南会津町議会定例会を開会いたします。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎会議録署名議員の指名

○五十嵐 司議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、7番、大桃英樹君、15番、阿久津梅夫君を指名します。



◎会期決定の件

○五十嵐 司議長 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、お手元に配付の会議予定表のとおり、本日から3月14日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月14日までの11日間に決定しました。



◎諸報告

○五十嵐 司議長 日程第3、諸報告を行います。

初めに、諸般の報告を行います。

平成27年第4回定例会以後の議会活動状況、議員派遣の結果報告、文教厚生委員会調査報告書、議会広報委員会調査報告書及び議会報告会報告書はお手元に配付のとおりであります。

次に、2月23日に招集された平成28年第1回南会津地方環境衛生組合議会定例会並びに同日招集された平成28年第1回南会津地方広域市町村圏組合議会定例会の概要は、お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、監査委員から平成28年1月までの例月出納検査を実施した結果、適正であった旨、文書により通知がありましたので、報告しておきます。

次に、行政報告を行います。

平成27年第4回定例会以後の行政報告については、お手元に配付の一般行政報告書のとおりであります。

これで、諸報告を終わりました。



◎平成28年度町政施政方針説明

○五十嵐 司議長 日程第4、平成28年度町政施政方針説明を行います。

町長の登壇を許します。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

施政方針を申し上げます。

本日、ここに平成28年度一般会計予算を初めとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する所信と重点施策をご説明し、議員各位並びに町民の皆様のご理解と、より一層のご協力をお願い申し上げます。

南会津町が誕生し、10年の節目を迎えることとなりました。これまで町は、持っている個性と特徴を磨き、みんなが元気で活力ある地域として自立できるように「集まる」「育む」「輝く」を合言葉に歩みを進めてまいりました。来る3月19日には、町民の皆様とともにこれまで

の歩みを振り返り、明るい未来に向かって新たな一步を踏み出していく記念式典を開催いたします。この10年間は、地域特性の違いをお互いに受け入れながらも東日本大震災や新潟・福島豪雨という大きな災害を乗り越えてきた10年でもありました。式典では、議会を初め町民の皆様、これまで応援して下さった多くの方々と力を合わせてつくり上げられてきた新生南会津町の姿を確認し合いたいと思います。

私は、これから日本全体の人口が減少傾向に向かう中、まさに地域の特性を生かしたまちづくりの創意工夫と実践が求められるときだと感じています。これまでのまちづくりに自信と誇りを持ち、芽を出してきた成功事例の根を深く張り、課題には真摯に向き合いながら、町民と行政との協働による未来につながる新たなまちづくりへ邁進してまいりますので、ご理解とご支援をお願い申し上げます。

続きまして、私の町政運営の基本的な考え方について申し述べます。

新たなまちづくりへの再スタートに当たり、新年度は「関東・東北豪雨災害からの着実な復旧」「若者定住と交流人口拡大」「元気で持続可能な地域社会づくり」の3本の柱を重点施策として、「豊かで元気な地域創造」を目指してまいります。

昨年9月に発生した関東・東北豪雨は、町内に甚大な被害をもたらしました。特に田島地域、館岩地域では生活基盤を初め農林業などへの被害が大きく、住民生活にも大きな影響を与えております。新年度の最重要課題として、関係機関と連携しながら一日も早い復旧を目指し、町民の皆様の期待にしっかり応えてまいります。

昨年10月に行われた国勢調査の速報値では、本町の人口が約1万6,000人となり、人口減少と少子高齢化対策の強化には一刻の猶予もありません。この現状を受けとめつつ、本年度、今後5年間で重点的に取り組むべき政策を明らかにした第2次南会津町総合振興計画後期基本計画及び施策を企画立案する上で重要な基礎資料となる人口ビジョンを含めた南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することができました。

新年度は、「『南会津人』を育む」「子育てを支える環境を育む」「生活の土台を育む」「暮らしの力を育む」施策を実行し、人口減少に歯どめをかけていく重要なスタートの年となります。鍵を握るのは、協働と連携だと考えます。合併10周年記念紙作成のための懇談会では、生き生きとした町内の若者の力を感じ取ることができました。また、本年度、新中山トンネルが完成し、長年の懸案であった会津縦貫南道路の進捗も光が見えてきました。新年度中には町民と行政のまちづくりの拠点となる新庁舎が完成します。平成29年度は、浅草・田島間が特急で結ばれることも期待できます。これらの強みをしっかりつかみ取り、地域、町民の皆様の方

と行政との協働をさらに成長させ、さまざまな連携を進めていくことで、「若者定住と交流人口拡大」「元気で持続可能な地域社会づくり」につなげることができると確信いたします。

まちづくりの基本は、町民と行政が信頼で結ばれ、南会津町に住んでいる皆様が誇りを持って生き生きと生活できることであると思います。私の政治信条である公平、公正、誠実、思いやりを貫き、町民の皆様が主人公となる住んでよかった町、住みたい町をつくるため、皆様とともに総力を注いでまいります。

続きまして、平成28年度予算編成について申し述べます。

平成27年度における国の経済は、アベノミクスの3本の矢である「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」が推し進められていく中で、日本経済は穏やかな回復基調にあると言われております。しかし、地方ではその効果を十分に実感できるような現状にはなっておらず、さらに海外経済の不透明感などにより、不安材料を抱えております。このような中、昨年アベノミクスの第2ステージとして、一億総活躍社会の実現を目的とする「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」の新三本の矢が発表されました。新三本の矢にはそれぞれ名目GDP600兆円、希望出生率1.8、介護辞職者ゼロと、具体的な目標が掲げられており、これらを踏まえ、国の平成28年度当初予算が編成されたところであります。

このような状況にあって、平成28年度の地方財政対策を見ると、本町の財政運営に大きく影響を及ぼす地方交付税は地方財政計画全体での地方税収の伸びにより、本年度を0.3%下回る16兆7,003億円となったものの、昨年に引き続き地方創生に取り組むための経費として1兆円が地方財政計画の歳出に計上され、一般財源総額についても0.2%の増と、本年度とほぼ同規模が確保されております。

このような状況の中、現在、町の財政状況は行政改革大綱に基づく計画的な人件費の削減や公債費の計画的な抑制、内部管理経費の削減努力などにより、財政健全化判断比率の指標は安定した状況を保っております。しかし、普通交付税の合併算定替えが本年度で終了し、新年度から一般財源が減少する非常に厳しい時期に突入することとなり、さらに公共施設の老朽化による維持管理経費等の増加が町財政を圧迫することが予想されることから、創意工夫による事務事業のスリム化が喫緊の課題となっております。

こうした状況にあっても、人口減少と少子高齢化社会に向けての取り組みなど、多様化する行政課題に的確に対応することが必要であると考えております。このようなことから、平成28年度当初予算編成においては、前段に申し述べましたとおり、「新たなまちづくりへ再スター

ト！豊かで元気な地域創造を目指そう！」をテーマとして、3つの重点施策を掲げるとともに、南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業に着手するために、限りある財源の効果的な配分に努めたところであります。

これらの結果、一般会計では、財政健全化に配慮しつつ選択と集中による事業の重点選別に努めたことにより、前年度当初予算に対し8.6%の増加となる138億5,600万円を計上いたしました。また特別会計は6会計で56億8,990万円、公営企業会計は1会計で2億7,243万6,000円、全会計では198億1,833万6,000円の予算規模といたしましたところであります。

それでは、平成28年度の重点施策、主要な施策について本年度補正予算で措置された地方創生加速化交付金関連事業を含め、順次内容をご説明申し上げます。

初めに、関東・東北豪雨災害からの着実な復旧について申し述べます。

昨年、本町を襲った関東・東北豪雨災害は、新潟・福島豪雨災害をはるかに超える大きな被害をもたらしました。10月6日には国の激甚災害の指定を受け、関係各位のご努力により、農林業施設及び公共土木施設補助災害の査定を終了し、復旧工事に着手いたしました。さらに、今春からの水稲作付や被害農家の一日も早い営農再開に向けた、生産意欲の向上と経営安定化のための対策を講じたところであります。

新年度においては、道路橋梁の公共土木施設災害復旧事業13カ所、林道施設災害復旧事業5カ所、農林業施設小災害復旧事業114カ所等の復旧事業を実施してまいります。また、原形復旧にとどまらず、将来の災害発生に備えた改良工事も重要なことから、関係機関と連携を密にし、引き続き切れ目のない予算措置により着実に復旧に努めてまいります。さらに、豪雨災害により、本町と各総合支所管内をつなぐ防災行政無線駒止中継局の進入路が崩壊しました。防災体制の重要な役割を果たす機能であり、蓄電設備とあわせて復旧に取り組み、住民生活の安全・安心の確保に努めてまいります。

2点目は、第2次総合振興計画後期基本計画の重点政策と位置づけ、若者定住の基盤となります雇用創出、産業振興の推進について申し述べます。

新規事業として、製造業の設備投資を支援し雇用の安定確保を図る地域活力創生事業や、商工会と連携して街中活性化創業支援事業を実施してまいります。また、町民の創業チャレンジ支援、企業の人材育成支援などの事業を継続し、地域産業の競争力の強化と新たな雇用の確保に努めてまいります。さらに、平成25年度から取り組んでまいりました地元企業と新規高卒者とのマッチングを促進する合同企業説明会の効果は着実に高まっておりますので、引き続き実施し、若者の地元定住を推進してまいります。地域の基幹産業である農業においては、国・県

の支援制度に町独自の支援制度を組み合わせ、新規就農における初期の負担軽減対策を実施し、冬期間の就労場所と結びつけた南会津版就農モデルの充実を図ってまいります。さらに、空き家バンクなどとの施策間連携を図り、U I ターンによる農業後継者の確保に努めてまいります。環太平洋パートナーシップ協定の大筋合意など、農業政策の大きな転換期に対応していくため、水稲やトマト、アスパラガス、花卉などの重点振興作物への栽培支援を強化し、本町の地域特性を生かした農業のブランド化を進めてまいります。

農業基盤の整備においては、県営中山間地域総合整備事業及び農業基盤整備促進事業により、長野、福米沢、和泉田地区などの農業用排水施設や農道整備を行うとともに、経営体育成基盤整備事業による田部地区ほ場整備事業の円滑な推進に努めてまいります。

本町では、これまで森林組合や民間事業者と連携して、間伐材を再生可能エネルギーや障害者自立支援施設での活用などと結びつけ、木材活用の新たな循環サイクルの構築を進めてまいりました。この南会津モデル確立のための木材の安定供給と将来の林産業を担う人材育成のため、林産業人材育成支援事業及びグリーンワーカー育成事業を新設し、間伐材を核とした林産業復活プロジェクトを地方創生加速化交付金事業として進めてまいります。

野生鳥獣による農作物への被害は年々拡大傾向にあります。引き続き急務である実施隊の人材育成を進めながら、被害防除対策支援、個体数調整を強化し、被害の縮減に取り組んでまいります。

新年度において、町内商品券が統一されることから、町内における経済循環の拡大が期待されます。町といたしましても、これまで実施してまいりました20%及び10%のプレミアムを付加した商品券の発行を引き続き行い、商工業の振興と消費喚起による地域経済の活性化に努めてまいります。さらに、新たに子育て支援枠として30%を付加した商品券を発行し、子育て世帯への支援と町内消費の拡大を図ってまいります。

また、商業機能の活性化と中心市街地のにぎわいづくりを進めるため、まちなか楽座を拠点としながら、市街地活性化ビジョンの策定を柱とするまちなか賑わい創出拠点整備事業を実施してまいります。

東日本大震災・福島第一原子力発電所事故により大きな打撃を受けた観光事業の活性化に向けて、関係団体と連携を図りながら風評被害の払拭に努め観光誘客対策を進めてまいりました。震災、原発事故から間もなく5年が経過しようとしています。やっとその効果があらわれてきたと認識しております。今後は、これまでの施策を基本としながらも、町の観光資源を生かし、将来のまちづくりにつながる持続性のある観光施策の展開、新たな挑戦が重要であります。新

年度においては、平成29年春に導入予定の東武鉄道新型特急による会津田島駅乗り入れの実現を視野に、観光地シャトルタクシーなどの2次交通対策、まちなか周遊観光対策、観光プロモーション事業、東京オリンピックを見据えたインバウンド対策などを立体的に進め、本町への新しい人の流れをつくる、南会津町魅力発信観光誘客プロジェクトを展開してまいります。

さらに、教育旅行では、農家民泊、合宿誘致を含め、震災以降関係者が一丸となって粘り強くセールスキャラバンを行い、ようやく回復の兆しが見えてきました。これらの取り組みの結果、10月には本町を中心に農家民泊を取り入れた体験型観光の関係者が全国から集う全国ほんもの体験フォーラムが開催されます。この機会を最大限生かし、南会津の教育旅行を全国に広く発信してまいります。

また、伊南地域におけるクロスカントリースキー常設公認コースの完成と合わせたスポーツツーリズムや小豆温泉窓明の湯整備事業の推進、さいたま市立舘岩少年自然の家を核とした自然環境学習の充実、ヒメサユリの活用による誘客事業など、地域特性を十分に活用した取り組みを強化し、観光交流人口の拡大に努めてまいります。

3点目は、誰もが健やかで安心して生活できる環境を目指すための保健・医療・福祉サービス、公共交通、防犯、防災体制等の充実について申し述べます。

県立南会津病院は、救急告示病院・僻地医療拠点病院として南会津地方にとってなくてはならない医療の中核を担う機関であります。医師や看護師の確保、診療科目の充実が大きな課題となっております。一方、民間眼科医院の閉院や近年増加している精神疾患の緊急対応など、当病院に寄せる期待は一層高まっております。町といたしましても、引き続き郡内各町村と連携を図りながら、現在不足している眼科、精神科及び産婦人科並びに麻酔科の常勤医師配置と医療機能の充実に取り組んでまいります。また、恒常的に不足している看護師、介護士確保のための人材研修や新たに有資格者等の確保につなげる帰郷支援事業を実施し、これまでの看護資格取得奨学金貸与事業と合わせて人材の確保に努めてまいります。

高齢者福祉の充実では、配食サービスや緊急通報サービスなどを柱とする在宅高齢者への支援、高齢者見守り支援事業によるひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動などに取り組み、高齢化の進展に伴って多様化するニーズに応え、高齢者福祉の向上に努めてまいります。また、対策の充実を図るためには地域との連携が重要ですので、地域支え合い活動を推進し安心して生活できる環境整備に努めてまいります。さらに、新たにまちなか高齢者居場所づくり交流サロン運営事業を実施し、中心市街地在住の高齢者が生き生きと暮らせるよう介護予防、認知症対策、生きがいをづくりに取り組んでまいります。

障害者福祉の充実では、障害者や障害児の方々が自立した生活ができるよう障害福祉サービス、自立支援事業、地域生活支援事業を柱に適切なサービスの提供に努めてまいります。

また、南会津障害者相談センターにおける相談支援体制の充実を図るとともに、地域社会の障害者等に対する理解を深めてもらうことが障害者の社会参加や社会復帰の向上につながるため、自立支援協議会を窓口としながら啓発活動の強化に努めてまいります。

高齢化の進展とともに、介護保険サービスの受給者数が年々増える傾向にあることから、保健師の専任体制による介護予防事業の充実や生活支援コーディネーターの配置、サービスの開発、担い手対策などを進め、健康維持と地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。また、町内温泉施設を活用した元気でゆうゆう温泉等利用助成事業などによる健康づくりを推進し、健康寿命の向上につなげながら住みなれた地域で生きがいを持って生活できる環境づくりに努めてまいります。

健康づくりの推進では、健診の結果に基づく個別支援を重点的に取り組むほか、地域の食材を生かした食育や食生活習慣の改善指導を行うなど生活習慣病の予防に努めるとともに、年代に合った継続的な運動を奨励しながら、引き続き元気で長寿のまちづくりを進めてまいります。

子育て環境の充実は、少子化対策の重要な柱であり、5歳児の保育料、幼稚園授業料の無料化、児童の居場所づくりのための放課後児童対策事業、子育てを総合的に支援する子育て環境づくり事業などを継続するとともに、子育てスマイル支援事業では、商品券の交付を第1子まで拡大し、子育て世帯の支援を強化してまいります。また、現在多くの方々は町外の病院での出産を余儀なくされております。産科医の確保は全国的に厳しい状況にありますが、県や関係機関に粘り強く働きかけを行うなど、安心して出産できる環境づくりに努めてまいります。さらに、不妊・不育治療費の助成につきましても引き続き実施し、結婚から出産、子育てに至る切れ目のない支援体制の充実に努めてまいります。

びわのかげ保育所の民営化につきましては、保護者の皆様を初め関係者の方々と協議を進めてまいりましたが、4月1日から南会津町社会福祉協議会に移管し民営化を行ってまいります。保育の継続性の確保はもとより、サービスの向上が図られるよう児童、保護者の立場に立って対応してまいります。

出会いの機会の充実では、結婚する若者の増加が出生数の増加につながり、それらがまちづくりの活力につながることから、若者の出会いの場を提供する南会津出会いフェスタ事業を継続するとともに、新年度において県と連携を図りながら結婚サポーター制度の検討を進めてまいります。

防犯・防災体制の充実については、地域防災計画に基づき、南会津町防災訓練を実施するとともに、各集落単位での災害時避難計画策定を推進してまいります。また消防車両整備計画に基づき、岩下、道城、宮沢地区の小型動力ポンプつき積載車を更新し、非常備消防力の充実に努めてまいります。

公共交通対策では、本年度会津鉄道株式会社及び野岩鉄道株式会社において、今後3年間の計画期間とする経営改善計画が策定されました。両鉄道は本町と首都圏を直結し、地域振興に重要な役割を担う路線であり、東武鉄道新型特急乗り入れという大きなチャンスを生かし、県及び沿線市町と連携しながら利用客の増加対策を進め、経営改善計画の実施に向けて支援してまいります。また、広範な町内を巡回し、住民生活向上に寄与している公共交通の役割はますますその重要性が高まっておりますが、利用客の減少や経費負担が増加傾向にありますので、運行形態を含め引き続き住民サービス向上と費用負担の観点から研究を進めてまいります。

4点目は、次世代の地域を担う人材の育成、教育・文化の振興策について申し述べます。

人材の育成では、本年度制定しました南会津町教育大綱の理念、次世代の地域を担う人材の育成の推進及び本町が策定する総合戦略の一つ、南会津人を育むため、新たに若者の郷土意識の醸成、まちづくりへの参画を促進する南会津ワカモノ会議事業、地域づくりリーダーを育成する地域づくり人材育成事業を実施してまいります。さらに、学校の教育活動を通して郷土理解や郷土愛を育むために、南会津町副読本の編集に着手してまいります。

学校教育の分野では、高度化する情報社会に対応するための児童・生徒の情報活用能力を養うため、新規に小・中学校各1校を指定し、ICT活用教育推進の実証研究に取り組んでまいります。また、児童・生徒が学校や日常生活で抱える悩みなどのケアを行うため、スクールソーシャルワーカー及び特別支援教育支援員を配置し、学校と家庭、地域との連携を強めながら支援してまいります。グローバル人材の育成を行う中学生海外交流事業は語学力の向上だけではなく、異文化を体験することで豊かな人間形成につながっております。小学生農山漁村交流事業においても、他地域の自然、文化に触れ、同世代との交流を深めることで、子供たちの発達段階における貴重な経験となっているため、引き続き事業を実施してまいります。

平成25年6月から桧沢地区中学校教育環境懇談会などを開催しながら、桧沢地区における中学校の教育環境整備について検討を進めてまいりました。集団の中で日常的に切磋琢磨することや多様な対人関係を築きながら、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成するためには、一定規模の生徒数が必要であり、統合について一定の方向性が出てまいりましたので、地域や保護者はもとより、当事者である生徒の理解を深めながら、田島中学校と桧沢中学校の平成29

年4月1日統合に向けて進めてまいります。

県立田島高等学校及び南会津高等学校では、それぞれの特性を生かした学校運営がなされておりますが、生徒数が減少する中で厳しい運営環境にあります。高校の存在はまちづくりに深く関わるものと認識しており、本町ならではの学習プログラムの検討や学力向上対策など、学校、地域、関係機関と連携を図り、運営環境と魅力化向上に取り組んでまいります。

生涯学習の充実では、子ども教室の充実、家庭教育講座などの実施により、子育て環境の充実と地域教育力の向上を図ってまいります。また、町民ニーズに合った公民館講座の開催、スポーツ活動の支援等を行い、町民の心の豊かさや充実感向上のための取り組みを推進してまいります。

芸術文化の振興、貴重な自然遺産と文化の保存・伝承については、文化ホールにおける質の高い公演事業や町民参加型の芸術文化活動を支援するとともに、関係団体と連携を図りながら、田島祇園祭屋台歌舞伎を初め先人から受け継がれてきたかけがえのない民俗芸能や伝統文化の保存伝承に努めてまいります。駒止湿原の獣害対策については引き続き調査を継続し、対策を踏まえた保護管理計画の見直しを行い、また前沢集落のカヤぶき屋根の延焼防止対策や雪対策などを総合的に網羅した防災計画の策定を進めてまいります。

5点目は、自然環境と調和のとれた生活環境の整備について申し述べます。

生活排水対策では、公共用水域の水質保全及びトイレの水洗化による生活環境の向上を図るため、公共下水道田島処理区新町地区及び特定環境保全公共下水道南郷処理区木伏地区の管路整備を中心に事業を継続し、終末処理場の老朽化に対応するため、田島都市環境センター、南郷浄化センターの長寿命化対策に取り組んでまいります。農業集落排水施設では、今後の適正管理に向けて、針生地区に引き続き3地区の機能診断を実施し、最適整備構想の策定を進めてまいります。また、下水道施設については、施設設置後の経年劣化により、維持管理費の増加と長寿命化計画に基づく施設の改修工事が実施されることから、下水道料金の改定を行い健全経営を確保し、今後とも安定した水質保全に努めてまいります。さらに、集合処理区域外の排水対策として合併処理浄化槽設置のための支援を継続し、水洗化率の向上を推進してまいります。

水道事業では、漏水事故などへの的確に対応するため、遠隔監視装置の整備を継続し、南郷・中部地区・荒海簡易水道事業による管路の整備や田部長野簡易水道事業により施設整備を図り、また行司・高野地区の配水設備拡張事業に取り組んでまいります。新年度からは新たな料金体系を適用し、施設の維持管理や老朽化への適切な対応を行い、将来にわたり安全・安心な水道

水の安定的供給に努めてまいります。

道路網の整備では、社会資本整備総合交付金事業により、大新田1号線を初め5路線の道路改良、橋梁長寿命化点検90橋を実施し、安全で安心なライフラインの構築に努めてまいります。また、田島・館岩地区の除雪機械を更新・増強し、降雪期における生活道路の確保に努めてまいります。一方、冬期間における高齢者世帯やひとり暮らし世帯へのきめ細かな対応がますます重要となってきております。除雪ネットワーク事業による除雪支援を継続するとともに、集落応援交付金を活用した集落内における相互扶助体制との連携など、行政と地域が一体となり高齢者が日々安心して暮らせる生活環境の充実に努めてまいります。

会津田島駅周辺地区土地区画整理事業により、引き続き国道289号田島バイパス道路の拡幅改良工事を進め、早期開通を目指すとともに、宅地の利用増進と良好な市街地形成に努めてまいります。本年度、国において会津縦貫南道路下郷・田島バイパスの調査設計費が予算化され、同区間の早期完成への期待が高まりました。栃木西部・会津南道路及び県道黒磯田島線を含め、引き続き期成同盟会等の関係機関、団体と連携し、早期の整備促進に向けた取り組みを強化してまいります。

住宅対策では、老朽化が著しい寺前団地の既存住宅の解体を行い、新たに木造住宅1棟の建築を進め、入居者の住環境向上と、地域木材利用による地場産業の活性化を図ってまいります。新年度9月に「町並みを次の世代へ・保存と暮らしの共存」をテーマとして前沢集落と大内宿を中心に全国町並みゼミ大内・前沢大会を開催いたします。伝統的建造物群保存地区の前沢集落を初め特徴ある本町の民家や土蔵が残る町並み、歴史、風土を全国へ発信しながら観光誘客を図るとともに地域づくり団体の活性化、景観啓発に係る事業として取り組みを進めてまいります。また、本年度景観重要建造物、景観重要樹木の指定に取り組んだところであり、引き続き景観計画に基づき本町ならではの景観保全形成に努めてまいります。

本年度空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行され、危険空き家に対する措置がより明確になりました。本町においては、空き家台帳のシステム化も行いましたので、除却支援を継続し、適正な空き家管理と積極的な活用を推進してまいります。

6点目は、町民と行政との協働、未来を開く行政経営について申し述べます。

子育て支援や空き家バンクを初め仕事、暮らし等の情報提供と相談に一括で対応できるワンストップ移住相談総合窓口の充実強化と、移住後のサポート体制の整備を地域おこし協力隊制度を活用しながら進め、定住対策プロジェクトとして本町への移住定住を促進してまいります。また、本町を離れて住む未婚世代、子育て終了世代等へ向けた帰郷支援や町出身者のふるさと

同窓会の開催を支援し、積極的に町の情報提供を行いながらUターンの誘導を行ってまいります。

高齢化が加速する中で、集落の現状と、将来予測を共有し、今後の地域づくりの方向性を明らかにしていくことが重要であり、集落支援員制度、集落担当職員配置制度及び地域おこし協力隊制度と、町の特色ある事業の一つとして実施してきております集落応援交付金事業等との連携を図り、町民と行政の協働による地域の活性化に取り組んでまいります。

市町村合併に伴う財政措置の縮減や限られた職員数の中で、町民の皆様の負託に応え効率的なまちづくりを推進するためには、施策・事業の有効性について検証し的確に判断していくことが求められます。これまで推進してまいりました行政評価を継続しながら、行政経営改革の定着を図ってまいります。また、本年度策定します行政改革大綱に基づく改革を着実に実行し、進行管理を行いながら効率的・効果的な行財政運営を進めてまいります。

町税、各種使用料等の滞納対策については、庁内滞納整理対策委員会を中心とする情報の共有化と各課連携により、その成果があらわれてきております。引き続き休日納税相談の実施など、徴収・相談体制の強化を図り、きめ細かな対応と未納者との信頼関係を構築しながら徴収率向上に努めてまいります。また、田島地域、舘岩地域における家屋外観調査を継続し、課税客体的な把握に努めてまいります。

本年度着工いたしました役場新庁舎建設事業につきましては、本町の豊富な森林資源の活用により、他には類を見ないほどの木質化が施された庁舎となります。さらに、地中熱や太陽光などの自然エネルギーの採用により維持管理コストを抑制し、住民の安全・安心と暮らしを支える防災拠点、そして協働のまちづくりの拠点となる庁舎として、平成29年5月の開庁を目指し工事を進めてまいります。

以上、平成28年度の町政運営の基本方針と主要施策の概要について申し述べました。

地域の声に耳を傾け、さまざまな機会をつくり町民の皆様にお会いして直接声を聞きながら、町民が主役となる町民と協働のまちづくりを進めていくことが私の基本姿勢であります。これからも、引き続き南会津町が目指す将来像「互いを思いやり、人と自然がやさしさに包まれた安心と信頼のまち」の実現に向けて職員と一丸となって努力してまいります。

引き続き町民の皆様、議員各位におかれましては、町政運営に対するご理解とご協力ご支援を賜りますようお願い申し上げます。私の所信とさせていただきます。

どうもありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 これで平成28年度町政施政方針説明を終わります。

暫時休憩します。

10分間、10時55分まで休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時54分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎報告第1号から議案第52号まで一括上程、説明

○五十嵐 司議長 日程第5、報告第1号から議案第52号までを一括上程します。

提出者の町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、平成28年第1回南会津町議会定例会に提出をいたしました各議案の提案理由の説明を申し上げますので、よろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願い申し上げます。

初めに、報告第1号 専決処分の報告についてであります。本件は地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したため、同条第2項の規定により、報告をするものであります。

それでは、専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解についてをご説明申し上げます。

本件は、平成27年11月5日午前11時10分ごろ、南会津町田島字宮本東の御蔵入交流館駐車場内において、町有車をバックさせた際、後方に駐車していた相手車に気がつかず接触し相手方車両に損害を与えたものでありまして、過失割合を町100%として相手方に対して賠償金13万1,799円を支払うことで協議が調いましたので、損害賠償の額の決定並びに和解について専決処分をしたものであります。

次に、議案第2号 南会津町行政不服審査会条例についてご説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、設置される第三者機関として南会津町行政不服審査会を新たに設置する必要があることから、本条例を制定するものであります。

次に、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてご説明申し上げます。

本案は、行政不服審査法の施行に伴い、関係する条例の整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号 南会津町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

南会津町総合振興計画審議会は、地方自治法上の諮問機関として位置づけられ、町長の諮問によって総合振興計画に関する事項について調査及び審議をさせていただいておりますが、諮問にこだわらず、総合振興計画に関する事項について調査及び審議をしていただくことができるよう改正するものであります。また、委員の人数を20人に限定いたしますと、残任期間がわずかな時期に学識経験者や一般町民の委員に欠員が生じた際、補充が困難なことから、20人以内に改正するものであります。

次に、議案第5号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法に基づく規定について所要の改正を行い、また学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、勤務に関する規定について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号 南会津町職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法に基づく規定について所要の改正を行うものであります。

議案第7号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、福島県人事委員会による職員の給与等に関する勧告に基づき職員の給与改定を実施するために、給料表及び勤勉手当について所要の改正を行い、また、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法に基づく規定について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第8号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、南会津町職員の給与改定に鑑み、町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の算

定基礎額に乗ずる割合を改定するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第9号 南会津町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法に基づく規定について所要の改正を行うものであります。

次に、議案第10号 南会津町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、納税義務者等の申請により徴収猶予を行う場合の徴収金の分割納付の方法、申請手続、換価の猶予等について条例で定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号 南会津町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成28年1月29日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、主な改正内容は課税額に係る課税の限度額の引き上げ等であります。

次に、議案第13号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、さきの議員懇談会においてご説明申し上げましたとおり、平成29年4月1日に予定しております田島中学校と檜沢中学校の統合に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、南会津町立びわのかげ保育所を平成28年度から民営化するに当たり、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第15号 南会津町老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、介護保険法の一部を改正する法律の施行により、一定以上の所得者がサービスを利用したときの負担割合の変更が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号 南会津町介護老人保健施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げ

ます。

本案は、介護保険法の一部を改正する法律の施行により、一定以上の所得者がサービスを利用したときの負担割合の変更が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第17号 南会津町農村公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

南郷地域の日向下農村公園は、隣接するさゆり荘ゲートボールコートと一体管理している施設ですが、ここ数年間利用がなく現在は除雪のための排雪場として利用しており、行政財産として活用がなくなっている現状から、条例から削除して普通財産として管理するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号 南会津町会津山村道場条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、会津山村道場の利用料金について柔軟性を持たせ、指定管理者における多様な営業施策による利用促進や健全経営を促すため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第19号 南会津町会津田島祇園祭屋台格納施設条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度において、国道121号沿いの中町地区に会津田島祇園祭で運行する屋台の格納施設が建設されたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第20号 南会津町さゆり荘条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

さゆり荘ゲートボールコートは隣接する日向下農村公園と一体管理をしている施設ですが、ここ数年間利用がなく現在は除雪のための排雪場として利用しており、行政財産としての活用がなくなっている現状から、条例から削除し普通財産として管理するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号 南会津町高清水自然公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、高清水自然公園の指定管理者の指定について、内定者より辞退届が提出されたことから、町直営による施設管理ができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第22号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、町営住宅松下団地の一部解体、町営住宅寺前団地の一部解体及び建設に伴い戸数に

変更があったことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第23号 南会津町都市公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、びわのかけ運動公園敷地内に屋内運動施設1棟が寄贈させることに伴い、町の施設として管理及び利用に関して必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第24号 南会津町公共下水道条例の一部を改正する条例から、議案第29号 南会津町簡易水道給水条例の一部を改正する条例までの6議案については関連がありますので、一括ご説明申し上げます。

さきの議員懇談会においてご説明申し上げましたとおり、安全で安心できる水道水の供給と、河川や農業用水路などの公共用水域の水質保全を安定的に継続していくために、上下水道料金の改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号 工事請負契約の一部変更についてをご説明申し上げます。

本件は、平成27年9月28日付で会津ガス・保科管工業特定建設工事共同企業体との間に契約した南会津町新庁舎建設事業地中熱利用システム導入（空調1期）工事契約について、工事内容の変更に伴い、工事請負契約金額を767万1,240円を減額し、8,304万8,760円とするものであります。

次に、議案第31号 第2次南会津町総合振興計画後期基本計画についてをご説明申し上げます。

本案については、南会津町の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第2次南会津町総合振興計画後期基本計画について、議会の議決を求めるものであります。本計画は第2次南会津町総合振興計画の前期5年で生じた変化への対応や南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合性を図るため、施策の基本的な方向性を見直したものであり、平成28年度を初年度とし、平成32年度を目標年次とする5カ年の計画であります。

次に、議案第32号 南会津町過疎地域自立促進計画についてをご説明申し上げます。

本案については、過疎地域に指定されている本町において、総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施し、地域の自立、住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正等を図ることを目的に、この間過疎地域自立促進計画の策定を進めてまいりました。このたび、福島県との協議が調ったことから、平成28年度から平成32年度までの5カ年を計画期間とする南会津町過疎地域自立促進計画について議会の議決を求めるものであります。

なお、本計画を策定することにより、事業実施の際の財源に過疎債を充当することが認めら

れ、より有利な起債を活用して過疎対策に関する事業が実施できるものであります。

次に、議案第33号 第3次南会津町行政改革大綱についてをご説明申し上げます。

本案は、さきの議員懇談会においてご説明申し上げましたとおり、現在の第2次南会津町行政改革大綱については本年度が最終年度となることから、引き続き取り組みを推進するため、新たに平成28年度から平成32年度までの5カ年間を計画期間とする第3次南会津町行政改革大綱について、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第34号 字の区域の変更についてをご説明申し上げます。

本案については、国土調査において、平成22年度に現地調査いたしました高野第3地区の字区域の変更であり、調査筆数671筆のうち41筆が字区域変更対象であります。本地区については道路の拡幅、土地改良事業により字境が入り組み混在、孤立している現状から、道路に沿ってできる限りわかりやすい字境に変更するものであります。

次に、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本案は、公の施設である中大屋台格納施設について、指定管理者として南会津町中町区にその管理を行わせるため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第36号 教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

平成28年5月25日付を持って任期満了となる教育委員会委員、芳賀朝美氏の後任として阿久津啓介氏を任命いたしたく、同意を求めるものであります。阿久津氏は、館岩の八総地区のご出身で、昭和58年に中日本自動車短期大学を卒業し、現在は館岩地域で石油販売業を営み、地域の商工業の担い手としてご尽力されているとともに、南会津町消防団館岩支団第2分団長として地域住民の安全・安心な生活のために多大な貢献をされております。同氏は、温厚にして誠実な人柄で、教育、学術及び文化に関し識見があり、新しい課題に応える教育の推進に最適任者と認め、教育委員に任命したいと存じますので、よろしくご審議を賜りまして、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてをご説明申し上げます。

本案は、平成28年6月30日をもって任期満了となる芳賀隆雄氏の後任として伊南地域ご出身の齋藤友一氏を新任として推薦するため、人権擁護委員法に基づき議会の意見を求めるものであります。齋藤氏は、人物識見ともにすぐれ、行政経験が豊富で広く社会に精通しておられることから人権擁護委員として適任であるため、新たにその責務を担っていただくこととし、

推薦するものであります。

なお、任期は平成28年7月1日から3年間となる予定であります。

以上、条例関係等議案の説明を終わります。

次に、平成27年度補正予算について申し上げます。

まず、議案第37号 平成27年度南会津町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4億4,693万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ157億7,034万3,000円とするものであります。その要因は、町税、地方譲与税、地方消費税交付金、地方交付税、国・県補助金の決定等による歳入見込みの額の補正と、各事務事業等の確定見込みに伴う予算の整理を行うとともに、国が最重要課題に掲げる地方創生関連事業及び関東・東北豪雨災害関連事業の補正が主なものであります。また、人事院勧告による人件費補正につきましても本補正予算に計上しております。

なお、地方創生及び豪雨災害関連事業については、第3表繰越明許費のとおり次年度に繰り越すものであります。

それでは、歳入から各款別にご説明いたします。

第1款町税は、町民税、固定資産税等の今後の収納見込みから7,303万円の追加補正であります。

第2款地方譲与税は、これまでの交付実績で推計した結果1,100万円の追加補正であります。

第6款地方消費税交付金については、これまでの交付実績を踏まえて7,700万円を追加補正しました。

第10款地方交付税は、主に関東・東北豪雨災害に係る特別交付税の追加により2億3,242万8,000円を追加補正しました。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金等の減額により118万円の減額補正であります。

第13款使用料及び手数料は、電柱等敷地行政財産使用料、道路及び河川占用料等の収入見込みにより10万4,000円の減額補正であります。

第14款国庫支出金は、関東・東北豪雨災害復旧事業費負担金、地方創生関連で地方創生加速化交付金などを追加補正するほか、事業の確定見込み等による補正でありまして2億2,750万4,000円の追加補正であります。

第15款県支出金は、国庫支出金同様、関東・東北豪雨災害復旧事業補助金を追加するほか、

事業の確定見込みによる補正でありまして2億5,253万1,000円の追加補正であります。

第16款財産収入は、町有建物貸付料、立木売払収入等の補正でありまして353万3,000円の追加補正であります。

第18款繰入金は、6,671万8,000円の減額補正でありまして、事業費等の確定見込みによるものであります。

第20款諸収入は、放課後児童対策事業実費負担金の追加が主なものでありまして51万4,000円の追加補正となりました。

第21款町債は、各種事業費の確定見込みにより合併特例事業債及び過疎債を補正するとともに、関東・東北豪雨災害に係る災害復旧事業債を補正するものでありまして、3億6,260万円を減額補正するものであります。

次に、歳出の概要を款別に申し上げますが、人事院勧告に係る人件費補正については省略させていただきます。

第1款議会費は、研修事業等の確定により103万5,000円の減額補正であります。

第2款総務費は、地方創生加速化交付金事業、情報セキュリティ強化対策事業等を追加する一方、庁舎建設事業費を初めとする各種事務事業の確定見込みにより補正するものでありまして1,146万9,000円の減額補正であります。

第3款民生費は、国民健康保険特別会計への繰出金、私立保育園運営委託料等を追加する一方、児童手当を初めとする各種事務事業の確定見込みにより、6,326万7,000円を追加補正するものであります。

第4款衛生費は、妊婦健康診査委託料、予防接種委託料、成人保健事業各種健康診査委託料等の確定見込みによる減額で1,337万1,000円の減額補正となりました。

第6款農林水産業費は、農業基盤整備促進事業を初めとする農業費及び林業費の事業費の確定見込みにより2,808万円の減額補正となりました。

第7款商工費は、各観光施設修繕関係の事業費確定見込み等による減額でありまして679万2,000円の減額補正であります。

第8款土木費については、道路新設改良費における社会資本整備総合交付金事業の組み替えのほか、事業費確定見込みによる減額でありまして1,734万6,000円を減額補正するものであります。

第9款消防費は、消火栓設置及び消防ホース乾燥塔設置工事請負費の確定による減額が主な内容でありまして、16万6,000円を減額補正するものであります。

第10款教育費は、特別支援学級整備費を追加補正するほか、各種事業費確定見込みにより58万3,000円を減額補正するものであります。

第11款災害復旧費は、現年災害県営事業負担金を初めとする各種事業費の確定見込みによる補正でありまして、1億2,195万2,000円を追加補正するものであります。

第12款公債費は16万4,000円の減額補正であります。

第14款予備費は、3億4,072万5,000円の追加補正であります。

なお、継続費の変更は第2表継続費補正のとおりであり、繰越明許費は第3表繰越明許費のとおりでありまして、一般会計総額で13億1,429万5,000円を次年度に繰り越しするものであります。

また、事業費の変更により、第4表地方債補正のとおり、起債の限度額の変更を行うものであります。

次に、議案第38号 平成27年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ4,444万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,069万3,000円とするものであります。

歳入では、療養給付費等負担金、国・県の高額医療費共同事業負担金、退職者医療療養給付費等交付金、保健財政共同安定化事業交付金等を確定見込みにより減額補正する一方、一般会計繰入金、国保基金繰入金を追加補正するものであります。歳出の主な内容は、確定見込みにより退職被保険者等に係る療養給付費及び高額療養費のほか、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金等を減額する一方、一般被保険者に係る療養給付費、療養費及び高額療養費、国・県支出金返還金等を追加するものであります。

次に、議案第39号 平成27年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ65万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,715万4,000円とするものであります。歳入では、人件費繰入金及び繰越金を追加補正する一方、歳出では、給与改定に係る人件費及び予備費を追加補正するものであります。

次に、議案第40号 平成27年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,176万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,296万8,000円とするものであります。歳入では介護保険料、国・県支出金及び支払

基金交付金を今年度の収入確定見込み額で補正するほか、歳出補正予算に基づき一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金について補正するものであります。一方、歳出では今年度の支出見込みにより保険給付費等を補正するものであります。

次に、議案第41号 平成27年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,260万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,117万9,000円とするものであります。歳入では事業費確定による国庫補助金及び固定資産台帳整備費に係る一般会計繰入金の減額が主な補正であります。歳出は、事業費確定に伴う委託料及び工事請負費の補正並びに予備費の補正であります。

次に、議案第42号 平成27年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ392万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,211万4,000円とするものであります。歳入では、固定資産台帳整備費に係る一般会計繰入金及び繰越金の補正であります。歳出は事業費確定に伴う委託料、給与改定に係る人件費等の補正であります。

次に、議案第43号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ240万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億325万9,000円とするものであります。歳入は、事業費確定により町債を減額するものであり、歳出においては、事業費確定に伴う委託料、工事請負費、給与改定に係る人件費等の補正が主な内容であります。

なお、地方債の変更は第2表地方債補正のとおりであります。

次に、議案第44号 平成27年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

収益的支出においては、給与改定に係る人件費及び委託料の確定見込みにより121万円の減額補正であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及びこれを補填する過年度分損益勘定留保資金につきましては、第3条に示したとおり補正いたします。

また、起債の限度額の変更については第5条のとおりであります。

続いて、平成28年度当初予算関係についてご説明申し上げます。

まず、議案第45号 平成28年度南会津町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

平成28年度の予算編成につきましては、国の地方財政計画及び県の予算編成指針、並びに普通交付税の合併算定替え終了を見据えた予算づくりに留意しつつ、施政方針の中でも申し上げましたが、「関東・東北豪雨災害からの着実な復旧」に、第2次南会津町総合振興計画に基づく5つの柱を加えた6項目を重点施策といたしました。また、地方創生を初めとする国の平成27年度補正予算との連動を図りながら、地域経済に配慮した切れ目のない予算編成に努めたところであります。

なお、町の主要な事務事業については、平成28年度町政施政方針及び当初予算概要で説明させていただきましたので、省略させていただきます。

それでは、歳入より各款ごとにご説明を申し上げます。

第1款町税は、15億4,154万4,000円の計上でありまして、固定資産税が対前年度比3,470万円の増額が見込まれるなど町税全体で対前年度比3.3%、4,963万6,000円の増となりました。

第2款地方譲与税は、過去の交付実績等に基づき積算した結果、対前年度比5.6%減の1億5,400万円の計上となりました。

第3款利子割交付金から第5款株式等譲渡所得割交付金までは、過去の交付実績と県税収入の推計に基づき、第3款利子割交付金169万円、第4款配当割交付金380万円、第5款株式等譲渡所得割交付金280万円の当初予算計上となりました。

第6款地方消費税交付金は、県内の地方消費税収入見込み額等に基づき対前年度比33.3%増の3億1,200万円の計上となりました。

第7款ゴルフ場利用税交付金は、前年度交付実績見込みから前年度同額の340万円を計上しました。

第8款自動車取得税交付金につきましては、前年度交付実績見込み等から対前年度比34.8%増の3,100万円を計上いたしました。

第9款地方特例交付金は、前年度交付実績見込み等から対前年度比6.7%減の280万円の計上であります。

第10款地方交付税は、平成28年度地方財政計画の中で対前年度比0.3%減、546億円の減額が示されたところであり、こうした地方財政計画の内容を十分見極めるとともに、合併算定替えの特例期間が平成27年度で終了し、平成28年度から段階的に減少することなどを考慮しながら積算した結果、対前年度比4.8%減の62億1,130万円の計上となりました。

第11款交通安全対策特別交付金については、交付実績等から220万円を計上いたしました。

第12款分担金及び負担金は、土地改良事業受益者分担金、私立保育料、地方交付税清掃費再配分金等で23.7%増の5,627万1,000円の計上となりました。

第13款使用料及び手数料は、公立保育料、公営住宅使用料等のほか、諸証明手数料等で10.0%減の9,657万3,000円を計上いたしました。

第14款国庫支出金は過年災害復旧事業費負担金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金、臨時福祉給付金給付事業補助金等の増により53.2%の増となり13億3,769万3,000円の計上があります。

第15款県支出金は、私立保育園運営費負担金が増となったものの、再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業補助金、緊急雇用創出基金事業費補助金等の大きな減により全体としましては14.9%減の8億5,299万4,000円の計上となりました。

第16款財産収入は、町有土地、建物等の貸付収入、基金利子収入、林産物売払収入等で3,650万2,000円の計上であります。

第17款寄附金は、100万2,000円の計上でありまして、主にふるさと納税寄附金であります。

第18款繰入金は、特定目的基金からの繰り入れ等でありまして、庁舎建設基金繰入金を初めとして各種事務事業に充当するため、対前年度比304.3%増の13億224万7,000円を繰り入れするものであります。

第19款繰越金は、3,000万円を計上いたしました。

第20款諸収入は、会津高原リゾート株式会社貸付金償還金など3.1%増の1億5,698万4,000円を計上するものであります。

第21款町債は、後年度負担を軽減する観点から極力抑制を図ったところですが、庁舎建設事業、南郷総合センター整備事業、過年災害復旧事業等が予定されていることから、最終的にはおおむね前年度並みの17億1,920万円の計上となりました。

以上、歳入予算の概要について申し上げます。

続いて、歳出についてご説明を申し上げます。

1 款議会費は、1億1,986万2,000円でありまして、議員及び職員の人件費のほか、議会活動経費の計上であります。

第2款総務費は、過疎地域自立促進特別事業基金積立金、庁舎建設関連経費、支所費関連財産管理費、地域おこし協力隊受け入れ事業関連経費、集落応援交付金、南会津町振興公社運営費補助金、生活交通対策費、参議院議員通常選挙経費などで、40.8%増の36億2,230万6,000円の計上であります。

第3款民生費は、おおむね前年度並みの24億4,213万7,000円の計上で、社会福祉費では社会福祉関係補助金を初め各種障害者福祉給付費、老人福祉対策費等のほか、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計への繰出金、福祉施設管理費、臨時福祉給付金給付事業費等でありまして、児童福祉費では、放課後児童対策費、子ども医療費給付費、児童手当、保育所費等の子育て支援事業費等が主なものであります。

第4款衛生費は、南会津地方環境衛生組合負担金等が減額となったことから、11.0%減の9億5,756万4,000円の計上であります。

保健衛生費は健診、予防接種事業費を初め衛生組合負担金、老人保健事業費、放射能対策事業、害虫対策事業等の環境衛生業務費、簡易水道事業及び水道事業会計繰出金が主なものであります。

清掃費は衛生組合負担金、生活排水対策費等を計上いたしました。

第5款労働費は、震災等緊急雇用対応事業等が終了したことから、対前年度比75.2%減の4,560万8,000円の計上であります。

第6款農林水産業費は、19.6%減、7億1,786万4,000円の計上であります。

農業費は、中山間地域等直接支払事業費のほか、元気な産地づくり整備事業を初めとした各種農業等振興事業関係費、まち・ひと・しごと創生総合戦略事業による新規就農者総合支援事業、新規就農・経営継承総合支援事業、農業基盤整備促進事業、さらに、中山間地域総合整備事業等の県営事業負担金、多面的機能支払事業及び農林業集落排水事業特別会計繰出金等であります。

林業費は、鳥獣被害対策事業、森のエネルギー創出事業、森林環境保全直接支援事業等の各種造林事業費、さらには治山林道費、林業振興関連事業費を計上いたしました。

水産業費は、水産業振興のための漁業協同組合補助金であります。

第7款商工費は、クロスカントリーコース整備事業、小豆温泉整備事業等により、対前年度比15.7%増の7億1,887万円の計上であり、商工会運営費補助等の商工振興費に加え、観光物産協会運営費補助金、第三セクター支援事業、観光振興関係補助金、スキー場及び観光施設関係改修整備費、観光関連施設管理運営費の計上となりました。

第8款土木費は、対前年度比6.1%減の10億8,003万3,000円の計上となりました。

道路橋梁費は、除雪機械購入費、町道維持管理経費、除雪経費、さらには、社会資本整備総合交付金事業等による道路新設改良費が主なものであります。

都市計画費は、公共下水道事業特別会計繰出金、土地区画整理事業による区画道路築造等工

事などの事業費であります。

住宅費は、町営住宅寺前団地建設関連経費並びに町営住宅維持管理費等の計上であります。

第9款消防費は、対前年度比29.3%減の5億5,072万6,000円の計上で、消火栓設置等工事、小型動力ポンプつき積載車購入費などを計上するほか、広域消防署伊南出張所の水槽つき消防ポンプ自動車整備事業に係る広域市町村圏組合負担金を計上するものであります。

第10款教育費は、対前年度比4.0%の増の11億8,703万5,000円の計上となりました。

教育総務費は、教育委員会費及び事務局費の経常経費のほか、外国青年招致事業負担金、南会津高等学校高校生確保支援事業費、田島高等学校後援会事業補助金、スクールバス運行経費等のほか、小学生農山漁村交流事業、中学生海外交流事業を計上いたしました。

小学校費及び中学校費は、特別支援教育支援員等の配置、学校管理費、教育振興費等でありまして、県の補助を受けて、中学校全校で学習サポート事業に継続して取り組んでまいります。

社会教育費は、田島祇園祭屋台歌舞伎運営費補助、御蔵入交流館車庫倉庫建設工事、駒止湿原木道改修工事、前沢曲家集落保存対策事業のほか、生涯学習推進事業費、伝統芸能保存伝承事業、御蔵入交流館管理運営費や博物館等の施設の管理運営経費等、文化財保護費が主な内容であります。

保健体育費は、各種スポーツ事業関係費のほか、関東・東北豪雨災害で被災しました、びわのかげ運動公園ソフトボール場修繕工事及び運動公園管理費、学校給食の運営経費が主なものであります。

第11款災害復旧費は、関東・東北豪雨災害に係る過年災害復旧事業関連経費の計上が主なものでありまして、前年度より大幅な増となり7億5,549万3,000円の計上であります。

第12款公債費は、起債の償還金及び一時借入金利子の計上でありまして、5.4%減の16億1,298万9,000円の計上であります。

第13款諸支出金は、存目として1,000円を計上いたしました。

第14款予備費は、4,551万2,000円の計上となりました。

歳出予算の概要は以上のとおりであります。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては、第2表地方債のとおりであります。

以上、一般会計当初予算についてご説明を申し上げます。

次に、議案第46号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算につきましては、これまでの医療費実績に加え、被保険者数の推移、後期高齢者医療制度への移行状況等を加味した結果、予算規模は対前年度比2.8%減の23億1,200万円となりました。

それでは、歳入から各款別にご説明を申し上げます。

第1款国民健康保険税は、医療費支払い実績や平成28年度における医療費の見込みから、対前年度比3.3%減の3億5,436万3,000円の概算計上となりました。

なお、平成28年度の税率につきましては、被保険者数、所得及び固定資産税の確定により6月に本算定をすることになります。

第2款国庫支出金は、4億8,573万9,000円の計上で、療養給付費、後期高齢者支援金、介護納付金及び高額医療費共同事業等に対する国の負担金並びに財政調整交付金等であります。

第3款前期高齢者交付金は、前年度の実績を踏まえて3.7%増の5億1,515万9,000円の計上であります。

第4款県支出金は、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査事業等負担金及び療養給付費等に係る財政調整交付金で、おおむね前年度並みの1億1,956万円であります。

第5款療養給付費交付金は、退職者医療給付費等の交付金で、後期高齢者医療制度への移行の影響により対前年度比68.2%減の2,378万8,000円を計上いたしました。

第6款共同事業交付金は、対前年度比3.9%減の5億5,869万1,000円の計上で、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金であります。

第7款財産収入は、国民健康保険基金の利子収入として前年度同額の2万1,000円を計上いたしました。

第8款繰入金は、国保基盤安定化、人件費・事務費、財政安定化支援事業及び子ども医療費給付事業に対する一般会計からの繰入金等でありまして、2億1,171万7,000円の計上となりました。

第9款繰越金は、4,000万円を見込みまして、第10款諸収入は保険税延滞金、特定健康診査事業受診者負担金等で296万2,000円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

第1款総務費は、4,933万4,000円でありまして、人件費、国保税賦課徴収費、診療報酬明細書の点検事務等の経常経費を計上いたしました。

第2款保険給付費は、一般・退職被保険者の療養給付費及び高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費等の給付費でありまして、対前年度比2.3%減の12億8,662万円を計上いたしま

した。

第3款後期高齢者支援金等は、支援金及び事務費拠出金として対前年度比4.5%減の2億5,111万9,000円の計上であります。

第4款前期高齢者納付金等は、納付金及び事務費拠出金として20万円の計上です。

第5款介護納付金は介護保険事業納付金として、対前年度比11.6%減の1億547万6,000円の計上となりました。

第6款共同事業拠出金は、高額医療費及び保健財政共同安定化事業の拠出金でありまして、対前年度比1.1%減の5億6,580万9,000円の計上であります。

第7款保健事業費は、特定健康診査等事業、保健事業の計上でありまして、2,691万5,000円となりました。

第8款基金積立金は、2万1,000円の計上で、国保基金の利子収入を基金に積み立てるものであります。

第9款諸支出金は、保険税の過誤納還付金等で252万円を計上いたしました。

第10款予備費は、2,398万6,000円の計上となりました。

次に、議案第47号 平成28年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、前年度の実績等を踏まえ、対前年度比1.0%減の2億1,430万円の予算規模となりました。

歳入から申し上げますと、第1款後期高齢者医療保険料は、対前年度比2.1%減の1億1,345万円の計上で、被保険者からの保険料であります。

第2款繰入金は、一般会計から人件費及び事務費を繰り入れするほか、保険基盤安定のために繰り入れするものでありまして、9,382万9,000円の計上であります。

第3款繰越金は、存目1,000円の計上でありまして、第4款諸収入は、健康診査事業受託収入等702万円を計上しました。

次に、歳出であります。第1款総務費は1,125万9,000円の計上で、人件費及び事務費であります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への保険料及び保険基盤安定負担金で1億9,248万5,000円の計上であります。

第3款保健事業費は、保険者として健康診査事業経費で892万円の計上で、第4款諸支出金は、保険料過誤納還付金等でありまして、前年度同額の50万2,000円の計上であります。

第5款予備費は、113万4,000円を計上いたしました。

○五十嵐 司議長 町長に申し上げます。

午前中は議案第48号までの提案理由説明とさせていただきますので、ご了解願います。次の48号まで、お願いします。

○大宅宗吉町長 了解しました。

それでは、次に、議案第48号 平成28年度南会津町介護保険特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、年間の保険給付費の見込みにより、対前年度比2.1%増の19億4,260万円といたしました。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第1款保険料は、対前年度比3.1%増の3億4,545万2,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、存目として1,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は、対前年度比1.1%増の4億8,305万2,000円の計上で、介護給付費に対する負担割合に基づく介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金の計上であります。

第4款支払基金交付金は、5億616万9,000円の計上で、第5款県支出金は2億8,072万8,000円の計上でありまして、それぞれ介護給付費に対する負担割合に基づく負担金等の計上であります。

第6款財産収入は、介護給付費準備基金等利子として1万6,000円を計上しました。

第7款繰入金は、3億174万1,000円の計上でありまして、介護給付費に対する町負担分、地域支援事業費、低所得者保険料軽減措置分及び人件費、事務費分を一般会計から繰り入れするものであります。

第8款繰越金は、前年度同額の20万円を計上し、第9款諸収入は、介護保険事業運営資金償還金等で2,524万1,000円を計上いたしました。

次に、歳出のご説明を申し上げます。

第1款総務費は、人件費、事務費、介護保険事業運営資金貸付金及び介護認定審査会費等で8,729万5,000円の計上であります。

第2款保険給付費は、要介護者及び要支援者への施設及び居宅介護サービスのほか、サービス計画、高額介護サービスの給付費等でありまして、対前年度比0.4%増の17億7,890万4,000円の計上であります。

第3款地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス、地域包括支援センター運営等の事業費で6,923万円の計上であります。

第4款基金積立金は、介護給付費準備基金積立金として351万6,000円を計上いたしました。

第5款諸支出金は、保険料還付金、介護保険事業運営資金貸付金過年度精算繰出金等として231万1,000円の計上であります。

第6款予備費は、134万4,000円の計上となりました。

以上で、午前中の説明を終わらせていただきます。

また午後、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 暫時休憩します。

昼食休憩とします。午後の再開は1時ちょうどといたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで総務課長より発言したい旨、申し入れがありましたので、これを許可いたします。

総務課長。

○湯田文則総務課長 事前に配付してございます第2次南会津町総合振興計画後期基本計画の一部に誤りが発見されましたので、この後、議長の許可をいただいてシールの貼付によって訂正をさせていただきたいと思ひます。

それでは、訂正内容をご説明申し上げます。

すでにお配りしておりますこちら後期基本計画のほう、ごらんいただきたいと思ひます。

この計画の91ページをごらんいただきたいと思ひます。91ページです。

91ページ、標題に「3 「5年後の姿」を実現するための方策と役割分担」がございます。

この下の表であります、行政の下に、主体の分類の中の行政、町民等と分かれておりますが、この町民等の区分の中の個人の欄がございますが、この個人の欄の次に、地域・団体、事業所等の欄が漏れておりましたので、追加をさせていただきたいと思ひます。先ほど申し上げましたように、この後、議長の許可をいただいてシールを職員が皆様の計画に貼付させていただきますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 それでは、議案の修正を許可します。

〔議案の修正作業〕

○五十嵐 司議長 それでは、午前中に引き続き議案の提案理由の説明を求めます。  
町長。

○大宅宗吉町長 それでは、午前中に引き続き提案理由の説明をいたします。

議案第49号 平成28年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、施設の維持管理費及び起債償還金等で、対前年度比3.6%減の1億5,900万円です。

歳入から申し上げますと、第1款使用料及び手数料は、下水道使用料等で対前年度比5.7%増の5,009万2,000円を計上いたしました。

第2款国庫支出金は、農山漁村地域整備交付金で600万円を計上しました。

第3款繰入金は、起債償還金等の一般会計からの繰入金で1億289万7,000円を計上しました。

第4款繰越金は、1万円を計上しまして、第5款諸収入は、存目2,000円の計上です。

次に、歳出ですが、第1款集落排水事業費は、処理場維持管理経費や消費税等で6,620万6,000円の計上です。

第2款公債費は、起債の元利償還金で9,214万6,000円を計上し、第3款予備費は、64万8,000円の計上です。

次に、議案第50号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出予算は、対前年度比1.3%増の3億8,500万円となりました。

歳入から申し上げますと、第1款分担金及び負担金は、事業に係る受益者負担金で188万8,000円を計上いたしました。

第2款使用料及び手数料は、下水道使用料等で9,386万4,000円の計上であります。

第3款国庫支出金は、公共下水道事業特定環境保全下水道事業及び長寿命化計画に対する補助金として5,685万円の計上でありまして、同じく第4款県支出金に227万4,000円を計上いたしました。

第5款繰入金は、起債償還金等に係る一般会計繰入金で1億7,562万2,000円を計上いたしました。

第6款繰越金は、1万円を計上し、第7款諸収入は、国道改良工事関連公共ます移設補償費として59万2,000円の計上であります。

第8款町債は、公共下水道整備事業に対する起債5,390万円の計上であります。

次に、歳出であります。第1款土木費は、一般管理費、施設設備維持管理経費及び管渠布設工事等に係る事業費で2億542万円の計上であります。

第2款公債費は、起債償還金として1億6,947万円であります。

第3款予備費は、1,011万円の計上となりました。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては第2表地方債のとおりであります。

次に、議案第51号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本予算は、簡易水道事業の維持管理費、南郷地域、舘岩中部地区、田部長野及び荒海の簡易水道新設改良並びに簡易水道再編推進事業に係る工事費等で対前年度比2.3%増の6億7,700万円となりました。

歳入から申し上げますと、第1款使用料及び手数料利用は、対前年度比9.4%増の2億6,243万6,000円の計上で、水道使用料のほか各種手数料であります。

第2款国庫支出金は、1億619万9,000円の計上で、南郷地域、舘岩中部地区、田部長野及び荒海の簡易水道施設整備事業並びに簡易水道再編推進事業に係る国庫補助金であります。

第3款財産収入は8,000円で、基金利子収入を計上いたしました。

第4款繰入金は1億1,315万7,000円の計上で、町債元利償還金について一般会計より繰り入れするものであります。

第5款繰越金を100万円計上しまして、第6款諸収入は、県道改良工事関連配水管移設補償費収入の350万円を計上いたしました。

第7款町債は、南郷地域、舘岩中部地区、田部長野及び荒海の簡易水道施設整備事業並びに

簡易水道再編推進事業に係る町債 1 億9,070万円を計上いたしました。

次に、歳出であります。第 1 款簡易水道事業費は 4 億4,491万2,000円の計上で、人件費等一般管理経費のほか、施設の維持管理経費、南郷地域、館岩中部地区、田部長野及び荒海の簡易水道施設整備事業費並びに簡易水道再編推進事業費であります。

第 2 款公債費は、2 億2,629万6,000円の計上で、起債の償還金であります。

第 3 款予備費は、579万2,000円の計上となりました。

なお、地方債の起債の目的、限度額、その他の条件につきましては、第 2 表地方債のとおりであります。

最後に、議案第 52 号 平成 28 年度南会津町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出からご説明を申し上げます。

収入の第 1 款水道事業収益は、水道使用料等の営業収益と長期前受金戻入、企業債償還金利息繰入金等の営業外収益でありまして 1 億6,161万9,000円を計上いたしました。

支出の第 1 款水道事業費用は、1 億4,598万8,000円の計上となりまして、人件費、事務費等給水事業管理経費のほか、減価償却費、企業債償還利息、消費税等を計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出であります。収入の第 1 款資本的収入は 5,000万円の計上で、配水管布設工事等のための企業債であります。

支出の第 1 款資本的支出は、配水管布設工事の建設改良費及び企業債償還元金で 1 億2,644万8,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,644万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

また、企業債の起債の目的、限度額等の条件につきましては第 6 条のとおりであります。

以上、本定例会に提案いたしました議案 51 件、報告 1 件、諮問 1 件につきましてご説明を申し上げますので、ご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 以上で、町長の提案理由の説明は終わりました。



◎委員会提出議案第1号の上程、説明

○五十嵐 司議長 次に、日程第6、委員会提出議案第1号を上程します。

提出者の議会運営委員長より提案理由の説明をお願いします。

議会運営委員長、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 それでは、委員会提出議案第1号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

今般、国におきましては、第190回通常国会において、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正法案が成立し、内閣総理大臣を初めとした国の特別職の職員に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合が年間0.05月分引き上げられたところでもあります。また、福島県におきましては、福島県人事委員会勧告に基づき、県一般職員の給与改定を行うための条例改正案が本年2月16日開会の県議会定例会に提出されるとともに、県知事、副知事、県議会議員等に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を改正するための条例改正案が提出されております。

国・県の動向を踏まえ、本町においても今定例会に町長提出議案として一般職員の給与改定、並びに町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合の引き上げにかかわる関係条例の一部改正議案が提出されているところでありまして、町長等特別職に準じ、町議会議員に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合について年間0.05月分引き上げ、現行の年間100分の305を100分の310に改定するための所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 以上で、委員会提出議案の説明は終わりました。



◎議員提出議案第1号の上程、説明

○五十嵐 司議長 次に、日程第7、議員提出議案第1号を上程します。

提出者の菅家幸弘君より提案理由の説明をお願いします。

14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 それでは、議員提出議案第1号の提案理由をご説明いたします。

議員提出議案第1号 議員定数と議員報酬に関する特別委員会設置に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

議員定数と議員報酬に関しましては、平成22年に制定した南会津町議会基本条例に明記されているとおり、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮することが求められております。議員定数と議員報酬については、答えのないテーマであると言われておりますが、議員定数と議員報酬を考えることは、どういう議会を目指すのか、議会のあり方を考えることでもあります。平成26年に設置された議員定数と議員報酬に関する特別委員会では、さまざまな視点から検討が進められ多くの論点を学びました。平成26年12月3日に提出された議員定数と議員報酬に関する特別委員会報告を引き継ぎながら、さらなる調査研究を進めることを目的に、委員定数を副議長ほか6名で構成する議員定数と議員報酬に関する特別委員会を設置するものであります。

ご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○五十嵐 司議長 以上で、議員提出議案の説明は終わりました。



#### ◎請願委員会付託

○五十嵐 司議長 日程第8、請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は2件です。

平成28年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、紹介議員から趣旨説明を求めます。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 4番の渡部訓正でございます。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について、趣旨説明をいたします。

請願人の住所は、南会津郡南会津町田島字後原甲3531-1、氏名は、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長、渡部英明氏でございます。

請願の趣旨ですが、請願書のほうに記載の中身でございますが、これまでも同様の趣旨で請願をされ、本議会において意見書提出の採択を受けてございます。最低賃金の全国と県内の状

況、そして福島県が置かれている状況についてポイントのみ説明させていただき、採択をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、全国と県内の状況ですが、最低賃金は毎年、中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て都道府県別の最低賃金が決定されております。都道府県別の最低賃金を見ますと、東京都、神奈川県、大阪府、愛知県、千葉県の5都府県がAランクとされ907円から817円となっています。福島県は残念ながら最低のDランクとなっており、現在の最低賃金は705円ですから、実に200円以上の差となっています。さらに、この10年間だけを見ても、全国平均と福島県の格差は2005年には54円でしたが、昨年の2015年は93円と広がっています。

請願書でも述べていますが、2010年6月に行われた政労使の代表からなる雇用戦略対話では、2020年までの目標としてできるだけ早い時期に全国最低800円、これは時間額でございますが、を確保し、景気状況に配慮しつつ全国平均1,000円を目指すとの合意もされています。

以上を踏まえ、請願書で述べている4点について政府関係機関並びに福島労働局長に対する意見書の提出採択をお願いするものでございます。

なお、政府関係機関等への提出先でございますが、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長宛てでございます。

よろしくご審議のほどお願いして採択をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、平成28年請願第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の請願について、紹介議員から趣旨説明を求めます。

13番、星光久君。

○13番 星光久議員 それでは、平成28年請願第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出の請願でございます。

全文を読み上げて、提案説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

請願、住所が、南会津町田島字後原甲3531-1、氏名、日本労働組合総連合会福島県連合会南会津地区連合会議長、渡部英明さんでございます。

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出の請願について。

奨学金利用者は年々増加し、現在、大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用しています。その背景は、1つに大学の授業料の値上げが繰り返され、我が国の学費は世界で最も高い水準になっています。2つに、経済の悪化や雇用制度の変化に伴い、非正規労働者が勤労者の4割となり、親の経済力の低下に伴い、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めているようになっています。

一方、卒業しても不安定雇用や低賃金により、返済に苦しむ若者が増加しており、滞納者は33万人に及んでいます。初めから安定した収入を得て返済するという制度の前提が今では大きく崩れていると言わざるを得ません。

OECD加盟国34カ国の半数近くの国は、大学の授業料は無償で、32カ国に公的奨学金制度があります。大学の授業料が有償で国による給付型奨学金制度がないのは日本だけです。持続可能な社会のために世代を超えて若者を社会全体で支援し、少子高齢化、人口減少や地方の衰退に歯どめをかける上で、極めて重要な課題となっています。

つきまして、下記の事項について、地方自治法第99条の規定により、政府関係機関に対し意見書の提出をしていただきますようお願いいたします。

1. 速やかに大学等において国として新たな制度運営を前提とした給付型奨学金制度導入と高等学校等を含め、拡充を図ること。
2. 現在の貸与型奨学金制度の改善を図ること。
3. 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を図ること。

以上でございます。

各委員会におきまして、慎重審議のほどよろしくお願ひし、決定くださいますようよろしくお願ひします。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 政府機関に対しての意見書ということでしたが、今の紹介議員の説

明では、政府機関が説明されておりましたので、どこに意見書を出すのか、説明をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星 光久議員 申しわけございません。

文教厚生委員会のほうにお任せして、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 多分これについている文書があるのかと思うんですけれども、その資料があればきちんとその政府関係機関というのは明示していただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星 光久議員 申しわけありません。政府機関の宛先がわかりませんので、後から追って委員会のほうに願ひします。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星 光久議員 申しわけありません。内閣総理大臣、それから衆議院議長、参議院議長、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣でございます。

申しわけございませんでした。以上です。

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○五十嵐 司議長 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

受理した請願については、お手元に配りました請願文書表のとおりであります。

会議規則第92条の規定によって、所管の常任委員会に付託いたします。



#### ◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月9日午前10時から開議し、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時35分

平成28年第1回南会津町議会定例会 第2日

議事日程 (第2号)

平成28年3月9日(水曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 2番 森 秀一 議員
- 5番 室井英雄 議員
- 14番 菅家幸弘 議員
- 7番 大桃英樹 議員
- 16番 星 登志一 議員
- 17番 室井嘉吉 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 貝田美郎 議員   | 2番 森 秀一 議員   |
| 3番 丸山陽子 議員   | 4番 渡部訓正 議員   |
| 5番 室井英雄 議員   | 6番 湯田良一 議員   |
| 7番 大桃英樹 議員   | 8番 湯田賢太郎 議員  |
| 9番 湯田 哲 議員   | 10番 楠 正次 議員  |
| 11番 山内 政 議員  | 12番 高野精一 議員  |
| 13番 星 光久 議員  | 14番 菅家幸弘 議員  |
| 15番 阿久津梅夫 議員 | 16番 星 登志一 議員 |
| 17番 室井嘉吉 議員  | 18番 五十嵐 司 議員 |

欠席議員(なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長
角田厚	総合政策課長	五十嵐正雄	税務課長
渡部正義	住民生活課長	渡部浩治	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
芳賀美恵子	会計室長	星正信	農業委員会 事務局長
馬場秀成	学校教育課長	星不二夫	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	穴戸英樹	伊南総合支所長
梅宮昭広	南郷総合支所長		

**事務局職員出席者**

室井裕	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
-----	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。

登壇順序に従い、順番に発言を許します。

なお、本定例会における一般質問に当たりましては、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質問の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間を60分に制限しますので、質問の趣旨は簡単明瞭に願います。



◇ 森 秀 一 議員

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君の登壇を許します。

2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 議席番号2番、森秀一。

通告に従いまして一般質問を行います。質問は2点になります。

1点目の質問は、南郷総合支所庁舎の耐震対策についてであります。

南郷総合支所庁舎は、昭和42年7月、旧南郷村の役場庁舎として建設され、以来48年が経過しました。また、本庁舎は昭和40年、旧田島町の役場庁舎として建設されましたので、南

郷総合支所と本庁庁舎の建設時における年次差は2年であります。現在、本庁庁舎は、耐震対策として建設中であり、平成29年2月28日完成に向けて進められております。しかしながら、2年おくれで建設された南郷総合支所の耐震対策は、話題にもなっていないように思います。

南郷総合支所の耐震診断の結果、1階の構造耐震指数が0.36で、2階は0.197のDランクと、非常に厳しい数値を示しており、早急に対策を講じなければならない状況にあると考えます。

現在に至るまで町が行ってきた耐震対策は、小中学校の校舎や体育館など、優先すべきと判断される施設から順次実施されてきました。また、現在は本庁庁舎が建設中であり、南郷総合支所の耐震対策が先送りになった事情は理解しているところであります。

さて、あさって3月11日は、東日本大震災の発生した日で、発生から満5年になろうとしております。被災された皆様には心からのお見舞いと、お亡くなりになられました皆様のご冥福をお祈り申し上げます。

南郷総合支所は、南郷地域の振興と防災の拠点として位置づけられております。大震災から5年が経過しようとしている今、防災の拠点である支所庁舎をDランクのまま先送りするのではなく、耐震対策を講じるべき時期に来ているものと考えます。

このことから、耐震対策に取り組まれることを前提に、次のことについて質問します。質問は2点です。

1点目は、耐震対策としての工事内容についてであります。

現在の建物に対して、補強工事を行うこととした場合には、築48年を経過した建物であることや大規模な改修が伴うことなど、今後の耐用年数や支所機能を考えた場合、得策といえるのかどうかであります。また、建てかえの場合は、建物の規模、建築の方法、建築の場所、工事期間中の支所機能としての対応など、これらの事情によっては多様な問題が発生すると思います。いずれの選択をされるのか、町長の考えを伺います。

2点目は、耐震工事に着手される時期についてであります。

今まで先送りされてきたことは、事情があつてのことと理解しています。しかしながら、大震災から既に5年が経過しようとしている現状の中で、検討すべき時期に来ていると思います。町長の考えを伺います。

次に、質問事項の2点目、孫ターンに対する受け入れについてであります。

孫が両親のふるさとへ移住し、祖父母と同居する孫ターンがテレビで放映されるなど、話題になっております。孫ターンは就学、就職など、移住の目的はそれぞれに違いますが、Iターンと比較して、祖父母という親族の顔があり、地域や学校、職場など、溶け込みやすい利点があ

ります。また、住居を探すという煩わしさもなく、祖父母という親にかわる保護者もおります。U I ターンの場合は、主に家族全員で移住しますが、孫ターンの場合、親の生活はそのままに、孫本人だけが移住するということで身軽さがあります。

本町においては、U I ターンに対する支援はありますが、就職、就業に限定されており、孫ターン者全員をカバーするものではありません。まち・ひと・しごと創生総合戦略、人の流れの中で、平成28年度から移住相談総合窓口の設置運営と、ワンストップ移住相談総合窓口を設置するとあります。孫ターンについても対応はしていただけたと思いますが、受け身の対応ではなく、祖父母、住民、団体等、広範囲に働きかけるなど、積極的な対応と、それぞれの状況に応じた支援をすべきと考えます。

4点について質問します。

1点目、小中学生の受け入れについてであります。

生徒数の減少は、南会津町にとって大きな悩みであります。その解決の一つとして、孫ターンによる児童生徒の受け入れを進めたいと考えます。

南会津町出身者の中には、自分の生まれ故郷である自然環境の豊かな南会津町で育てたいと思う人は、少なからずいると思います。町長の考えを伺います。

2点目、高校生の受け入れについてであります。

南会津町には、田島高校と南会津高校の2校があり、いずれも定員は満たされず、存続でさえ心配されております。家庭の状況や子供たちの進路はそれぞれに違います。進学する子供たちの中には、親のふるさとである南会津町の高校に進学したいと思う子供たちもいると思います。また、親の母校で学びたいという子供もいると思います。町長の考えについて伺います。

3点目、資格取得を目的に祖父母宅へ住所を移転し、研修や進学を希望する者の受け入れについてであります。

住所を移転することで、研修・進学期間中だけでも人口の増加は見込めると思います。また、住所を置くことによって、南会津町に対する愛着を持っていただき、資格取得後や卒業後には南会津町に就職していただけることを期待するものであります。町長の考えを伺います。

4点目、就職・就業者の受け入れについてであります。

就職・就業に関しては、既存の支援事業として、若者定住応援プロジェクト事業や新規就農者支援事業などがあります。しかしながら、既存の支援事業には該当しないケースも出てくるのが想定されます。これらを補完するため、支援事業を拡充し、受け入れ体制を整備すべき

と考えます。町長の考えを伺います。

以上で演壇からの質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。2番、森秀一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、南郷総合支所庁舎の耐震対策に関する1点目、耐震対策はでございますが、耐震工事が建てかえかというおたかしであります。南郷総合支所庁舎につきましては、平成25年度に実施した耐震診断において、耐震補強が必要な建築物と診断されまして、早急に対策を構すべきであると、そのように認識しております。

耐震対策につきましては現在、南郷総合支所において庁内検討会を立ち上げまして、そして耐震及び改修についての検討を始めたところでありまして。今後は、関係部署及び専門家の意見等をいただきながら検討を進めてまいりたいと思っております。

議員おたしのとおり、支所庁舎は建設から48年が経過しており、老朽化も激しいことから、耐震対策につきましては耐震工事または建てかえの、この2案からの選択になろうかと思っております。安全性だったり、工事費等を比較しながら、検討しながら判断してまいりたいと考えております。

次に、2点目でありまして、耐震対策の実施予定時期についてのおたかしであります。南郷地域におきましては、支所庁舎のほかにも、福島県と町が共有する南郷総合センターがございます。山口土木事務所など福島県の出先機関が配置されておりまして、平成21年度に実施した耐震診断では、耐震補強が必要な建築物と診断されたことから、平成28年度当初予算において耐震工事費を計上しております。

また、耐震工事終了後に予定している大規模改修を行うための経費として、実施設計業務委託料を計上しておりまして、改修工事につきましては平成29年度もしくは30年度ということで予定しております。

このようなことから、南郷総合支所庁舎の耐震対策の実施予定時期につきましては、南郷総合センター大規模改修工事終了後に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、孫ターン者に対する受け入れに関する1点目でありまして、山村留学をイメージした小中学生の受け入れについてのおたかしであります。南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、南会津町の自然の中で学びや遊び、体験交流などを通して生きる力を養うことができる山村留学は、都市部の親を中心にニーズが高まっていることから、山村留学受け入れを検

討することとしております。

現在のところ、具体的な方策までは至っておりませんが、今後検討していくということになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。高校存続と町内就職に期待して、高校生の受け入れについてのおただしであります。町内には田島高校と南会津高校の2つの県立高校があります。いずれも入学者が定数割れの状態が続いています。

両校は、豊かな自然環境の中で、小規模校ならではの特色ある伸びやかな教育環境が魅力となっておりまして、孫ターンの高校生が入学していただければ、高校も地域も活性化につながるとともに、卒業後に町内への就職も期待できますことから、大変望ましい形であると、そのように考えております。

これらを実現するためには、生徒、保護者はもちろんのこと、町民の皆さんのご理解と協力が必要となりますが、まずは若者の田舎返りの一つの候補地に挙げてもらうために、的確な情報発信が必要であり、その手法等について研究してまいりたいと考えております。

このほか、高校の存続の問題、大きな課題がございまして、ほかの議員からもこの質問を予定されておりますところですが、これまでもいろいろ質問ありました。高校生の確保、これは町にとって大変重要でありまして、県の教育の方向性もありますが、町としては田島高校、それから南会津高校の存続、これをぜひとも県のほうにも要望していきたいし、町としても精いっぱい努力をしていかなければならないと思います。

ただ、今現在のところ、年間生まれる子供が80人から90人という状況でございますので、これも少子高齢化の対策として、結婚して子供が産める環境づくりであったり、子供をふやす、多く生まれるような町にしていかなければならない。そうしていかないと、なかなか地元で生徒の確保が厳しいというようなこともありますので、そういうことも含めた中で、町としてはこのような方法も1つの方法であろうかと思っております。

ですから、孫ターンに限らず、そういう意味で山村留学といいますか、この地域に興味を持ってもらえる、またはそのような魅力ある高校づくりにも、町としても積極的にかかわっていく必要があるだろうと、私はそのように思っています。そういうことを努力していきたいと思っております。

次に、3点目であります。資格取得を目的に祖父母宅へ移転し、研修や進学を希望する者の受け入れについてのおただしであります。孫ターンは子供世代を飛ばしたUターンと捉えておりまして、定住人口の拡大を進める中で、孫ターンの田舎暮らしは歓迎するべきものであ

ると考えております。U I ターン者同様、町独自の若者定着のために取り組んでおりまして、諸事業を適用させ、可能な限り支援してまいりたいと思います。

町では、町内への移住を希望をする方に向けた、町の支援制度をまとめた定住ガイドブックを作成しておりますので、これらを活用しながら、今や現実となり始めている孫ターンでの受け入れ体制を整えながら、正確な情報発信に努めてまいりたいと考えております。ご理解いただきたいと思っております。

次に、4点目ではありますが、就職・就業を希望する若者の受け入れについてのおただしであります。町内でも孫ターンと見られる若者の転入の情報もあり、孫ターンの定住スタイルも広がりつつあると、そのように認識しております。

現在、町が実施している若者定住応援プログラム交付金事業におきましても、交付の対象者と考えており、町の無料職業紹介所において、合同企業説明会に参加した町の企業の紹介や、受講料無料の職業訓練コースの紹介を行いながら、地元就職につながるよう支援してまいりたいと考えております。

また、新規就農者支援事業においても、支援の対象となるだけでなく、祖父母と同居することにより、住居と周囲の耕作地であったり、農地の荒れとか、そのようなことも防げる、確保できるということ、そのような課題解決も見込まれますので、後継者として地域に受け入れやすい大きなメリットとなり、よりスムーズに成果に結びつくことが考えられます。

何よりも高齢化する地域にとって、若者が祖父母と定住することは、地域の活性化と安全・安心の環境づくりにつながるものと思われまますので、今後は新しい人の流れをつくる施策として、孫ターンの田舎暮らしを実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

わずかな人数ではありますが、孫の方も町内に就職されていますし、またことしもそのようなこととなります。ですから、少しでもそういう理解を深められるよう、そしてその環境づくり、町としても整備してまいりたいと思っております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 再質問をさせていただきます。

南郷総合支所庁舎の耐震対策についてであります。もう検討を始めたということをお聞かせいただきました。大変よかったですと思っております。

問題は建設資金であるというふうに考えております。来年度からは、合併算定替えによる一本算定に向けて交付金が減額されるわけでありましてけれども、このような中であって、資金調達というのは大変にご苦労があると思います。事情は理解しておりますので、できるだけ早い時期に着手されることを期待しております。

次の質問に移らせていただきます。

孫ターンに対する受け入れについてでありますけれども、山村留学ということで質問はさせていただきます。ですが、孫と祖父母とはいっても、小学生のうちから親と子が別々に暮らすということは望ましいことではないと私は考えております。それをあえてなぜ質問したかということですが、現在、世間では、いじめや子供の貧困、こういうものが叫ばれています。本町出身者の家庭でこれらの悩みを抱えているとは考えるべきではないかもしれませんが、万が一あった場合には、温かく迎えてあげるというようなことも必要であると考えたからであります。

また、これらについては、中高校生についても言えることなのかなと、共通しているというふうに思います。町長に考えがありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに、少子化という中で、学校教育、いろんな課題が出てきていること、社会問題にもなっています。そこだけが特別でないような状況にも、そのようにも認識しておりますし、できるだけ、そういう意味ではいろんな選択肢があってもいいのかなと思います。そうした中で、やはり課題がございますので、そういうことを含めた中で、町として地域としてできること、それをしっかり検討して、その対策をしていかなければならないと、そのように考えています。

ですから、よその地域ばかりでなくて、町内に関してもそのような状況もしっかり把握しながら、町としては対応していかなければならない責任があると思いますので、その辺も含めた中で、当然町外から来られる方々に対してもそうですし、町内の方々に対しての教育、子供たちに対する教育、そして将来安心してここで学校教育を受けられるような環境整備、そして就職できるような環境整備、これを町としては今後、しっかり具体的な対応の中で進めてまいりたいと思います。

そういう意味で、地方創生も出てきているわけでありましてけれども、学校の教育そのものには地方創生は余りうたわれていませんけれども、そのような課題を解決するというか、対策す

るといふこと、それから就職の環境を進めること、それからやはり今まで一生懸命頑張ってきたそれぞれの、なかなか企業誘致は厳しいところありますけれども、企業に対する応援、そういうことも町としてはいろんな対策をいろいろな形の中で講じながら、諸課題を克服できるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 それでは、次に、資格取得者の受け入れということですが、資格取得のためにただ住所を移すというような人はいないかもしれません。そこで必要なのは、ただいま町長のほうからも答弁はありましたけれども、支援としての特典というようなのがあって、初めて入ってきていただけるのかなというふうに思いました。

私は、町が行っている看護師の資格取得のための奨学金制度、今、町長言われていた内容なんですが、町内就職者には看護師の奨学金の返済免除制度、これがありますけれども、それらを目的に孫ターンということで転入していただいた場合、町民と同等の扱いで支援ができるというようなことであれば、来ていただけるのかなという思いがありました。

さらには、看護師など、ほかの職種についても同じような制度を拡張していただければ、さらに効果はあるのかなというように思いを持ちましたので、それらについて、南会津町内の就職への誘導というように形で考えた場合、もし町長のほうに考えがあればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに今、保護者といいますか、収入の厳しい中で子供の教育がかかり過ぎるという課題があります。そうした中で、どこの家庭でもそうだと思いますけれども、本当に。ましてや、この地域から専門学校あるいは大学となれば、よその地域に出ざるを得ないと。そういう中で、学費というものは大きな課題になるわけでありまして、そうした中で奨学金制度があります。

町は、看護師さんになって戻ってこられる人に対しては、一定の金額でありますけれども、給付型といいますか、そういう制度もありますが、逆に、今度は県のほうでいろいろな話、情報を聞きますと、県のほうでは、戻ってきて奨学金を返す人にも、何なりかの支給というか、給付の形をとる、あるいは免除したいというような話もありますが、町としてもそのようなことをやっぱり検討する段階ではあるのかなと思います。

しかし、いろいろな条件がありますので、その辺の、どのような場合にどのようにやったら

いいのかということ、課題がございますのでね。その辺も含めた中で、検討はしていきたいと思えます。そして、できることはやっていきたいと、そのように考えています。

一方で、ちょっと奨学金とは違いますけれども、看護師さんの帰郷事業といえますか、それで看護師さんが戻ってこられた場合には、それに対しての引っ越しとか、そういう費用を負担しようというようなことはあるんですが、学生の場合、まだそこまでの場合は、看護師さんのものしかないんですが、そういうことも含めた中で町としても検討する必要があるだろうと、そのように思えますので、これから検討を始めたいと思えます。

本当に皆さん方が、やはり教育を受けるということは、将来の人生設計の中で非常に大切だと考えておりますので、本当に南会津町に生まれてよかったと思えるような、そういう制度をつかっていきたいと思えますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

○五十嵐 司議長 2番、森秀一君。

○2番 森 秀一議員 検討していただけるということで、よろしくお願いをしたいと思えます。

それで、就職・就業者の受け入れについてであります。今現在の既存の支援制度の場合、会社や就職、就農、これらに対して限定されているような状況に思えます。孫ターンということで考えた場合、これらに該当しないケースもあると思えます。これらに対する該当しないようなものに対する事例を探っていただいて、支援を考えていくというふうに私なりに思っております。

そういう中で、全体的には孫ターンということでいろんなケースが出てくると思えますが、ワンストップ移住相談窓口ということで設置されるわけですから、それらの中で積極的な対応ということでその活動を期待して、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 以上で2番、森秀一君の一般質問を終わります。

---

◇ 室 井 英 雄 議 員

○五十嵐 司議長 次に、5番、室井英雄君の登壇を許します。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 議席番号5番、室井英雄でございます。

大きく2点に関しまして一般質問させていただきます。

まず、第1点ですが、新型特急の乗り入れについてお伺いいたします。

東武鉄道は、平成29年4月から新型特急車両500系を導入し、会津田島駅まで乗り入れることを折々の町長のご挨拶の中で公に言っておられます。

そこで、以下のことについて、乗り入れについて質問いたします。

1つ目、東武鉄道側から公式な発表はまだなされていませんが、どちらからの提案なのかを含め、経緯についてお伺いいたします。

2点目、乗り入れに関して、町はどう考え、どのような対策をとるのかをお伺いいたします。

3点目としまして、同時期に新庁舎も完成しており、中心市街地活性化基本計画とリンクさせ、駅前から新庁舎までの区域を商工会や関連機関と連携し、町のシンボル・顔として整備するお考えがあるのかをお伺いいたします。

大きく2点目ですが、国民健康保険の都道府県単位での一本化についてお伺いいたします。

国は、国民健康保険——国保ですね——の運営を平成30年度に市町村から都道府県に移行する予定と聞いていますが、このことに関しまして質問いたします。

1点目、平成30年4月の移行に向け、今後のスケジュールはどうなるのかをお伺いいたします。

2点目としまして、移行することにより保険税はどう変わるのか、また、現在滞納されている方の取り扱いはどうなるのかをお伺いいたします。

3点目としまして、移行により変わるものがあるとすれば、具体的に何があるのかをお伺いいたします。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 5番、室井英雄議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新型特急の乗り入れに関する1点目ではありますが、新型特急の会津田島駅に乗り入れる提案のもとと経緯について及び2点目、乗り入れに関して町はどう考え、どのように対策をとるのかとのおただしについては関連がありますので、あわせてお答えさせていただきます。

これまで町といたしましては、首都圏からのアクセス向上を図るため、東武鉄道、野岩鉄道、会津鉄道との相互乗り入れや直通輸送の実現に向けて、関係市町村及び会津、野岩両鉄道と要望活動を行ってまいりました。

今年度、会津、野岩両鉄道は、平成28年度から平成30年度までの次期経営改善計画を策定

しまして、その中で平成29年春に導入予定である東武鉄道新型特急車両による首都圏直結輸送を実現し、利便性向上と収益拡大を図ることを目的として要望することといたしました。これまでも、経営会議といたしますか、役員会があったわけでありますが、大変厳しい、野岩鉄道も厳しい状況でありますけれども、やはりこれを打破するには、このままの状況で事業を進めていっていいのか、あるいはこのような特急といたしますか、新しい一歩前進するような事業が必要なのかということも検討されたことも事実であります。

そうした中で、私もその検討の中では積極的なことを提案して、結局は東武鉄道さんがいずれにしても主体的でありますけれども、新型特急を走らせるというような決断になったと、そしてこのような今状況になっていると。

町としても、それはそれなりに責任があるわけでありますから、やはり沿線の住民の皆さんにもそういうことをしっかり知らせて、そしてこれを成功させなければならない、要望するからにはそのような責任を感じてやってきたつもりであります。そのために、昨年11月には新型特急の会津田島乗り入れの実現に向けまして、会津若松副市長、下郷町長とともに東武鉄道本社へ要望に行きました。

運行路線等の具体的な内容ははまだ発表されておりませんが、新型特急の乗り入れは本町と首都圏を直結することとなり、交流人口の拡大など地域振興の促進につながる重要な機会と考えております。新型特急の会津田島駅乗り入れを想定し、2次交通対策やまちなか案内人の養成など、受け入れ体制の検討を進めてきております。

今後も、関係機関との連携を密にしながら、新型特急乗り入れの実現に向けて取り組んでまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目ではありますが、中心市街地活性化とリンクさせ、駅前から新庁舎までの区域を商工会や関係機関と連携し、町のシンボル・顔として整備する考えはあるのかとのおただしであります。町といたしましても、新型特急の乗り入れと中心市街地の活性化の観点から、駅前から新庁舎までの区間は本町の玄関口としてシンボルロードとなるものと、その区域であると認識しております。

これら具体的な施策を推進するため、本定例会に提出しております平成27年度補正予算の地方創生加速化交付金事業にまちなか賑わい創出拠点整備事業の予算を計上しております。中心市街地活性化ビジョン策定も計画しておるところでございます。このビジョン策定は、新型特急の乗り入れや国道289号バイパスの全線開通、さらには会津縦貫南道路の整備を見据える中で、観光客の受け入れ体制や商店街の活性化などさまざまな観点から、田島地区、中心市街地

の活性化を図るものでありまして、現在、商工会が中心となり策定の準備を進めているところであります。このビジョン策定においては、当事者となる商工業者や地元住民の方々、さらには関係団体等の意見や要望が反映されたビジョンが策定されるものと、そのように期待しております。

いずれにしましても、町ばかりでなくて、やはり商工会の皆さんであったり、地域の皆さん方の協力なければ、全てこのようなこともなし得ないということでもありますので、町としてもしっかり皆さん方と協議をした中で、一日も早くこれらを整備できるように進めてまいりたいと思います。

町といたしましては、この策定されたビジョンに基づき、当該シンボルロードの整備を含めた商店街の新たな魅力づくりに向けまして、住環境整備への支援のあり方について検討を進めながら、交流人口の拡大とまちなか活性化に努め、つなげてまいりたいと考えております。

新型の特急が本当に会津田島駅まで来るわけでありまして、観光客が会津田島駅におり立って、そしてまちなかを歩かれたときに、本当にもう一度この会津田島に来てみたいと、やっぱりそのような感覚、気持ちになってもらえるような対応を、この1年間かけてやっていかなければならないと思います。そのためには、皆さん方にも十分その趣旨を理解してもらって、そしてそれぞれの役割の中で、お互いが協力できるものは協力してもらい、自分が頑張るものは頑張ってもらいというようなその体制づくりと、町としても環境づくりをしっかりこの1年間の中でやっていく必要があるだろうと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、国民健康保険の都道府県単位での一元化に関する1点目、平成30年4月の移行に向けて、今後のスケジュールはどうなるのかとのおただしであります。平成30年度の県移行後の国保の安定的運営について協議することを目的として、本年度、県と県内市町村による福島県市町村国保広域化等連携会議が設立されまして、国保税の算定や保険給付の方法等の国保運営に係る基本的な方向性を示した国民健康保険運営方針の策定に向けて、検討が進められているところであります。

平成28年度につきましては、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する国民健康保険運営協議会が県に設置されるとともに、事務処理システム導入を初めとした各種事務取り扱いに係る本格的な協議が行われまして、県移行の前年の平成29年度には、町から県に納付する国保事業費納付金の金額とあわせまして、市町村ごとの標準保険料率が示される予定となっております。そのようになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。移行することにより保険税はどう変わるのか、また、保険の滞納の取り扱いはどうなるのかのおただしであります。現在、国から示されているイメージとしては、都道府県は医療給付費の見込みを立てまして、市町村で納付する国保事業費納付金の額を示しまして、市町村においてはそれぞれ保険税率を定めることとなります。市町村で保険税率を定める際に参考となるよう、標準保険料率を示すこととなっております。

これを受けまして、市町村では保険税率を決定することとなりますので、国保税率の大幅な見直しが行われます。国保税の賦課徴収については、これまでどおり市町村が担うこととなります。

なお、滞納の取り扱いにつきましても、都道府県へ移行することはありませんので、引き続き市町村において収納対策を進めることとなりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目であります。移行により変わるものがあるとすれば、具体的に何があるかのおただしであります。国民健康保険の財政運営主体が都道府県に移行することにより、保険給付に必要な費用は都道府県が担うことになることから、高額医療費の発生等については都道府県全体で分散されるなど、市町村における運営面での不安要素の緩和が図られることが期待されております。

また、国が指導的に構築する標準システムの活用や、都道府県統一的な運営方針を示すことにより、市町村事務の効率化、標準化が図られることが想定されます。

なお、被保険者証の交付や保険料の賦課徴収、保健事業などについては、引き続き地域住民と身近な関係にある市町村が担うこととなります。

今後は、より一層県との連携を深めることに努め、国保の財政運営主体の県移行に向けて、しっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項等につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 ありがとうございます。

まず、新型特急乗り入れについて再質問させていただきます。

今、町長の答弁でほとんど、私用意していた再質問に全てお答えしていただきまして、本当に質問することがないんですが、また二重の質問になってしまうかもしれませんが、ご勘弁願いたいと思います。

乗り入れに関しては過去にもお話しありましたが、なぜこのタイミングなのか。いろんな努

力のたまものとは思いますが、乗り入れに関して、東武側からは何らか、条件提示とかなどがあつたのかどうか、お伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

条件提示ですか。

○5番 室井英雄議員 もし、乗り入れするにはホームを直せとか、段差があるから直せとか、そういう他に乗り入れに関して。

○大宅宗吉町長 では、詳しいことは担当のほうから応えてもらいますが、タイミングというのは別に、東武さんが——先ほども私も答弁の中で申し上げましたけれども、そのようなことも1つの方策じゃないかということは提案申し上げたことは確かであります。ですけれども、それはそれとして、ただ、時間的なことになれば、やっぱり常からずっと思っていたのかなと思います。

やっぱり、日光市さんも海外の今度、実際に東武鉄道もありますし、東京オリンピックもあつたり、そこら辺がみんな一緒になるような感じなんですけど、いずれこの事業は長い間検討しないと、いきなりできるものではないと思いますので、根底にはあつたのかなと思います。

しかし、日光市さんにしても、インバウンドであつたり、あるいは観光客、あの原発事故以来、大変苦慮されていることも確かです。日光市さんは年間1,300万人ほどの観光客あるそうですが、私もこれたびたび申し上げておりますが、那須塩原市さんでは1,100万人ぐらいなんだと、そのような観光客がすぐ隣までは来ています。ですけれども、私どものほうは、もうその20分の1ぐらいになってしまうと。

そういうことも含めた中で、観光事業に対する原発事故も含めた中での影響大なるものがまだありますし、そうしたことで、それを脱却しなければならないと思っていますし、地方創生であつたり、地域活性化の中では1つの大きなはずみになるものと思いますし、そうした中で、町としてもその対応を東武さんにも要望しながら、東京まで、浅草までの時間短縮、これはやっぱり利用者の増にもつながると思いますし、そういうことも含めた中で、沿線の市町村の皆さんともそういう要望はしてきたところでもあります。

ですから、タイミングが確かにこのように合ったということはあるかもしれませんが、やはり東武さんの経営方針といいますか、そこら辺とも合致してこういうふうになったと思います。ですから、私どもはそういうことを言っている責任の中で、しっかり受け入れをする必要があると思いますので、先ほど申し上げましたが、その対策をこの1年かかって、そして将

来どのような受け入れをしていくのかということも皆さんと協議して、その対策をしっかりと実施してまいりたいと考えております。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えをいたします。

具体的な町に対してのこの運行にかかわる要望提示、東武鉄道さんのほうからはいただいております。ただ、先ほど町長答弁にございましたように、会津、野岩両鉄道会社の次期改善計画を策定するに当たりまして、具体的に来るといようなことの発表は東武のほうからもらっておりませんが、想定をして、その準備にかかるような議論はされてきております。

具体的には、線路が単線でございますので、実際、特急が乗り入れた場合の既存の列車との調整であるとか、あるいは電源の関係、果たして特急が入ってきたときに現在の電源——電力量といいますか、それで対応できるのかというようなこと、これについては町というよりも、野岩・会津鉄道さんのほうでそれらを具体的に東武さんのほうに情報収集をしながら検討していくというような段階でございます。したがって、町に対しては、現在のところそういった要望はございません。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 運行面に関してちょっとお尋ねしたいんですが、まだ、詳細についてはこれから煮詰めるということのお話だったんですが、何ら乗り入れるということだけで、その他の詳細はまだ何も決まっておられないんですね。お伺いいたします。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

詳細については、具体的に決まっております。ただ、新型特急の乗り入れについては、東武のほうで公表しているのは、3両固定の車両で8編成で対応したいというようなことは申されておりますが、それが会津田島までについては、再三申し上げますが、東武鉄道としては乗り入れということは明言しておりませんので、その規模がどうなるかというようなところについてまでの情報も現在のところはない、こちらのほうで想定をしつつ準備をしているという段階でございます。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 今、課長の答弁ですと、想定の話ということなんですが、先ほども一般質問でしましたとおり、町長のご発言の中でも言い切っている部分がありますので、そこら辺をちょっとまた再確認したいんですが。町長、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いずれにしても、公表はまだです。いろいろこれ、そこら辺のところは推して知るべしとか、知ってほしい部分もあるんですが、私どもは来たときに慌てるんじゃなくて、そういうことを想定してやる必要があるでしょうということで、当然、地域住民の人、沿線住民の人にもそういうことを事前の予備情報として提供しながら、町としてもそういうことを準備していきたいと思っているところであります。

ですから、まだ公表されていないところで、こういうような話がどんだんひとり歩きするわけですが、私としては来てくれるものと、そのような強い思いを持っています。その準備をしていきたいと思います。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 はい、ありがとうございます。これ以上は尋ねないことにいたします。

今回、町長の町政施政方針の説明の中でも、この乗り入れは大きなチャンスだと言われております。多様な事業に与える影響も大きいと思われまして、乗り入れるまでに約1年ということで、関係される課の皆様には十二分な対応をお願いして、この件についての再質問は終了いたします。

次に、2の国民健康保険について、何点か質問いたしたいと思います。

再確認なんですが、平成30年4月の県移行は確定事項なのかどうか、お伺いいたします。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 お答え申し上げます。

国保制度の改正については、国のほうで脆弱な基盤を将来的に安定させる必要があるということで、数年前から本格的な検討が進められてまいりました。

去る昨年5月27日ですが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険等の一部を改正する法律が通りました。つまり、これまで、国と地方の協議、全国知事会とかやっていたわけなんですが、国のほうでも応分の金銭的な負担をしますよというところがはっきりしたことを受けて、この法律が昨年5月27日に成立しております。

この中に国民健康保険の安定化という項目がありまして、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となるということが明示されたところでございます。この法律の施行時期が平成30年4月1日ということでございますので、今、それぞれの市町村が実施しています国民健康保険の運営母体、これについては平成30年4月1日から各都道府県に移管されるものというふ

うに認識しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 はい、よくわかりました。ありがとうございます。

今度、保険税の算定方式についてちょっとお尋ねするんですが、算定方式には3方式と4方式とがあるようですが、当町はどの方式を採用されているのか、また、平成30年4月の移行に際し、その方式に対してどのように対応していくのか、お伺いいたします。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 答えいたします。

今ほど議員が紹介していただきました3方式、4方式でございますが、均等割、これは被保険者1人当たりの人数割という部分です。1つ目が均等割、2つ目が平等割、これは1世帯に対して幾ら負担してくださいというやつです。さらに、所得割、これは所得の能力に応じて負担してくださいと、この3つの方式でいくのが3方式です。プラス固定資産の割合も加味したものが4方式でございます。

本町では、合併前の4町村とも、4方式ということで保険税のほうで徴収されておまして、現在も4方式で算定を行っているところでございます。

以上が本町の保険税の算定方式でございますかね。ですから、4方式になっているということをもまずご報告申し上げたいと思います。

それから、2点目、平成30年度の国保の県移管になった際にどうなるのかというお話もございました。

福島県のほうでは、県としての広域化計画なるものを持っております。その中で、国保税の算定方式については、均等割、平等割、所得割の3方式に持っていきたいというような方針を示しておりますので、我が町は今4方式となっておりますが、平成30年度に県に移管される際には、3方式としての保険税の算定をすべきだろうというふうに考えております。

ですから、今まで4方式から3方式になるということ、さらには県のほうから南会津町の納付金がこれだけになりますよというようなものをお示しされますので、相当大きな国保税の改革があるだろうと思いますので、それに向けて万全を期していきたいと思います。端的に申し上げますと、平成30年度の町のあり方としては、3方式で調整すべきだろうというふうに感じております。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 そういうことで理解をいたしました。あわせて、当町の保険税の水

準は、県内で現在どのようなレベルにあるのか、高いのか、もしくは安いのか、数字があればお聞かせください。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 お答え申し上げます。

平成26年度の数値でございます。モデル世帯ということで、旦那さんと奥さんの2人暮らしプラスそこにお子さんが2人いるという家庭で、所得の金額を192万円、それから固定資産額を8万円というふうに設定したモデルケースを示しまして、県内のそれぞれの市町村の税額、税率に合わせると幾らになるのかという試算をしたやつがありました。これを見ますと、このモデルケースでの県平均は、年額34万7,418円でございます。

ちなみに、本町の数字は31万4,100円ですから、県平均よりも3万円弱下回っているということで、59市町村の中で南会津町は43番目の位置にありました。一番高いところでいうと、51万7,500円という自治体がありました。一番安いところは22万5,100円というところがありました。ですから、市町村において、それぞれの保険給付の実態、それから所得水準、そういったところを見ますと、相当のばらつきがあるということで感じられるところでございます。

本町の全県的な保険税の水準、平成26年度の数値でございますが、今ほど説明申したとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◇

◇

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 県内59市町村のうち43位に位置するというので、これは喜ばしいことなのか、低いということは喜ばしいことなんでしょうかと思っておりますが。

次に、滞納者についてお伺いいたします。

保険税の滞納者に対してはどのような対応をとられているのか、お伺いいたします。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 滞納者でございますが、まじめに納めている人と納めていない人、保険税の納入いただく上での不公平があるわけですが、サービスのほう、医療給付、これについても同じでいいのかという議論は当然出てくるところでございます。

それで、我が町では、保険証の期間を8月1日から翌年の7月31日までの1年間の限りで保険証を発行しているところですが、滞納のある方についてはその滞納の実態、つまり納められるのに納めないのか、納めたいんだけども諸般の事情で納められないのか、そういったところを加味しながら、保険証の発行する期間を調整しております。

一番厳しいといえますか、あなたは被保険者であることを証明しますという資格証を発行するケースがあります。これについては、医者に行くときは10割出してくださいよと、領収書を持って役場に来れば、残り7割は後からお返ししますよという、これは資格証明というやつです。

それから、1カ月限りにしますということで、納付相談があつて約束を守らないとか、そういった人たちのためには、それを1カ月だったり、2カ月だったり、3カ月だったり、もしくは6カ月だったりということで、種類のには期間を、資格だけを示す資格証と1、2、3、6のこの5種類で保険証の交付をして、税務担当のほうでは納付実態、納付相談を行いながら、その履行状況を含め、私のほうの保険証を発行する部署との調整をしながら納付を促しているというのが実態でございます。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○五十嵐正雄税務課長 今ほどの住民生活課長から申し上げましたとおりでありますけれども、税務課としましては、短期で交付するというので、その更新の都度、納税指導をするという目的で行っております。公平という意味におきましては、税務課においては、国民の義務を果たしてもらい、納付してもらいということが一番でありますので、電話催告による納税指導を中心に、月1回の日曜日の納税相談を実施しながら、できるだけ皆さんの納税しやすい環境に持っていくように努めておるといような実態であります。

以上であります。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 今、短期被保険者証のお話がありましたが、現在の滞納者の中で、何人の方がこういう対象者になっているのか、わかればお伺いしたいんですが。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 お答え申し上げます。

9月28日現在の数字で申し上げます。資格証、これが9世帯13人でした。それから1カ月、27世帯49人、それから2カ月、39世帯93人、3カ月、31世帯53人、6カ月、これが40世帯71人という結果でございます。これを直近の3月1日時点でちょっと数字を出していただいたんですが、資格証のほうは6世帯6人に減少しております。これは、納税相談の効果なのかなというふうに感じておりますが、資格証が6世帯6人、1カ月が29世帯54人、ここは若干ふえているんですけども、資格証のほうから1カ月にランクアップしたというところでの増加というふうに聞いております。それから、2カ月が37世帯89人、3カ月が28世帯46人、6カ月が28世帯52人ということで、全体でいうと、9月28日現在、146世帯279人が対象でしたが、3月1日現在、128世帯247人に数字が動いております。の数字を見ても、短期証を発行して、納税者と相談するという効果があらわれているのかなと思います。

なお、1点、先ほど説明が漏れてしまいました。子供さんについては医療をとめるわけにいかないで、全ての項目について6カ月の区切りで発行していることを、追加でご説明させていただきます。

以上です。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 ありがとうございます。

また改めてお聞きしますが、今後、正しく納税している方との公平性の観点から、今後取り組んでいくことはあるのかどうか、再度お聞きいたします。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○五十嵐正雄税務課長 お答えいたします。滞納者への対応としましては、電話催告を中心に納税相談を行っておりますけれども、再三の納税指導にも応じないという方、約束を不履行するような方々、そういった滞納を繰り返すような方々に対しましては、滞納処分を行っております。

昨年の例でいいますと、平成26年度ですけれども、現在も住民税の申告相談をやっておりますが、確定申告により発生した所得税の還付金を差し押さえをしまして、26年度ですと33件差し押さえをしまして、額でいいますと80万余りの額を国保税に充当したというような実態であります。これからも、そういった形で、預貯金の差し押さえ、それから所得税の還付の差し押さえ等に十分力を入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 今、33件80万と税務課長がおっしゃられましたが、これは悪質な滞納者という見方でよろしいのでしょうか。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○五十嵐正雄税務課長 答えいたします。

悪質といたしますか、再三にわたって約束を不履行するという、その部類に入るかもしれませんが、こちらで予定した日に来てもらえなかったり、予定した額が納税されなかったりという場合におきましては、そういった形で差し押さえをさせていただくというようなことであります。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 はい、ありがとうございました。

滞納者の中には、課長からご説明がありましたが、経済的な理由による滞納者とか、今回の何度言われても不履行が続くような滞納者がいる中でありますが、これからもきめ細やかな対応をお願いいたしたいと思います。

それで、この移行に関して、町民に対して、この移行は大きく変わるというのがあればご説明お願いいたします。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 答え申し上げます。

町長答弁の中にも触れておいたんですが、今回の移行の中で、対住民が影響する部分についてご説明申し上げます。

まず1点、保険税の賦課徴収、これは今までどおり町が保険税を算出をして、徴収をするということでございますから、賦課徴収の部分は今までどおりでございます。

それから、保険証の交付、これも一番身近な窓口である市町村が担うということでございますので、転入・転出、出生・死亡、さらには社会保険間の切りかえ、こういった移動についても所在の市町村で行うということでございますので、この部分についても、被保険者の方が変わるものはございません。

それから、保険の給付関係です。医療機関にかかった場合は3割なり、自己負担だけで済むわけですが、中にはコルセット等の療養費というんですけれども、償還払いになる部分があります。その窓口も市町村になりますので、その部分についても変更はございません。

それから、健康診断、検診関係です。これも一番身近な窓口が担うということですので、この部分についても、これまでどおり町のほうで対応するということですので、住民の方が制度移行で大きく変わる、影響を受ける部分はないと思われま

す。一方、町のほうですが、やはり突出する医療費、幾らかかるかわからないという不安要素がありますので、この部分を全体的に緩和されるという面では、運営面での負担軽減というのはすごく大きいのかなということでは捉えております。

以上、答弁申し上げます。よろしくご理解いただきたいと思

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 ありがとうございます。

最後になりますが、国が掲げる目的とし

○五十嵐 司議長 以上で5番、室井英雄君の一般質問を終わります。



◇ 菅 家 幸 弘 議 員

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君にお諮り

正午までまだ40分以上残っておりますので、一般質問を続行したいと思

○14番 菅家幸弘議員 はい、結構でござ

○五十嵐 司議長 了解ですね。それでは、一般質問を続

14番、菅家幸弘議員の登壇を許

14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 それでは、登壇順序に従い

まず1点目、町内のスキー場について

昨年9月の関東・東北豪雨災害により甚大な被害を受け、さらにこの冬は、60年、70年ぶりと

が、スキー場を初め民宿関係者や、除雪を請け負っている業者等にとっては死活問題であったと思います。

そこで、町内のスキー場の現況と今後の支援策について、次の点について質問いたします。  
4点ほどございます。

1番、町内のスキー場の入込客数及び売上高は、前年度比どの程度に減少があったのか。

2点目、各スキー場における雇用等への影響はなかったのか。

3点目、災害によってスキー場の運営に影響はなかったか、また、少雪により運営上にどのような支障があったのか。

4点目、平成27年度シーズンにおける減収等による経営上支障が生じた場合、町は各スキー場に対してどのような支援策を考えておられるか、お伺いをいたします。

大きな2点目といたしまして、第三セクター会津高原リゾート（株）についてであります。

第三セクター会津高原リゾート（株）は、夏場の教育旅行受け入れや県内でも有数の入込客があるたかつえスキー場を運営する、町にとって重要な役割の第三セクターです。また、平成28年度からは、さいたま市の小中学生の自然教室がさいたま市立館岩少年自然の家に一本化され、スキー場利用者の増加と都市の交流に対しての役割は一層重要となってきております。

ついては、たかつえスキー場及び第三セクター会津高原（株）の将来にわたる安定経営の対策を講じることが急務であると考えますが、町の基本的な考え方について質問をいたします。

3点ほど質問をいたします。

1点目、第三セクター会津高原リゾート（株）経営基盤の安定等を踏まえ、適切な規模の出資を行うことが妥当と考えるが、町はどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

2点目、第三セクター会津高原リゾート（株）の長期債務については、町の支援が必要不可欠と思うが、今後の債務処理についてどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

3点目、さいたま市立館岩少年自然の家のたかつえスキー場利用増に伴う食堂などの受け入れ施設整備についてどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

以上、演壇よりの質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 14番、菅家幸弘議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町内のスキー場に関する1点目ではありますが、町内の各スキー場の入込客数及び売上高は前年比どの程度の減少であったかとおたがひでございますが、2月末現在の町内の4スキー場の入込客数及び売上高について申し上げます。

最初に、だいくらスキー場であります。入込客数が5万1,990人であります。前年対比92.3%、売上高は約1億2,800万円となっております。前年対比83.8%であります。それから次に、たかつえスキー場であります。入込客数は14万4,840人であります。前年対比80.5%、売上高は約4億4,300万円となりまして、前年対比78.1%となっております。それから次に、高畑スキー場であります。入込客数が1万6,563人でありまして、前年対比73.5%であります。売上高は約3,400万円となっております。71.8%の前年対比になっております。次に、南郷スキー場であります。入込客数が2万7,115人でありまして、前年対比は80.9%であります。売上高は約6,100万円となっております。前年対比88.8%という数字になっております。

次に、2点目であります。各スキー場における雇用への影響はなかったかとのおたがしであります。各スキー場の雇用につきましては、雪不足による季節雇用者の特別な減数措置は行っておりまして、通年どおりの雇用数を確保し、営業を開始いたしました。しかし、雪不足によりまして、今期の営業開始がおくれまして、入込客数が減少した結果、リフト運行やレストラン営業などに影響が及びまして、季節従業員の待機日数等が増加し、人件費の支給額が減少していると、そのように報告を受けております。

次に、3点目であります。災害によってスキー場の運営に影響がなかったか、また、雪不足により運営上どのような支障があったかとのおたがしであります。関東・東北豪雨災害による影響といたしましては、今回大きな被害を受けました。だいくら、たかつえの両スキー場では、ゲレンデ崩落箇所の土砂撤去などの復旧作業や崩落現場をネットで囲うなどの安全対策を12月中旬までに終えまして、予定どおりオープンを迎えることができました。だいくらスキー場では、ゲレンデ土砂崩落箇所付近のコースの一部を閉鎖して営業しております。これら直接的な被害のほか、前売り券の売り上げが、だいくらスキー場で対前年比約80%、それからたかつえスキー場が対前年比約70%となりました。このことは、豪雨災害によるイメージダウンの影響があったものと考えられます。

次に、雪不足による影響といたしましては、雇用への影響のほかに、町外からのスキーツアーの延期、学校や団体の合宿の中止のほか、東武鉄道と連携して実施するスノーパルでの参加者や、リフト券・宿泊パック利用の宿泊者が減少するなどの影響がありました。

さらに、軽井沢のバス転落事故により、日帰りバスツアーのキャンセルが相次ぐなど、これらの影響があったのかなど、そのように考えられます。

入込客数や売上高が大きくこれらのような状況から、そのように大きくあらわれたのかなど、

そのように考えております。

次に、4点目であります。平成27年度シーズンにおける減収等により営業上支障が生じた場合、町は各スキー場に対してどのような支援策を考えているかとのおたがしであります。去る2月3日、町内4スキー場で構成する会津高原スキー場協議会臨時会議を開催いたしまして、現状の把握と今後の対策について協議を行いました。

会場の中では、お得意様やリピーターに応援していただくため、4スキー場1日優待券を現在発行している4,000枚から、1,000枚ふやしまして5,000枚とすることを決定し、今やらなければならないことや今できることをできるだけ精いっぱいやっていこうと、意思確認をしたところでもあります。

そのほかにも、新たな試みとして、4スキー場合同で行う会津高原スキー場の日イベントを3月6日に開催いたしました。来シーズンも使える1日券プレゼントを行ったほかにも、各スキー場の特色を生かした催しを行いました。

また、スキー場営業終了後に、シーズン中の問題点について検証を行う運びとなっております。町といたしましては、そこで議論された課題を整理しながら、適切な支援方法について検討してまいりたいと考えております。

今後は、4スキー場との連携を密にし、南会津町のスキー場全体のイメージアップのため、4スキー場合同キャラバンをさらに充実させるなど、関係者が一丸となった誘客活動を展開してまいりたいと考えております。

売り上げ、入り込み数は、今申し上げましたとおりですけれども、やっぱり諸般の状況といひますか、燃料費が下がったり、逆に除雪費がかからないとか、先ほど申し上げた人件費等が少なく済みそうだというようなことも聞いております。ですから、売り上げが即——確かに減収ですけれども——経営にどの程度影響するかということはこれからでありますけれども、その辺を踏まえた中で、しっかり協議しながら、町としての対応を考えていきたい。

ですから、必ずしも収支が悪化しているかどうかというものはわかりません。ただ、周りにおける影響は大なるものがあると思いますので、その辺も注視しながら今後、検討してまいりたいと思います。

次に、第三セクター会津高原リゾート株式会社に関する1点目であります。経営基盤の安定等を踏まえ、適切な規模の出資を行うことが妥当ではないかとのおたがしであります。平成27年9月に定めた町有観光施設に係る町の方針の公費支出の方針の中で、将来的に町の財政規律を保つために、第三セクター法人に対して公費による資本増強は行わないとしていること

から、現段階において新たな出資は考えておりません。

町といたしましては、公と民の役割やリスク等の分担の考え方と、公的支援としての意義の双方を勘案して、出資の是非、規模等を今後、総合的に判断してまいりたいと考えております。

なお、出資の課題が運転資金とすれば、当面、貸付金で対応していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、長期債務については町の支援が必要不可欠とのおただしであります。総務省が平成26年8月に定めた第三セクター等の経営健全化等に関する指針の中で、第三セクターは地方公共団体から独立した事業主体であり、経営は原則として自助努力により行われるものであり、第三セクターへの財政支援が地方公共団体の財務運営に影響を及ぼさない必要があるとしていることから、財政支援については、社会経済情勢、町の財政状況を見きわめながら判断していくこととなりますが、長期債務の課題解決に向けては、今後も関係機関と協議検討を続けてまいりたいと思います。

これまでも、東武さんとも協議といたしますか、町の考えも示しておりますし、そうした中で今後の協議を進めていく必要があります。そういう認識でおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3点目ではありますが、さいたま市立館岩少年自然の家のたかつえスキー場利用増に伴う受け入れ施設整備のおただしであります。平成30年度から、自然の家の増築に伴い、さいたま市の中高一貫校を除く56校の市立中学校の中学生がたかつえスキー場でスキー活動を行うことが予定されております。

議員おただしの受け入れ施設整備については、さいたま市など関係各機関と協議を進め、たかつえスキー場の利用状況を調査しながら、必要に応じた施設整備を検討してまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えを申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 ただいま町長よりいろいろ、今シーズンの昨年度来の雪不足と、スキー場での運営できなかった状況をご説明いただきまして、大変状況には苦慮しているなと思いますが、燃料の低下と人件費の関係で、なかなかスキー場でも人が集まらないという状況も聞いておりましたものですから、そういう状況において苦慮しているなという状況でございましたものですから、この4スキー場の内容におきましてはいろいろと質問させていただいたわ

けでございますが、私は、観光のスキー場というのとはなくてはならない冬期間の若者のスポーツでございますから、私、今の町長の答弁でいただきましたように、たかつえですね、たかつえスキー場は、当然降雪機はあったわけでございますが、高畑の場合は降雪機なくして、雪不足で、正月、暮れから約10日前後営業できなかつたわけでございますが、そういう状況にありまして、今後、そういう状況が自然現象ですから、これは何ともしようがないと思うんですけども、私もこういう状況は初めてだと思うんですけども、大概是年末に降らなければ年を越したら降ると。でも、年末に降らなければ、年を越して降ってくるわけなんですけれども、ことしは全然そういう状況がなかつたもんですから、相当スキー場の落ち込みはかなり大きかつたなと思うんですけども、今後、このスキー場に対する支援というのはどのように考えておられるのか、もう一度、町長にお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、人不足、それから雪不足ということ、議員のほうからありましたけれども、本当に去年は物すごい、今ごろといたしますか、12月から豪雪だったわけでありましたが、ことしは一転して本当に雪が降らないと、どうなるのかなという思いで年を越して、1月いっぱいそのような状況が続いたということでもあります。

スキー場の関係者も、降雪機のあるところは降雪機を利用した雪づくりも努力されたようなこともあります。実際には気温が低くならなくて、なかなか雪づくりも厳しかったと、それも聞いております。ですから、自然ということの、いかに自然の影響の大きさというものがあるわけでありまして、そうしたことを踏まえた中で、スキー人口の減少とかそういうことがございます。

町としては、先ほど申し上げましたように、スキー客の誘客、あるいは優待券を発行したり、いろんな関係機関にキャラバン等をやって、そして多くを利用していただくと、そのようなことも含めて。そして、さいたま市さんとも、本当に毎年毎年大きな協力をいただいておりますけれども、多くの方が利用してもらえるような、先ほども東武鉄道の特急の話もありましたが、そういうことも含めた中で、今後、できる限りの活動、運動、そしてみんなと連携して、スキー場に限らずでありますけれども、地域の交流人口をふやしていきたいと、そのように考えております。

そうした中で、資金的な問題もあろうかと思いますが、先ほども答弁いたしましたとおり、それは重々私も承知しておりますので、その辺を踏まえた中で、町としてはたかつえスキー場

もだいくらスキー場も、それぞれの地域スキー場も大変重要な施設とっております。ですから、そういうことも含めた中で、全体的にどのようなことをしたらいいのかということ、適切な対応していく必要があると、そのようにも認識しております。そういうことを含めて、関係機関の皆さんとも十分協議しながら、町としての対応を、その時々に対応をしっかりとやっていくということが、今現在の町の課題かなと思っております。

雪不足であったり、いろんな状況の変化があって、それぞれの対応の仕方も違ってくると思いますので、その辺も含めて、しっかり情報交換しながらやっていくのが今の一番の大きな責任だと思っておりますし、課題だと思っております。そういうことを踏まえてやっていきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 1点目の質問としましては、大体、町長の施政の考えどおり、よく理解をしていきたいと思っております。

2点目のまず質問に入りますけれども、第三セクター会津高原リゾートのまずは南会津町の町長としての考えをひとつ、町長はどう思われるか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これまでも、会津高原リゾート株式会社の役員の方々の皆さんであったり、地域の人たち、あるいは町もそうですけれども、リゾートというものじゃなくて、やっぱり全体的なものは町として大きな影響ありますので、そういうことを相対的にまず考えるということ。それから、会津高原リゾートさんの場合は、特に大きな負債があるということでありまして、この出資の比率を何とか低減できないかということで、これまでもいろんな協議をしてまいりました。

しかし、いずれにしても、町もそうですけれども、東武さんのほうは東武さんのほうでやっぱりいろんな役員の方々の状況だったり、それから株主の方々の意見も当然踏まえながら判断しなきゃならないということになるかと思っております。そういう意味で、町としては、先ほど申し上げましたように、やはり財政規律、この辺もありますので、町としては当分その辺を、今の状況をしっかりと踏まえた中で、とりあえずはその部分を守っていききたいと思っております。

とはいいますが、非常に大切な事業だと思っておりますから、そこは先ほど申し上げましたように、運転資金であるならば、この運転資金の貸し付けというような形の中で対応できるのではないかなと今、そのように考えております。ですから、出資につきましては、そういうこと状況はわかりますが、そこら辺も踏まえた中で十分、そのときは迅速な対応できるようなことも十分

心の中に思いながらやるしかないのかなと思っています。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 私は、私の持論でもありますけれども、合併しまして10年が経過しました。私は、本来ならば、あの震災のときですか、5年前の、本当は私この質問したかったわけですが、どうしてもこの債務超過の第三セクターの資金が、利息もふえて非常に大変な経営状況になってきています。でも、その中において、働く人たちの意欲というのは、確かに今現在で、26年現在でも10億3,000万円の売り上げを上げているわけですが、そういう若い人たちの努力が、非常に一生懸命やっている第三セクターのスキー場でございます。

昨年来より、さいたま市立の自然の家の利用客ですか、増築に伴って28年度より200人規模の施設ができて、受け入れは5クラスということで、年間にして9,621人の増になっていると、今までより倍になって入ってくるわけですが、そういったことを鑑みますと、第三セクターのリゾートの会社というものを、何とかその重い債務を軽くできるような考えはないのか、ひとつその方策をもう一度お願いしたい。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 これまでもお答えさせていただいておりますけれども、債務の軽減化というのは、私もできるならばやってあげたいんですけれども、やっぱり今、財政規律もありますし、そしてお互いの事情もあるわけですからそれを、相手もあることですからね。ですから、これは相手のしっかりした協議が必要だと思います。そういうことも踏まえた中で、今のところは出資する、増資する考えはないということを申し上げておきたいと思います。

それで、ただ、確かにさいたま市さんであったり、自然の家の増設もあるわけでありまして、そうした中であって、町としてのそれらに対してのできるだけ来てもらうような支援とか、会津高原の冬場ばかりでなくて、夏場も利用してもらうようなそういう事業を検討しながら、町としてのできる限りの応援はしていきたい、そういうふうに考えております。

ですから、一方で、町の支援もありますけれども、企業としての努力も必要でありますので、その辺も理解してもらいながら、努力もしてもらいながら、町としての支援はしっかりやるということ、それをお互いの連携の中でこなしていきたいと思います。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 町のほうからも細かい支援は現在もいただいております。そういった中におきまして、町に対する短期の貸し付けもございました、5,000万。あと、

固定資産が1,500万、これは町で支払っているわけですが、やはり短期的な貸し付けだけでなく、将来に向けた何らかの形で、私はいろいろとこれはリゾートも一生懸命考えると思います。今後、これから支所とリゾートと、町と一緒に考えていただいて、何か方策を見つけていただく方法はないかなと思って今般質問したわけですが、我々議員もそうですけれども、議長以下、町長を先頭に、そういうふうに一生涯東武との折衝に当たられるようなチャンスがあれば、やっていきたいなと思います。

東武さんのほうでは、確かに旧館岩村のときには、鶴の一声ではないですけれども、根津社長の権限がございましたが、今はこういう状態になりますと、株主の人たちが非常にうるさい状況でございまして、なかなかそういうところに迫っていくことができない状況であるのかなと思っておりますけれども、これからこの中におきまして、何らかの方法でこのリゾートの会社を軽い負担にして、何とか若者が働ける、非常にチャンスのある会社でございまして、これから、子供たちを産み育てながら、夢のある会社であると思いますので、ひとつその辺を、もう一度町長のお考えをいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私も同感ですよ。東武さんも、そういう意味で、私どもの話も聞いていただいておりますし、特急乗り入れも東武さんの事情もあるでしょうけれども、やっぱりこの私たちの地域、今後、浅草から東武沿線どうするんだという、そういう基本的な考えの中でああいう決断されていると私は思うんです、日光市さんも含めてね。ですから、それらも含めてです。

それで、私どもも震災以降も大変厳しい状況になっていますから、根津社長ともそういう意味では、あと角田副社長さんともいろいろお話をさせてもらっています。私どももそのたびにいろいろ支援いただいておりますし、私どもの事情も説明させてもらっていますから、本当にその点では、私どもの意向を踏まえた中での考えがおありだと私は思いますし、その意向を酌んでの事業の推進の仕方だと思っています。

ですから、今後もお互いに信頼関係を築いて、そしてお互いがよくなるように頑張ることが今、私たちに課せられた一番の役割だと思っていますので、それを踏まえた中でこの事業を進めていきたいと、そのように考えております。そういうことで、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 最後ですけれども、私は今、この南会津町で何が一番いいのか、首

都圏の人が何を求めて来るのか、やはりこれは自然ですよ。自然の中での子供の教育旅行が盛んにふえてきていますけれども、私は1つ提案ではないですけれども首都圏との、東武鉄道がこのチャンスに来たわけですから、私はあえてこの10年で、東武鉄道が田島に入ってくるというわけですから、私は質問を入れたわけですが、大きな信頼ですから、この信頼を築いて、絶対解決できないことはないと思うんです。何とか解決策を見つけていただいて、都市交流の対策室の若い人たちと退職されたようなベテランの人で組んで、そういう対策室をつくるような考えはないのか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

これは、先ほど申し上げましたけれども、役場は行政だけでなし得るものとは、なかなか厳しいものがございます。ですから、先ほど申し上げましたように、地域とか関係者とか、多くの人たちにいろんな意見をいただいて、そしてそれを実際に実行していかないとだめだと思いますので、それをまずやること、その体制づくり、ことしやりたいと思います。

商工会の皆さんにも、まちなか活性化もそうですけれども、先ほども5番議員の質問にもありました、会津田島駅から今度、庁舎も建てます。その環境整備であったり、あるいはその地域の人たちがどういう考えを持っているか。そして、そういう観光客が来られたときに、どのようなサービスを我々ができるのかということも含めて、みんなでできることをやらなければならないという意味確認と、実際できることを検討していきたい、この1年間です。期間は1年間ぐらいになりますが、それをやっていきたいと思います。

それから、2020年には東京オリンピックもございまして、インバウンドも考えた、私どものほうは特急の終着駅は会津田島だということを意識しながら、また、その先会津若松もあるわけでありましてけれども、そういうことも意識しながら、まちづくりに整備していきたいと、そのように考えております。

ですから、特別室をつくるかよりも、それは大切かもしれませんが、必要ならばそれも考えますが、今のところ、とりあえず来年の1年に向かって、やるべきことをしっかりやるということ、そして地域の住民にも認識をしてもらおうということ、実際にやってもらおうということが第一義だと思っていますので、そういうことをこの1年間頑張っていきたいと思っていますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 14番、菅家幸弘君。

○14番 菅家幸弘議員 大変熱心な前向きな答弁いただきまして、ありがとうございました。

これで私の質問を終わります。

○五十嵐 司議長 以上で14番、菅家幸弘君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩し、昼食休憩とします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 大 桃 英 樹 議員

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君の登壇を許します。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 それでは、議席番号7番、大桃英樹、これから質問いたします。

質問の1点目、新たな協働の形は。質問要旨を述べます。

平成28年度施政方針には、合併から10年が経過したことを踏まえ、これまでのまちづくりに自信と誇りを持ち、芽を出してきた成功事例の根を深く張り、課題には真摯に向き合いながら、町民と行政との協働による未来につながるまちづくりへ邁進すると、強い決意が述べられていることから、住民と行政の協働について問いたいと思います。

1つ目、合併後の地域の行政課題に対応するため、総合支援センターを設け、住民の相談等に対応するとともに、新たな協働の形を模索したと考えますが、平成26年4月に発足した南会津町振興公社ではその機能が継承されているのか、伺います。

2番目です。施政方針では、新年度の人口減少に歯どめをかけていく重要なスタートの年の鍵として、協働と連携が示されておりますが、具体的にどのような協働と連携を想定しているのか、伺います。

3点目、新庁舎建設事業が進められ、来年4月には完成いたします。新庁舎は、協働のまちづくりの拠点になるものと期待され、施政方針には新庁舎が新しいまちづくりの拠点となると示されておりますが、新庁舎がどのような協働の場となるのか、計画あるいは進捗状況につい

て伺いたいと思います。

最後、4番目です。人口減少に歯どめをかけ、地域に活力を生むためには、生活に身近なところで実感を得られる地域活性化策が必要と考えます。そのためには、地域協議会の機能・権限を強化し、各地域の特色を生かした施策の展開を図るべきと考えますが、町の考えを。

大きな2番目、スポーツのまち宣言でまちを元気に。

スポーツは、健康維持や成人病対策にも有効であることは言うまでもございませんが、地域の活力を生む要素の一つでもあると思います。

南会津町でも幅広い世代で多くの方がスポーツに親しみ、活動を通して大きな活力となっております。この力をさらに生かし、町の活力にするためにスポーツのまち宣言を行い、さらに多くの方がスポーツに親しみ、各種イベントや大会等を通し、交流人口増を目指すべきと考えます。

1番目、南会津町のスポーツ団体数、スポーツ人口、スポーツに親しむ方の数。競技、レクリエーション、健康志向は問わず、その数について伺います。

2番目、スポーツに親しむためには、幼児期、低学年期の体験が大切であり、気軽に参加し親しめる環境を整えることが必要と考えます。現在、その役割を果たしている組織・団体、どのように把握されているか。また、町としては、それが十分機能しているのかと、そういった検証の結果、評価について伺います。

3番目、総合型スポーツクラブは、スポーツ振興や地域づくりにとって大きな役割を果たしており、第2次町総合振興計画の中でも、目標値として平成32年度には4団体設立を目指すとしておりますが、現在、町の動きを見ますと、実際にはなかなか設立の動きはなく、目標達成は困難ではないかと認識しておるところです。総合型スポーツクラブの評価、そして今後設立に向け解決すべき課題は。

4番、「スポーツのまち宣言」を行い、スポーツを推進し、スポーツを通じた地域活性を図る考えは。

以上です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 7番、大桃英樹議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、新たな協働の形に関する1点目ではありますが、南会津町振興公社では総合支援センターの機能や役割を継承しているかとのおただしではありますが、総合支援センターは町の共同運営者として、地域性を考慮した新たなサービス、公共サービスや多様化・高度化する住民ニ

ーズへの対応、公共サービスの維持向上等を目的に設立され、地域内で活動している団体の支援、登録団体同士の連携強化による効率的なきめ細かな住民サービスの提供や、将来のアウトソーシングに向けた下地づくりを行ってまいりました。

各種団体への活動支援など一定の成果はあったものの、協働の形を具現化するまでは至らなかったことから、業務内容と組織のあり方をよりわかりやすいものとするため、平成24年12月1日に施行されました公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく制度改革により、各地域に設置しておりました総合支援センターを一本化し、社会的信用度が高い公益財団法人南会津町振興公社として組織の再編を図ったところであります。

当該法人は、集落支援や観光振興、各種団体への支援など、地域が必要とする機能や役割を継承し、地域住民と協働の地域の活性化に取り組んでおりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

私が町長に就任いたしましたしてから、合併後、支援センターを設立したわけではありますが、その役割そのものも、この間の懇談会の中でも一応お話ししましたが、町としてはいろいろなダブったりしているものもありました、支援センターと公社の関係の中で。それをやはり外的にも、それから町内的にも、そして組織的にもわかりやすく活動しやすく、行革といえますか、そういう中の一部の考え方もありまして、より力を合わせられるような組織体系づくりを図ったところであります。そのような中で、支援センターは今廃止してきましたし、公社にその任務を持ってもらうというような方向の中で、皆さん方によりサービスしやすい、そして皆さん方もよりわかりやすい組織のあり方というものを今後ともしっかりと進めて、そして地域の活性化に努めていきたいと考えております。

次に、2点目ではありますが、具体的にはどのような協働と連携を想定しているのかのおただしではありますが、第2次南会津町総合振興計画にも明記されておりますように、町、個人、各種団体がそれぞれの役割を果たすことがまさに協働のまちづくりの基本であると考えています。

協働と連携の形については、内容に応じてさまざまありますが、タウンミーティングや新年度に実施します南会津ワカモノ会議など、意見をいただく機会を設け、その意見を町政に反映させ、町民が町の施策の中心となり、町民が町民のために考え行動することで、住んでよかったと思えるまちづくりを推進できるものと、そのように考えております。

次に、3点目ではありますが、新庁舎建設が協働のまちづくりの拠点になるものと期待されているが、どのような協働の場となるのか、計画、進捗状況はとのおただしではありますが、現在

建設中の新庁舎は、議員おただしのとおり、建設コンセプトの一つとして、協働のまちづくりを支える拠点機能が挙げられております。

昨年の9月議会でもご答弁申し上げましたが、新しい庁舎においては、このコンセプトに基づいて町民と行政との協働を支援するため、多目的ホールと町民ラウンジを設け、町民の方々に協働のまちづくりの意識啓発と、町政に関する情報の収集や発信を行うこととしております。

また、芸術文化活動団体やNPO等が利用可能なスペースとして町民ワークスペースを設置し、協働のまちづくりに取り組む町民がみずから学び、人材を育てる仕組みづくりを進める計画であります。

さらに、協働フォーラムのスペースを設け、協働のまちづくりがより活発に行われるように、町民への支援を行うとともに、町役場内部においても職員が積極的に地域活動に参加するための意識改革などにも取り組んでまいりたいと思います。

現在、新庁舎は建設中でありますので、これらについての具体的な進捗はありませんが、今後、振興計画後期基本計画や総合戦略の施策を具体的に展開する中において、町民と行政の一つの協働の場として活用していく考えでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります、地域協議会の機能・権限を強化し、各地域の特色を生かした施策展開の町の考えについてのおただしであります。地域協議会の権限については、南会津町地域自治区の設置等に関する条例に規定しており、現段階で新たに強化するものは考えておりません。

地域協議会の権限というものの、合併時の地域協議会のあり方といいますか、その中でも一部協議されたような記憶がございますけれども、権限を強化することによって、議会との関係がどうなるんだとか、そのような課題もあったように記憶しております。

そうした中で、権限というよりは、私としては地域協議会、いろんな意見を交換して、そしてみんなが活動しやすい、そしてみんなの意見が吸収できる、それが実行できる、そういう体制づくりの源になる場だと、そのような考えで私自身は理解しておりました。地域協議会の権限につきましてはそのようなことで、強化する考えはありません。

しかし、議員おただしのとおり、地域の活性化については、地域の特色を生かした創意工夫と実践が必要であると、そのように認識しております。

今後は、さらに各地域自治区における地域づくりの核として、地域協議会の役割や機能が十分発揮されるように努めながら、地域特性を生かしたまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

いろいろ言われております。先ほども会津田島まで特急が来るということ、それから縦貫南の件、それから289号線の田島バイパスの件、地域まちなかの活性化の件、いろいろこれからの町の多くの課題がありますので、十分その辺も協議を深めながら、町としてはしっかり対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私から、スポーツのまち宣言でまちを元気にについてお答えいたします。

初めに、1点目、南会津町のスポーツ団体数とスポーツ振興はとのおただしであります、現在、町で把握している数値としましては、体育協会など団体登録としているスポーツ団体数は89団体です。また、スポーツ人口については、登録団体等の会員数の合計では4,918人ですが、個人の方が複数の団体に登録している人数や、団体に所属しないでジョギングやウォーキングをされている方などの人数までは把握してはおりません。

次に、2点目、幼児期や低学年にスポーツに親しめる組織・団体についてのおただしですが、一部のスポーツ少年団や総合型スポーツクラブなどの活動において、幼児や低学年を対象としたスポーツを実施していると伺っております。また、その役割については、指導者がいないことや実施可能な団体がまだ少ないため、十分ではないと考えております。

次に、3点目、総合型スポーツクラブの評価と今後の設立に向け、解決すべき課題についてのおただしですが、現在活動している2つの総合型地域スポーツクラブについては、幅広い世代の方々が各自の趣味、興味関心に合わせた地域に根差した活動を提供しており、地域コミュニケーションの輪を広げるとともに、健康づくりの一端を担っていると考えております。

また、今後の設立に向けた課題としましては、スポーツクラブの運営に必要なクラブマネージャーなどの人材や、自主運営するために必要な財源の確保が大きな課題であると考えております。

次に、4点目、「スポーツのまち宣言」を行い、スポーツを通じた地域活性化を図る考えはとのおただしですが、スポーツを通じた健康づくりや地域活性化の必要性はあるものの、町の将来像を想定した上で必要な宣言をすべきものと考えておりますので、現時点ではスポーツのまち宣言を行う予定ではありませんので、ご理解をお願いいたします。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項については担当課長等より答弁させていただきますので、

よろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 最初の質問から再質問させていただきます。

合併から10年経過いたしましたして、この町の形どうなんだというところを質問したく、この設問にさせていただいたところでございます。

そんな中で、協働と連携が重要な鍵を握ると、非常に前向きでいい言葉だなと思ったところではあるんですが、果たしてその言葉のそのものの意味というんですか、連携と協働というのはいいい言葉なんですけれども、その定義というのは非常に難しいんじゃないかなと思っています。

そんな中で、我が町は来年度、本庁舎の新庁舎が協働のまちというのを、合併してから10年ということもあって、恐らく提案した方がそういったことがテーマになるだろうという意味で、これからは住民との協働が鍵であろうという中で、協働スペースを確保したり、そういったことで協働がテーマになるということが今、町に求められている、町が進むべき道の一つが協働なんではないかなと私は思っているんですが、やはりこれにも定義づけが必要なんではないか。

第2次総合振興計画の後期基本計画の114ページの中に、協働についてうたっている箇所がございます。その中に取り組みの方針として、「数多くの町民が参画できる仕組みづくりを行い」というようなことが書いてあります。そのとおりでと思うんです。私はそれについて質問したくて、その仕組みづくりって一体何なんだろうと。

協働に参画できる仕組みづくり、合併して10年で、長いスパンで考えますと、それまでの旧町村でやっていた参画の仕方と少し変わったのかなと、住民の皆さん戸惑っている部分があるんじゃないかなという意味で、この第2次総合振興計画の後期基本計画、こちらの114ページにある町民が参画できる仕組みづくり、どういったものを指しているのか、具体的にどういうことをしていくのかということについて伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 まず、私から答えさせていただきたいと思います。具体的なことについては担当課長に答えていただきますけれども、まず基本的な考え方です。

協働と連携と、私は常々、町民の皆さんの意見をよく聞いてと、関係者と話し合っというといます。定義定義と言われますけれども、私は、物事には確かにやることには定義等必要だと思っていますけれども、全てが定義ではかれるものでも何でもないと私は思います。本当にその人たち、この一般生活する中で、そういう定義にこだわって生活するものではなくて、本当に何と

いいですか、本質的な考え方とか、みんなの協働という意味であるならば、お互いを認め合う、そういうものが定義といえれば定義と言えるのかなと私は思います。

そういう意味で、私はこのまちづくりをやってまいりました。上からトップダウン方式、私はそういうのは余り好みません。そういうことは、もちろん決断はしますけれども、いろんなことを決めるには、やっぱり多くの状況を把握して、そして皆さんの意見をしっかり聞いて、そしてやっていくというのが私の基本の形であります。

いろいろこれまでも、まちづくりの中でもそういうことを基本にやってまいりましたけれども、実際に福祉にしても、まちづくりにしても、防災にしても、自分としては町民一人一人、あるいは関係者の理解がなければ、行政だけでは進むものと思っていません。実際、去年の9月、それから新潟・福島豪雨災害もありました。そういう中でも、防災に関しましては町は防災計画を立てます。しかし、これを町が立てました、皆さんやってくださいではだめなんです。そういうことをしっかり地域の人たちが理解した中で、同じお互いの思いを持って、おもんばかりながら行動する、活動する、連携する、これが私は協働と連携の基本になることだろうと。そして、町の事業そのものがスムーズに推進し、そしてより力を大きくして前に進める。それは、結局そういうお互いの気持ちが一一致したときにできると。ですから、常日ごろからそういうことを大事にしていきたい。

しかし、これは一朝一夕に醸成できるものではなくて、一つ一つの積み重ねの中でできていくものだと思います。ですから、そういうことをしっかり、事あるごとに町民の皆さんとしっかり話し合いを進める中でそれを醸成していきたい。ですから、そういうことで、私としては協働と連携を軸としてやっていきたい、そういう考え方でこれからも町政には臨んでいきたい、そういうふうに考えています。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 町長の思いとしては、それはわかりました。しかしながら、実際に現場で動く人間としましては、やはり形を示さないと、なかなかその中身は逆にわからないというところがあるかと思います。そんな中で今回、総合振興計画後期見直しということで、積み上げたものがございますから、その中でこの質疑を通して住民の皆様には知らせていただくといったいい機会だと思っておりますので、あえて質問させていただいております。

やはり、総合振興計画は最上位計画に当たりますし、施政方針の中でもうたっているように、協働と連携がかなめであるというようなことですから、ぜひ応えていただきたいなと思っております。

それでは、質問を変えたいと思いますけれども、合併から10年というところで、自治の形をつくっているんだと思っています。まだまだひよっこ、10年ですから生まれたばかりの町です。そんな中で、例えば町長、この地域、地域特性としてなかなかない、面積が広くて人口が少ないというところで、非常に距離感もあるところなんですけれども、そういった中で、例えばです、町長、こういった自治のモデルとして参考にされている自治体等があるかどうか、そういったところがあれば教えていただきたい。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私としては、具体的に参考にしているということは、具体的な自治体はありませんけれども、いろいろなケース・バイ・ケースの中で、これは参考になるとか、そういうことは実際ございます。

もう一つ、そしてまた南会津、この地域を一番知っているというか、気がつかないと言われればそういうこともあるかもしれませんが、よく把握して、そしてこの地域をお互いの特性ある地域の発展をしながら、全体を高めていきたい。そういうことには、やはり合併当時もあったように、4つの地域、お互いの特性を生かしたまちづくりをすることが、一番その町の地域の力を発揮できる基本だよなということ、これ1つです。

ですから、それはお互いを認めることだと思います。広くて大変だと言いますけれども、ですけれども、そのような状況の中で、もっともっと私たちよりも広いところもございますしね、実際。隣の日光市さんなんか私どもの倍ぐらいありますから。

ですから、そういう意味では、それなりの工夫はされていると思いますが、南会津町としてのやり方というものを、独自なものを築いていくことも一番いい方法だと私は思います。参考はそれぞれしなきゃならないと思いますが、そうした中で、南会津のこの地理的なもの、それから気象的なもの、それからいろんな状況もありますし、状況の変化もございます。そうしたことをしっかり捉えながらやっていくということが、一番何と申しますか、南会津町としてのよい方向に向かう原点になると思っています。

ですから、そういうことを一つ一つ、逆な意味では、地域地域のいろんなところの状況をしっかりつかんで、そしてそれを1つにして前に進む行政をやるということだと思います。ですから、一人一人の意識を高める。広いから1つになれないとかじゃなくて、広さをまた逆な意味で有効に活用したまちづくりを私は進めていきたい、そのように考えています。

余り具体的と言われればあれですけれども、1つは、人口が減ってきて、そして町の力がど

んどんなくなる、地域力がなくなってくるというようなことでありますが、そういう意味では、私は集落応援交付金事業みたいな、地域の何と申しますか、みんなの意見を話す場所をつくる機会を考えて、そして町がそれにヒントを与えて、そしてみんなの意見をまた集めて全体のまちづくりをすると、そういうのが1つのいい例だと思いますが、そういうことを私としては町民みずからの地域づくりと、そういうことで連携しながら協働のまちづくりをしていきたい、そのような方針の中でこれからも、多少のいろんな修正はありますけれども、そういうのを基本にしてやっていきたいと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 平成の大合併と言われるだけあって、10年ぐらいおおよそたっている。先行してやられたところもある中で、見ていると、総務省等の資料を見ますと、大きくなったところに対して、小さな地域をどうしていくかと。先をさらに見通すと、道州制の導入なんていうこともささやかれております。

そんな中で、やはり小さい単位のところがどうなっていくのか、南会津町全体として、道州制あったらということを検討するのはいささか早いかなと思うんですけども、やはり町民お一人お一人の生活というのは地域に根差しているものであると。また、その地域のあり方によって、活性化が図られているのか、図られていないのかという実感というのは感じられる、感じられないかというところで判断されるのではないかなと思っております。

そんな中で、私が具体的に——これは提案です。私は、協働のあり方というのはやっぱり示すべきかなと思っていまして、以前から長野県の東御市というところがございまして、こちらは合併してから小学校区単位の地域づくりということを実践されています。

町が、これは——町長はトップダウンお嫌いというお話でしたが——トップダウンでですね。やはり、小さな地域を大事にするために、小学校区単位で地域を語る会、そういったものをつくって、実際に予算まで与えていると。執行までお任せするというような形で、それを役場職員がヘルプするというような形をとっているところがあります。これは東御市だけではなくて、いろいろなところで実践されているようで、そういったところが協働の主たるところとして、総務省等の資料には数多く載っているところでもあります。

そんな中で、私は2つここで提案させていただくのは、やはり協働の形というのはまちづくりの指針として必要なものであるので、わかりやすい形で、協働って一体南会津の場合どうなんだろうということを定義づけるべきでないかというような考えを持っていますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私は、地域、行政、一口に言いますけれども、もともとは一人、個人だと思うんです。個々の集まりが家族になったり、地域になったり、町になったりするわけですから。ですから、それはなかなか一人一人の意見を集合して一つのものを何かやろうとするときには、いろんな意見がありますから、時間がかかったり、意見の調整だったりするかと思います。

しかし、私としては、やっぱり個人を大切にすることが全体の大切になるし、全体が一人のことをしっかり見据えた中でやるということが大事だと思います。ですから、みんなは一人のために、一人はみんなのためにということになりますけれども、でも、なかなかこれ、行政の中で1つにまとまるということは、正直言って厳しいと思います。

そうした中であってもそういうこと、お互いを理解するという、そうしていかなければ、お互い個々言いたいこと、やりたいことばかりやっていたらだめだと思うんです。ですから、私は町長に就任しましてから、元気のあるところを応援するというよりも、元気がないところをどうしたらいいのか、しっかりみんなの意見を聞いて、そしてみんなして力を合わせる、それが協働と連携だと私は基本的に思っています。

そういうような地域づくりを個々、自分としては進めてきたつもりであります。その基本的な考え方は、そういうことの中で、定義といえはそういうことを定義にして、自分としてはこのまちづくりをやっていきたいと思えます。

現実に、私は少しずつそういう芽が芽生えてきていると感じておりますから、それを今度、町の組織であったり、そういうところにもしっかり呼びかけながらやっていきたいと思えます。その一つの場所として、今度、新庁舎、合併した当時のこの庁舎でありますけれども、その庁舎の中にそういうエリアを設けて、そのスペースを設けて、そういうところで皆さんに利用してもらって、まちづくりであったり、あるいは支所のそういうところのスペースの中でやっていると、そういうことがもっと活発化するような町としての対応をしていきたいと考えているところであります。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ですから、まちづくりの指針としては、そういったことを重要にしていきたいということで、施政方針にもあらわれたとおりにかなと思うんですけれども、では、町長、施政方針の中に今回、若者の意見を聞く場があって、大きな可能性を感じたというような趣旨のことが書いてあったかなと思うんですけれども、具体的にどのようなことでお聞きにな

って、今、どのように生かしていこうと。

今回、ワカモノ会議というものが新年度予算に、地方創生でも入っておりますが、具体的にですね。住民を集めてワークショップをやる、これは今まででもやっております。しかしながら、例えば予算の執行まで、あと主体者としてどこまでやってもらうかということ、そこについて具体的にどう進める考えか、伺いたい。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えをいたします。

ただいま議員からお話がありましたように、総合戦略づくりを進めるに当たりまして、まち、ひと、しごと、3つの専門部会を設置をさせていただいて、これは町民の方々、各階層から入っていただきました。それで、総合戦略をつくり上げてきたところなんですけど、やはりその部会の中でも、これまでと私たちが部会で話をして戦略につくられたものが、ただ単なる戦略で終わってしまったのでは、私たちはこれまでと同じだよという意見を幾つもいただいています。

そういう中から今回、さまざまな意見をいただいたものを、具体的に28年度に具現化したと。その一つが南会津ワカモノ会議ということで、これは町長の方針にもございましたように、合併記念誌をつくるに当たりまして、町内の若い人たちに参画をいただいた中で、非常にその若い人たちが、実は4つの地域を合併してはや10年なんですけど、お互いの地域が思うように知られていないといいますか、それが現実だということがわかりました。例えば、南郷地域にヒメサユリの咲く高清水公園というのがあることもわかっていない若者もいらっしゃいました。あるいは祇園の祭がどういう思いで行われているということもわからない若者もいらっしゃる。そういう中で、やっぱりこういう機会を持ちながら、町長を囲んでお話をされましたけれども、町を理解をして、こういう若い人たちがつながっていくことでまちづくりになっていこうというようなことでのワカモノ会議となりました。

もう一つは、人材育成ということで、地域づくりの牽引役になる人材育成の講座を、人をつくっていきましょうということで、2つ設けました。さらに、協働のまちづくりというような視点の中で、今回、地域ビジョンの策定というような、戦略の具現化という1つに挙げておりますが、そういう中で、これまで進めてきた行政主導から、さらに地域の人たちが参画をする中で、その後のまちづくりのビジョンを描いて、それを具体的に総合戦略の事業として進めていこうというような流れをつくった。それはある意味では、振興計画にもありますように、新たな協働の仕組みづくりの柱になるというようなものでございます。

それで、具体的に予算をどうするかという議員のおたかしでしたが、これはただいま申し上げましたように、その中で出されたものを総合戦略の一つの具現化の中で、それを具体的に展開をしていくというのが現在のスタンスでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 新たな可能性、今、総合政策課長の答弁をお聞きしまして、町長の言ってもらっしやることを理解したのは、現在の立ち位置が、若い人たちも含めて、町民がまだ互いの地域のことを知るに至っていないと、我が町はまだそんな段階だというようなことになるのかなと思うんですけども、そうはいつでも、時間も必要ですし、広い南会津町ですから、全てを知るということは不可能ですし、例えば隣の下郷町さんであっても、行ったことのない地域はあるはずで、そんな中で何を目指していくかという具体性が私は欲しいなと思っているんですけども、今年度の最終目標として、ワカモノ会議で予算をつけてこれをやるんだというようなことは決まっているのか、決まっていないのか、伺いたしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 具体的なものは決まっておりません。というのは、ワカモノ会議の基本的な目的は決めておりますが、それを既に今コンクリートで、行政側がコンクリートしてしまっって運営するというやり方はしないで、手を挙げてくれた若者みずからが企画会議を実施をして、まちづくりの展開、それをどのような形でこのワカモノ会議を運営していこうかというところを決めていただくと、そんな運営方法を考えておりました。ですので、その内容については、28年度というよりも、29年度に向かって事業化というところで考え方は持っておるところでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 地方創生、南会津町の中でも若者に主眼を置いた大事な施策かと思えます。そんな中で、ヤングスクールもやっている、そして婚活等もやっている中で、数少ない若い人たちをどう参画させるかという方法論が大事になってくるのかなと思えますが、我々の責務は、やはり将来を担う若い人たちをつくっていかなくてはならないということです。ぜひそのためには、やはり強い言葉、強い態度で町民に訴えていく必要があると思えます。

以前、私提唱させていただいた、提案させていただいたタウンミーティングに関して、折を見て実施していただいていること、ありがたいなと思っているんですけども、これについても参加者がなかなかふえないというような状況はあります。私はぜひ町長にお願いしたいんです。トップダウンお嫌いだとありましたが、やはり町長のビジョンが町をつくっていく。これ

は間違いないと思っています。したがって、ぜひ町長の言葉で、この施策に関して説明させてくださいと、パワーポイントを使って説明していただく。例えば、地方創生、ことしこういうのがありますから、若い人たちのところに行って、ぜひワカモノ会議に参加してくださいとかそういったことを、積極的な町長の姿勢を求めたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

誤解しないでほしいと思うのは、トップダウン嫌いだというわけではないんです。時と場合によりますから。全てトップダウンでやって、物事を考えなくなって、思考を停止してしまうということが一番恐ろしいんです。みんなにも考えてもらう。そういう場の中でつくり上げたものは私は強いと思います。石垣だって、一つ一つつくったものは強いと思うけれども、いきなり大きな塊にしようと固めようとしても固まらない。地道かもしれないけれども、そういうことを方向性だけは示して、そして一つ一つを積み上げると、そういう地域づくりが私は大事だと思うんです。

そこまでは時間かかるかもしれませんが、動き出せば、私は一番力強く立派なものといえますか、強固なものになっていくと、私はそういうふうに考えていますので、そういう意味で、餅は餅屋の立場で、自分としてはそこはきちっとリーダーシップはとっていく覚悟であります。そういうことで、一つのそれを前面に出したもので、それが強烈になるんじゃないかと、一人一人の思いが生きるまちづくり、これが私は一番の思いでありますから、そういうことの思いの中でこれまでもいろいろな説明してきましたし、町の目指す方向は、こういう基本計画を示す中ではっきり示していますから、それにのっとなって、みんなの意見をしっかり聞いてやると、そういうことの中で、それは決断も迫られるかもしれませんが、そういうこともしっかりやっていくと、責任を果たしていくと。

トップダウンが嫌いだとか好きだとかの話じゃなくて、やり方として、私はそういうふうにやっていきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ぜひ、そのような積極的な姿勢で、みずからの言葉で伝えていただきたいと、強く要望したいと思います。

スポーツのまち宣言に移りたいと思います。

このほど、国ではスポーツ基本法というもの、振興法から基本法というものになりまして、

地方自治体にスポーツ推進会議の設置であるとかスポーツ推進計画の策定というものを、強制ではないですけども、こういうものあるべきですよという提案されました。現在、町のお考えは。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○星 不二夫生涯学習課長 答えいたします。

国の施策に基づいて、具体的に今、南会津町の中での計画立案までには現時点では至っておりませんが、当然、スポーツが住民にとって大変必要な有効なものであるということは理解をした上で進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 現在の南会津町のスポーツの振興に関してなんですけれども、振興のあり方といいますか、体系的なもの考えますと、体育協会というものはどうやって機能、貝田さんが会長でいらっしゃるようですが、その機能として、全体をスポーツ人口をふやすんだとか、スポーツを通してこういった南会津町をつくっていくんだというような話というのはなされているのか、なされていないのか。

また、教育委員会のほうから体育協会に対して、そういった振興の目的がある中でお願いしているのかどうか、伺います。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○星 不二夫生涯学習課長 答えします。

目の前に会長さんがいらっしゃいますので、なかなか申し上げにくい部分がございますが、当然、町からスポーツ大会等、各種イベント等も含めて、体育協会に対して委託というような形で予算づけもさせていただいて、それぞれの地域の中で各種のスポーツ大会等の運営を体育協会のほうに委託をしております。

ただ、昔のような形で、全ての地域の、いわゆる地区体協という組織が全てにおいて活動しているという状況ではなくなっているという部分については、大変歯がゆい部分がございますが、その辺につきましては、南会津全体の中で体育協会に全て、トータルの南会津町だと体協という形ですので、全員が参加できるような大会の開催ですとか、そういったものについて体協のほうと連絡をとりながら運営はしているつもりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 体育協会、あるところとないところもあるというようなお話も伺って

います。そんな中で、スポーツ振興どうやって図っていくのかということ、今の体系だと難しいんじゃないかという気がします。体育振興法からこういった基本法になったということは、やっぱり我々の生活の背景が変わってきている、コミュニティーのあり方が変わっている。そんな中で、スポーツは大事だという、これがありながらそれに対応できない組織のままであっているのかということです。

十数年前には、総合型スポーツクラブの推進ということで国が一生懸命やりましたが、実際にはなかなか網羅できなかったというのが現実かと思います。

そんな中で、現在も、先ほど予算の獲得みたいなことがありましたが、私はやっぱり町としてそういったものを推進するか、しないのかというのを決める機関というか、みんなで話し合う場が必要かと思っております。果たして体協だけ、学校にお任せだったり、部活があって、スポ少があって、体育協会があって、体育協会も割とそれぞれの協会に、例えば野球なら野球とか、ソフトボールならソフトボールというふうになっているんですけども、全体的に子供を南会津町の町民として、スポーツを通してこういった子供たちを育てましょう、こういった指導者、優秀な人材を育てていきたいと思います、そういったことをそろそろ考えていいのではないかなと思っておるんですけども、教育長の考えを伺います。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えいたします。

議員お尋ねのとおり、スポーツは健康維持、あと地域づくりにとってなくてはならないものかなと私も考えております。やはり、それについては、町全体として1つの方針を持って指導していく、または子供たちを育てていくべきかなと私も思っていますので、今、お話がありましたが、そのような考えを持ちまして、今後、振興について進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 そんな中で、総合型スポーツクラブ、現在2つのクラブがございます。先ほど答弁あったとおり、財政的な課題を持っております。明らかなんですね。もう年限が限られている中で創立して、次どうするのかということを考えなくてはならないんですけども、今後考える上です。例えば、住民の中で私相談を受けたことがあって、うちの地区でそういったものをつくったらいいんじゃないかなというような住民の方がいらっしゃったと。そういったときに、最初からもう年限が決まっていると、補助が決まっていて、人件費とか担保できないというようなことが明らかな中で、町はそれで果たして推進できるのかという部分がご

ざいます。

総合型スポーツクラブ、そろそろ2つの総合型スポーツクラブ、人件費等の補助が切れるころを迎えておりますが、町がどう関与していくのか、これについて伺います。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○星 不二夫生涯学習課長 お答えいたします。

総合型地域スポーツクラブの現在の課題ということで、文部科学省で昨年の4月に地域スポーツクラブ、全国のスポーツクラブに対してアンケートを実施しまして、その中でやっぱりそれぞれのスポーツクラブの課題が明らかになりまして、一番大きな課題が会員の確保、これがなかなかふやすことができない。それと、2つ目に、今、議員がおっしゃられた財源の確保、これが挙がっております。大きな3つ目として、指導者の確保並びに新たな指導者をいかに養成するか。これらが本当に70%以上占めるような、それぞれの地域スポーツクラブが抱える課題として、統計的にもあらわれてございます。

南会津町に、いな夢クラブとひのきスポーツという2つの地域スポーツがございます。これらについても、指導者の賃金の部分についてはt o t oの助成をいただいてということで、5年間という限られた期間の中でスタートしてきているんですが、それぞれ最初からt o t oありきということではなくて、地域の中で自分たちで世代を超えたスポーツを通した中で集まりを持ってないかということでスタートした中で、指導者を抱えるためには当然経費が必要になるということで、いろんな補助事業の中の一つにt o t oというところに行き着いた。

ですから、それまでは当然自主財源の中で動くんだという、基本はここだと思っております。ただ、財源がt o t oということで、限られた年数受けて、なかなかその後、それにかわるものの財源、それから会員からの会費なり、そういった部分が大変厳しくなっているというのは、現状間違いない事実かと思えます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 そのような中で、町がどのような方針で今考えているのかということについて、再度伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○星 不二夫生涯学習課長 お答えします。

大変失礼いたしました。肝心なところが抜けてしまいました。

基本的には、今申し上げましたように、自主運営、自立が原則ということではございますが、それぞれに当初設立段階の事業からさらにいろんな形で、ひのきスポーツに至っては指定管理

ということも受けて、学童保育を実施したりとか、地区公民館の指定管理ということで運営を請け負っていただいたりということがございますので、それら今後、地域スポーツクラブとそういった部分を詰めた話はまだ具体的に行っていませんので、ここ28年中には方向性を見出せない、それ以降、t o t oが切れたときに動きがとれなくなるというのは目の前に見えている部分でございますので、しっかりとその辺は意見の交換を含めて、進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 現在、町にある2つのスポーツクラブ、いずれも学童保育であったり、そういった地域の担い手を育てるとか、面倒を見ながら、公共を担っていただいているということです。それはくしくも、今度、檜沢中学校がなくなる檜沢地区、伊南中学校がなくなった伊南地域にあるということ、この2つなんです。果たして地域の拠点が統合、これからどれぐらいするかもわからない話ではありますが、地域を担う団体の一つとしてそういったスポーツクラブは可能性あるんでないか。

南会津町、先日の教育委員会表彰でも、多数の子供たち、指導者の皆さん等が表彰されました。これは誇りです、間違いなく。そんな中で、スポーツを拠点としたというか、スポーツから発するまちづくりという意味で、当初は教育長ではなくて、町長に対して、宣言のまちということでやったらどうかということ伺ったところです。

したがいまして、ぜひこれについては、1つのヒントになるかもしれませんので、地域づくりの一つになるかもしれませんので、ぜひ教育委員会内で進めていただきたいということを要望したいと思います。

最後に、協働であっても、こういった地域づくり、拠点づくりにあっても、やはり住民との信頼関係、これが基本かと思えます。そういった中で、大変残念なんですけれども、きのう、臨時職員ではありますが、酒気帯び運転でというようなお話がございました。非常に残念です。私も小さいころからお世話になった方でもあったということもありますし、私も議員の一人として、なぜこれを防げなかったのか、これは全体で考えなくてはならない問題だと思っております。

今回の専決のほうにも、賠償が調ったというような報告もございました。そんな中で、我々一人一人が責任を考えなくてはならないんですけれども、ぜひここについては、起こったことは変えられませんが、次の教材として我々はしっかり捉えて、違う未来をつくるべきだと思っております。

そんな中で、きのうの町長から報告をいただいた中で、なかなか時間もたっておりませんから、見えない部分が多いのかと思いますけれども、きのう報告いただいた後、その経過ですね、わかった事実関係等ありましたらお知らせいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 じゃあ、あえてお答えさせていただきます。

きのう報告したとおりがわかっているところでありますけれども、詳しい事実が固まりつつあるといえますか、また報告も受けると思いますので、絶対あっちゃならないこと、これは個人個人一人一人の認識で防げることでありましたので、これは十分それを踏まえた中でのこれからの職員であつたり、あるいは組織としてのモラルの徹底といえますか、それをしていきたいと思います。

それで、11日には詳細といえますか、あれより詳しく報告できると思いますが、そうした中で皆さん方に報告させていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 あえて私も質問させていただきました。やはり、我々もう一度、合併から10年ということで襟を正してやらなくてはならない、議会としても倫理条例を制定目指してやっているところがございます。ぜひ、ここにいる執行部の皆様、そして今ごらんの職員の皆様、もう一度襟を正して、格好いい大人の姿を子供たちに見せてあげられるように、もう一度心を引き締めて頑張ってまいりましょう。

最後、変な終わり方になってしまいますが、以上で私の一般質問を終了させていただきます。

○五十嵐 司議長 以上で7番、大桃英樹君の一般質問を終わります。



◇ 星 登志一 議員

○五十嵐 司議長 次に、16番、星登志一君の登壇を許します。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 議席番号16番、星登志一。

通告に従い、ただいまより一般質問を3点ほど行います。

1番目は、労働者の賃金ダンピング防止に公契約条例の研究を。2番目に、高校教育までの授業料と交通費無料化を。3番目に、高校教育と町の振興についてお尋ねをいたします。

まず、1番目に、労働者の賃金ダンピング防止に公契約条例の研究を。

これは、平成23年の6月議会に一度質問したことがありますけれども、改めて今回質問したいと思います。

2001年以降の構造改革や規制緩和策の結果、超ダンピングの時代に突入しました。物価が安くなる反面、労働環境の悪化が著しく進み、地方においては企業の撤退が相次ぎました。介護施設や保育施設での虐待事件、土木従業員の高齢化、非正規社員の増大等、社会問題になっております。

規制緩和以降の町契約事業を精査し、公契約条例を研究し取り入れ、労働者の賃金ダンピングを防止すべと思うが、町の考えは。

2番目に、高校教育までの授業料・交通費無料化を。

28年度より交付税一本算定の年となりました。激変緩和措置により、合併当初よりは減額率が少ないと予想されています。地域づくり振興基金約20億円も、29年より使用可能と聞いております。思い切った地方創生策として、高校教育までの授業料・交通費の無料化をとりますか、町の考えをお伺いいたします。

3番目、高校教育と町の産業振興について。

町の産業振興と高校教育は綿密な連携をとり、相乗効果を発揮すべきと思うが、現在、町はどのような連携をとり、今後のあるべき姿はどのように考えているのか。

また、中高一貫校教育は、実質的な成果は上がっているのか、今後の指針についてもお伺いをいたします。

演壇からは以上でございます。再質問は、再質問席より再度お伺いをいたしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 16番、星登志一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、労働者の賃金ダンピング防止に公契約条例を取り入れるべきと思うが、町の考えはとのおただしであります。ダンピングとは、特に正当な理由がないのに、市場一般の流通価格より著しく低い価格で継続的に販売する行為を指すもので、特に労働者が就職難などを理由に、低賃金、不法労働下で働いてしまう行為を労働ダンピングまたは賃金ダンピングと呼ぶ場合があります。

議員おただしのとおり、生産性の低い産業部門や労働者などは、構造改革や規制緩和策の結果、さまざまな保護を失うことによる低賃金などの労働環境の悪化が危惧されていることから、これら労働ダンピング対策としてここ数年、地方自治体が独自で公契約条例を制定する事

例があります。

この公契約条例とは、地方自治体が契約を結ぶ際、入札基準や落札者決定において、契約先で従事する労働者の生活、賃金や雇用安定、地域貢献など、社会的価値を評価することを定めるもので、福島県内では郡山市が平成29年度施行を目指して現在、準備を進めていると、そのように聞いております。

本町としましては、他の先進自治体の事例等を参考に、事業所等の意見を聞きながら、公契約条例について研究検討し、公共サービスの向上に努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

町のいろんな事業を発注するに当たっても、事業計画するに当たっても、賃金だけをカットしたような、そして入札でそれがとれると、そのようなことを町としては改めたい。そういうことで、プレゼンテーションといいますか、いろいろな方法を考えていきたいと思っておりますし、一部そのようなことも取り入れた事例もあります。ですから、実際に町の事業としてそれに従事していただく職員の方々が、生活できるような賃金がもらえるような、町としてもそういう努力をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目であります。高校教育までの授業料・交通費無料化についてのおたただしですが、まず授業料の無料化につきましては、国において高校生が安心して勉学に打ち込める社会づくりのために、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給しております。家庭の教育費負担を支援しているところでございます。この就学支援金は、生徒や保護者が直接受け取るものではありませんが、学校設置者が生徒本人にかわって受け取り、授業料と相殺されるものであります。

このような施策により、支援の拡充、充実が見られることから、町独自で授業料の無料化は必要ないものと、そのように考えております。

また、交通費の無料化につきましては、町では現在、町内の高校に対して、交通費の一部を支援しております。平成28年度からは、桧沢地区から田島高校へ通学する生徒への支援を計画しています。

交通費の支援につきましては、高校の生徒確保を目的としていることから、町内の高校に限定して支援をしてみたいと考えております。

なお、平成26年度から福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯の家庭に奨学給付金を給付しており、公立高校では第1子が年額3万7,400円です。第2子以降は、年額12万9,700円ということになっています。

次に、高校教育と町の産業振興に関し、町の産業振興と高校教育は綿密な連携をとり、相乗効果を発揮すべきと思うが、現在、町はどのような連携をとり、今後のあるべき姿はどのように考えているかとのおただしであります。町では平成25年度から来春の高卒求人計画している企業が、高校生に企業の事業案内、採用職種等を説明する場として、南会津町合同企業説明会を行っております。

今年度は、田島高校を会場として開催し、81人の生徒が参加してくれました。また、参加企業も23社と年々増加しており、平成27年度の田島高校及び南会津高校卒業生のうち、25人が南会津管内の企業に就職するなど、効果は着実に高まっていると、そのように思っております。

また、田島高校では、地元企業を知るために企業見学会を行い、南会津高校では農林業体験を行うなど、地場産業の理解を深める教育を実践しております。このような体験を通して、地域産業の理解と振興が図れることに期待をしているところであります。

今後も、高校と連携をしながら、地域振興に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私から、高校教育と町の産業振興に関してというところの中高一貫についてお答えいたします。

中高一貫教育は、実質的な成果は上がっているのかとのおただしですが、連携型の中高一貫教育は主体的に学ぶ意欲、豊かな人間性、社会性、望ましい勤労観、職業観を身につけて、今後の地域社会に主体的に貢献することができる人材の育成を目指したもので、平成17年度に田島高校と田島中学校、檜沢中学校、荒海中学校が連携校として開始されたものです。連携の柱として、1番、基礎学力の向上、2番、環境教育、福祉教育を通じた地域理解、3、キャリア教育の3点について取り組んでおります。

中学校教員と高校の教員がチームティーチングにより協力して授業を行うこと、これは中学校と高校両方で実施しております。このような機会を通して、生徒の学ぶ意欲が高まったり、中学校で身につけた豊かな人間性が高校でも発揮され、ボランティア活動や地域活動に積極的に取り組む生徒、また、地元就職する生徒がふえるなど、一定の成果が上がっていると感じております。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので

で、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 それでは、1番目について再質問させていただきます。

実は、今回の国会審議等をテレビで見ていると、安倍総理が、安倍政権になってからは非常に雇用機会がふえたんだと。ところが、実際野党側の意見からすると、確かに雇用はふえていると、ただ、非正規が非常にふえているんじゃないかと。実際のところ、この前の国会では、何か平成12年4月から15年で雇用が121万人ふえたらしいです。それで、非正規が178万人そのうちふえていると。正規の社員が56万人なので、非正規社員は2,000万人になっちゃっていると。その結果、これ東京でこうですからね、我が南会津町にも——後から質問しますけれども、東京の70%は200万幾らというんです。

そうすると、町長はこれから公契約を勉強するということですから、ぜひこういうところも念頭に置いて、やはり南会津町の現状をきちっと捉えて、こういった勉強をして、その防止になるようにしていただきたいなど、こんなふうに思うんですけれども。

そこで、南会津町においては、正規と非正規社員、町のほうでどのような把握しているのか、年収だとか、人間とか、その辺をちょっとお伺いします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 町職員ということでよろしいでしょうか。

○16番 星 登志一議員 いやいや、町全体、ほかの一般の会社。

○湯田文則総務課長 全体的な町の中の正規、非正規は、ちょっと私のほうでは捉えておりませんので、そちらのほうは後ほど示させていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 会社ごとにそういった個別の資料は、まだ調査しておりませんが、職業別での賃金体系といいますか、それについてはハローワークのほうから情報をいただいていますので、職業別でお話をさせていただきます。

まず、技術職については、平均給料は18万3,000円から25万8,000円で今推移しております。あと、事務職については、18万から20万と。あと、販売職については、14万3,000円から20万2,000円と。あと、サービス業につきましては、14万9,000円から18万というような、全体的な職種のまとめでございますが、今、総務課長お話ししましたように、調べるのは、大変これからの雇用対策にも必要なものになりますので、調査の仕方も検討しながら進めていきたいと思っています。

以上です。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 きのうも、実は税務課さんから参考になる資料を委員会に提出していただいたので、今後、どんな対策をとるかなど、あるいはどんなデータをつくっていけば、町の雇用対策に役立つかなどというのは、おおむね姿はおぼろげながら見えてきましたので、とりあえず非正規社員について今、多分問題になってくると思うので、その辺のデータの現状把握というのをきっちりやってほしいなど、そんなふうに思います。

今回、私が一般質問したこの1番、2番、3番というのは、実は地方創生にかかわる関連した質問だというふうに行政側で捉えていただくとありがたいんですけども、実際に今回の計画書を、過疎債とか、それからまち・ひと・しごとを見てみても、やはり私が考えるには、どこかで切れているんですね、連携がないんです。特に、人口をふやすという面においては、例えば子供をふやすという面においては、結婚しますよね、出産して、保育所に行って、それから教育機関に行って、それから最終的には大学に行って、そこで就職があるかどうかまで、これ一貫していないで、どこかが切れちゃったら多分、若い人は子供を産まないと思うんですよ、どこかが切れちゃったら。

そういう意味でいうと、今回の計画書も、結婚から例えば保育までとか、そういった項目があるんです。あるいは小中学校くらいまでの手当てについてはこうですよ。ところが、高校、大学、就職までと一貫してつながっていないので、このままの計画を立てると、私は計画倒れに終わるんじゃないかなど。ここを1本のルートで、どこの手当てに対しても手薄にならないような政策をやっていかないと、我々自分たちのことを考えたらわかると思います。

保育所はいっぱい、今、南会津では入れますけれども、東京は入られないから、保育所は大丈夫だと。途中で、最後の出るところになって、大学だとかそこで金がかかり過ぎるといったらば、大概子供、私は2人で我慢しようかなどということになるんじゃないかと思うんです。だから、ぜひ今回の計画、一貫性でもったまちづくり、人づくり、仕事づくりを計画に反映してもらいたいと、こんなふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

そういう意味で、私は28年度の事業の中には新しく子育てであったり、いろんな対応の中で切れ目ないように埋めていこうと、そういう考え方の中で、できる範囲の中でやってきたつもりです。しかし、結婚するとかしないとかというのは、結婚観といいますか、人生観といいま

すか、個人個人がいろいろございまして、これはなかなか行政で一々徹底するものでもないと思いますし、どれを対応したから結婚するものでもないと思っていますが、ただ、一般的に言われるのは、教育に金かかるとか、将来、年金がどうなるんだとか、そういう将来に対しての不安感があるから、なかなか結婚というか、自分の人生設計の中で計画できない——計画というか、実施できないようなものが増えてきていると、そのような言われ方もしています。

ですから、町としてできること、これは町としてやっていかなきゃならないと思いますが、全て日本全国が、世界の中でも日本が何か突出して人口の減少があるみたいな状況でもある中で、地方創生と国が言って、そして各地域のコンクールみたいに、人口のふやし方を工夫しなさいと、頑張るところに応援するよと、こう言っているけれども、でも、どこも同じような状況が続くわけで、それをただ人の取り合いとか、そういうものの競争させるんじゃなくて、本当に国の国策の中で根本的に対応しなければならないというものがかなりの要素を占めていると私は思うんです。

ですから、そういうこともしっかり県なり国なりに、町の考えといいますか、地域の事情を説明して、そして状況もしっかり説明して、そして新しい国のビジョンのあり方というものも一緒につくっていくというのが、今の一番の私たちの行政の役割じゃないかなと、そういうふうに認識しております。そうした中で、率先して私たちの町はこういうことが課題ですから、こういうことを政策の中で掲げて、この28年度以降5年間の中でやっていきますと、そういうようなことを訴えていく必要があると思いますので、それを主眼とした事業計画ということで、町のできる範囲の中で今計画しているところであります。

これから、一つ一つの事業を実行すること、これが一番の要素になってくると思いますので、今、議員がいろいろ説明されました賃金の問題であったり、若い人たちの状況、大変厳しい、それは認識しています。ですから、そういうことを踏まえた中で、町としてのできることをしっかりやっていく、それを28年度の予算をしっかりと執行していくということをまず心がけていきたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 町長と私は1個しか違わないので、思い起こせばの話になりますけれども、私は高校卒業してから約50年。50年前、我々が高校を卒業して東京に行ったところは、もうとんでもない給料の上がり方、その反面、役場の職員はなかなか上がらないと。それで、一般の会社では、各期になると商社がよかったもので、期末手当とかぼんぼん出していた。役場の職員は出ないって、同級生が嘆いていたことを、今から50年前ですからね、覚えていま

す。

ところが、今は、もう役場の職員とか、公務員の方は給料下がらないですけども、一般の会社はもうがんがん、ああだこうだって、手当はなくなっているわ、何がなくなっているわ、それであげくの果て、正規じゃなく非正規になっているから、相当の格差が出ていることは、これは確かなんですよね。

その中で、今の日本というのは、これは本当に私見になりますけれども、安倍さんが一生懸命景気がよくなった、株が上がったと言っているけれども、実際に株を上げたのだから、我々の年金を使って、株にぶっ込んで、今までやった25%しか使っちゃいけないよというのを閣議で決めて、50%を株に突っ込んだなんていう話しやっていて、株だけ上がっているから、お金持ちだけが、お金を持っている人は確かに豊かになっているけれども、我々この地元の、田舎の人たちは実感しないと思いますよ。

我々のときは労働力が資本だから、一生懸命働けば次の年も給料上がっていたわけでしょう。今はそうじゃないんですから、お金持っていないとお金入ってこない社会、要するに労働資本力からお金の資本力に変わっちゃっている、資本主義に。そういう意味では、私は先ほど言ったように、抜け目のないトータル的なところに手厚く、一個一個もう一回見つつ、これで大丈夫か、大丈夫かと慎重に見つけた手当てを公の金でやっていかないと、田舎には人が住めないというのは、これは現実だと思うんです。

昔は、そんなところに公の金使っちゃいかんといっても、今、時代変わっちゃったんですから、そこは頭をやっぱり切りかえて、昔じゃないんだと、50年前じゃなく、今の時代、南会津の町に若い人たちが根を埋めるためにはどうするんだと。そのためには、町独自のやっぱり政策をやっていくべきだと私は思うんです。

昔だったら、例えば入札に対してこんな契約をする、町でやるのかと、それは介入し過ぎだろうと、もう時代が変わっちゃっているんですから、やらざるを得ないでしょうというのが現実なんです。

ですから、私がこの1番、2番、3番やったのは、そういったトータル的な計画を緻密に手当てをしていくことで、地方創生が私は成立するんじゃないかと思う。そこには公の金をどんどん使ってくださいというのが私の考えなんです。

町長のほうから、これから公契約制度の研究もあるということでしたから、本当にやっぱり町民がどんな収入のもとで、どんな就業体制のもとに働いているかを、まずその現実をきちんと調査をして、対策を打っていただきたいと、こんなふうに思いますので、町長もし何かあり

ましたら、一言お願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 答えいたします。

いずれ手を打つには調査が必要でありますし、状況把握が大事であります。そうしたことを踏まえた中で、認識が、わかっているといってもその度数が違うでしょうと言えればそれまでかもしれませんけれども、まず私としても、今、議員がおっしゃられたようなこと、本当に低賃金で働いている非正規雇用もふえている、その状況は感じていますから、それらを本当にきちんと安心して働ける環境づくり、私たち行政の大きな役割でもあります。

ですから、地域の行政として、これはしっかりやっていきたい。ましてや町が関与しているもの、これはしっかりやっていく責任があると思いますから、そういうことを含めて、町はこれから調査をして対応していきたいと思っておりますし、今後も情勢の変化等も踏まえながら、そういうことを常に見直しながら、そして一応私も公的なお金を預かっている身でありますので、その辺は十分に適切な執行をしていかなければならないということを基本に、切れ目のない政策といいますか、安心して本当に若い人たち、あるいは町民の人たちがここで生活できるような行政をやっていくということを常々思っていますので、それをいろいろ検討していきたい、議員にもぜひご指導お願いしたいと思っております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 以上で終わります。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君にお諮りします。

午後3時まで40分以上残していますので、一般質問を続行したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○17番 室井嘉吉議員 いいですよ。

○五十嵐 司議長 それでは、了解ということでございますので、一般質問を続けます。

---

◇ 室 井 嘉 吉 議 員

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君の登壇を許します。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 それでは、議席番号17番、室井嘉吉です。

一般質問をいたします。

1点目は、普通交付税の一本算定について伺います。

我が町はこの3月、合併10周年を迎えます。この10年間は、普通交付税が合併前の1町3村を基礎に交付されてきましたが、平成28年度予算からはこうした交付税算定特例期間が終了し、一本算定による普通交付税の交付となります。このことは、依存財源に頼る本町にとっては、大きな歳入減に直結するものであり、5年間の激変緩和措置がとられるとはいうものの、今後の行政サービスなどへの維持拡大に不安と危惧を感じざるを得ません。

以下、質問します。

平成32年度、我が町への普通交付税の交付額ほどの程度の減額になると認識しているのか、伺います。

2つ目、平成28年度予算編成に当たり、一本算定移行に伴う具体的な影響について伺います。

3つ目、今後の財源を展望したとき、財政上危惧されることは何なのか、伺いたいと思います。

4つ目、今後の行政サービスの維持拡大に向けての認識について伺います。

大きな2つ目、行政における技術職員の確保について伺います。

100年に1回、50年に1回と言われる自然災害が頻発をしております。我が町もこの5年間に、新潟・福島豪雨や関東・東北豪雨の直撃を受け、甚大な被害を受けました。幸いにも人的被害の回避や災害地の復旧など、行政にかかわる職員の皆さんの努力や、消防団を初めとした各種団体、多くの町民の協力により、これらを乗り越えようとしています。これら災害復旧対策に、建設、農林、水道の技術職員の配置確保は重要不可欠と考えます。

以下、質問します。

1つ、技術職員配置の基本的な考えについて伺います。

2つ目、建設や水道、農林などの技術業務を人事管理の中でどのように確保をしていく考えか、伺います。

3つ、将来にわたり技術業務に従事する技術職員の配置が確保される人事管理とあわせ、技術職員が誇りと気概を持ち働ける職場条件確保の認識について伺います。

若干本題とはずれられるかもしれませんが、4点目として、田島高校をこれら技術関係、とりわけ農業や林業の技術、農業土木や林業土木の学びの場に特化をして、各行政機関への技術職員養成のそういう立場の人材育成をする学校にする、そういった人材育成を田島高校にしてみようという、こういうことについてどのようなお考えか、お伺いをしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 17番、室井嘉吉議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、普通交付税の一本算定に関する1点目ではありますが、平成32年度に普通交付税がどの程度減額になるかのおたただしですが、平成26年度の普通交付税算定時においては、合併算定替えと一本算定による基準財政需要額の差は約14億円でありましたが、平成27年度の普通交付税算定時には約11億円の差となっており、差額については年々縮まりつつあるというか、年々減少傾向にあります。これは、平成26年度から市町村の姿の変化に対応した交付税算定の見直しが行われ、普通交付税に段階的に支所経費等が加算されてきているためであり、算定項目の保健衛生費、社会福祉費及び高齢者保健福祉費についても、平成28年度以降3年間かけて見直しを行うこととされていることから、合併算定替えと一本算定との差額については、当初予想していた額よりも縮小すると、そう予想しておるところであります。

一方で、多くの地方公共団体において、民間委託等の業務改革に取り組んでいる業務を、普通交付税算定の単位費用の積算に反映させるトップランナー方式を数年間かけて段階的に導入することとされておりまして、さらに基礎数値の一つとなる国勢調査人口が平成22年度調査から平成27年度調査時の人口に変更になることから、普通交付税が減少される要因も存在しているところでもあります。

このように、普通交付税算定の変更が予定されているものの、変更後の具体的な算定方法が明らかになっておりませんので、さらにさまざまな変動要因があることから、現時点ではどの程度減額になるか、具体的にお示しすることができないような状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、平成28年度予算編成における一本算定移行に伴う具体的な影響はどのおたただしではありますが、平成28年度当初予算における普通交付税の予算計上においては、それぞれの算定項目の単位費用の変動率や国勢調査人口の影響、さらに合併算定替え終了による減少等から総合的に推計し、平成27年度当初予算と比較し3億円減の60億円というところで計上したところでもあります。

これにより不足が生じた部分は、人件費等の抑制や財政調整基金からの繰り入れ等で予算全体の調整を行ったところでもあります。

次に、3点目ではありますが、今後の財源を展望したとき、財政上危惧されることはどのおたただしではありますが、今後5年間の激変緩和期間を経て、完全な一本算定による普通交付税の額

になり、一般財源が大きく減少することとあわせ、公共施設の老朽化による維持補修費の増加が予想されまして、町財政に大きな影響を及ぼすものと考えております。これらの状況に対応するため、将来への備えとして財政調整基金や公共施設等整備基金への積み増しを行ってきたことから、今後、これらの基金を活用してまいりたいと考えておりますが、基金には限りがありますから、平成28年度当初予算に委託料を計上いたしました公共施設等総合管理計画の策定により、施設の計画的な修繕と統廃合等、あるいはまた見直しだったり、創意工夫を行うことで維持補修費の圧縮を図ってまいりたいと、そのように考えております。

次に、4点目ではありますが、今後の行政サービスの維持拡大に向けての認識はとのおただしであります。一般財源が減少していく状況の中で、行政サービスの水準を維持していくためには、基金の活用や公共施設の統廃合等による維持補修費の圧縮だけでなく、第3次行政改革大綱に基づく改革をしっかりと推し進めていくことが必要であると、そのように考えています。

この改革を推し進めていく中で、行政経営の視点に立った行政運営を行うために、行政評価システムを本格的に運用し、事務事業の再編、統廃合を行うことで予算規模を縮小させざるを得ないような、そのような状況の中にあっても、行政サービスへの影響を最小限に抑え、行政課題に対してしっかりと取り組める体制づくりを行ってまいりたいと思います。

そういう意味では、町民の皆様方、それから議員の皆様方のご理解も必要になると思います。しっかり町のその状況を説明した中で、進むべき方向性といいますか、町の考えをやった中で事業計画、そして財政の運営計画を示していきたいと、体制づくりを進めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、行政における技術職員の確保についての1点目ではありますが、技術職員配置の基本的な考え方及び2点目、建設や水道、農林などの技術業務を人事管理の中でどのように確保していく考えかとのおただしについては関連がありますので、あわせてお答えをさせていただきます。

人員配置につきましては、土木、水道等の現場を抱える課においては、設計、積算、工事管理等が主な業務であることから、専門的な知識と経験を持つ職員を中心に配置しております。本町では、土木、建築という職種での職員募集を行っておりますが、応募者のいない年や受験者が合格点基準に達しない年もあるなど、新規採用としての職員の確保が難しい現状であります。

町といたしましては、技術職員の確保のために、工業系高等学校への訪問や受験年齢の引き

上げ等を行いまして、技術職員を目指す方々が増加するよう継続した取り組みを行っております。また、一般行政職として採用された職員を技術部門に配置し、現場経験を積ませるとともに、各種専門研修会へ積極的に参加させるなどをして、技術職員の強化育成を図っているところでもあります。

次に、3点目ではありますが、技術職員が誇りと気概を持ち働ける職場条件確保の認識はどのおただしではありますが、災害復旧等においては専門的な知識が必要となることから、技術職員の負担は大きくなってしまっているのが現状ではありますが、過去に現場経験のある職員を応援に回すなど、課を超えた支援体制がとれるよう配置し、技術職員の負担軽減を図ることが重要であると認識しておりますので、今後につきましても引き続き適正な人事管理の中で、募集と育成の両面から技術職員の職場条件確保に取り組んでいく考えでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、4点目であります。田島高校を農業や林業の技術、農業土木や林業土木の学びの場に特化し、各行政機関の技術系職員に就職できる人材を育成してはどのおただしではありますが、昨年の第1回定例会でも答弁させていただきましたが、県教育委員会では会津地方を1つの学区と捉えて学科の配置を進めていると聞いていることから、田島高校の学科の新設は厳しい状況にあると、そのように考えております。

しかしながら、議員おただしのように、技術系職員の確保や配置は、災害復旧においては重要で不可欠であることから、田島高校につきましては、関係機関との議論を進めていくとともに、町といたしましては新規採用による職員の確保と研修等による職員の育成を引き続き行いながら、技術職員の確保を図ってまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 1点目のどの程度になるんだと具体的な説明、変動要素があり過ぎて具体的な説明ができないということではありますが、今年度のこの間の議員説明会の中では、約3億のうえ減額になっていると。そして、2億は人口減に伴うものだと。あと、1億分がいえば一本算定というか、そういったことではないのかと、こういうことで私は理解しました。

そうすると、ここへ来て一本算定というよりは、さっきの町長の話の中にあっただように、平成27年度の人口調査ということも言われましたから、一本算定よりそういう人口減による交付

額の減というものが、何かここへ来て大きく出てきたのかなというような認識もしているんですが、その辺はどうなんですか、どう捉まえばいいですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

先ほど町長答弁の中で、今後、これから特に平成28年度、トップランナー方式というものが国のほうで導入されるという見込みになっております。具体的にトップランナー方式ということは、現在、地方交付税を算定するに当たって、その下地となります基礎数字、単位費用というものがあありますが、単位費用に計上されている広範にわたっていろいろあるんですが、その中で23の業務について、トップランナー方式の対象とするという国の方針が出されております。

そのうち、23業務のうち16の業務については、平成28年度、来年度に着手するという方針が出ておまして、具体的にどういうものかと申しますと、現在、町が直営でやっているものをどんどん外部に委託すると、アウトソーシングするというものが年を追って出ていくわけでありまして、わかりやすい例で申し上げますと、例えば学校の給食関係ですね、これは外部委託に出していると。それから、一般清掃関係とか、それから例えばびわのかげのように、振興公社に公園管理していると。

そういう形でアウトソーシングしておまして、結局、直営でやるよりは、外部委託することによって経費を削減できるということから、交付税の算定、単位費用に当たっても、これまでのいわゆる給与という考え方から、委託料ということで交付税の金額を下げるということですので。ですから、これまで交付自治体に出していた、いわゆるそういう業務については28年度からも現実的に下げますよということになっておまして、それが、いわゆるその中の人口もある程度加味するということでありまして、ですから、人口が減少する、トップランナー方式の中にそういう業務を下げる、その中には当然人口減も含めるわけです。人口が減れば、そういうものもお金がかからないという考え方になっておりますので、例えば檜枝岐村と南会津町を比べても、人口の少ないところはそんなにお金かからないだろうという考え方が1つありますので、そういうことでのいわゆる人口減少は、大きく交付税の算定には出てくるということでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 だから、要は、言えば、国とすれば交付税も減らさざるを得ないから、各地方はできるものはできるだけ安上がり行政をしるという、できるものは全部委託だ

とかそっちのほうに回せという傾向が今まで以上により強くなっていくという、こういうことだというふうに思うんですね。

それで、第2次の地域振興後期計画の中でも、我が町のそういう交付税のシミュレーションをしておりますよね。それでいくと、大体11億くらい減るということになっています、それは。そうすると、28年度予算で見ていくと、11億というのは教育関係の経費1年分ぐらいに匹敵する額ですよ。

だから、それは確かにトップランナー方式でいって、どれだけの金額が最終的に減らされるんだかわからないけれども、おらほうの長期のシミュレーションでいけば、5年後には11億、教育費に1年かける分の金が減らされるんだというシミュレーションはしていることは間違いないですよ、町当局はそれは。第2次の後期計画ではそういうシミュレーションしているんですよ、それは。

ところが、28年度予算で見ていくと、交付税では確かに3億減っていくが、全体で見ていくとプラス6.8という、一般会計予算全体で見ると、逆にこれはふえているんです。そして、これは主にふえている要素というのは、俺は災害復旧費というものが今回はあるからふえているんだと思うんです。

ところが、一本化算定の5年間に災害復旧費というものもちょうど5年、最大で5年だから、これダブるんですよ。そうすると、我々議員も含め、町サイドの行政サイドの人も含めて、交付税は実際は減っているんだけど、予算全体が、そういう災害復旧なんかも含めて、膨れっこの予算になっているから、そう財政に対する危機感というものは、お互いやっぱり持たないでいってしまうのではないかと、私はそういう危惧しているんです。

本来これ、1年間の教育費だとか土木で使っている金なんか、たかだか9億ですよ。それ以上の金が5年間の中で減って行って、それ以降はそれ分くらいずつ減っていくというんだよ。こんなもんきにしていられないというあんばいだと思うんですね。

だから、私は、この平成28年度予算というのは、それなりに議員も含めて、厳しい何かが出てくるのかなと、こういう思いを実は私自身は持っていました。だけれども、実際この間の議員懇談会を見れば、何だそんなに窮屈でもねえんだなど、率直に言ってですね。

それは町長、手振るかわからないけれども、我々の立場からすれば、予算全体が膨らんでいるから、最低、去年よりは減額になるのではないかと。それは、災害あったがために、そういうことが打ち消されているんですよ、それは何だかんだ言っても。我々目にするのはそういうことです。

だから、そこは決してそうではないんだと。それは厳しいに間違いはないんだということが、よりやっぱり私らにもわかるような説明を今後はぜひしてほしいということです。暗に危機感をあおれなんていう意味でなく、ある面、町の現状、財政の現状こうなんだということがやっぱり受けとめられるような、そういった努力もぜひ町の説明の中ではしていただきたいというふうに思うし、今後の広報活動なんかも含めて、そういった点は常に頭に入れた広報活動をぜひしていただきたいなど。そうでないと、将来を見誤るのでないかなというような危惧がございますので、そういう点についてはいかが考えているんだか、お聞かせいただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに、表面上138億の予算編成ということになりました。しかし、今、議員が教育費11億ぐらいあるから、その分ぐらいが減額するだけで教育費なくなっちゃうんだよというような特出しの中で説明いただきましたけれども、予算全体は、それは教育費だけ削ってしまうわけじゃなくて、全体的にそれはきちっと配分するわけでありましてけれども、確かに災害で、来年度の予算は災害と庁舎の建設費がほとんど上乗せですよ、内容は。

ですから、あとは事業の見直しとかやったりして、多少事業の進め方、あるいは財源の確保の仕方は変わっていますけれども、実質はそういう方向に行くと思います。

それで、当初我々が合併した当時といいますか、それから10年たったら一本算定化するんだよ、なるんだよといったときには、正直ちょっと危機感を持った中で、私は17億から20億ぐらい減るんじゃないかと、そのような説明もした時期もございます。しかし、いろいろだんだんだんだん合併算定の一本化に向かいつつある中で、やっぱり地方からも、そういう合併した町村からも声が上がってきて、広域になって、そして本当に実際人口も減ってくる、そして町の地域の課題が多くなってきた中で、本当にそのとおりにやっていいのかと、そういう不安感がありまして、例えば私どもだったら、広域消防だとか支所が幾つもあるところはどうするんだとか、あとはいろんな維持管理、道路にしても公共物の維持管理どうするんだとかという、そういう課題が上がってきたわけですね。ですから、そういう中で、国もそのところは逼迫しない中で、ある程度余裕を持った判断だったのかなと思います。

今後どう推移するかわかりませんが、そのような中で、先ほど申し上げましたような想定の中で今、計画しておりますが、町としてもそれも何といたしますか、もっともっと厳しくなるくらいの気持ちで内部ではいますが、そういう中で、町民の皆さん、あるいは議員の皆さんにも

しっかり説明して、事業の見直ししながら、それをできるだけ維持するというか、有効活用できて、もっとよりよい行政になるような、安全・安心を意識してもらえるようなまちづくりをしていく必要があると、そのように考えております。

ですから、決して安易にといいますか、一本算定まだまだ甘くなりそうだから大丈夫だとか、そういう安易な考えでもなくて、そしてまた一方で、危機感をあおるようなことでもなくて、しっかり見詰めて、そして事業の見直し等も含めて、財政の有効活用やっていくことが私たちのこれからの今一番大事なことかなと、そのように認識しております。

ですから、そういうことを踏まえた中で28年度は計画させていただきましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私のほうからちょっとお答えいたしますが、交付税の危機感をいたずらにあおるつもりはありませんが、これまでも申し上げているとおり、いわゆる合併算定替えの特例期間が終わりまして、28年度から一本算定になると。ただ、激変緩和措置が5年間かけてありますので、数字的に申し上げれば、これまでの合併算定の数字を徐々に5年かけて減らす、その数値は割合は9割、7割、5割、3割、1割という形になってきます。つまり、逆に言えば、28年度は1割削減されますよと、合併算定から。次の年、29年度は3割減っていきます。その次は5割と、7割、9割という形になってきます。ただし、これまでも申し上げているとおり、先ほど町長の答弁にもありましたが、いわゆるスケールメリットがないと、合併した割には支所経費がかなりかかると、削減されないと、余計にかかっているというところがあったり、広域消防等も経費がかかるというような、そういう国の見直しがされており、これ毎年されておまして、確定的なものは言えませんが、26年度時点でも、約7割くらいは国として確保したいというような方針は聞いております。

つまり、合併算定で60億とします、仮に。一本算定になったときには、50億とした場合に10億落ちるわけですが、10億のうち7割、7億くらいは何とか合併しても経費が落ちない。逆に、かかっている部分については国として担保しましょうと、こういう動きが出ていることは今間違いないので、その辺もやっぱり交付税の動きが年々変わっておりますので、国の動向を見ながら、町長申し上げましたように、やっぱり一般財源は不足するわけですから、事業の組み立てについては慎重にしていきたいと思いますというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 いずれにしても、一方で地方創生、一方でそういうような財源が乏

しくなるという、こういう現実実態に我が町は直面しているわけでございます。

それで、町長の所信、施政の方針等の中でも、こういった財源の減に伴う部分については、先ほども町長答弁にもありましたように、公共施設等の維持管理費などの増というものがこれから考えられるからそういったものも十分有効にやっていけるように、管理計画等の策定ということも言われています。

それで、管理計画の策定というのは、当然これは施設の統合廃止等を含めて、維持管理だけということではないんだと思うんですね。大きくは恐らく統合なり廃止なりという、この方向にやっぱり向かざるを得ないんだろうというふうに思うんです。人口が減った分、町道の延長が短くなったり、減った分、公民館の数が少なくなったり自然にするならいいけれども、この分は現に残っているわけ。方や負担する側というのは、どんどんどんどん縮小していくわけだから、どこかで何かをしなくちゃならないという、こういう判断をしなければならないことを迎えていることは間違いないと思うんですね。それが、言えば管理計画の策定というところに私は結びつくのかなと、こういう理解をしたわけなんですけれども、ここはどうなんですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

この計画に先立ちまして27年度、本年度ですが、資産台帳の作成の委託を出しまして、2月いっぱい完成いたしました。これに基づきまして、次年度28年度に公共施設等の総合管理計画を1年かけて策定するわけでありますが、これは町の全ての資産について、資産台帳に基づき、いわゆる中長期的な修繕計画、大規模修繕計画を網羅すると。

それから、議員おただしのとおり、統廃合を全てその中に組み込むということでございますので、当然、中には今、議員おただしのように、人口減少によって必要のない類似施設等々があれば統合すると。それから、全く必要のないものについては今後、廃止をするということでの計画が全てそこに盛り込まれることになっております。そのことによって、この計画策定によって、過疎債が有効に使われることになっております。これまで、例えば施設の解体撤去については、建て替えの場合は起債が認められておりましたが、この管理計画を策定することによって解体撤去、建て替えをしなくても、その部分についても起債の対象になるということでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 はい、わかりました。

いずれにしても、この一本算定という、こういうことについて、このことがあって、地域住

民から見たときに、それは確かにこの行政サービスの低下ということはしてほしくないと思うけれども、けど、そうはいつでも、これは金のかかることと裏腹の問題ございますから、やっぱりそれは必要最小限、最低やらなきゃいけないサービスということはきっちりやっぱり行政側として確保して、その上で、いかに有効な金の使い方をしていくのか、こういう点はお互い引き続き検討し合っていきたいということで、1点目は終わっていききたいというふうに思います。

それで、2つ目の技術職の確保の分でございますけれども、今回も大雨が降って、桧沢川とか館岩のほうの川の氾濫に伴って、我が町は甚大な被害を受けて、この春に向かって今、これから本格的な復旧を迎えるわけです。今のところ、いろいろ議員懇談会等の説明を受けた中では、ほぼ順調に、一部不落ということがあるにしても、復旧に向かっても順調に来ているのではないのかなと、こう思います。

しかし、これもこの間、我が町が技術系の人たちを抱えてきたこの力量が今日の状況をつくり出しているんだというふうに思うんですね。それは、確かに行革の中で人事配置、正直言えば、どの人も全ての業務に精通するような人材育成をしなければいけないというのは今の行革の時代、そういうあんばいだと思うけれども、そうはいったって、この技術ということを大切にしているか、していないかというのは、こういう災害が起きたとき、如実に私はあらわれるんだと思うんですね。

私聞いたところでは、ある自治体は技術職がないものだから、業者指導あるいはコンサル指導含めて、一切行政側が指導できない、もう言うがまま、こういうような現状下にある自治体だって、全国を見ればないわけでないという、こういうあんばいです。

ところが、我が町は、そういう今までの財産があったからこそ、いち早く現地調査もし、金額の積み上げもし、設計もし、発注もし、今日を迎えているという、こういうところになっているんです。しかし、そういう我が町だって、これから先を見たときには、しかしあと何年かたったら、こんな災害がまた来たらどうなるのだろうという、こういう不安の声も率直に言っているんですよ。

だから、私はあえてこの問題を今回提案、提供したつもりです。ぜひこの真意というところを押さえていただいて、今後の人事配置の中で、この技術職の確保ということには、やっぱりきちっと押さえたところを押さえた対応をしていただきたいというふうに思いますが、町長のお考えどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

特に、本当にあの東日本大震災、そのときは大した被害はなかったんですが、その年の新潟・福島豪雨災害があって、また、昨年の関東・東北の豪雨災害がありました。そうした中で、本当に素早い行動といたしますか、対応してくれたのも技術職員でありますし、職員のみならずあります。

そうした中で、南会津町、合併したこれは1つの何といいますか、効果かなとは感じましたけれども、一方でまた、先ほども何回も言いましたように、地域の連携だとも思います。そういう業者の皆さんにも大変お世話になりましたし、今回は、そういう意味では、コンサルの皆さんにもお願いした部分もかなりあります。なかなかそういう、これだけの大規模になると、技術職員を1人、2人、仮に採用したといえども、やっぱりいろんなことに全部が対応できないということはありますから、そういうことも含めた中でいろいろな対応のできるようなまちづくりというのは必要だと思います。

ですから、そうした中で基本となる職員の技術職の、特に技術職ということであれば、これは町の今すぐやらなきゃならない部分の一つであると、そのように思います。誰もがオールマイティーにできるものではないし、ですから、そういうことを含めた中で、町として今すぐやることは何なのかということももう一度見詰め直して、切れ目のないような、しっかり体制とれるような職員の配置を考えていきたいと考えております。

先ほど申し上げましたように、研修であったり、1週間、2週間の短期なものでは済むとは思いませんが、そうした中でそういう技術職員の養成も町としてやっていく必要があるだろうと、そのようにも考えています。そうしたことも含めて、今後の対応、町として考えていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 あと、技術職の③の中で、町長答弁では、課をまたいで応援体制にするみたいなことの回答だったんですが、私がこの3番目のところで、働ける職場条件確保の認識はというところは、私が聞いたかったのは、私が求めているような人事配置をしていけば、ずうっと、例えば建設課にいる人は建設課をずうっと歩いて、建設課長にまでいくとなったときに、課長職だってランクがあると思うんですね。高い課長と低い課長と、極端なこと言えば。

そうすると、建設課長をやった人だっても高い課長までいけるような、そういう何というんですか、そういう意味のところの職場環境もつくるべきではないですかという意味で、私はこの3番上げていますから、ぜひ——まあいいです、そこは。言っていることを理解していただ

ければ。

そういう意味で、だから、逆に言うと、そういうことせんがために、技術者の方をほかに回したり何だりして上げてやるみたいなことも、一方では言ったことありますので、そういうことでなく、技術は技術系だけ歩いていても、役場で一番高いところまで行けるんだよという、こういう環境も職場環境としてぜひつくっていただきたいなど、そういう意味で、この3番目は私は質問事項に上げたつもりですので、もといた人を融通してやって環境をよくするんだなんていう意味と全然違いますから、ぜひそこはご理解をしていただきたい、こういうことでございますので、いかがですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 気持ちはよくわかります。私としても、どの部門もみんな大事だから、それだけの部門があるんですよ。ですから、どこが高いとか低いとか、そういうことじゃなくて、やっぱり職員が本当に自分の使命感を持って、そしてモチベーションを持ってやってもらえる、そういうふうに誇りを持ってやってもらえるような町の行政でなくてはならないと思っています。

ですから、どこも欠くことのできないと、本当に基本に思っています。ですから、そういう意味で、しっかりした職場の体制づくりをやることが町全体の役割ですので、ぜひご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 ぜひ、それはいつの時代にあっても、災害にやっぱり対応できるような人材育成、とりわけ技術的な分野というところの人事等については、目配り、気配りをより今まで以上にさせていただいて、十分よろしくお願いをしたいということです。

それで、最後の部分です。これは、確かにいろいろ学科創設だとかなんとかって、いろいろ難しい点あるのかなというふうに思いますが、これ県の職員だって、技術系やっぱりつくれと言っているんですよ。技術系を多くしても、やっぱり確保が大変だと。

それで、農業なり林業なりというのは、県の施策であってもそのことは重要視していますし、これは当然、我が町でもそういうような施策というのは重視をしてきているんだというふうに思うんです。

それで、とりわけ農林課の職員の人たちなんていうのは農家を相手に、例えばこれは振興作物といえ、南郷トマトつくれとか、花つくったらいいでしょうとか、アスパラやったらいかがでしょうなんていう、こういうことまで農家の人に向かって指導していくとなれば、それな

りに経験を積んで、自分自身の自信として、そのことを訴い切れる力量じゃなかったら、こうしたほうがいいのか、ああしたほうがいいのかということを、なかなか言えないということなんですよ。

ということになれば、そういったややもすれば、今は農業の技術だとか林業の技術だとかというのがないがしろにされている。あんまり何というのか、学べる場がなくなっているという、こういうことでございますから、ぜひ従来の田島高校の農業科なり、林業科なりという、こういうところをもう一回、復活しろというのか、そういうことをして、そういう行政の技術職の養成校みたいなことに特化していったらば、会津だってそっちこっちから生徒が集まってくるような、そんなような学校環境をつくっていただければなという、そういう強い思いで私はこの項目を上げましたので、ぜひ今度は、学校の中でもいろいろ話し合う場もできたようでありますから、そういったことなんかも話題にさせていただいて、ぜひ取り組み方、よろしく要請をしておきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今、議員は技術職の養成ということの中でも、やっぱりちょっと気持ち感じますのは、田島高校の存続をどうにかしたいという気持ちも大きくおありだと思うんですよ、違う……

○17番 室井嘉吉議員 それよりも……、それまででもねえかな。

○大宅宗吉町長 いや、この間、質問されたから余計それ感じたんですけれども。

○17番 室井嘉吉議員 いやいや、そうでもねえ。

○大宅宗吉町長 そうですか、じゃあわかりました。

○17番 室井嘉吉議員 そうでもねえっていうか、そういうところに特化していったらなじよなのかな。

○大宅宗吉町長 正直、明確に農業、林業って言われていますので、自分の考えといたしますか、それをちょっと話させてほしいんですが、正直言って、人に押されて農業、林業やれるものでもありません、今の職業は。やっぱり、高校で農林科、林業科をつくったから人が集まるかといえば、社会情勢もあったり何だりかんだりして、大変厳しい状況だと思います。

要は、私は高校の、郡内の高校のあり方といいますか、むしろ県というか、やっぱり末端ほど大変厳しくなってきていると、県内ではね。都市部とかそういうところは人が集まるようになってきていると。やっぱり、高校の教育は、この地域の最高学府としての役割というものがあると思うんです。ですから、そういう特化して人を集めるということも、確かにそうかもし

れません。

午前中も山村留学とか、そういう話もありました。いろいろ考え方はあろうかと思いますが、けれども、やはりどういう人材を育成したいかということ、そしてどういう人たちがそれを望むかということ、これがやっぱり大きく高校の募集には影響してくると思うんです。

ですから、それをつくって、1人2人集まって高校というか、教育が成り立つかといえば、そうはいかないわけでありまして、ですから、そういうことも含めて、県のほうともやっぱり協議していく必要があるだろうと思います。

そしてもう一つは、高校の定数の問題ですが、どんどん少子化になっていく中で、田島高校、南会津高校ばかりじゃなくて、只見高校にしても、川口高校にしても、西会津にしても、大沼高校にしても、やっぱり郡部は問題なんですよ。ですから、そういうことを含めた中で、県としてのあり方をどうするのかということが大きく問われる問題でもありますので、1つは、我々ももちろんそういうような提案もすることもいいと思いますが、県のほうの方針もしっかり教育方針を定めていただいて、そして高校としての教育の方向性を決めてもらうというのが一番だと私は思うんです。

ですから、そういう意味では、例えば高校を卒業して専門学校にするなり、農業大学校もありますからね。ですから、そういうようなことをいろいろな中での何といたしますか、機構改革というか、構造改革をやることも1つの、やっぱりこういう私たちのような地域をカバーする1つの方法だと私は思います。

ですから、そういう意味で、私たちのこの地域の特性を生かす考え方としては、農業、林業ということも考えられるのは十分理解できますが、現実的には正直なかなか厳しいんじゃないかなと私的には思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 だから、私言うのも、そんなに簡単にね、これやったからすぐほいきた、そういう技術職だなんていうことに俺はなっていかなえと思うよ。それは、今の選択学科といったかな、そういう中でやっていって、1人でも2人でもそういうような自治体の技術職に合格して、例えば南会津の役場に毎年、田島の普通科でも、専攻のこういうコースを出て、受けたらばもう行政職で入ってきた、いや、県の技術のどこへ田島高校のこういう選択コースから勉強して入っていった生徒がいるということが、それは毎年1人から2人、2人から3人ということになっていけば、そういう選択コースだっていいわけだよ、何でも。

だから、要は、そういうようなところを見据えた人材づくりというかな。学校の中でも、そ

ういうことを追求していくような学校づくりというのか、そういうことをぜひ求めていってもらいたいなど。極端に言ったらば、今はもう会津農林だって、林業も農業も今はあんまり、県含めて技術職なんて入っていないです。ほとんどがもう茨城の太子、太子高等学校のあそのこの専門学校から、福島県の技術だってほとんど県の職員というのは太子ですよ、茨城県だ。もうそういう時代になっていますから、そういうところをもう一回、それできるのが田島だとか会津農林なんですよ、それは。かつてそういうことをやってきたから。

だから、そういうところ、確かに町長、もうちょっと私言っていること、素直にとっただきたいんですけども、そんな深い意味で私言っているつもりありません。単純にそういうような人をつくることにおいて、優秀な人材も学校にも集まってくるようになるんだし、そういうことに一步一步そういう積み重ねをぜひ私はしていただきたいなど、こう思います。

そんなような思いを述べまして、私の質問は終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 以上で17番、室井嘉吉君の一般質問を終わります。



#### ◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 これをもって本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

あす10日は午前10時から開議し、一般質問を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時12分

平成28年第1回南会津町議会定例会 第3日

議事日程 (第3号)

平成28年3月10日(木曜日) 午前10時開議

日程第1 一般質問

- 11番 山内 政 議員
- 3番 丸山 陽子 議員
- 1番 貝田 美郎 議員
- 12番 高野 精一 議員
- 4番 渡部 訓正 議員
- 9番 湯田 哲 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1番 貝田 美郎 議員   | 2番 森 秀一 議員   |
| 3番 丸山 陽子 議員   | 4番 渡部 訓正 議員  |
| 5番 室井 英雄 議員   | 6番 湯田 良一 議員  |
| 7番 大桃 英樹 議員   | 8番 湯田 賢太郎 議員 |
| 9番 湯田 哲 議員    | 10番 楠 正次 議員  |
| 11番 山内 政 議員   | 12番 高野 精一 議員 |
| 13番 星 光久 議員   | 14番 菅家 幸弘 議員 |
| 15番 阿久津 梅夫 議員 | 16番 星 登志一 議員 |
| 17番 室井 嘉吉 議員  | 18番 五十嵐 司 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長
角田厚	総合政策課長	五十嵐正雄	税務課長
渡部正義	住民生活課長	渡部浩治	健康福祉課長
渡部徹	農林課長	相原盛隆	商工観光課長
阿久津弘典	建設課長	野中英昭	環境水道課長
芳賀美恵子	会計室長	星正信	農業委員会 事務局長
馬場秀成	学校教育課長	星不二夫	生涯学習課長
長沼豊	舘岩総合支所長	穴戸英樹	伊南総合支所長
梅宮昭広	南郷総合支所長		

**事務局職員出席者**

室井裕	事務局長	齋藤二郎	事務局長補佐
-----	------	------	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 おはようございます。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

○五十嵐 司議長 日程第1、一般質問を行います。



◇ 山内 政 議員

○五十嵐 司議長 11番、山内政君の登壇を許します。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 おはようございます。

ただいまから一般質問を行います。

1点について質問をいたします。暖冬に伴う除雪事業者の救済策は。

ことしの冬は、いつになく暖冬で町民の日常生活は暮らしやすいという声がある一方で、除雪事業者にとっては雇用の維持等々で苦慮されてきた現実があるようです。次年度の冬期に向けて除雪事業からの撤退等がないように救済できることがないか、伺います。

1点目、除雪車両等の購入、リース契約等で事前に準備された事業者への何らかの救済措置は考えられるか。

2つ目、待機補償手当が既に昨年度から実施されておりますが、額の増額は考えられるのか。

3点目、除雪事業からの撤退等が起きないような手だての方策は考えられているか。

以上であります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

11番、山内政議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、暖冬に伴う除雪事業者の救済策に関する1点目ではありますが、除雪車両等の購入やリース契約等で機械を準備した業者への救済措置は考えられるかとおたがしですが、積雪寒冷地である本町では、冬期間の安全安心な生活環境を確保する上で、除雪事業が重要な役割を果たしておりまして、将来に向けて持続可能な体制整備を図ることが大変重要な行政課題であると、そのように認識しております。

現在町の除雪事業は、そのほとんどを民間事業者への委託により実施しておりますところでございますけれども、委託事業者においては除雪機械の確保や維持に関する負担が、除雪体制を構築する上で課題となっていると、そのようにお聞きしております。このため県が制度化している除雪機械の拘束に対する負担制度を参考にしながら、少雪時でも除雪体制が維持できるよう、除雪機械の維持に対する支援を実施していく、そのような方向性で検討といたしますか、実施したいと思っております。ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、待機補償手当の増額は考えられるかとおたがしですが、特に今シーズンは除雪の出動機会も極端に少なく、除雪機械の確保とあわせてオペレーターの雇用維持が受託事業者の負担となっていることも聞いております。このため、県の待機補償制度を、これをある程度参考にしながら、町としての待機補償のあり方について検討を行い、既に支給している待機補償手当の見直しを行う考えであります。ご理解をお願いしたいと思います。

3点目ではありますが、除雪事業から撤退等が起らないような方策は考えているかとおたがしですが、除雪事業は勤務体系や作業技術の特殊性、オペレーターの高齢化などにより、安定した除雪体制を維持することが年々困難になっていると、そのようにも思っています。本年度は記録的な暖冬に伴う除雪の受託業者に対する支援として、待機補償や除雪機械の維持に係る支援のあり方を検討し、安定した除雪体制が構築できるよう緊急的な補償を行う予定ではありますが、次年度以降も現場の声を、現場の状況をしっかり把握しながら、引き続き必要な対策を講じてまいりたいと、そのように考えております。

豪雪対策でこれまではいろんな対策はどうするんだというようなこともありましたけれども、

これだけ少雪ということは過去に余り例がないということでありまして、近年の傾向としてオペレーターの確保が難しいと、そのような状況がささやかれているものが現実になりました。今年度からオペレーターの養成ということで、町としても補助事業の中でオペレーターの養成事業をやってまいりましたが、実際に今度はその人たちにそこに就業してもらったと。ところがこのような課題になったということでもありますので、町としては少雪であろうが豪雪であろうが、やはりこの地域としてはこの除雪事業というものはもう必要経費なんだと、絶対に必要な事業なんだと、それをしっかり認識して、これは町民の皆さんにもご理解いただくことになるわけでありまして、そうしたことを踏まえた中で、今後の雪に対する事業として、町としてしっかり必要経費といえますか、経常経費の中で絶対に必要な経費なんだと、事業なんだということを再確認した中で、安心して除雪作業に従事していただけるような体制づくりをしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 いまだかつてないような救済策であるというふうに思います。なお、答弁の中にありましたけれども、救済内容につきましては、本町独自で策を考えているというふうに考えてよろしゅうございますか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今ほど申し上げましたように、過去に例のない少雪であります。今の町内の状況を考えますと、やはり除雪というものは必須な事業でありますので、町としてとりあえずといえますか、本年度は、昨年度というのかな、冬には待機料も多少なりですけれども、支払う措置をしましたけれども、ことしはまたそれ以上の厳しい状況だということでありまして、町としてその辺も踏まえた中で、安定した意識の中で除雪をしてもらおうと、そういうような体制づくりを本年度のまず第一歩にしたいと。今年度が万全を期すかどうか、そこら辺は多少いろいろなことが課題があるかと思いますが、できる限りのことをして、そしてまた今年度実施したことをもう一つ来年度に向かって検証しながらやっていきたいと。

ですから、雪が降っても降らなくてもこの地域で安心して生活ができ、そして仕事ができる、そのような両者の融合といえますか、そのような事業にしていきたい。事業といえますか、対応にしていきたいと、そのように考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ただいまの町長の答弁を受けまして、実際に動かれるときに現場の声を精査されて、事業者の除雪に対する、ちょっと今はあきらめムードといたしますか、そういう意欲がなくならないように早目に救済策を講じていただきたいと思いますと思うんですが、今答弁を受けて今後の行政側の対応というか、どういうふうにされるのか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 それでは、お答えいたします。

実は、我々といたしましては、少雪ということの対策ということで、まず第1回目の担当者会議といたしまして、1月25日に担当者間で打ち合わせをしております。その後、2月8日に請負業者、建設業者の代表の方から待機補償と、それから除雪体制補助制度についての要望があったところです。2月12日には第2回の担当者会議、3月2日には第3回の課長を交えた担当者会議を開きまして、今後の除雪というものはやはり先ほど町長が申し上げましたように、我々雪国にとっては住民生活に対してなくてはならないというものでありますので、今回は臨時的に待機補償料、それから民間借り上げの委託業者に関しましては、除雪機械の拘束料見合いの分も加味いたしました待機補償料を支払うという計画にさせていただいたところです。次年度以降におきましても、今後どういう状況になるかもわかりませんが、現場の声を聞きながら、今後除雪体制が維持できるような見直し、それから対応をしてみたいと思いますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 待機補償がどのくらいの額になるかというのは、今回答弁いただければいただきたいんですが、支払いについては今の話ですと年度内、もしくはそう遅くない時期に支払いができるというようなことでよろしいですか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 待機補償料の総額でございますが、現在試算しましたところ、3,800万程度になるかなというふうに予定しております。これにつきましては、1月、2月まで除雪作業に出た分については精査しておりますが、3月分、全然出なかったという想定での金額で3,800万程度ということになっております。支払いの件につきましては、来週早々請負業者を集めまして我々の考え方を業者さん、それから請負業者さんのほうに説明いたしまして、支払い方法については総額の今考えておりますのは半分程度、それにつきましては請求があれば概算ということで早急にお支払いしたいというふうに考えております。中には一回でということ

で3月、4月精算してからということもあるかも知れませんが、それぞれの業者さん、請負業者さんの要望に応えるようなことで支払いについても検討していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうから少し補足させていただきたいと思います。

今、建設課長のほうから試算の3,800万という数字が出てしまいましたので、誤解のないようにしてほしいために、3,800万は極めて流動的な数字だということをございます。待機補償の基本的な考え方として、年間、ここ3年間平均でどのくらいな出勤機会があるのかという統計的な調査をいたしまして、3年間平均値が45日間の出勤が平均値だというふうにまず町では考えております。45日を基本として、今まで1・2月で何日出たのか、さらに今3月の中旬ですけれども、今後何日出る予定があるのか。あとその出た日数の差額についての待機補償というふうな想定をしておりますので、今後の降雨状況によっても、その補償額は出勤した分は当然45日を基本として減らされる日数になりますので、そこは流動的に動きますので、今後の答弁上、誤解がないようお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 わかりました。

その支給の折に、ぜひ現場の従事した方々に速やかに支給が届くようなことで、ぜひ指導いただきたいと思うんですが、そのことについてはどうですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

ことしこれほどの少雪とは当初思わなかったんですが、年明けてから実は三が日過ぎて新年を迎えてから庁内ではこのことを検討するよにということ、建設課で検討してきていただきました。今、副町長が答えたような条件の中でやったらどうだろうということが一つの庁内の考え方でありましたし、じゃどのように実際にやるのかといえば、1つは県のほうの、先ほど申し上げましたように、県のやっている補償料の体制とといいますか、これを参考にしたらどうだというものもありました。ですから、そういう意味で、ことしは全てそろわないかもしれませんが、そういう意味では安心して先ほど申し上げましたように、事業者も、それからそこに雇用される実際にそのオペレーターとして就業してもらおう職員の皆さんにも安心して仕事をしてもらえよう、そういう方法を南会津の方法を考えようということの基本としてお

ります。

ですから、ことしはいかんせん検討はしてきましたけれども、まだまだ実際にやってみなければわからないところもありますし、そして実際に作業に当たられる方というのは、毎月毎月収入が必要ですから、最終的にはいろんな調整も必要になろうかと思いますが、最初から全部降らなかったという想定のもとでは支給できません。ですから、そういう意味では今のような年間の45日というその中での割り振りといいますか、そのようなことも踏まえた中での実際の支給の仕方にはなろうかと思います。ことしは3月が来ていますから、来年度から、またそのようなことを検討する必要が出てくるだろうと思っています。

ですから、南会津方式といいますか、そのような中で、安心して作業してもらえるような事業者にも、それからオペレーターにも作業してもらえるような仕組みづくりを、その第一歩とことしはしたいということであります。ですから、ことしもそういう意味では、試験的な部分もありますが、この後残りの3月分にはなりますけれども、そういう中で来年からまたいろいろ安心して従事できるなど、そういう環境、雰囲気、それを感じてもらえるような対策だけは本年度に感じてもらうような対策だけはしていきたいと、そのように考えております。また、ことしやったことがそれで終わりじゃなくて、南会津、この地域でのあり方というものを検討していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 今回の救済措置が除雪事業者と町との信頼関係につながれば、次年度についても前向きになれるんじゃないかなというふうに私も思います。そして、先ほど答弁がありましたように、少ない雪の季節でも町ではしっかり対応していくよと、そういうことが担保されるのであれば、若松の業者みたいに従業員が撤退するというようなこともないだろうというふうに私も思います。本当に何十年に一回のこういう状態であります。この救済策が今後雪国の除雪にかかわる人たちに対してもやっぱり残るといえるか、そういうものになっていただきたいなというふうに思います。

それから、これは従事している人に、若い従事者に聞かれて、私も100%答えられなかったんですが、ちょっと確認したいんですか、仮に除雪予算が余った場合というのは、次年度に繰り越しできる性質のものなのか、それともそうでないことも想定されるのか、そのことについてちょっと確認したいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えします。

ご承知のとおり、一般会計単年度主義でやっておりますので、除雪対策基金とか、そういった特別な基金も設けてございませんので、繰り越しをすとか、そういった考え方は全くありませんで、その年度年度で適切に降った量の除雪費をしっかりと予算化していくと、そういう考え方でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 了解しました。

本当に先ほども申し上げましたが、しっかりと担保されれば次年度も若い人たちを含めてやっていただけると思ひますので、早急な対応を要請して、一般質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 1つお話しさせていただきたいと思ひます。

ことは少雪で困りました。昨年は豪雪で困りました。やっぱりこれって本当に私たちのこの地域、除雪は少雪にしても豪雪にしてもやらなければならない事業なんですよ。ですから、豪雪であってもどれだけ有効な除雪のやり方ができるのか、それから少雪であってもどれだけ安心してその除雪の事業に従事してもらえるのか、両方課題がありまして、ですからことしの春の議会だったと思うんですけども、除雪費が昨年度の場合は6億ぐらいかかりましたよね。ですから、その豪雪になった場合のいかに費用を削減できるかということ、それから少雪のときのいかに事業の補償が、補償といいますか対策ができるかと、これは両方なんで、それを含めた中で今回は2年連続して豪雪、少雪を経験しましたから、これについて両方対応できるような仕組みというか、それを考えていきたいと思ひますので、議員の皆様にもぜひアイデアを出してほしいと思ひます。よろしくお願ひします。

○11番 山内 政議員 終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、11番、山内政君の一般質問を終わります。

---

◇ 丸 山 陽 子 議員

○五十嵐 司議長 次に、3番、丸山陽子君の登壇を許します。

3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 おはようございます。

議席番号3番、丸山陽子です。通告に従い一般質問いたします。

初めに、通信網の整備について伺います。

中山峠は滝原地域から館岩地域に通じる生活道路であるにもかかわらず、公衆電話もなく携帯電話も使用できず、通信手段がありません。中山峠で携帯電話を使えるようにとの要望については、議会の中で幾度となく提案されてきたことは理解していましたが、町の方より、通信ができる設備をとの強い要望がありましたので、今回調査させていただきました。その結果、昨年に関東東北豪雨災害を受けて、国交省よりNTTに公衆電話の設置の指示があり、町に対し、設置の要望書を提出するよう要請があったと聞いています。通告では、国交省より指示としていましたが、さらに調べていく中で、直接は県の災害対策課よりとわかりましたので、訂正させていただき、質問を進めさせていただきたいと思います。

そこで、次の内容について伺います。

1点目ですが、公衆電話設置の要望書については既に提出されていますか。提出されていなければ、いつ提出されるのか、伺います。

2点目ですが、山間部の多い南会津町にとって、山の中で仕事をされる方、野外での緊急対応が必要となったとき等、携帯電話などの通信網はとても重要な通信手段となります。中山峠のように携帯電話等使用できない地域はまだあると思いますが、使用できない地域は何地域ぐらいありますか、あれば今後通信網の整備に取り組む計画はありますか、伺います。

次に、森林整備計画について伺います。

適切な伐採、保育を推進することにより、良質な水の供給や雪崩などの災害防止、風や騒音を防ぎ大気を浄化するなど、快適な生活環境をつくるための森林整備事業は重要な取り組みです。本町の森林整備計画については平成24年4月から平成34年3月までを計画期間として、伐採、造林、育成等について森林組合や造林事業者等を中心として推進していると思いますが、今私有林の伐採等に関してトラブルが発生していると聞いています。町は把握していますか、伺います。

以上で演壇での質問を終わります。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 3番、丸山陽子議員のご質問にお答えをいたします。

通信網の整備についての1点目ではありますが、国道352号中山峠への公衆電話設置に対するNTTへの要望書の提出についてのおただしではありますが、現在のところ議員おただしのような要望書提出の要請は受けてございません。町といたしましては、中山峠の不通話地域解消に向けた通信網の整備について、豪雨災害以前からNTTを初め、携帯各社及び総務省に対し要

望活動を行っているところであります。

実際に私も今度広域消防でデジタル無線が整備されましたけれども、当時それが整備されるまで、中山峠は何も通じない区間でありました。今度広域消防の広域無線は通じるようでありますけれども、しかし、私たち一般の携帯電話利用者は、中山峠約8キロ区間くらいですかね、滝原から中山トンネルを過ぎて数間沢、番屋の近くまで不通話区間であります、現在も。これについては、私どもは新潟福島豪雨災害もありました。それから今度の関東東北豪雨災害もありました。そういう災害の中でもあったわけでありますが、そういうときに中山峠も大きな被害といたしますか、状況になったわけでありますけれども、幸いにもそこに取り残された人、車両とかはなかったわけでありますけれども、現実にはそのような状況が起こったものですから、その新潟福島豪雨災害のときもそうですが、私も携帯3社、ドコモそれからAU、ソフトバンクと行ってまいりました。それから東北通信局にも行ってまいりました。NTTにも行きました。国交省にも行きましたし、それからあと県の危機管理部にも行きました。

そのような状況を説明しながら要望してまいりましたけれども、現実には電気と光ケーブルが通っていないと、中継所といたしますか、中継局の設置ができないんだと。そしてやっぱり民間業者は営利的に成り立たなければ、私たちはそこに進出するつもりはないしできないというような返答をいただいたところでありまして、それらを踏まえて国交省であったり、県にも行きました。現実には昨年12月に副知事が来られたときにも、そのような状況をお話ししまして、県のほうでは、じゃそれを何とかできるように対応したいという、そういう気持ち、意向だけは表示していただきましたけれども、具体的な話はまた私たちもこれから詰めていく必要があると思います。

ですから、私も全く同じ気持ちでありますので、今後とも引き続き一日も早く、私は公衆電話ということもありますが、やはり一番いいのは携帯電話だと思います。ですから、携帯電話の不通区間をなくすということを基本に考えていきたいと、そのように思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

2点目になりますけれども、そういうことで携帯電話等を使用できない地域は何地域あるのか、あれば今後通信網整備に取り組む計画はあるのかとのおただしであります。町内では居住地域での不通話地域はありませんが、主要幹線道路における不通話地帯は国道352号中山峠となっているということでもあります。

町といたしましては、道路通行者等の非常事態対応や住民生活の利便性向上等を踏まえ、不通話地帯解消に向けた通信網の整備について引き続き関係機関と連携し、国・県及び通信業者

に対して要望していきたいと考えておりますので、お力添えをお願いしたいと思います。

次に、森林整備計画について、私有林の間伐に関してトラブルが発生していることは町は把握しているかとのおただしであります。森林の伐採に関するトラブルについては、昨年は2件の情報提供がありました。私有林におけるトラブルであったため、詳細までは把握しておりません。町は、森林の伐採時には森林の伐採及び伐採後の造林届出書を受領し、伐採及び伐採後の造林計画適合通知書を発行しておりますが、誤伐採や隣接者とのトラブルは森林境界の確認不足に起因することが多いと思います。伐採する前に境界の立ち会い等を実施するよう注意喚起を行っていきたいと、そのように考えております。お互いトラブルのないような努力をしてほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、町長に求められた答弁とさせていただきます。具体的事項等につきましては、担当課長等より答弁させますのでよろしくお願ひいたします。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 ただいま町長より答弁をいただきまして、その中で中山峠だけが通じないエリアだったということですので、今回は公衆電話の要請についてNTTよりありましたかということでお伺いしましたが、その中で中山峠をなぜこのような質問を私がさせていただいたかといいますと、中山峠を行き来する方々にとって、通信手段というのは本当に大切なものでありまして、今回昨年の暮れなんですけれども、中山峠で夜、車を運転していたときに、間もなく動かなくなってしまって、携帯の通じるところまでおりていって、もう本当に1人でそこまでおりていって家族と連絡をとって来ていただいたという状況を聞きましたので、ぜひ調べた結果、公衆電話になっているという、公衆電話をつける予定だということでお伺いしました。本当に要望書が出された場合は、至急検証していただいて、まず初めに公衆電話をつけていただけるような体制をとっていただければというふうに思っております。

また、先ほどのエリアの中で352号の中山峠だけがエリアが拡大されていないということでしたので、ぜひその推進にも努めていっていただきたいと思いますが、平成29年の春に東武鉄道新型特急が会津田島駅に乗り入れることを視野に、海外の観光客を受け入れる方向で取り組みを進めているというふうにあります。海外の観光客にとって、携帯電話とか、そういう設備とか、交通ルートの検索等に欠かせないというふうに海外の方は特に使われるというふうに聞いています。これからまた昨年の豪雨災害の復旧に向け山間部で作業にかかわる方々、また今進められている森林整備計画でも、山の中での仕事にかかわる方々にとって、本当に通常の通話だけでなく、いざというときのために携帯電話は特に必要と考えますので、先ほど町長か

らの答弁で、携帯電話を使えるような方向で取り組みをされているということでしたので、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。山間部だからこそ防災の面からも、これから進めていく観光の面からも通信網の整備は不可欠と考えますので、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

2点目の森林整備についてのトラブルの関係なんですけれども、先ほどは委託会社さんのほうにされて、また契約書、森林経営契約委託書というのを森林保有者の方と、また森林経営計画の認定を受けている業者との間で交わされるというふうに思いますが、その内容というのは全ての業者さんが森林保有者と交わす契約の際は、同じ契約内容で使われているのでしょうか、その点お伺いいたします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

ただいまの森林計画の保有計画でございますが、これは基本的には森林整備計画、これが一番の基本になりまして、これが森林を振興する上では一番の基本的なマスタープランになるわけございまして、この中に当然ほとんど南会津町の民有林につきましては、この森林計画の中に網羅されておりますので、この中で伐採をする場合は、そのときは当然伐採届を出さなくてはならないということで、当然業者さんと、あと森林所有者ですか、この方と森林の保有計画を結ばなくてはならないというようなことになっております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 申しわけありません。ちょっとその契約書はどの業者さんも委託されている業者さんは森林保有者の方と契約を結ぶ際は、同じ内容の契約書を使われているのか、それとも委託会社さんそれぞれが自分たちの立場で契約書をつくられて、その私有林を持っている方との契約をされているのかということでお伺いしたかったんですけれども、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

保有契約書の関係につきましては、特に定まった契約書はございませんので、ケース・バイ・ケースによって業者さんの契約の内容、それを個人の方と確認し合って契約をするというようなことございまして、特段定まった契約書はございません。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 わかりました。

それでは、もう一点質問させていただきますけれども、その委託業者さんが私有林の伐採の後に、先ほど町長よりありましたが、南会津町に伐採した旨の届け出を提出し、福島県に完了検査もその方も受けているというふうにおっしゃっていましたが、私有林を伐採された方への通知は委託業者さんはする義務というのではないのでしょうか。また、伐採した木に対して私有林保有の方の木を切った場合、その木はどのように処分されるのか、お伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 まず、第1点目の契約書の取り扱いといたしますか、それにつきましては、特段業者さんと所有者さんですか、これについては話し合いをしていただいて、合意に至るといようなことでございます。

あと、伐採した木に関しても、当然そのまま放置する場合がありますし、あるいはそれをまたさらに業者さんをお願いして売却するといようなケースもございますので、恐らく県の事業の場合は、当然終わってから業者さんが県のほうに終わりましたといような完了報告ですか、それを提出することになるかと思えます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 すみません、そうしますと、伐採された木の処分と言いましたけれども、切られた方に対して木の代金というか、そういう支払いというのは業者さん同士で、業者さんと保有者の方でやられるといことでよろしいのでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 あくまでも伐採した材につきましては、その個人の方の財産であるかと思えますので、あくまでも個人の方の考え方で売却といたしますか、売却する場合がありますし、そのまま放置する場合もあるかと思えますが、それはお互いの合意で成立するといようなことになるかと思えます。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 それでは、申しわけありませんけれども、その中で町としてはその伐採に関して、南会津町に伐採届が出されるわけですけれども、どのように伐採したかという管理はされているのでしょうか。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

この伐採届に関しては、当然どこでその事業をやるかによっても異なるかと思うんですが、例えば町が発注した事業ですと、当然町のほうに、町で許可するわけでございますので、その後の伐採の完了ですとか、あるいは逆に県が発注する事業などもございますので、その場合は県のほうで取り扱って県のほうにその届け出を出すというような、ケース・バイ・ケースによっても違うんですけれども、基本的には伐採届け出を出していただいて、それに対する許可は一応市町村、保安林につきましては知事許可なんですけど、それ以外は市町村で許可を出しますので、その許可を出す際にも、当然そういう境界の確認ですとか、そういうものは十分周知して業者の方にやっているということでございます。

○五十嵐 司議長 3番、丸山陽子君。

○3番 丸山陽子議員 最後になります。今回のトラブルは本当にこのように出ささせていただいたのは、今回のトラブルが裁判にまで発展していますので、その方は杉の木の保護のために下草や雑草の刈り払いの仕事を立ち上げたということで、その方が信用できましたのでお任せしたと言っています。ほかにこのようなトラブルが起きていないか、先ほど昨年では2件ほどあったということでしたので、今後このようなトラブルが起きないように、また地域での信頼関係が崩れないよう、町としても委託事業者より提出される契約書や伐採後の届け出等の書類についてチェック体制をしていただき、管理強化をしていただきたいと思います。

その中で森林の整備を行っていかれることを切に願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 以上で、3番、丸山陽子君の一般質問を終わります。



◇ 貝 田 美 郎 議 員

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君にお諮りします。

正午までまだ40分以上残しておりますので、一般質問を続行したいと思いますが、いかがですか。

〔「よろしゅうございます」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 了解ということで、それでは一般質問を続けます。1番、貝田美郎君の登壇を許します。

1 番、貝田美郎君。

○1 番 貝田美郎議員 皆さん、おはようございます。

議席番号1番、貝田美郎、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大変プレッシャーの中でございますが、なお、一般質問ですが、先日の議員懇談会におきまして、私の質問内容が一部懇談されましたが、あえて本日質問させていただきます。

まず、質問事項の1つ目でございますが、福島県立田島高等学校振興連絡協議会についての質問です。

平成28年度町政施政方針の中で、生徒数が減少する中で厳しい運営環境にあります。高校の存在はまちづくりに深くかかわるものと認識しており、本町ならではの学習プログラムの検討や学力向上対策など、学校、地域、関係機関と連携を図り、運営環境と魅力化向上に取り組んでまいりますと述べられました。昨年10月には、福島県立田島高等学校振興連絡協議会が設置され、私、同窓生の一人として大変意義深いものであります。そこで、この設置目的をお伺いいたします。

質問事項2つ目でございます。健康増進のまちづくりについての質問です。

急速に少子高齢化が進む中、平成37年には団塊の世代が75歳以上となる超高齢化社会を迎えます。厚生労働省によりますと、介護給付費は現在8兆円を超えており、平成24年度と比較して2.4倍に急増する予想が出され、平成24年日本の認知症数は462万人、高齢者の7人に1人であるのが、9年後の37年には約700万人となり、5人に1人の割合になることが予測されています。介護・医療費の負担構造は現役からの移転を前提とした構造であるため、膨張を続ける高齢世代向け給付が今後現役世代に大きくなるのしかかってくると思います。介護・医療費を抑制するために、田島地区、館岩地区、伊南地区のトレーニングルームの拡張、充実と南郷地区の設置を考えます。また、トレーニングマシン等の各集会所等に貸し出しをと考えます。町の考えをお伺いいたします。

質問事項の最後ですが、豪雨災害による町発注工事についての質問です。

平成28年度町政施政方針の中で、道路橋梁の公共土木施設災害復旧事業13カ所、林道施設災害復旧事業5カ所、農林業施設小災害復旧事業114カ所の復旧事業を実施してまいりますと述べられました。また、先日の議員懇談会において、農林業施設復旧関係の説明をいただきましたが、これら工事の順序計画と発注の仕方をどう考えているか、お伺いいたします。

以上で、壇上の質問を終わらせていただきます。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 1番、貝田美郎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、介護・医療費を抑制するために田島地区、舘岩地区、伊南地区のトレーニングルームの拡張、充実と南郷地区への設置、トレーニングマシン等の各集会所等への貸し出しについてのおただしであります。町では介護認定率、医療費の抑制につなげる施策として、また町民の健康寿命延伸のため、生活習慣病の発症、重症化予防を目的とした保健師の訪問による個別指導、体改善塾や一般町民等を対象とした健康太極拳、さらに今年度介護予防事業といたしまして、さすけねえ体操を考案し、町民に広めるためのボランティア育成に取り組んでいるところであります。

おただしであります各地区のトレーニングルームの拡張、充実につきましては、トレーニングマシンの設置場所やトレーナーの確保等の課題もありますから、今後検討していきたいと、そのように考えております。

また、各集会所へのトレーニングマシンの貸し出しについてであります。備品の管理や移動、さらには効果の上がる適切な運動指導など課題もあることから、既存の施設を利用しているだけで、健康増進を図っていただきたいと、そのように考えております。

町といたしましては、保健師等による個別指導の多くの方が手軽に取り組める健康体操を継続して実施することにより、介護認定率や医療費の抑制を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

現状としまして、私たちのこの町は大変長寿な町だと思っています。やはり健康寿命というのが課題でありまして、元気で長生きということが、ただ長生きということじゃなくて元気で長生きということが非常に重要であると、そのようにも認識しております。これは確かに施設整備であったり、そういうトレーニングマシン等を設置することも一つの方法かと思っておりますけれども、いろんな趣味であったり、何ていいますか、個人個人のそういう活動をするによって、精神的にも肉体的にも健康というものを維持する重要なエネルギーになると思いますので、それも含めて個人の意識の啓蒙を図っていききたい、そしていろんな各種の事業を複合的に組み合わせた中で、この長寿命化、そして元気で長生きできるような、そういうことを考えていく必要があるだろうと考えておりますので、町としても組み合わせの中でも十分それが効果があらわれるような対策を考えていききたいと思っております。

次に、豪雨災害による町発注工事についてであります。工事の順序計画と発注の仕方をどう考えているかのおただしであります。昨年の12月議会定例会においても、お示しいたしましたが、基本的な考え方といたしましては、被災年度を含めて3年間での復旧を目指し、極

端な偏りがないように、ある程度の平準化を図りながら生活道路や農地、農業用施設、林道など、住民生活及び農林業の利用状況を踏まえ、発注時期の分散化や工事規模の適正化により、適切な工期を確保するなど、現場条件を考慮して発注していきたいと、そのように考えております。

実際にこれから工事が行われるわけでありますけれども、県の工事との兼ね合いもあり、町の工事の発注もございます。それから、また通常の事業もございますので、その辺の兼ね合いを十分考慮した中で、地域の皆さんとも話し合いも必要になってきますし、そういうことを適切に対応しながら、町としては順調に発注できるよう、そしてまた仕事をしてもらえるような環境整備もしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきます。具体的事項等につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 おはようございます。

それじゃ、私からは、福島県立田島高等学校振興連絡協議会についてお答えいたします。

福島県立田島高等学校振興連絡協議会の設置目的はとのおただしであります。同協議会の目的は、生徒数の減少に伴い、南会津郡東部地域の最高学府としての福島県立田島高等学校、さらには南会津地域の振興を図るため、地域の関係者による情報や意見の交換等を進めるためとしております。

同協議会は、本町、下郷町に加え、田島高等学校の後援会や同窓会、同校のPTA、さらには田島地域の3中学校と下郷中学校、またそれぞれのPTA、田島地域協議会の代表者で組織されたもので、平成27年10月29日に設立総会を開催し、同協議会の規約を定め、目的に従い情報や意見の交換を行ったところであります。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 答弁のほうが町長が先ということで大変申しわけございませんでしたが、私は質問事項順序でいきたいと思っておりますので、よろしくお願したいと思っておりますが、振興連絡協議会についてですが、地域の関係者による情報や意見交換等という目的があるわけですが、情報や意見交換の目的はわかりますが、その目的の結果はどうなるのかという思いが

あるのか、お尋ねいたしたいと思います。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答え申し上げたいと思います。

初めの情報や意見の交換ということで、そこから出てまいります課題やまた具体的な対策について、また協議していただきまして、田島高等学校の振興に少しでも役立てばなというふうに考えております。また、その話し合いの中で町として取り組むべきものというふうになりましたら、町としても十分協力していく考えでおりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 情報交換等で今目的を述べられましたが、述べることは簡単であります、実際に行うというのは大変難しいのかなという思いがあります。その中で、規約の2条のところに、地域の少子化に対応した田島高等学校のあり方に関する事項という事項があるわけですが、これも目的事項でございますが、このあり方というのはどのようなものなのか、お尋ねしたいと思います。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えいたします。

答弁の中でも申し上げましたけれども、県立田島高等学校は、当町におきまして最高学府として大変古い歴史を持っています。今少子化で大変生徒数も減少しているということで、将来を考えますとこのままですと廃校になる可能性も考えられるというふうに考えております。

そういうことで、この最高学府がこの地域からなくなることは、地域の活性化、もしくはそれにとっても大きな打撃があるかなというふうに思います。私は常々高等学校の活性化は地域のバロメーターだというふうに感じております。やはり高校が活気づかなければ地域も活気づかないんじゃないかなというふうに考えていますので、この少子化に対しては十分な対応をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 今、2つ関連して教育長のお考えを伺いましたが、そうした考えの中で、規約には会議を年1回を定期的に開催すると。協議する事項がある場合は、その都度会議を開くと、言うてはなんです、逃げ文句も考えられるのかなという点があるんですが、実際にその目的の根本的なもので、年1回で実際にそういった解決方法ができるのかどうかをお尋

ねしたいと思います。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えいたします。

規約上は年1回に定期的ということで、これは何もなくても定期的に1回開催するということでありまして、必要があれば何度でも開催するというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 それでは、昨年発足したばかりですので、今年度そういったところを見ていきたいなと思っております。

再度質問させていただきますが、会員名簿を見ますと、先ほど教育長が会員の構成等をお話しされましたが、ことし新聞紙上で3月2日には予想なんでしょうが、県立田島高校の校長先生が異動だというふうに新聞紙上に出ました。田島高校のPTA会長は、生徒さんが卒業されるということで退任になります。ほかの校長先生やほかの中学校のPTAの会長さんかわられる可能性もある中で、そうしますと年1回、今年度は5月ごろ開催される予定だという話でございまして、そうしますと5月の開催になりますと、高校の事情説明等という中でまた終わってしまうと。春の会議は顔合わせと高校の授業というか、説明で終わってしまうというような会議になるかと思いますが、やはり本当に高校を考えられるのであれば、素晴らしいメンバーでございまして。こちらのほうに会長さんもおられますし、文教厚生委員の方も一人参加されているわけですが、本当に目的達成のために会議等をしっかりしてほしいなと思っております。

ただ、町にだけの要望ではこれではなくて、本当に田島高校の存在を考えるのであれば、存続を考えるのであれば、やはり同窓会、後援会、また保護者等もやはり一体となって、進んでいかななくてはならないと私は常々思っておるわけですが。私自身も田島高校のPTA会長を6年務めまして、その後、後援会会長になりましてという中で、この会議は入る前に退任しましたが、本当に興味深いものもあります。また同窓会のほうも動いているわけですが、そういった中で、きのう室井嘉吉議員のほうから農林科の話が出されました。これは一度同窓会のほうでも農林科の話を出したことがあります。やはり、今後少子化を見据えた上で地元相手ではなかなか存続も難しいだろうから、農林科を復活して全国から生徒を呼ぼうかという話にもなりました。ところが、きのうも教育長が説明されましたが、県の方針が会津地区に実業学校は1校だという指定を受けておりまして、会津農林がある関係上、それは無理だろう

という、その当時のお話でございました。

確かに、県の方針は会津地区に実業高校は1校かもしれませんが、本当に危機感を持ってどんな高校づくりをするのかというのを、すばらしいメンバーで考えるのであれば、そういった一部無理であっても、町と同窓会、保護者が一体となれば、無理なものも無理でない可能性も出てくると。最初から無理だではなくて、やはり可能性を含めた精いっぱいやった上で、やっぱりだめだったんだというんなら納得できるかと思うんですが、まして田島高等学校は、ご存じのように農地、林業ということですばらしい土地を持っているわけでございまして、まして町としても林業の町と宣言している中で、今、町としても木を伐採する若手がなかなか育っていかないという経緯もございます。ですから、そんな意味でも無理ではなくて、どうやったら進められるのかというということも今後の議論の一つかなというふうに思っておりますが、教育長、どんなお考えでしょうか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えします。

田島高等学校の農業科、林業科等につきましては、きのう町長のほうから答弁があったとおりにかなというふうに思っています。いろんな可能性を探るといっているのであれば、農林にかかわらず仮にですけれども、英語教育とか、いろいろ特色を出せる可能性はあるかなというふうに考えています。ましてや全国から生徒を集めるというのであれば、もっともっと大きな可能性を探っていく必要があるかなというふうに思います。それには若干時間もかかることですが、高校の魅力化ということも出ますので、その早く探って、どんなニーズがあるのかということを探って高校の魅力化を進めていく必要があるのかなというふうに思います。確かに農業、林業はこの地域にとっては非常に大切なものであるなというふうに私も感じております。その点につきましては、高校のほうでもその既存の施設を生かすために環境コースというのを設けて少しでも農業や林業に従事する子供、または興味を持つ子供を育てようとする対策も、高校のほうでとられているかなというふうに感じております。その点につきまして本当に今回協議会を立ち上げましたけれども、協議会のメンバーにかかわる町民の方も多くがこれに関心を持っていただいて、田島高等学校の存続について皆さんでご意見を出していただければありがたいなというふうに感じておりますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私には答弁を求められておりませんが、一言話をさせていただきたいと思っております。

このたび田島高等学校の振興連絡協議会ということで設立するという事で検討させていただきました。実際に立ち上がりましたけれども、これまでも何回か議員の皆様にも、それから地域の皆様にも田島高校をどうするんだと。私たちの地域、南会津高校もどうするんだという話はたびたび上がってきたところであります。一方で、南会津高校そのものは大体50人そこそこの生徒を確保するとしてきたわけでありましてけれども、田島高校の場合は90人から一挙に今度50人減ったと、そういうようなことでにわかに騒ぎ出しているというような状況でございます。

私としては、いろいろそういう質問も、質問というか意見もありましたけれども、やはりどうも私が見ては同窓会や後援会の動きが鈍いと。確かに町に対してどうするんだどうするんだの声は来るんだけれども、じゃみんな卒業生としてどうするんだ。だったら一緒に考えるというか一緒に行動する、それが必要じゃないかなと思って、南会津高校にはそういうような組織があったということでありますし、そうした中で一緒に考えようということです。

ですから、これは町にばかり頼む、県にばかり頼むじゃなくて、やはり自分たちが当事者意識を持ってこの課題に取り組むということがやはり大きな力になって、相手にも伝わっていくと私は思うんです。そうすれば生徒にしたって田島高校に行くというその環境もできると思います。

ですから、そういう意味では、田島高校自体の対応もありますが、地域としてどう対応するのかということが大きな課題かなと思っています。そういうことでバスの問題等も私も言われましたけれども、決して町が好んで最初に南会津高校に、バスを出すから南会津高校に行ってくれと言っているわけじゃなくて、南会津高校に行きたいからバスを出してくれになるわけだし、田島高校に行きたいからこういう対応をしてほしい、そういうことになるわけでありまして、ですからそういういろんなもろもろの課題を解決するために、それぞれが自分自身一人一人が当事者意識を持って解決する一つの方法を、きっかけづくりということで、この振興連絡協議会ということを立て上げてさせていただきましたものですから、そういう趣旨に沿った中で今後年1回のまず総会といいますか、そのようなことを含めて、適宜あとは随時そのような課題を乗り越えるためにはそれぞれの会議が開かれるでしょうから、そういうときには皆さん方にも積極的な意見をさせていただきたいし、積極的な行動もお願いしたいと、そういう意味でありますので、ぜひご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 町長述べられましたとおりでございます、私も私の話の中でそうい

った話をされたかと思えます。申しますのは、私が昔話をすると何なんです、会長をしている時代に只見高校、南会津高校はその周りの人たち、地域の人たちが危機感を持ってなくしてはいけないというふうなもので動いていたことは私も承知しております。また、只見町さんはやはり町自体がなくしてはいけないと、一つしかないのでもなくしてはいけないということで、町自体で寮を建てたということも承知しております。

そんな中で、田島高校はその当時子供も多くて、言っただけですが、危機感がなかったのは確かだと思っております。そんな中で、私も同窓会という組織の中に入った中で、そういった話をしました。現実今子供はこうなただけでも、今後減ってくるよという中で、みんなどうなんだという話はしておりました。その一つが、先ほど出た農林科復活の話も出たという経緯でございまして、確かに今回、次年度の予算の中でこの話に触れるわけではなかったんですが、桧沢方面の子供たちにバスの援助というか、出されるということで、ようやく田島高校と南会津高校は同じ立場に立ったと私は考えております。平等です。生徒が通う上での平等さが出たんだろうと私は思っております。その平等さが出た上で、私自身は南会津高校にしる田島高校にしる、高校自体がどういった高校づくりをするのかというものをやはり持っていただかないと、私もここで質問している意味がないと思っております。

ですから、私はこのできたことが大変うれしくて、せっかくできたので両町長も顧問という立場にある組織なものですから、そういった私のPTAの流れが長かったものですから、危惧した思いがありまして質問しているわけでございます。

それで、この質問を最後にいたしますが、本当に今言ったようにこの会が意義深いもの、また今町長から答弁を受けたように、同窓会の総会等でもこういった話がありましたということ伝えて、この会を盛り上げていただければと思っております。第1の質問については終わらせていただきたいと思えます。

続いて2つ目の質問事項でございますが、健康増進のまちづくりについてということで質問いたしました。

本当にきのうも室井議員のほうから国保の話がされまして、保険料というのが皆さん給料の中から引かれる中で、福島県によって医療の金額が上がったり下がったりするわけございまして、その中で先ほど言いましたように、高年齢化が進むという中、また確かに税務課の予算の中では、会社員の税が上がる見込みとなっております。それは一時的かもわからないし、今後本当に少子化の中で会社経営が大変になってくる中で、こういった保険料というのは大変痛いものがありまして、会社自体も社会保険でいいますと2分の1負担という大きなリス

クがあるわけでございまして。

その中で私は、びわのかげのトレーニングルームのデータしかないんですが、26年度は863名の利用者がございました。そして今年度、これは1月現在まででございまして、1,153名の利用者があるわけでございます。今年度は10カ月で月平均が約115です。そうすると1日平均約3.8人なわけですね。これは月にすればまばらなんですが平均値で言うておりますが、そうしますと、びわのかげのトレーニングルームというのは、ルームランナーの機械ですが、これは館岩から借用している、1台借りているわけで借用書を結んでいるわけでございまして、そうした中でやはり機具がやはり足りない。

今後新庁舎ができますと、交流館のほうも空き部屋、利用はわかりませんが、空き部屋等ができたり、例えば駅の2階等もみなみやま観光が移れば多少のスペースはできたりとかする思いもありますが、そういった中で、今後こういったトレーニングルームがトレーニングマシンというんですが、あればいいのかなと思っているわけです。

利用者の方にたまたまお会いすることができまして、これは65歳以上の方だったんですが、やはり自分も健康になりたいというのが一つの目的、それはあるんですが、その方は年金暮らしの関係もありまして、医療費のあれが上がってきたと。これはやはりうちらが健康づくりをしないと保険料は上がる一方なので、下げる意味でやはりトレーニングしたいんだということをお話しされました。

先ほど健康体操の話もありまして、公社のほうでも健康体操に出向いてやっていることはわかるんですが、この健康上、非常に有効な運動する要素というのは、有酸素性運動と筋力トレーニングの組み合わせが一番だといわれておりまして、先ほど体操の話をされましたが、体操はどちらかという和有酸素性運動、一番わかりやすいのはウォーキングが有酸素性になるわけですが、これにやはり筋力もある程度つけないと、そういった健康体、長寿にはならないといえます。

健康長寿の観点からいいますと、皆さんご存じ、30代から50代がメタボですね、メタボリックシンドロームということです。60代から70代はロコモティブシンドロームという、70歳以上はフレイルというのがありまして、中身については後から聞いてください……

○五十嵐 司議長 1番議員に申し上げます。

質問事項をまとめてください。

○1番 貝田美郎議員 はい。それで、こういったものを解決するために、先ほど体操という話もされましたが、体操だけではやはり健康体にはなれないというものがあるものですから、

トレーニングマシンという話をしたわけでございまして、再度今の長々とお話ししましたが、お話を聞きたいと思います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 答えいたします。

トレーニングマシンの件につきましては、今ほどありましたように、びわのかげの高齢者センターのほうにマシンがありまして、利用実績も先ほどお話しのとおり利用されている方もおります。今後もさらにそのほかの西部地域も含めまして、そういった状況がどうなのか、利用状況等を含めまして、今後検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

あと、びわのかげのところにつきましては、地域からもトレーニングマシンのちょっと古くなったやつがありまして、更新してほしいという要望も出ておりまして、当初予算の中に新規にトレーニングマシンを購入したいということで予算も計上させていただいておりますので、そういった機械を使っただければと思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 納入の話は私も知っておりまして、さらに借りている状態もあるものですから、なかなか借りるのは壊すと怒られるものですから職員の方も大変なようでございます。

今、健康福祉課のほうで返答されたわけでございますが、私が言いたいのは、この健康長寿になるためには、確かに健康福祉課は医療系であるわけでございますが、やはりスポーツ系となると生涯学習課もかかわってくるかなと思われまして。ですから、行政というのはなかなか横のつながりが期待できない部分はあるんですが、やはり健康づくりをするために生涯学習課と健康福祉課と一緒に連携して、これがマシンでなくても別のプログラムを組んでいただいても、それは結構なんですが、そういったことを要望しておりますが、生涯学習課長にお尋ねしたいと思います。

〔「だめです、教育長、それからです」と言う者あり〕

○1番 貝田美郎議員 ああ、だめなんですか、教育長ですか。失礼いたしました。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○星 不二夫生涯学習課長 それでは、私からお答えさせていただきます。

確かにスポーツという部分だけではなくて、現実には生涯学習課と健康福祉課の連携という中

で申し上げますと、生涯学習課で実施しておりますまちづくり出前講座というものがございます。この中には健康福祉課の栄養士さん、それから保健師さん等のご協力をいただいて、健康教室、それから血圧の相談ですとか、当然、食、料理、それから健康体操、こういったものも出前講座のメニューということで、それぞれの集落にお邪魔をして、そこで高齢者の方を含めて健康づくりということの講座も開催してございます。それから公民館で実施しております高齢者を対象にしたいいわゆる寿学園と申してございますが、年間を通じて開催しているその講座の中の一コマ一コマの中に、そういった健康に関する講話ですとか、体にいい栄養に関する料理講座ですとか、そういったものも取り入れて体づくり、そういったものについて生涯学習課としても健康福祉課と連携をとりながら町民対象に講座等を実施しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 このスポーツによる医療費の抑制効果というのが、平成25年に筑波大の教授が発表しているわけですが、3年間継続しますと1人当たり医療費が約9万円を削減できるとのデータ結果が出ているそうでございまして、ぜひ健康福祉課と生涯学習課、また町一体となって健康づくりに進んでいただくことを希望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

3つ目の豪雨災害による町発注工事についてでございますが、私の質問からこの後2人同じ質問が続くかと思っておりますので、私はジャブ程度でいきたいと思っておりますが、先日議員懇談会でも示されたとおりでございますが、たまたまホームページを見ておりましたら、おもしろいものがありまして、国交省が、新入札制度による公共工事のモデル事業というようなことで、全国で5つの都市を指定いたしました。これは複数年数契約や複数業務の一括発注、共同受注方式ということで、設計段階から施工者が関与するECI方式だそうでございます。

こういった国交省が、これは結局工期の短縮とコスト削減という目的の中でモデル事業化したみたいでございまして、町もこういった独自性がある発注の仕方というのはできるものなのでしょうか、お尋ねします。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

私どもの指針といたしましては、従来からいわゆる公共工事に関する発注の、今議員が別件の国交省のモデル事業の提案をされましたけれども、従来からある公共事業の発注のあり方に基づいて町の入札契約方式を定めているところでございます。その中には福島県も同じような

各公共事業に関する通達も出しております、それらに準拠して我々は今の契約方式を定めていると、そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 1 番、貝田美郎君。

○1 番 貝田美郎議員 当たり前の話なのでしょうけれども、私はこの質問を入れたのはなぜかということ、南会津の建設事務所のホームページでは、道路災害箇所は27年度東部4カ所、西部1カ所、28年度は東部1カ所、西部2カ所を交通規制箇所を優先に着手すると。河川災害箇所は27年度東部8カ所、西部8カ所、28年度は東部24カ所、西部20カ所、平成29年度は東部16カ所、西部16カ所で、家屋、耕作地隣接箇所を優先に着手して28年度分まで終えたいと。28年度にはさらに改良復旧工事に着手するという表が出ているわけです。図が出ているわけです。流れが出ているんです。

ところが、町は流れが出ていないんです。早急に町は復旧したいんだという中で、地権者の方は本当に期待しているかと思うんですが、ただ単に早急に進めたい、進めたいでは、果たしてどんな計画であるのかという。なので、私はその発注順序という質問をさせていただいたわけですが、ぜひ発注工事の中でそういった今後激甚災害とか3年の中、また町独自であれば今後という中で、そういった図的な表示があれば、我々も町民もああそうか、来年はここまでやるんだ、ここまで進むんだというのがはっきりとわかってくるのかなと、それがどうなっているんだ、どうなっているんだと言っても、うちらも町は早急にやりたいんだけれども、やりたいんだけれどもだけでは、やっぱり気持ちが通じないと私は思うんです。

町は本当に早くやりたいと、それはみんなわかっているんですが、本当にその順序的なものがどういった順序でという公表的なものを強く出していきたいと思うんですが、お尋ねしたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えさせていただきます。

認識の乖離があるのかもしれませんが、私どもとしては、さきの議員懇談会において、査定箇所について査定結果の事業費、さらには予算区分をお示しする、予算区分によって発注時期を考える、3カ年間の割り振りの話、かつそれぞれの議員の皆様には災害を受けた箇所の図面までも資料としてご説明をさせていただいているというふうに考えておまして、それ以上の現時点での大きな変更はございませんので、3カ年間の発注計画も議員の皆様にお示しをしているという認識でございます。

○五十嵐 司議長 1 番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 いや、議員懇談会の資料は私もわかっているんですが、これでも私たちはもらえたからわかるんであって、町の方はこれは持っていないので、いつごろ、いついつというのはわからない。こんな細かく表示を示せと私は言っているわけではなくて、ここに書いてあるように、林道施設災害復旧工事であれば、27年度から例えば28年度までですよというように大きな流れを、これは議員だからわかるんですよ、副町長。でも、一般の方はこれを持っていないので、今後の流れがわからないじゃないですか。だから、町民の方に今後こういう流れで工事が進みますよという、大まかでもいいんですが、そういった表示の仕方があればホームページ等でもあればいいんじゃないかという話でございます。どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えいたします。

貝田議員の質問の趣旨が理解できたところでございます。そういった意味では、今発注計画についてホームページ等で町は公開しておりません。今、貝田議員の要望も含めて早急に検討して、必要性があればホームページのほうに載せてまいりたいというふうに考えていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 やっと話が通じまして、よかったかなと思っておりますが、本当に私たちは聞かれても本当にこれを常々持って歩くわけではないので、町が早くやりたい、早くやりたいという話の中で、ホームページのない人は、私はそれを印刷すれば一番、これを印刷して一々持って行くわけにはいかないもので、ホームページだったらその部分だけ印刷して、町はこうですよと、皆さんこうやってやっていますよということが出来るわけなので、ぜひ早目にホームページ等でもいいですし、広報みなみあいづ等でも簡単に計画表等を示していただければなと思っております。再度確認いたします。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 貝田議員のご要望については、早急に検討して答えを出したいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からちょっと答えさせていただきたいんですが、情報の提供と申しますか、これは大事だと思います。やはりあれだけの災害を受けてどういう対応をしてもらえるのかと、やっぱり心の準備もあるから、それはそれで必要だと思いますが、ただ情報の出し方そのもの、以前も議員より先に町民のほうを知っていたと、そういうような状況もございます。

ですから、私たちがそう対応したときには、議員の皆さんにも逆にその辺の理解というか、それはお願いしたいんですよ。物事によってこれは公開できる、これはできないということは当然あるわけでありまして、町としてはできるだけ早く情報提供はする努力はします。ホームページに掲載されていなかったということでもありますから、それはできるだけ検討して、皆さんにも情報をお知らせしたいと思いますが、そういう中で、町としては確かに一人一人の町民にまでは行かないかもしれませんが、地区の区長さんとか、そういう役員の人はしっかり連絡をとっていると、そのように認識しています。

ですから、そういう意味で一つ一つはなかなかできないかもしれませんが、ただ一つの物事として、ホームページだけでそれが済むというようなことでもないとは私はそう感じておりますから、その辺は議員の皆さんにも、もしも町がそうした場合には、そういうことの配慮かなということも、逆な意味で理解というか、それをお願いしたいんですよ。そこの部分で、結局また今度逆にやってしまったときに、何だ、我々よりも早くというような話になると、また本末転倒になるので、ですからその辺はぜひ皆さん方にもご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 町長の言われたとおりでございまして、まして地権者の方が一番早い情報を持っておられまして、地権者説明会というのが一番早いのかと思うんですが、私たちが知らないにもかかわらず、知っているということもありますので、その点も含めながら私も進んでまいりたいなと思っております。

最後に1つだけお聞きしたいんですが、議員懇談会の資料を使わせていただきますが、例えば9番、これは不調に終わっているわけですが、これは静川針生の水路工事ですかね、という中で、例えばですが、ここの3番に十本木、牧ノ沢、下福米沢、上坪ですか、これは土砂撤去でございまして、こういった中に、この9番を含んで発注する仕方というのはできるんでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

基本的に通常であれば工事ごとに発注するのが原則なんですけど、今回はこれだけの災害でございまして、なるべくまとめて効率的な発注をしたいと。それによって業者のほうも作業も効率的にいくんじゃないかと。今回の今議員からおたがしがありました3番の工種につきましては、あくまでも土砂の撤去、それから9番は堰、頭首工の工事でございます、工種的に全然違うものですから、その辺でやはり工種もある程度まとめて、堰は堰あるいは土砂撤去は

土砂撤去というふうにとめたほうが、もちろん業者のほうも作業上、効率的にやりやすいというようなこともありますし、あと場所の問題もございまして、やはりある程度のまとまった場所といえますか、当然重機を次の場所に移る、移動距離などを考えますと、ある程度まとまった区域ごとに発注というようなことがベターかなというようなこととございますので、この場合は合わせて発注というのもなかなか難しいなというふうに考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 無理難題を承知の上でございますが、そういった方向で、あくまで災害復旧という意味もありますので、本当に時には180度かえた発注の仕方も大変早急的な解決にはいいんではないかと私自身思っておりますので、今後不調にならない発注の仕方を期待いたしまして、私の質問を終えたいと思います。

○五十嵐 司議長 以上で、1番、貝田美郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩し、昼食休憩とします。

午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。

---

◇ 高野 精 一 議員

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君の登壇を許します。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 通告に従いまして、議席番号12番、高野精一、これから一般質問をさせていただきますと思います。順序が繰り上がって心の準備ができないままの登壇となりました。ちっと心が落ちつかない状態でございますが、3点ほど通告しておりますので、順序に従って質問をしていきたいと思っております。

1点目、県道黒磯田島線について。

南会津郡の農林業、商工業の振興並びに限られた観光資源等々の活性化を図るとき、交通高速化の時代、道路網の整備は急務であると思います。そこで、県道黒磯田島線の国道昇格化の運動をすべきと考えますが、いかがでしょうか。となれば、当然工事も国直轄となり、短期間での全線開通を図ることができると思われま。そこで、目的達成に向けた郡内町村による期成同盟会の組織を立ち上げる考えはないか、伺います。

2点目、祇園会館の今後の在り方について伺います。

唯一できていなかった中町大屋台格納庫がこのほど完成し、4屋台全ての格納庫が完成した。このことにより、祇園祭はもとより日常的に観光資源の一つとして貢献してきた祇園会館の位置づけも大きく変わらなければならない。そこで町としては、今後どのような位置づけで活用、活性化するのか、伺います。

3点目、河川の整備促進について伺います。

昨年9月9日、10日の関東東北豪雨により、山林原野はもちろん河川には甚大な被害を受けました。町当局の早急な働きにより激甚災害の指定を受けたことは、町民の皆様も大きな評価をするところであります。しかし、復旧はいまだ半ばであり、ことしの水稲、花卉、アスパラ、トマトの作付ができるか、農家の方々の心配するところです。そこで、早急な河川の復旧計画と工事の完了をいつまでどのように進めるのか、伺います。

あとの質問は質問席にてお伺いしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 12番、高野精一議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、県道黒磯田島線の国道昇格化に向けて、郡内町村による期成同盟会の組織を立ち上げる考えはないかとのおただしであります。この県道黒磯田島線の整備は、東北新幹線や東北自動車道等の高速交通網へのアクセス改善はもとより、福島、栃木両県に茨城県も含めた広域的な基幹路線として、沿線市町村の産業や経済の発展に大きく寄与する重要な路線であると、そのように考えております。

現在、栗生沢地区から先の区間におきましては、急峻な地形から落石や路肩崩壊の危険性が高く、通年で通行どめの状況にあります。このため昨年度から県道黒磯田島線整備促進期成同盟会の要望内容を、現道整備からトンネル整備に切りかえ、国道昇格を視野に入れた要望に改めたところあります。当面は県道黒磯田島線の期成同盟会として、国道昇格に向けた要望活動を強化してまいる所存でございますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

次に2点目、祇園会館の今後の在り方に関して、今後どのような位置づけで活用、活性化するのかのおただしであります。会津田島祇園会館は、会津田島祇園祭を年間通して紹介できる展示館として、平成7年に建設された施設で、現在は祇園祭の紹介以外にも郷土料理が楽しめる企画として、食を求める観光客のニーズに対応したサービスを提供しているところでもあります。そのほかにも、地域住民を対象に定期イベントを開催するなど、地域のにぎわいづくりに寄与しております。しかしながら、震災以降の大型観光バスの減少や観光客の旅行形態の変化、さらには展示物等の老朽化などの理由により、利用客が減少している状況でもあります。

そのような中、祇園会館の前を通る国道289号バイパスの全線開通、そしてまた会津縦貫南道路の整備が目前に迫るほか、平成29年には新庁舎の完成とあわせて、東武鉄道の特急乗り入れが予定されています。町といたしましては、これらを絶好の契機と捉えまして、駅周辺のにぎわいづくりのため、地元商店街や地区住民とともに町商工会及び関係機関・団体と連携し、中心市街地活性化に向けたビジョンづくりを進める計画となっております。

この中で、祇園会館の位置づけを含めて、中心市街地の活性化と観光の活性化を検討いたしまして、それらの議論の成果を踏まえて方向性を見出していきたいと考えております。また、現在設立準備を進めております会津田島祇園祭活性化委員会の中でも、祇園会館や屋台格納庫のかかわりや活用方法を検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、河川の整備促進についてであります。早急な河川の復旧計画と工事の完了をいつまでに、どのように進めるかのおただしであります。昨年に発生した関東東北豪雨災害により河川が氾濫し、特に桧沢川や館岩川沿いにある農地や農業用施設については甚大な被害を受けたところであります。このため河川の管理者である南会津建設事務所や山口土木事務所と今後の河川の整備計画について協議いたしましたところ、桧沢川については災害復旧助成事業により、平成27年度から4年間において河川の整備を進めてまいります。また、館岩川につきましては、災害関連事業により平成27年度から3年間において河川の整備を進めていく方針と聞いております。

町といたしましても、河川工事と連携調整を図る必要があることから、農家の意向等を重視し、県と協議を重ねながら効率的かつ早期の災害復旧工事を進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、

担当課長等より答弁させますので、よろしくお願いたします。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 まず1点目からお伺いしたいと思いますが、この那須塩原の市長が1月でたしか退任されて、退職金が20円だけもらっておやめになったというような話が全国放送で流れたと、私も今思い出しておりますが、首長がかわったということに対して、この期成同盟の強化を図るために、町としてはその後市長に会いに行ったとか行かなかったとか、そういうことはあったかどうか、お伺いしたい。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 市長がかわられてから那須塩原市の市長さんとお会いしたということはありません。今までの継続の中で、担当であったり、そういう連絡はあったと思うんですが、私が首長同士で会ったということはありません。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 そういう継続事業ですから、できるだけ期成同盟会の強化を図るためには、そういう面も必要かなと、こう思いまして今の質問をいたしました。

今から2年くらい前に、この県道黒磯線について地元の選出の県議と若松からおいでになった県議が現地調査をいたした経過がございます。そこで、やっぱりこの位置づけとしては、大変重要な道路であるという観点から、この近隣との期成同盟会というのを今後進める計画が何かあるのかどうか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

近隣との町村といいますと会津管内、南会津管内ということですか。

○12番 高野精一議員 そうですね。

○大宅宗吉町長 先ほども答弁させていただきましたけれども、現在ではこの地域の町村との期成同盟会に入ってもらってどうのこうのとか、あとは一緒に要望活動を実施しようとする考えは今のところ計画はございません。しかし、こういう道路があるよと、そういう認識を持ってもらうことは必要だと思うので、それに対してはできるだけの努力はしていきたい、そのように思います。

また、市長さんがかわられたということなので、その辺も含めてこれまでの経過等、またご説明申し上げながら理解していただいて、一緒に活動できるような環境づくりもまたあわせてやっていかなければならないと、そう思っています。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 あえて私はこの質問を何でしたかという、県に対して町長を初めとして議員が合庁で道路陳情を去年かな、行ったときに、合庁の所長が3本の陳情を、たしか道路の陳情が3本あつたときあつたと思うんですが、そのときに合庁の建設所長が、南会津町において今優先順位でどの道路が一番大事なんですかということと言われた記憶が私はありまして、そうであれば、我が町は40分で高速道路に乗れる場所にはないと、位置づけがそういう状態にあると。そうすると、この交通の利便性、また集客、そういうものを考えたときに、この期成同盟会の形を大きく一つ整えて、やっぱりこれを優先順位を1番でもって、そういう陳情に当たるということも一つの形ではないかと思ひまして質問しておりますので、町長ひとつお願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

私たちの町はいろいろな国道がございまして、289号、それから縦貫南も今度来るわけですがけれども、121号、それから400号、401号、352号と幾つもあります。そうした中で、これはまだ国道にも何もなっていないお互いの県道ですけれども、黒磯田島線そういうことでありますので、まずはその辺も踏まえた中で、これまでも近隣の市町村ともそういう期成同盟会の中に一緒に枠組みの中で組織として活動してまいりました。私たちの町としても、その枠組みの中でやっぱり規律ある同盟会要望は必要だろうと、そう基本的には認識しております。

そうした中で、一方私たちに新しいルートといいますか、そのような道路があるということは非常に今後の私たちの地域にとって大きな発展の要素であると、そのように同じように認識しておりますので、それを含めた中で、県道黒磯田島線をまずはこの期成同盟会の中でトンネル化と国土昇格ということをやるということが、まずもって最初の段階として南会津町と那須塩原市の2市町の役割であろうと、そういう認識の中で今後進めていくのが一番よいのではないかと、そのように判断しております。

ですから、そういう意味で段階が来ればそのようなこともあろうかと思ひますけれども、現在の段階ではそのようなものを基本にしてまずはやるということ、これからもその活動をやっていきたくと思ひますので、ご理解をお願いしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 そういう時期をなるべく早くつくっていただきたいなと、こう思ひます。これは一つ提案しておきたいなと思ひます。

次に、祇園会館の今後の在り方についてに移っていきたいなど、こう思いますが、この祇園会館が旧田島町において、選挙の争点の一つはなったことがあって、この祇園会館は要らないだろうという一つの選挙の中で訴えてきたのがありまして、そのとき私もたしかそういうことでマイクを持ったような記憶もございます。できるなら、若者たちがみんな自分の表現をするための、そういう場所が必要だろうと。例えば、太鼓にしても楽器にしても、近隣がやっぱりうるさいということで、できるならば文化ホール的なものをつくるために、そういうものはやめたほうがいいだろうという経過がございまして、私も今度中町の大屋台ができた、そういうふうになれば過去を思い出しながら、もう一度祇園会館というものの見直しも一つは必要になってきたなど、こう思います。

それで、町長に一つ聞きますが、この指定管理者というのは何年ぐらいで更新をするのか、伺います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

指定管理期間は5年ということで設定しております。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 この管理者の、議案書を見れば数字が出てくるのかなと思いますが、年間幾らぐらい指定管理料を払っているか、それを一つお伺いしたいと。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

平成27年度につきましては、祇園公園の管理も含めまして1,140万を支出しております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 27年度が1,140万、その前はそれ以下だったんですかどうか、伺います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 以前も同額で推移しております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 実は私もこの指定管理者を議会で承認するときに、たしかこれは祇園公園も含まれていたような気がしますし、その祇園公園の整備もたしか含まれていたような

感じもします。そういうことで、祇園会館の周辺の草がかなり伸びていても、なかなかそこにおぼつかないのか何だか、そういう面の整備がなされていなかったなということがあって、私もちょっと進言したよう気があるんですが、今後もこれは祇園会館及び祇園公園もその中に含まれているのかどうかをお伺いします。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

28年度につきましては、祇園会館と祇園公園を一体的にNPOの「はいつと」さんをお願いするというので、当初予算に経常しております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 微妙な問題だから、これは余り聞くのも何なんです、それじゃ、この集客としては年間どのぐらいあるのか、伺いたいと思うんですが。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

昨年度、26年度につきましては、入館した方が4,571名、これは食堂を除く展示コーナーでございます。ことしにおきましては、2月末現在でございますが4,734名ということでございます。売り上げ的には昨年度、入場料、あと食堂等々を含めると1,492万ほどございます。今2月現在でございますが、収入的には前年対比で約90%というような報告を受けております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 この人数が年間を通して来るということであれば、不思議なことにあの駐車場を利用した人が、たまたまこれは営業妨害になるという言葉が管理者から出たという話がありましたが、それほど人数が入っているのかなと俺も不思議に思っております。

それで、1つはこの指定管理者が5年ということですから、あと残任期間は何年あるのか、伺います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 あと3年でございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 やっぱ指定管理者の競争というのも社会では必要だと思うし、これがずっと既得権でこの指定管理者に移るということも、これからはどうなのかと思いますが、

そういう場合ではやっぱり町でもいろんな工事を発注している中では競争入札という形をとっている。そういうことであれば、この指定管理者も競争入札にするべきではないかと思ひまして、私はこのことについては余り深く質問はしたくないなど、こう思ひまして、次に移ります。

3番目の河川整備促進について、これはこの災害復旧の関係でいろんな議員が質問しておりますので、私はちょっと視点を変えた中で質問をしていきたいなど、こう思ひます。

町長は、たしか全国の治山協会だか砂防協会だか、何か役職を、全国でございます。ちょっとその辺をはっきりお願いします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 今現在ですけれども、就任以来県の砂防協会長、それから東北の委員であります。そして来年度からまた、県はそうなんですけれども、東北の砂防協会長ということになるのかなと、なる予想で言つてはまずいのかもしれませんけれども、そのような話に、こう回りなんでね、そのような状況になっています。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 そうすると、町長、これは年にどのぐらいの会議があるんですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 これは定期的に行っている会議で、東北が1回、それから研修会もあるんですね。それと兼ねているものもありますが、役員会もありますし、それから県と、ですから3回か4回ぐらいかなと記憶しているんですけれども、ちょっと今担当のほうから答えますから。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 今ありましたように、福島県のほうの総会、それから東北地方、それから全国ということで、中央のほうにも出向く機会がありますので、年に数回の要望活動等、総会等に出席していただいているということです。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 忙しい中での会議、これは大変だなど、こう思つておりますが、私は最近下郷町へ行くと、下郷町のダムの周辺で砂利取りを今盛んにやっているんですが、この河川の堆積した砂利の処理というのを、今後考えていかないとだめな時期に来ていると思うんですが、その辺ともう一つ、川の支流が今回の災害でも被害があったように、もともと昔から流れていたんじゃないかと推定されるような川の支流が、今は変わった中で被害が同じところで毎年起きるような状態になっていると。そうであればやっぱり今堆積されている砂利を何とか撤去するような形を何とかとっていただけないかどうか、町を挙げてちょっとお願いしたい

など、こう思うんですが、町長、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 今、議員おただしのとおり、今回の関東東北豪雨災害の要因にもなったのかなと、河川の堆砂した砂利については被災の原因になったかなということも認識しております。今までですとある程度河川に土砂がたまりますと堆砂除却、それから河川内に柳等が繁茂してくれば雑物除去というようなことで、福島県のほうでも取り組んでいただいていたところですが、それ以降ちょっと事情がありまして、そのような作業が行われていないという状況が続いておりました。しかしながら、昨年度おとしあたりからまた福島県のほうでも堆砂除却等の作業を行っていただいております、田島地域でありますと古今地域、二、三年前でありますと館岩の熨斗戸地域の辺で堆砂除却等を行われております。現在も事業要望、事業調整会議の中で、南会津町建設事務所、山口土木事務所のほうにそれぞれ主要な河川につきましては堆砂除却、雑物除去の要望をしておりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 今度の水害でこれは私は被害に遭ったのは大変残念ですが、一つはよかったなという面もあったのかなと、こう思ったんですが、12月の議会で11番議員が伊南川を教育の場にしたらどうだという話がありましたが、私も通っていて感じるのは、やっぱりびわのかげの一つは、あそこに繁茂していた木が全然なくなって、公園からそのまま子供たちが川におりられるという、そういう姿を見たときに、やっぱりこれは繁茂した木は速やかに撤去していかないと、やっぱり子供たちが未来に向かった知的財産というか、そういう思いがふるさとに対して、なじまなくなるのかなと、こう思うものですから、ぜひそういう面での河川整備、それから子供たちがやっぱり記憶の中に、常に子供たちの時代の記憶を持ち続けていただくためには、やっぱりそういう中での河川整備というのは必要だと思いますから、町長、これは先になって本気になって号令をひとつ旗印でやってください。これに対しての意見があれば求めたいと思いますが。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

今の河川の防災整備、総合的に整備するという話ですけれども、防災対策と、それから河川を活用した自然体験であったり、あるいは河川を利用した事業というか、そういう意味ではいろいろ関連する団体あるいは機関があるわけでありまして、いずれにしましても私もこれまでも今現在で館岩川、伊南川で、館岩川ですか主にラフティングとか、そういう事業もしていま

す。やっぱりこれをするためには河川の安全管理、もちろん河川に出入りする道路といいですか、進入路も必要ですし、それから防災の中では館岩地区なんかも館岩川におりて、消防の水源として利用するような進入路もございます。ですから、いろんな河川の整備の仕方がありますし、それから河川の中に堆積している土砂の撤去、それから生えている柳とかいろんな雑木等がございます。

ですから、そういう意味では、いろいろな整備が必要になってくると思いますし、完全にまた体験できるような河川の対応も必要でしょうし、それから一方でまた漁業組合といいですか、釣り客に対しての配慮等も必要になってくるわけで、それぞれの目的によって整備の仕方があろうかと思いますが、いずれにしましても安全で本当に親しめる川づくりということは、私たちのこの地域にとって非常に重要なことであると思います。

そういうことを含めて、これまでも要望活動をしてまいりましたし、そのようなことで県のほうにも協力いただいて、整備を進めてきたところでもありますから、当然今度は大きく川も災害で変わっていますし、これからの当面の防災対策と、それからこれからの河川対策、親しみやすい河川、それから景観を含めた河川の整備、防災と、そういうことを含めてしっかりと町も県のほうと協議し、また要望するときは要望して、そして河川の整備を、そして利用を図っていききたいと、そのように考えております。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 それでは、今、町長から柳の木という話もありましたが、今年度とかどうかことになって急遽農協あたりも騒ぎ始まったんですが、一つはキノコの栽培に着目したらどうだという話がいろいろ出てくるようになりましたので、この柳の木の対処についてはどうなんだべと思ったならば、柳の木はナメコあたりだと2年間はキノコ栽培ができるような話も聞いたので、伐採したときの木の利用として、そういう地場産業としてキノコの利用ということを考えてはどうかと思いますので、町長お願いします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

今ほど議員がおただしのように、最近特にキノコ栽培に興味のある方が出てまいりまして、特に県内は原発以来、放射関係で浜通り、中通りのほうはもうキノコ栽培が全滅の状態というようなことを聞いております。この南会津はまだ放射能がないということで、かなり注目されているわけなんです、議員おただしのようにキノコ栽培、普通、キノコ栽培といいますと落葉広葉樹が一般的、ナラの木とかクヌギとかミズナラとか桜とかが一般的なんです、柳の木

も聞くところによりますと、ナメコなんかは大丈夫だというようなことは聞いております。ただ、柳の木ですと水分がかなり多くて、水分が抜けるまでちょっと容易でないということと、木がちょっとやわらか過ぎて、今議員おただしのように、長期間キノコが出ないそうなんです。やっぱり最大でも2年くらい。

ですから、今後もしこれが効果的だとなれば、これはもう一石二鳥ですから、技術的にクリアできるのかできないのか、その辺もちょっと出先の農林事務所にキノコの担当者もおりますので、いろいろ相談しながら研究していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 地場産業ということも考えれば、これもありかなと、こう思います。

それと、桧沢の川に関して土砂の撤去ということが今出ているんですが、田んぼに入った土砂の撤去ということが今災害の中でうたわれている、これは急務でやりますということになっていますが、希望を持って田植えをことはやれますよということで、種もみなんて買った人たちが、その田んぼに対しては今年度間に合うのかどうか、それを一つ伺いたいなと、こう思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 答えいたします。

当然、ことしの春の作付に間に合うように、種もみですか、これは既に農家のほうで手配をしているわけですが、ただもちろん昨年12月の集落の説明会の中でも、その種もみの件は農家のほうからいろいろご意見が出まして、早く手配しないと間に合わないでしょうというようなことで、いろいろ意見が出たわけなんです、当然作付できる田んぼと、あと河川改修絡みで作付ができない箇所が出てまいりますので、その辺は農家のほうと相談いたしまして、作付できない田んぼはここですよというような了解をもらっております。

さらに、もちろんそれに基づいて農家のほうは種もみを注文しておりますので、種もみが間に合わなかったとか、そういう事態は恐らくないというふうには考えているんですが、さらに3月3日から、建設事務所と桧沢川と館岩川につきましては集落説明会をしております。その中でさらに詳しく田んぼの復旧の今後の計画でありますとか、田んぼの作付、どの辺までできるのかということをお今相談しておりますので、この方向性がなかなか時間もかかるとは思いますけれども、それら県とあと農家の意向と、あと町のほうの対応、三者で今後協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 もし種もみがやっぱり余ってしまったとか、注文したけれど、田植え、作付ができなかったと言われた場合には、その分は町としては補償とか、そういうことを見ているのかどうか、一つ伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

種もみの関係につきましては、昨年の12月議会ですか、ご説明いたしましたとおり、種もみの助成事業、県の事業でございますが、これで助成しましょうというようなことで、各被災農家の方には種もみの助成をすることになっております。農協が取りまとめてこれから実施するわけでございますが、確かに全部が全部種もみがぴったり合うということはなかなか難しいと思うんです。若干余ったりする農家さんもおるかと思いますが、その場合は例えば知っている農家の方々と融通していただいて、うまく調整していただければなというふうに考えております。その後について町で助成するとか支援するとかということは、今のところは考えておりません。

以上です。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 大体了解しました。おおむね了解したと言ったほうがいいのか。そういうことで、3点ほど私、質問させていただきましたが、もしこれで政策としてこれはできるものであれば、それは一つ進めていっていただきたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、12番、高野精一君の一般質問を終わります。

---

◇ 渡部 訓正 議員

○五十嵐 司議長 次に、4番、渡部訓正君の登壇を許します。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 議席番号4番、渡部訓正です。通告に従い一般質問を行います。質問は3点について行います。

まず1点目でございますが、緊急雇用創出事業に代わる今後の事業展開についてお伺いしま

す。

緊急雇用創出事業が本年度の平成27年度限りでなくなりますが、当事業においてはこれまで多くの雇用がされてきました。本年度平成27年度を見ますと、1つに、南会津新地域力創造事業関係の12事業で34人の雇用、2つ目に、震災等緊急雇用対応事業、これは単年事業となりますが、これは7事業で17人の雇用、そして3点目が、地域人づくり事業関係では建設業等の人材育成及び観光産業等の雇用者の処遇改善に向けた事業の委託など、総額で1億8,000万円を超える予算が執行されています。国施策の予算措置ですから、私なりに理解したのは、緊急雇用創出事業は、これまで実施してきた中で一定の到達点を迎えたことから事業をなくし、新たな事業展開がなされるとは考えますが、当町の雇用面では大きく貢献している事業と考えます。その考えのもと、質問をいたします。

1つに、当事業を町で取り組んできたわけですが、これまでの成果についてお伺いをします。

2つ目、1億8,000万円という大きな予算がなくなりますが、平成28年度において、これらにかわる事業の展開はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

次に2点目、「広報みなみあいづ臨時号」の発行についてお伺いをいたします。

臨時号発行の目的として、町の今年度の取り組み状況や財政状況を町民に理解いただき、情報を共有し、町民と町が一緒になってまちづくりを行っていくとされています。内容は、当初予算で主要事業が第1から第5の柱で述べられ、それぞれの柱ごとに代表的な事業費、事業内容が説明されていますが、臨時号の発行月は10月となっています。平成27年度においては去年の3月議会で当初予算が可決され、4月から執行されているわけですが、その後臨時議会、6月、9月の定例議会と3回開催されています。3回とも補正予算が可決されていますから、発行月の10月時点では一般会計予算だけを見ても136億5,600万円となっています。当初予算は127億5,600万円ですから9億円の増です。昨年は確かに9月に関東東北豪雨災害があり、補正額が大きくなっていることは理解しますが、それらを踏まえ質問をいたします。

1つに、予算執行後、半年経過しての発行では、町で意図している目的は果たせないと思いますが、町の考えをお伺いします。

2つ目、広報みなみあいづ4月号でも当初予算の内容を掲載していますので、4月号にまとめて臨時号の内容を載せてはどうでしょうか。

3つ目、やはり臨時号の発行が必要であれば、少なくとも発行月は4月中か遅くとも5月上旬までには発行すべきと思いますが、これについての考えをお伺いします。

あと、これはあれなんです、平成27年度の臨時号、定期発行の広報みなみあいづと見開きが逆になっています。多分アピールということもあったかと思いますが、できればつづつたりしている方もおられるようでございますから、見やすさを考慮して同じようなつづり方ができるようにされてはいかがかと思いますが、これについてもお伺いいたします。それが2点目でございます。

次に3点目、関東・東北豪雨災害の復旧についてお伺いします。

来年度、すぐもう今は3月でございますので、平成28年度は関東東北豪雨災害復旧の2年目に入り、本格的な復旧に入っていくこととなります。今後、国や県関係、そして町の復旧工事発注が一斉に始まります。今回議員懇談会でも説明がありましたように、既にそういう形で発注が始まっております。当南会津地方では建設業者は限られており、加えて他地区からは地理的に距離も遠いこともあり、発注しても応札がされないことが想定されます。5年前の新潟福島豪雨災害のときも労働者不足、資材不足等により応札がされず、未執行予算自体を繰り越しせざるを得ない事態も生じております。そのような事態においては、建設業者のみならず資材調達業者関係や建設業団体関係との話し合いを進め、それぞれが協調し合って問題の解消に努めることが大切と考えます。その考えのもと、以下質問いたします。

1つに、県関係の建設、農林の両事務所にも働きかけ、建設業団体も加えた協議会等を設置し、その協議会において復旧工事箇所ごとの発注計画等を提示し、計画に基づいた発注を行うなどしながら、応札がされず入札不調等が生じないように、あらゆる手だてを講ずるべきと考えますが、どうでしょうか。

次に2つ目でございます。今回平成28年2月から設計労務単価が平均で7.4%アップします。2008年から2012年、平成20年から24年にはいろいろ、きのうもちょっと話が出ましたが、低入札というふうな形で労務単価がすごく下がってまいります。それが1997年から1999年、これは平成9年から11年当時までにはまだまだ回復をしていないものの、現在急速にこの労務単価が改善されてきました。建設業は3K、危険、汚い、きついというような形で、ハローワークに求人をしていても応募が少ないというふう聞いています。その改善のためにも労務単価アップ分を労働者に反映すべきです。設計労務単価は毎年10月に行われる労務費実態調査に基づき、職種別に賃金と個人負担分の社会保険費の合計額が幾らとなるかが調査され決定されます。裏返せば、労務単価アップ分を労働者賃金に反映させれば、さらなる労務単価アップにつながります。

繰り返しますが、建設業に働く労働者に対し、単価のアップ分を賃金等に反映することは、

トータル的に建設業が働きやすい職場、職業となっていく、加えて建設業に働く労働者の意欲の向上にもなっていく。今後、復旧工事の町発注が増加いたします。町として受注業者に対し、単価のアップ分を労働者賃金に反映するよう指導していくことが重要と考えますが、町の考えを伺います。

以上3点について述べさせていただき、この後質問席で回答をいただきたいと思います。ありがとうございました。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 4番、渡部訓正議員のご質問にお答えをいたします。

緊急雇用創出事業に代わる今後の事業展開についての1点目ではありますが、緊急雇用創出事業のこれまでの成果はどうだったのかのおただしではありますが、本事業は、平成20年に発生した世界同時不況をきっかけとして、全国で大量に解雇者が発生したことから、国では生活対策と生活防衛のための緊急対策として、失業者等の雇用機会を創出し、人材育成を行う事業として創設され、本町においても毎年本事業を活用し、雇用の確保に努めてまいりました。

本年度の実施状況につきましては、当初約1億8,000万円を予算化いたしましたが、雇用者の中途退職等により減額となり、約1億6,000万円の事業費で実施しているところであります。具体的な成果といたしましては、3メニュー26事業に取り組み55人の雇用を確保し、これらの事業により林業、建設業、観光業、介護事業等の分野で人材育成が行われました。本年度で事業終了となりますが、このうち40人が引き続き委託事業者において雇用の予定となっております。

これまでの緊急雇用創出事業の実施によって、町内企業における雇用が確保され、経営基盤の安定が図られるなど、経済効果は非常に大きなものがあつたと、そのように認識しているところであります。

次に2点目ではありますが、平成28年度において緊急雇用創出事業にかわる事業の展開はどのように考えているかのおただしではありますが、近年景気の回復に伴い雇用情勢が改善されてきていることなどの理由により、緊急雇用創出事業は平成27年度で終了となること、国の方針として示されました。これにかわるものとしては、原発事故に直接起因する課題に対応する原子力災害対応雇用支援事業が、福島県を対象として創設されました。

本町においても長引く原子力災害の影響により、風評は依然として根深い状況にありますので、交流人口の増加及び観光の活性化につなげるため、観光事業を中心とした5事業に13名の雇用者を見込みながら、事業費として3,860万円を当初予算に計上したところであります。

また、南会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、新規創業者を発掘する、まちなか活性化創業支援事業で、新たな仕事づくりを支援するとともに、町内の製造業における設備投資を支援する地域活力創生事業の実施によって製造業の業績を改善し、雇用の安定と処遇の改善を目指したいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、「広報みなみあいづ臨時号」の発行に関する1点目ではありますが、予算執行後半年経過しての発行では、目的は果たせていないと思うが、町の考えはという点、1点目と、2点目、広報みなみあいづ4月号にまとめて臨時号の内容を載せてはどうか、3点目、臨時号の発行月は4月中、遅くとも5月下旬までに発行すべきでは、そしてまた4点目、臨時号は見やすさを考慮すべきと思うが、町の考えはとのおただしについては関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

広報みなみあいづ臨時号は、町民の皆様に町の主要事業や財政状況を紹介しているものであり、第2次南会津町総合振興計画に掲げた目標の柱ごとに主要事業を整理し、発行時点での実施状況等を含めて、町民の皆様に理解をしていただくとともに、町民と行政との協働によるまちづくりを推進するために発行しております。この発行の目的をより実効性のあるものとするため、議員おたしのおり今後も町民の方々の意見や提言を反映しながら、発行時期や書面構成等の改善を検討していきたいと考えております。

いずれにしても、町としても広報のあり方は非常に大事だと思います。そういう意味で、見やすい広報、そして町民の皆さんに親しんでもらえるような広報、せっかく発行しておりますので、一人でも多くの、全員に読んでいただきたいんですけども、そのような町としても努力をしていきたい、工夫をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、関東・東北豪雨災害の復旧についてに関する1点目ではありますが、県関係の建設、農林事務所にも働きかけ、建設業団体も加えた協議会等を設立し、入札不調等が生じないようにあらゆる手だてを講ずべきではとのおただしではありますが、本年1月14日、南会津合同庁舎におきまして、南会津建設事務所、南会津農林事務所、山口土木事務所、建設業協会、郡内町村で構成されます福島県建設工事復旧・復興地方連絡協議会が開催され、災害復旧による技術者や資材不足等の懸案事項について情報交換を行ったところであります。新年度におきましても連絡協議会の開催が予定されております。それぞれの発注件数の時期等について情報交換を行っていく考えであります。スムーズな工事の復旧事業が進むように、町としても関連機関、関連事業者等とも連携しながら進めてまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に2点目であります。復旧工事の受注業者に対し、設計労務単価アップ分を労働者賃金に反映するよう指導していくことが重要ですが、町の考えはとのおただしであります。私もそれはもっともなことだと思いますし、いずれこれは建設業でなくても適正な報酬というものがあってしかるべきだと思いますので、そのような状況を十分に調査しながら、そしてそれを実際に労働者の手元に渡すような、その確認をしながら進めていく必要があると、このように思っています。設計労務単価が改定されたことは事実でありますので、労働者賃金に反映されることは労働条件の向上という面で大変重要でありますし、地域の活性化に重要な要素になりますので、町といたしましては、これまでも賃金の改定について要請してまいりました。今後いろいろな機会を捉えまして、さらに要請しながら皆さんにも理解を深めていただく努力をしてみたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、町長に求められました答弁とさせていただきますが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 一つ一つ再質問みたいな形でさせていただきます。

まず、この緊急雇用創出事業というのは、これまで取り組まれてきて、平成27年では55名の雇用につながっているということで、そのうち40名が継続雇用というような形につながっているというのは、やはり大きな成果だろうというふうに考えます。やはり、こういう形を町の事業としてやっているということアピールをしていくというのも、やっぱり必要なことじゃないのかなというふうに思いますので、今後広報等で検討していただければいいのではないかなというふうに思いますが、まず最初、それらについてはどのように捉えておられるのか、町としてそういうものもアピールをしていくというのも重要ではないかというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

事業の取り組みにつきましては、町の広報、いろんな町が取り組んでいます若者定着プログラムの事業とか、そういった企業支援の事業は、広報みなみあいづ等々で今皆さんにお知らせしているところでございます。

あと、3カ月前になります。若者が定着したということで、その人の紹介と町に対する感想等と広報でお知らせするというので、そういったもので今後も情報のやり方を工夫しながら、できるものは町民にお知らせしていくという考えに立って情報提供に努めていきたいと思

います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 次に、今回、緊急雇用創出事業が平成27年度で終了して、28年度からそれにかわる新規事業というような形で今説明がありましたけれども、それぞれ一応他の、先ほど説明があった原発事業、雇用支援事業以外の中で、それぞれの主務課でも、これまで緊急雇用である程度対応してきた事業を主務課のほうでの予算措置で対応しているものというのは、これには入っていないんですか、どうでしょうか。つまり観光5事業の13名の3,800万円以外はないというような形なんでしょうか、それともそれぞれの主務課でこれはどうしても継続した形で、今までは緊急雇用でやってきたんだけど、必要だということで主務課で独自に予算措置をしているものというのはありませんか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

28年度に取り組みます原子力災害雇用対策事業のメニューにつきましては、風評被害の対策を行う業者に対して、引き続き町の支援をしていくという内容です。5事業の今考えています事業主体につきましては、観光物産協会が3名、あとマックアースが3名、あと共立メンテナンスが2名、あとみなみやま観光、山王茶屋の活用事業が3名、あと農産物の風評対策ということで伊南の郷2名ということで13名を予定しているところでございます。これについては、27年も実施した事業でございますので、継続して風評被害の払拭に当たっていくというような考えに立ってお願いする考えでおります。

あともう一つ、新しい事業によって事業がなされない事業についてのご質問でございますが、それにつきましては、歌舞伎の指導関係、それについては引き続き所轄の課のほうで計上しまして、事業の継続を図っていくと。昨年度につきましては、道路パトロールの事業がこの緊急雇用から削除されたものですから、建設課の独自事業ということで道路パトロール事業の経費を計上しているということで、必要な事業については所轄課で予算を計上しているというのが実態でございます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今説明があった歌舞伎指導とか道路パトロールとか、そういうものを今まで緊急雇用でやってきたものを、それぞれの主務課でもやっている事業というのはまだありますよね。なぜかという、ちょうどこの前、高清水自然公園の管理関係の5名の雇用についても、それまで緊急雇用で対応してきたのを今回は町独自の予算措置をしていますというよ

うな説明があったものですから、そういうものがどういう形で、そういうのが具体的に雇用につながっていますし、そういうものをもっともっとアピールをしていくというのも大事だという立場で質問をしているというふうに認識をお願いしたい。ぜひそんな形で、そういうものをまとめているものというのではないのでしょうか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

具体的に個別の事業ごとにどこにどうだという集計といいますか、そういった取りまとめは行っておりません。ですが、先ほど言いましたように、26事業の雇用者に対して継続するのかということでも聞き取りをした結果が、40名については3年間ないし4年間の間に現場に対して大変重要な職務になってきたということも認識されたということで、40名が再雇用になったのかなと思います。

残りの15名につきましては、転職者が12名、あと高齢になってやめるというのが2名おります。あと子育てに当たりたいということでございますので、全員そのうち15名がおやめになるんですが、そのうち12名の方については、新しい職で頑張るといってお聞きしておりますので、55名の雇用者のほとんどが再雇用が図られたという状況ではございます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 ぜひ町がやっている雇用の問題というのは、ある意味では直接収入に響く中身ですから、そういうものをどんどん、私はこういうフォローも今なかなか地区的に見回してみますと、仕事がないというような現状がありますから、やはりこういうようなことをぜひ町のほうでフォローできる部分、そして必要な事業についてはやっていくべきではないかという立場で考えておりますので、今後とも町当局のほうでそういった策を講じていただければというふうに思います。1点目は以上で終わらせていただきます。

次に2点目なんですが、先ほど町長から臨時号の発行月までこうしますというか、検討しますということは、ほぼ何月に発行するとか、臨時号では発行するわけですか。つまり広報みなみあいつ4月号では通常どおりで、そしてまた臨時号として別に発行するということですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

基本的にはページ数がかなりのページになってしまいますので、通常の広報紙とは別に発行していきたいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 この臨時号の発行について、余り時間を割くつもりはなかったんですが、先ほど時期の関係を言われなかったものですから、ざっくばらんに申しまして、今、3月議会で当初予算を議論しています。そしてこういう町長の施政方針も出されました。だとすれば、それはまだ印刷をそれで全部議会が終わる前にかけるというわけにはいきませんが、その準備はできるでしょう。つまりもうそれを4月中ぐらいにやっぱり発行するというような回答か何か、そういった前向きな発言というのはないのでしょうか。どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 先ほど来町長からの答弁がございましたけれども、議員おただしの内容について検討させていただいて、4月もしくは5月というようなご質問をいただいておりますので、それに合わせた形で調整をしていきたいというふうに考えております。4月はちょっと現実的には紙面の関係上、といたしますのは、施政方針、さらには中期計画の視点に基づくこれまで内容を掲載しておりましたので、それとかなりダブる部分がありますので、それらを調整して、臨時号という形で年度当初の早い時期に発行したいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 この回答がざっくばらんに申しまして、町長からの質問の趣旨を踏まえて対応するからという回答であれば、私は再質問は予定していなかったんですが、ありがとうございます。そんな形でご配慮をお願いします。

次に3点目でございます。1点目の関係はまさに連絡調整というのは本当に大事だろうというふうに思います。そしてなおかつ、きょうの質問の中、さきの質問の中にもありましたように、それぞれ議員の皆様もそれぞれの地域からの意見も踏まえて聞いているというような形で質問をされているんだなと思いますが、いろいろ本当に地区の地権者への説明なり、あとはそれぞれの調整関係では、町のほうも担当課なり、あとは町長さん初め苦勞をされているんだろうというふうに思いますが、発注関係なんかの場合は、本当に業者さんはやりやすいところはすぐ飛びつくわけですが、残念ながら優先順位からいうと、河川沿いとかあとは国道沿い、そして私も以前、この前、町からも指摘を受けましたから、県職員のつもりでいるななんていうことを注意して質問をいたしますが、やはり腹を割った話し合い、あとは情報開示というのは、本当に大事だろうというふうに考えます。そんな立場で先ほどの町長の回答に合った形で、ぜひ円滑な入札執行に努めていただきたいというふうに思います。

そして、2点目でございます。これはさきの、いつの段階かちょっと承知していませんが、私の確認した中では、私が議員になる前に、ある議員から質問がなされて、労務単価アップの

関係で、そしてそれぞれ業者さんの中で働いている方の賃金の支払い状況を調査いたしますというふうに回答されているということで聞いておるんですが、どのように把握されているのか、お聞きいたします。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 答えいたします。

今の件につきましては、各町内の業者さんから聞き取りを行っております。いろいろ業者さんの雇用の形態にもありまして、社員として月給制にしているところ、それから2割ほどは月給で、あとの8割は日給月給制にしているところ、いろいろな業者がございました。普通作業員でということでお話いただいた業者さんもありますが、全般的に平均的な単価でということもありましたので、その点について報告させていただきたいと思います。

普通作業員については業者さんによっては1万円弱、9,000円程度から1万2,000円程度というところがほとんどでございました。あとは普通作業員というふうに限定はなかなかできないということで、平均的な単価でということであれば、1万2,000円から1万5,000円程度払っているよというような情報提供もいただきました。ただし、労務単価につきましては、日々の賃金プラス賞与分、それから通勤手当等も含んだ構成となっておりますので、各業者さんとも決算時期、それから盆正月ということで賞与等ということで反映させているということもございました。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 確かに働いている方、それぞれ本当に一人一人200円とか500円とか、私も若干聞き取りしましたが、なかなかそれは言わないという約束で聞き取りしましたので、きょうは言葉に出せないんですが、ただ、これは普通作業員で9,000円から1万円、これは先ほど決算時の賞与とか、そういうものを全部トータルした中での金がさというような、そういう捉え方での今の中身なんでしょうか。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 前段に申しあげました幾らから幾らという金額につきましては、一日に支払われるだろうという金額でございます。そのほかに決算時期、それから季節的に一時金、賞与として20万から70万、私が聞いた業者さんの中ではそのぐらいの開きがありますが、その程度を支払っているというようなことでございます。賃金の支払いについては、今回は公共事業ということで、今後何年かは仕事があるということが見込まれますが、公共事業も先行き

不透明感があるということで、業者さんによってはなかなか値上げできなかった。それから、ある業者さんについては毎年幾らかずつ賃金的にアップはしております、ことしも4月以降は幾らかでもアップしようかというような考えの業者さんもおられたようです。

以上です。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 これはざっくりばらんに言って9,000円から1万円の普通作業員は多分いいほうです。そしてあと平均賃金が1万2,000円から1万5,000円、そんなにもらっていないはずです。今言った課長が把握をしている日給月給の日給の分だと。あとはそこにプラス賞与が入っていないということですから、実際にこの前これは課長からちょっと資料をいただいて特殊作業員なり普通作業員、普通作業員で今1万7,400円、ことしの4月には1,100円ほど去年から上がっているんです。28年2月の段階で1万7,400円、そして軽作業員において、多分現場では旗振りなんかをやっている方がこれに該当するようですが、それで1万5,000円、これが一番最低の単価になりますが、10種平均ということで主要特殊作業員とか、あとは特殊運転手、あと一般運転手、型枠工、大工さん等々を入れて平均で今1万9,792円になったようです。

ただ、本当にこの日給月給の方は、実際に私が聞いた中では1万2,000円の人はいませんでした。1万1,500円が一番高かった方です。その方はもう53、一番働き盛りで各種の重機の資格も持っている方となると、特殊運転手かもしくは特殊作業員、多分その方で特殊運転手であっても2万1,000円の単価。だから、本当にそこのところですね。先ほど町長から、町長も同じ考えだというような形で言っていましたので、確かにどこまで単価を反映させると、ただ確かに7.4%の平均労務単価をアップしても、じゃ設計を組んでみたら幾らになるかという、多分1%から2%で最終的な設計額にすれば、それも承知はしています。

ただ、私は基本的に毎日の日給の中でぼんと上乘せをするというのはなかなか大変だなというふうに思いますが、こういうときは時期を捉えて、3,000円から5,000円程度の1カ月当たりのそういったアップをやるような形で、そのことがまさに先ほど設計労務単価は毎年10月に労務費実態調査を受けてやられるわけですから、それがまた上げたことがつながっていくわけですから、まさにそこにトータル的に建設業に雇用の求人を出しても、ハローワークで本当に人が集まらない。やっぱり大変な職場だというような形で毛嫌いされているのを少しでも改善すること。そして人がいないと、これは仕事も進みませんし、復旧も遅れるわけですから、ぜひそんな立場で、今後とも町から多分話ができるのは、アップしたんだからそれを労働

者に少しでも還元して、そして労働者のそういった意欲の喚起を図るべきだろうと。そういうのを考えてくださいよというような形でやっていくということが大事だなというふうに、そこまでしか今の段階ではないのかなと。

きのう星議員のほうで公契約条例等々の話もございましたが、なかなか福島県自体が最低賃金そのものが低いものですから、なかなか公契約条例で一応制定しても、そこまできちっとした引き上げをさせるような形はなかなか大変だなというのは、私もいろいろ勉強させてもらって考えています。それでやっぱり町長の一声というのが業者さんへの働きかけというのが、今は頼らざるを得ないのかなというのが、私も実際のところ実態だというふうに考えています。

最後に、それらも踏まえて町長から考え等をお聞かせ願えればと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに公共事業、最盛期の40%ぐらいになっているというような状況でありまして、その中で本当に必死であえいでこられたというのが今の業界の皆さんだと思います。東日本大震災であったり、新潟福島豪雨災害、そして今回の災害と、公共事業がふえてきて少し公共事業に対しては金額が増額されてきている状況でありますけれども、やはりなかなかそういう中で人員が募集しても集まらないという状況が続いております。それは1つには3Kといわれる議員さんがおっしゃられるそういうものと、それから賃金の安い、そういうことがあったかと思えますし、それからもう一つは、本当にここに従事して将来仕事があるのかと、そういう不安感があったと思うんですよ。

ですから、そういうことも含めてやはりその改善はとりあえずの部分はやっぱり賃金だろうと思います。実際に7.8%上がったということで、町も設計単価も組み直さなければならないような状況にもなっていますし、それをしっかり労働者の皆さんにわたるようなことを、私も実際に業界の皆さんとも話をしました。いわゆるそうする中で人件費が片方は上がる、そして片方が下がっているものもある。その行ったり来たりの中の事業費総体が余り変わらないとか、そういう状況もありますし、それからもう一つは、同じ経営状況の会社だったらいいんですが、これまでもう四苦八苦してきて、やっそこやっこの話だと、なかなかそれがアップしても反映できない業者さんもいるわけですよ。

ですから、それを今度は逆に強制的にそうやりなさいと言うことは、正直無理難題な部分もあるものですから、その状況も踏まえた中で、町としてはしっかりそれがわたるような手だてというか、協議あるいは業者さんとの話し合い、そしてそういう約束事が何らかの形の中に基

づいて、安心して職場に勤めてもらうというような、労働者、職人の人たち、職業の人たちが集まってもらうというような対応は、町としてはぜひ必要なので、そこも含めてこれからもいろんな会議の中でそういう話を浸透させていきたいし、町の今後そこは注視しながら、どのくらい実際にみんなに転嫁されているのか、そこら辺も含めて調査していきたいと、そして指導もしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 では最後に、私がなぜこのような形で意見を申し上げるのかということで、それらについて述べさせていただきます。

これはILO94号条約ということで、残念ながら日本は批准していません。ただ、その中で住民の税金の使う公的事业で、利益を得ている企業は労働者に人間らしい労働条件を保障すべきであり、発注者たる公的機関はそれを確保するための責任を負っているというようなILO94号条約がございます。残念ながら日本は批准していません。あと2000年11月には公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の制定の際、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう努めることというのが、参議院で附帯決議でされています。しかし残念ながらこの後すごくダンピングとか低価格応札みたいな形があって、それから今ここまで回復、人手不足ということで回復しているわけですが、ぜひその建設業がこの南会津地区の中では一定程度、ある意味では基幹産業に準じるような形がございますので、今後も町当局もそれらへの雇用の安定というような形に努力していただければというふうに思います。

じゃ、失礼いたします。

○五十嵐 司議長 以上で、4番、渡部訓正君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

2時45分まで休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時44分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を行います。



◇ 湯 田 哲 議員

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君の登壇を許します。

9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 登壇順に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きく3つありますが、最後になりました。頑張りたいと思います。

駒止湿原への旧国道289号の復旧についてであります。

本町の数ある観光資源の一つである駒止湿原は、昨年9月の関東東北豪雨災害によってアクセス道路の旧国道289号線が原形をとどめないほど甚大な被害を受け、入山できない状態です。その復旧には5年以上を要するだろうといわれています。そこで伺います。

1、駒止湿原は年間5万人以上の観光客が訪れる南会津町を代表する観光スポットです。災害以降、人が行かなくなった湿原は大分荒れてしまったと聞きます。このまま人が入らなければますます荒れていくと思いますが、復旧までの間の湿原の管理計画は。

2、駒止湿原案内の会の皆さんは、これまで多くの人たちに駒止湿原のすばらしさや感動を与えるガイドとして重要な役割を果たしてきました。ガイドの皆さんにとって、観光振興に貢献するというボランティア活動が生きがいとなっています。一日も早い駒止湿原へのアクセス道路の復旧は農林業被害の復旧と同様重要であると考えます。旧国道289号の復旧計画は。

2つ目です。小中学校のICT事業のさらなる充実を。

学校用コンピューターは、ウインドウズXPの2014年4月のサポート終了に対応した町の施策によって、小中学校のパソコン全てがウインドウズ7以上で動いています。全校同じコンピューター環境で授業ができることは喜ばしいことです。そこで、以下の質問をいたします。

1、学校用コンピューターの管理料やリース料などの総額、つまり子供たちが授業で使うコンピューターの過去2年間のそれぞれの総額は。

2、コンピューターを使った授業の小学1年生から中学3年生までの学年ごとの年間授業時間は。

3、行政運営関連コンピューターのコスト削減の努力と同様に、学校用コンピューターのコストと効果を再検討する時期であると考えますが、教育長の考えは。

4、町長のこのたびの施政方針の中で児童生徒の情報活用能力を養うため、新規に小中学校各1校を指定し、ICT活用教育推進の実証研究に取り組むとあります。つまり、本町の小中学校12校のうち2校しか取り組まないということで残念です。できれば全校で取り組むべきと

考えるが、2校はどこであり、その理由と具体的な取り組みの内容は。

3つ目、小中学校にプログラマー育成のための授業を。政府は1月25日の産業競争力会議の中で、IT教育を強化して、小中学校の授業にコンピューターのプログラミングを取り入れるとしました。これはコンピューターを調べ物学習などの授業の補助として使うだけでなく、プログラマーとしての人材を育成するという政策です。優秀なプログラマーが育つには、小中学校の10代からの勉強が重要であるといわれます。昨年野田氏が中心に創設した南会津ICT活用推進研究会がレゴロボを使ったプログラミングの公開授業を町内にて実施しています。その推進研究会やソフト開発会社EWMなどの協力を得て、学校の授業でのプログラムのノウハウを子供たちに教える授業ができないかと考えます。教育長の考えは。

以上です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 9番、湯田哲議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、駒止湿原への旧国道289号の復旧に関する1点目ではありますが、復旧までの間の湿原の管理計画はとのおただしであります。関東東北豪雨災害による駒止湿原の被害状況は、一部木造に傾きが生じたものの、湿原植物等への被害は軽微なものであり、湿原本体への影響は余りないというような状況であります。しかし、駒止湿原へのアクセス道路である旧国道289号、現在の町道東106号線につきましては、被災のため針生側及び東側、いずれも通行どめとなっており、さらに昭和村大芦から駒止湿原に至る昭和村道、大芦駒止線につきましても通行どめとなっております。このため、いずれかの路線の災害復旧工事完了後まで、駒止湿原に入山できない、そのような状況になっております。入山者のいない駒止湿原では、ニホンジカやイノシシによる生態系への影響や、登山者による希少植物の盗掘や踏み荒らしなどが懸念されているところでもあります。

このため平成28年度においては、災害復旧工事との調整を図りながら、ニホンジカの調査や湿原の監視など、湿原環境の保全に必要な活動について関係機関と連携をし、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、2点目ではありますが、旧国道289号の復旧計画はとのおただしであります。駒止湿原は国内でも希少な植物の高層湿原を有し、学術的にも価値の高い自然遺産であり、本町を代表する観光資源でもあります。この駒止湿原の保護に当たっては、駒止湿原案内の会の皆さんに献身的なご協力をいただき、これまで監視活動や案内活動を通して、入山者の自然保護意識の高揚とマナー向上に大きな役割を果たしていただいております。

旧国道289号であります町道東106号線につきましては、駒止湿原へのアクセス道路として、また国道289号の代替道路としての重要な路線でありますので、平成28年度から本格的な復旧工事に着手し、早期完了を目指してまいります。

なお、この工事の現場の一部に保安林、森林管理署の管轄する保安林があるということであり、森林管理署との協議が必要となっております。これも山口の森林管理署長さんともいろいろお話をしております。一日も早くその許認可といたしますか、これがおいてこの工事にできるよう、そしてまたこの工事中であっても私どもはやっぱり管理を大事にしたい、しなければならぬと、その観点からそのための通行といたしますか、そういうことも求めながら安全対策を含めて一日も早い工事完了を目指して、復旧完了を目指して努力していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、私からは初めに小中学校のICT授業のさらなる充実についてお答えいたします。

まず1点目、子供たちが授業で使うコンピューターの管理料やリース料の過去2年のそれぞれの総額はとのおただしであります。平成26年度が1,083万6,000円でございます。平成27年度は1,719万4,500円となっております。

次に2点目、コンピューターを使った授業の小学校1年生から中学校3年生までの各学年ごとの年間授業時間はとのおただしであります。本町の小学校7校のコンピューターを使った各学年当たりの平均年間授業時間は、小学校1年生で約3時間、2年生で約6時間、3年生で約10時間、4年生で約18時間、5年生で約32時間、6年生で約16時間、特別支援学級で約7時間です。また、本町の中学校5校では、こちらも平均年間授業時数、中学校1年生約32時間、2年生約56時間、3年生で約49時間、特別支援学級で約42時間となっております。

なお、小中学校とも年間を通して授業時間以外に朝の活動の時間、また休み時間、放課後等に児童生徒が自主的にコンピューターを使って調べ学習にも取り組んでおります。

次に3点目、学校用コンピューターのコストと効果を再検討する時期ではとのおただしであります。現在整備しましたパソコンを活用した授業により、パソコンの基本的な操作技術の確実な習得や情報モラルの育成等に大きな効果があると認識しております。コストの検討につきましては、4点目におただしにありますICT活用教育推進にあわせ検討してまいりたいと

考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に4点目、ICT活用教育推進の実証研究に取り組むとあるが、実証研究校選定の理由と具体的な取り組み内容はとのおただしであります。授業実施には、ICT機器の選定や予算の確保及び教員の能力向上が重要であると考えております。また、児童生徒へICT機器の活用方法に関する指導及び適切な活用のための情報モラル向上が必須であることも踏まえ、平成28年度から4カ年計画での事業実施を考えております。実証研究校については、田島地域と西部地域から1校という観点、加えて児童生徒数による学校規模が町内における中規模校という観点から、西部で南郷小学校、東部で荒海中学校が最適であると判断し、選定いたしました。

平成28年度は実証研究校へ電子黒板やタブレット端末を導入し、さまざまな学習形態に応じたICT機器の有効な活用、さらには教員のICT活用能力の向上を図ってまいります。平成29年度以降は、当初の実証の結果をもとにタブレット端末や電子黒板を順次導入してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、小中学校にプログラマー養成のための授業をについてお答えいたします。

学校の授業でプログラムのノウハウを子供たちに教える授業ができないかとおただしありますが、プログラミングに関する教育の推進は、プログラマーとしての人材育成のみならず、一般的な問題解決能力や論理的思考力の向上も期待されるものと認識しております。今後、総合的な学習の時間や技術科等において関係機関と連携した授業を実施できるか、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、中学校につきましては技術科においてプログラミングの授業が必須となっております。各学校で取り組んでおりますことを申し添えたいと思います。

以上お答え申し上げましたが、具体的事項につきましては、担当課長等より答弁させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 それでは、順番に再質問させていただきます。

駒止湿原については、木道が傾く程度で、湿原自体の高山植物も自然の中は被害はなかったということで、旧道駒止の部分、東106号町道ですか、つまり106号線の復旧のことについて質問しているんですけども、我々もちょっと近づけなかったもので、その荒れぐあいとか、状況とか、駐車場とかその辺がもしわかる範囲で説明できる範囲でちょっと教えてほしいんですが、荒れているという部分。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○星 不二夫生涯学習課長 それでは、私からお答えをさせていただきます。

昨年9月9日、10日の災害の後、私自身ちょうど1カ月後になりますか、10月10日前後に現地をちょっと確認をしたいということで、私も現地に入らせていただきました。実際に私が入りましたのは、町道管理でもう既にとまっていたので、建設課のほうと協議をして、こういうことで現地へ入らせてほしいということで、実際に入ったのが東側から駐車場まで入りました。その時点では、東側1カ所、町道の部分が中央線付近まで崩落という状況で、その時点では公用車で駐車場までは無事行けましたので、そういうことで現場まで入りまして、湿原全てではなかったんですが、基本的には大谷地の部分については一通りずっと確認をとって、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、本当に大きな湿原が荒れているというイメージはございませんでした。確かに木道が浮いて傾いてしまったとか、河川を横断している木道の部分があつて、それがやっぱり水位が上がったということで、ちょっと斜めになって渡りづらくなっているとかという部分はございました。それが湿原の中でございまして、帰りに駐車場から針生側へ歩いて下りられるかなと思ひまして、私は実際頂上から下まで歩いて下りました。全長本当に被害のひどいところが約3キロにわたって、行かれた方はわかるかと思いますが、河川と道路がほぼ並行している部分がかかなりの距離ありますので、その部分についてはほとんど道路のアスファルトが剥がされてしまつて、河川か道路か区別がつかないような状況がかかなりの部分も占めております。本当に上流側のヘヤピンの部分から下の部分については、本当に被害が大きいなと感じました。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 目に見えるような、もちろん僕たちもしょっちゅう行っていますので、今最後に言われたところの道路と河川が並行しているところの状況もわかります。我々も初めの部分まではちょっと行ってみたんですけども、そういう意味では甚大なるという言葉が本当に合う被害でした。

先ほど町長の答弁の中で、工事のほうも始まると言ひましたけれども、初年度というか、今回の具体的な第1段階ですか、かなりの部分でめどがつかないほどの被害なので、大分かかるというんですが、今回は予算というか、計画にもあるみたいですが、その中での具体的な諸段階ですかね、ことしのとりあえずの進みぐあいというか、その進める部分をもう少し具体的に説明してほしいんですが。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長　それでは、お答えいたします。

今、課長のほうからもありましたように、まず第1段目といたしましては、南郷側のほうの東約106号線、それをできれば夏場ぐらいに発注したいというふうに考えております。先ほど町長からもありましたように、国有林ということでありまして、国有林の対応、保安林の解除、それから緑の回廊ということにもなっておりますので、そちらのほうの協議に時間を要するものと考えておりますが、なるべく早い時期に発注したいと考えております。

平成28年度の予算といたしましては、東106号の5号箇所、6号箇所になります。6号箇所につきましては、一番最初の橋の橋梁災害、それから東106号の5号箇所については、延長が1,100メートルほどございます。今課長のほうからもありましたように、3キロの区間のうちに2キロ区間は災害査定で申請した箇所でありまして、28年度につきましては、針生側の下流側のほうから約1.2キロほどの災害の復旧をしていきたいと思っております。その後、29年度に延長にいたしますと800メートルほどを発注したいと考えております。

なお、29年度の予定しておる箇所につきましては、福島県のほうの河川災害復旧の関係もありますので、福島県のほうとも協議を進めながら、お互いにスムーズに工事の発注ができるように進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○五十嵐　司議長　9番、湯田哲君。

○9番　湯田　哲議員　田島側のほうがもちろん復旧にはかなり要するし、南郷側のほうが中間崩落で車が通れるという状態、夏場発注ということですから、我々はその部分でいうと本当は南郷側にすごく期待をしていて、5年も先ならもう荒れて荒れて荒れまくって、片方の管理も本当に大変だなと、守るだけでも、人が入らなくてもやっぱり先ほど盗掘とかいろいろありましたけれども、いろんな心配がある中で、やはり南郷側の部分にはすごく期待しているんですが、夏発注で相互というか、乗り入れるというか、やっぱり人が一回離れてしまうと荒れるし、その管理の部分で駒止湿原という資源の部分が、例えばワタスゲの時期だとワタスゲとヒメサユリ、高清水公園がセットで観光コースに入っているのをよく確認していますけれども、ああいうのが、どんどんこっちに足が伸びなくなったり、その分ですごく心配しているんですけれども、東側から南郷側から入れるこっち側の全面復旧はしばらくかかりますけれども、あちらから入る部分の案内人も含めて観光に見せたいというか、観光的に駒止湿原を利用、活用できるようになれるのは全面復旧ではなくて流れとしてどうですかねという話なんです。ことしなんかもう考えられないし、その辺はどうでしょうか。東側に期待しているんですが。

○五十嵐　司議長　建設課長。

○阿久津弘典建設課長 南郷側につきましては、8月発注というのを目途に、今国有林のほうと協議調整を重ねているところでございます。駒止湿原の管理等につきましては、工事の発注ぐあい、それから工事の施工状況にもよりますが、時間帯で通行可能にするなど、できる限りの措置は考えていきたいと、今現在は思っております。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ぜひそれは現場の部分の進みぐあいとか、工事の進みぐあい、安全性も考えられるので、そんな簡単ではないというのもすごくわかっているんですが、ぜひ駒止湿原があれば道の駅、コンビニ、ガソリンスタンド、あるいはそれにかかわるもの、タクシーとかバスとかありとあらゆる観光、宿泊、ホテル、そういう施設にも影響があると、間違いなくあるんですね。あるので、そういう意味でぜひスムーズというか、かなり大変な事件ですけれども、復旧のほうに向けて進めてほしいなと思います。具体的な話も聞けましたので、ぜひ速やかに進めてほしいなと思います。

それから、大きな2番の部分にいきたいと思います。

小中学校のICT授業のさらなる充実をという形ですが、これは今から10年ぐらい前、僕がなったのは9年ぐらい前ですけども、やっぱり似たような質問をしています。何で数字なんだとか言われるんですけども、実はどんどん変わったんだと思います。ここで書いてあります。全校コンピューターが同じ環境で授業できることは喜ばしいことだと、こんなことを書かなくてもと思いますけれども、今から9年前だとウィンドウズ95が動いていたり98が動いていたり、その後5年もたつとXPが動いていて、まだなっていないのかとかと同じような質問をしたらば、今はもう7になってしまったという時代になっていますので、どんどんめまぐるしい変化があるので、そして今ここに来てiPadとか電子黒板の話が出ましたけれども、またここがちょうど変わり目のときなので、ちょうどいいときだと思って質問しています。1番にいたり4番にいたりするかもしれませんが、ちょっと質問させていただきます。

実は今言った、先ほどの1,700万と初年度は1,000万ちょっと、去年ですか、27年度が1,700万という数字なんですけれども、金額と教育とか文化なんていうのはバランスもとれないし、これだけかけているから優秀な子が育つとか、そういう問題ではないのはもう重々わかっています。でも、そういう意味では、まさに昔のコンピューターをセットするにはすごいサーバーとか何かやっていった時代が、今じゃiPad一個でできるから、もう少し見直していくとすごく安い時代に入ったんじゃないかという僕の焦りからの質問なんです。ですから、どうしても大きなメーカーに言われてパソコンを50台買って、サーバーでまたやってというのを今やっ

ている、まだ名残のころなので、ぜひ検討するという時期だということを書いていますけれども、その辺は今回検討をしていくような話だったので、ぜひその辺の現状、方向性、先ほど電子黒板の部分に入りますけれども、僕は反転学習でここから一昨年の9月だか何かに、そういう授業が今全国ではやり始まっているんですけれども、町としては検討する考えがありますかとiPadを使った授業ですね。今回ある意味では2校が、荒海中学校と南郷小学校ですか、そちらでやるみたいですが、これについてまずは平成29年度の次の年に徐々に入れていくような話でしたけれども、この分はやっぱり一遍にはならないのかなと。こういうのは結局、そういうのが僕はハードの差だと思っているので、すごく、何で片方がもう卒業したころに入ってくるのというよりは、今なら今でしょうという感じなんですけれども、そのスピードですね。一回導入して試験的にやって、予算の関係とかもちろんあるのはわかるんですけれども、この辺の中規模校などで、これはもう学校を決めたことについては全然思っていないので、その辺のできないかという、残念ですの部分の、もっと早目に一、二年ぐらいで全校に入れますよとかという、その辺の考え方はどうでしょうか、認識というか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えいたします。

各学校に小中学校ともコンピューターが新しいのが入りまして、皆さん同じような環境でコンピューターの学習ができているということは、本当にありがたいなというふうに思っています。予算のほうも多くの予算をかけていただきまして、大変ありがたいなというふうに思っております。

今回、実践研究校として2校の学校を選んでということで推進のほうを進めていきたいなというふうに思っています。2校というのは確かに議員おただしのように、予算面というのも非常に関係しております。非常に高額な機器なものですから、それらを一遍にとすることはなかなか難しいかなと。また、コンピューターを導入するに当たっては、全国的には学力向上とか、いろいろと目的を持って導入されていると思うんですけれども、やはり本町には本町に合った導入というのが必要かなというふうに思っています。その一つとして、本町は大変少子化でありまして、なかなか多様な意見に触れ合う機会がないとか、切磋琢磨する機会がないとか、意見を交換する機会がない、そのようなものを、このコンピューターを通してどうにか解決できないかというのが一つの狙いでありまして。

それに関して、今度取り組んでもらう学校には、その分の検証につきまして取り組んでいただいて、その結果をもとにして今後そのような活用方向に行けるようにというふうに考えてお

ります。もちろん学力向上も大切なことだと思いますけれども、本町としても教育大綱の中でみずから自主的に学ぶ生徒というのも取り上げておりますので、コンピューターを活用して、そういう学ぶ意欲とか自主性の高まりとか、そういうものも図れるかどうかという点についても検証していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 わかりました。

先ほど教育長の説明の中で、答弁の中で、もちろん教師の質とか、その部分が問われるというか、それも多分言われたと思うんですけども、この教員というか、教える立場のほうの人材というか、その分の考え方ですか、今から生徒たちに教えなければならぬ先生をこれから研修させるのか、外部的な先生、専門家とか、いろんな、この後の質問でちょっと使いますが、そういう人材の部分に対する心配をちょっとされたんですけども、教師に対する教育というか、研修というか、それに対するやり方ですか、それをちょっと教えてほしいんですけども。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

コンピューターに関しましては、おかげさまで初期の段階よりは、はるかに先生方が堪能な方がふえているなというふうに感じております。ある一定レベルの指導は先生方も十分今はできる段階になっているのではないかなというふうに思っています。ただ、これから導入します電子黒板とかiPadというのにつきましては、まだまだ個人差があるかなというふうに思っていますので、その辺は先生方は県のほうの研修の機会もありますので、そんな点を活用しながら研修していただくとともに、研究していただく2つの学校には特別な支援の方を入れてバックアップをしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 そうですね、今やっている方は多分20代とか、すごく若い時代にコンピューターにさわってきた人たちが今先生になっている時代なので、その辺はじゃすごく期待していますし、学校の他校にいる、そのたけた方にSOSを出しながらいろいろ情報交換の勉強会も多分やっていくと思うんですが、ぜひその辺は進めてほしいなと思います。

私が考えるには、ああいうのは、なれて、さわってなれるもので、先ほど休み時間にか調

べ物学習とかしていますし、今はスマホの中で調べたりするので、僕なんかポケットナインがやっているこの百科事典がスマホですけれども、これがないと生きていけなくなったようなところもありますけれども、本当に便利な時代になったので、空気のような存在ですね。当たり前で調べ物学習とかじゃなくて、調べてしまう、子供たちにはすぐ溶け込んでしまっているもので、ぜひその4番目の問題のほうで少し、この次の段階はこちらだろうという部分でちょっと質問させてください。

じゃ、3番目の小中学校にプログラマーの育成のための授業をといるところをちょっと説明したいと思います。

これは、ことしの1月25日に産業競争力会議というものが政府で行われた次の日の新聞、これは福島民友のコピーなんですけれども、その中の政府は25日、産業競争力会議を開き、新たな成長戦略の検討を本格的に始めたと、その後です。序文の部分です。IT教育を強化して小中学校の授業にコンピューターのプログラミングを取り入れるほか、ロボットやというふうに続くんですけれども、この部分で、隣の部分に、コンピューターのプログラミングなど、小中学校のIT教育強化というふうになっているんです。

これは、僕の質問にありますように、調べ物学習の授業の補助じゃなくて、実際にロボットを動かしたりするそういうプログラマーです。例えばサイバー攻撃に対するサーバーを守るとか、そういうプロフェッショナルを育てるための小さな子供たちへの、やったほうがいいだろうという政府の戦略だと思うんです。とても大切なことだと思うんですが、これについて実際はこのスピード、先ほど黒板を使ってiPadのスピードだと大分先になったような感じのイメージに聞こえるんです。これについてはどういうふうに考えていますか。大分先になるのか、あるいは僕が言っているような推進研究会とかEWMの協力を得て進めたいとかと、その辺の考え方はどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えさせていただきたいと思います。

プログラムにつきましては、私も技術教員なものですから大変興味のある分野で、子供の学びにとっては大変大事なものかなというふうに考えています。ただ、先ほどお話ししましたけれども、プログラマーの人材育成というよりも、このプログラム開発の学びというのは、子供の課題解決能力を高めて、学習に対する意欲や自主性を育むためには大変適しているなというように感じております。ですから、ただそれにつきましては各学校、このプログラム学習でなくとも、いろんな学習形態や学習内容を通して子供の課題解決学習や自主性を育てるような授

業を大変多くやっておりますので、各学校のほうでもしこのプログラムを活用して、そういうところをまた育てたいという要望がありましたら、ぜひそのような機関と連携をとりながら進めていけるような形で行いたいなということで、全部の学校に同時に導入ということは考えておりません。

中学校のほうは先ほど申し上げたとおり、授業の中でプログラム学習を取り組んでおりますので、こちらのほうは教材等の支援とか、そういうことはしていきたいなというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 教育長自身が技術担当だったので、その辺は詳しいということで了解しました。

あともう一つ、その部分の前に質問でやっている南会津ICT活用推進研究会なんですけれども、野田氏、つまりEWMを本町に連れてきたというか、来ていただくためにお骨折りいただいた方なんですけれども、彼が一人中心になってつくった会なんですけれども、これに対する認識というか、承知していたか、その辺は町部局というかその辺の部分はどうでしょうか。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○星 不二夫生涯学習課長 答えします。

私の段階で把握している部分ということで、このたび南会津ICT活用推進協議会の先ほど出ました野田さんが、教育委員会のほうにおいでいただきまして、学校の授業に即取り入れるというのは今教育長の答弁にありましてとおり、なかなか難しいということで、体験授業を日曜日なりを利用して各学校ごとということではないんですが、機械そのものの数が限られているので、6台なり8台なりという中で、今回直近では27日の日曜日に御蔵入交流館の多目的ホールの中で実際に、今回は田島第二小学校の1年生から3年生までの子供とその保護者を対象という形で実際にプログラミングの仕方で、実際にやって機械を動かしてという体験授業を予定をされているようです。これについて分室のほうでも2月に既に実施もしていますし、町内で何か所かこういったいわゆる体験という形で、生涯学習の一環といいますか、このICTの活用推進協議会、研究会の協力をいただいて進めては現在ございます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 すごくいいと思うのは、本町にはそういう人材がいて、その起爆剤的に今こうやって動き始まって、政府が産業競争力会議でやる前に、実は僕もちよっと調べたら、昨年、2014年あたりからロボット教育というか、おもちゃを組み立てながら、それをロボッ

トアームを動かしたりするようなプログラムを書けるような仕事も既にやっていたんですね。僕は実は最近なんです、このことの推進協議会があるのを知ったのは。実際に今生涯学習課長が言われたみたいな計画が今後あるということなので、どんどん動いているということなので、すごく追い風でありますし、教育長に言わせればまだまだもうちょっと先になるだろうというのは、もちろんその認識もわかるんですが、ICT活用委員会のPDFをちょっと頂いたので、ちょっとその理念だけを一個言うんですが、実はこの中で理念、目的があるんですが、南会津町の人口減少に歯どめをかけることができないか、そして若者が定着し、子供たちが生き生きと過ごせる町へというのが理念です。それはなぜかという、プログラマーとかそういう新しい起業、会社を起こすような人たちが育つことを願っているんです。

その中では、今先ほど教育長が言われました、このプログラムの場だけじゃなくて、論理的な思考力という言葉が多分教育長が使われましたけれども、論理的思考を育てるためには、プログラム勉強会というのは別に女の子だからとか将来になるとかならないとかの問題じゃなくて、その部分のトレーニング、脳のトレーニングをすると、そういう論理性ができるんだということをやっています。ここではこんなふうになっています。つまり、ICTの基本であるプログラミング、自分でプログラムを組み立て思いどおりに動かすことは、また創作活動そのものはものづくりのだいご味といえます。プログラミング教育は子供の想像力を育むと同時に、分析力、論理的思考力、違う視点を持つ者同士を効果的につなぐというようなことを言っています。

ですから、この部分では別にそんなのはプログラム専門家に任せたらいいじゃないかじゃなくて、昔僕たちのころは家庭科という教科がありましたよね。縫い針を持って何かをやっていた記憶があるんですよ。だが、それを女性のものだとか男性のものだとかじゃなく、このプログラムも実際にあと5年もすると必須科になって、本当に中学校ばかりじゃなくて、小さいうちからなるような時代が来るんだと思いますので、ぜひ先駆的な町として、せっかくこういう推進協議会のような頼れる組織もありますし、EWMというソフト開発会社も当然当町に来ていますから、ぜひアポイントというか、もう既に動いていますので、その力をかりるなり、ぜひ進めてほしいんですが、これに対する町の考えはどうでしょう。もう少し具体的に進める方向というか、その部分。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

先ほど私も言いましたけれども、本当にプログラムの学習は効果的だなというふうに思って

おりますが、学校のほうでもそれに匹敵するような取り組みが十分今行われている段階にあるかなというふうに思っていますので、早急に全部の学校にこのプログラム教育を入れるということは、今のところありませんが、先ほど申し上げたとおり、そういうふうに興味関心を持つ子がだんだんとふえておりますので、そういう子供たちにそういう場を提供をしていくのは、これは大切なことかなというふうに思っていますので、せっかく地元でそういう企業がありますので、ぜひそういう面ではタイアップして、子供たちの成長につながればなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 もう一つここで教育長が今言われましたけれども、先ほど障害福祉課長も言いましたけれども、6台、8台、小さなおもちゃみたいなロボットを動かすんですけども、本当に台数が少ないから参加者も借りられるので、100人も来られたんじゃ仕事にもならない。多分多くて20数人が参加して、みんなもう一回行きたいとかまたやりたいなという感想で好感度というか、すごくいい行事で感想を述べている方が多いということ、親子でも、先ほど第二小学校でしたか、もう既に終わっていますけれども。

だから、そういう意味では、学校側から彼らの組織の中で町民を対象にしたり、親子を対象にしたり今言ったように1年生から3年生、小学生の低学年を最初にしてやっていますけれども、町の学校側から夏休みとかあるいは授業時間で今回、1年に1回でいいんです、きっかけなんですよね。その分でそういうようなのを設けるような考えはどうでしょうか。要するにあちらのほうでこんなものがあるからということで、多分人脈の中で皆さんに広報しているんですけども、PTAか何かの役員か何かに声をかけて参加しているという流れだと思うんですけども、学校側からそういう授業はなくても、無理だとしても、学校側のほうからその分でこういうのを催したいんだけど、ぜひこの曜日に来てくれないかとか、デモというかそういうのをするとみんな興味を持つというきっかけづくりですね、それはどうでしょうか。授業の課外学習ですかね、何かありましたよね。ほかからの達人か何か呼んでやる、その授業みたいな形で学校側でそういうあれを設けられないかですね。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、お答えしたいと思います。

中学校においては先ほど授業の中でと、あと小学校においてはプログラム学習の授業というのは特段ありませんから、もし授業の中でやるとすれば、総合的な学習の時間とかそういうものをそれなりの力量で考えてもらってやるというのが一つの方法かなと思いますか、私は何度

も申しておりますけれども、各学校さんで取り組んでいろんな形でその育成に取り組んでいるわけですから、その一つの手段として学校がプログラム学習をやってみたいという場合につきましては、ぜひ学校のほうで取り組んでもらっても大丈夫かなというふうに考えていますので、大いに学校側のほうで活用していただきたい。

ただ、実際に機器を全部各学校分をそろえていくとなると、1台4万円ぐらいするんですね、たしかね。という多額な予算も発生すると。あと、お話を聞きますと、やはり少人数がちょうどいいというんですね。40人も一遍にはなかなかやっぱり指導は難しい。指導の時間も本当に半日から一日ぐらい、やっぱり長い時間をとらないとなかなか指導は難しいという縛りもあるものですから、その辺につきましては各学校さんの実情に合わせて取り組んでもらうというふうに考えております。

なお、ちょっとつけ加えの説明ですが、館岩小学校さんにおきましては、芝浦工業大学の協力を得まして、もう数年前からこのプログラミング学習を授業として取り組んでいますので、そちらはご報告しておきます。

以上です。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 もちろんその部分では、ぜひそういう機会とか進めてほしいなと思います。芝浦工大のほうも了解しました。やはりそういう意味で、本町に来ている人たちの応援ですよ、そういう意味では、少子化に対して流出していく人口をとめたい、この中で会社をつくって若い子たちがプログラマーとかそういう意味でこの町に残って豊かとか、そういう意味で教育のレベルも含めてプログラムの技術のレベルも高くなって、本町から世界に出ていくプログラマーがふえるなんていうことが、もしかして力を入れれば夢ではないと思います。

最後に一つ言いたいのは、やはり子供たちってやはり大人のきっかけだと思うんです。きっかけに本当に2時間でも5分でも、それを見たらその道に進むという子が多分あらわれるので、それを人間が、大人たちがつくれるというのが今みたいな話だと思うので、ぜひ2校に限っていろんな黒板なんかもありましたけれども、黒板があるなら使ってみようかということで、みんなそこに訪問してでもいいから、出張で黒板の威力とか、iPadの分のやっぱり少しずつ触れる機会だけでいいんです。全然それが365日やれよという部分じゃないんです。僕は10分あって目覚める子がいたりするのは十分あり得ることなので、その辺はぜひ進めてほしいなと思います。

最後に、教育長の今の部分に対しての考えはありますか。

○五十嵐 司議長 教育長。

○星 英雄教育長 それでは、いろいろと多々本当にありがとうございます。コンピューターにつきましても、もう最終的には学校教育と切っては切れないものになっていくかなど。極端な言い方をすると、もう学校に黒板があるように、学校にコンピューターがあるという時代に間違いなくなっていくということで、そちらは間違いなく導入とか活用については研究を進めていかなければならないなというふうに考えております。

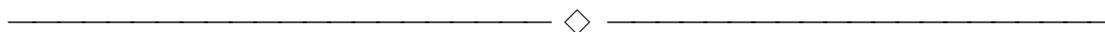
ただ、コンピューターを使ったある程度の効果というものを考えながら導入しているわけですから、その効果がコンピューターを使わなくても得られるものであれば、そちらで得ていくと。どうしてもコンピューターを使わなければいけないものであれば、コンピューターを活用すると、そういうすみ分けをしっかりとしながら、コンピューターを導入していくことが大事なことかなというふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 ぜひ私たちが子供たちの未来のために、この町からプロのプログラマーというか、そういう有能な人材ができることを期待しています。ぜひ頑張ってください。よろしくお願ひいたします。

終わります。

○五十嵐 司議長 以上で、9番、湯田哲君の一般質問を終わります。



#### ◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 これをもって本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

あす11日は午後1時30分から開議し、議案審議を行います。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 3時30分

平成28年第1回南会津町議会定例会 第4日

議事日程 (第4号)

平成28年3月11日(金曜日)午後1時30分開議

- 日程第 1 委員会提出議案第1号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 報告第 1号 専決処分の報告について  
専決第 1号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 日程第 3 議案第 2号 南会津町行政不服審査会条例
- 日程第 4 議案第 3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 日程第 5 議案第 4号 南会津町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 5号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す  
る条例
- 日程第 7 議案第 6号 南会津町職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改  
正する条例
- 日程第 8 議案第 7号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 8号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条  
例
- 日程第10 議案第 9号 南会津町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条  
例
- 日程第11 議案第10号 南会津町税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第11号 南会津町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第12号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第13号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条  
例
- 日程第15 議案第14号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第15号 南会津町老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第16号 南会津町介護老人保健施設条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第17号 南会津町農村公園条例の一部を改正する条例

- 日程第 19 議案第 18 号 南会津町会津山村道場条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 19 号 南会津町会津田島祇園祭屋台格納施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 20 号 南会津町さゆり荘条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 21 号 南会津町高清水自然公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 22 号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 23 号 南会津町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第 25 議案第 24 号 南会津町公共下水道条例の一部を改正する条例
- 日程第 26 議案第 25 号 南会津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 27 議案第 26 号 南会津町林業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 28 議案第 27 号 南会津町簡易排水処理施設条例の一部を改正する条例
- 日程第 29 議案第 28 号 南会津町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 30 議案第 29 号 南会津町簡易水道給水条例の一部を改正する条例
- 日程第 31 議案第 30 号 工事請負契約の一部変更について（南会津町新庁舎建設事業地  
中熱利用システム導入（空調 1 期）工事）
- 日程第 32 議案第 31 号 第 2 次南会津町総合振興計画後期基本計画について
- 日程第 33 議案第 32 号 南会津町過疎地域自立促進計画について
- 日程第 34 議案第 33 号 第 3 次南会津町行政改革大綱について
- 日程第 35 議案第 34 号 字の区域の変更について
- 日程第 36 議案第 35 号 公の施設の指定管理者の指定について（中大屋台格納施設）
- 日程第 37 議案第 36 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 38 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

## 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 出席議員（18名）

1 番	貝 田 美 郎	議 員	2 番	森 秀 一	議 員
3 番	丸 山 陽 子	議 員	4 番	渡 部 訓 正	議 員
5 番	室 井 英 雄	議 員	6 番	湯 田 良 一	議 員

7番	大 桃 英 樹	議員	8番	湯 田 賢太朗	議員
9番	湯 田 哲	議員	10番	楠 正 次	議員
11番	山 内 政	議員	12番	高 野 精 一	議員
13番	星 光 久	議員	14番	菅 家 幸 弘	議員
15番	阿久津 梅 夫	議員	16番	星 登志一	議員
17番	室 井 嘉 吉	議員	18番	五十嵐 司	議員

欠席議員（なし）

#### 説明のための出席者

大 宅 宗 吉	町 長	渡 部 龍 一	副 町 長
星 英 雄	教 育 長	湯 田 文 則	総 務 課 長
角 田 厚	総 合 政 策 課 長	五十嵐 正 雄	税 務 課 長
渡 部 正 義	住 民 生 活 課 長	渡 部 浩 治	健 康 福 祉 課 長
渡 部 徹	農 林 課 長	相 原 盛 隆	商 工 観 光 課 長
阿久津 弘 典	建 設 課 長	野 中 英 昭	環 境 水 道 課 長
芳 賀 美 恵 子	会 計 室 長	星 正 信	農 業 委 員 会 事 務 局 長
馬 場 秀 成	学 校 教 育 課 長	星 不 二 夫	生 涯 学 習 課 長
長 沼 豊	舘 岩 総 合 支 所 長	宍 戸 英 樹	伊 南 総 合 支 所 長
梅 宮 昭 広	南 郷 総 合 支 所 長		

#### 事務局職員出席者

室 井 裕	事 務 局 長	齋 藤 二 郎	事 務 局 長 補 佐
-------	---------	---------	-------------

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 皆様、こんにちは。

これから本日の会議を開きます。



◎町長挨拶

○五十嵐 司議長 ここで、町長より発言したい旨申し入れがありましたので、これを許可します。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、冒頭ご挨拶をさせていただきます。

去る3月8日に皆様にご報告申し上げました本町の男性臨時職員の酒気帯び運転事犯につきまして、その後の経過等についてご報告をさせていただきます。

本人は、3月7日の業務終了後に自宅において飲酒をし、その後、会津若松市方面に自家用車を走行中、国道121号沿いの会津若松市大戸町上雨屋182番地内のガードレールに接触し、自家用車を横転させる自損事故を起こしたものであります。事故後、後続車の通報によって事故現場に臨場した会津若松警察署員の検査により、アルコールが検知されたものであります。会津若松警察署署員の説明によりますと、道路交通法違反の内容は酒気帯び運転であり、本人が飲酒運転を認めていること、それを隠ぺいした事実がないこと、さらに逃亡するおそれがないことなどから、逮捕、拘束はなかったとのことでありました。

なお、3月8日には、会津若松警察署の要請により総務課長が身柄請書に署名捺印の上、身元を引き取り、あわせて本人の自宅において、会津若松警察署署員による飲酒等の確認作業に立ち会いをいたしました。その際には総務課長も本人への聞き取りを行い、事実関係を確認したところであります。

本人が臨時職員という身分ではあるものの、飲酒運転というあってはならない重大事犯であり、住民の行政に対する信頼を著しく失墜させた責任は重いものがあり、きわめて遺憾であります。

よって、3月9日付で本人を解雇処分といたしました。また、管理監督すべき立場にあった

総務課長及び総務課主幹の両名につきましては、昨日開催いたしました懲戒審査委員会において、管理監督責任は重いものと判断し、文書訓告としたところであります。

なお、みずからの処分につきましては、副町長を含めて追加議案の提出を予定しているところでありまして、謹んで深くおわび申し上げます。これまでも、常々、町職員に対しましては、課長会議等を通じて、公用車での安全運転、法令遵守等、ましてや飲酒運転防止等を指導してまいりましたが、今回の事犯を受け、8日の常任委員会終了後に緊急課長会議を開き、改めて全職員に対し、安全運転、法令遵守、綱紀肅正等を徹底させたところであります。

また、町有自動車の取り扱いにつきましては、現在、支所を含め6名の安全運転管理者のもと、適正な運行管理に努めているところでありますが、公用車の交通事故事案の頻発を受け、今後は全職員を対象とした交通安全講習会を庁内において開催するとともに、町有自動車を貸し付けしております振興公社、森林組合、南会津会等の他団体に対しましても、安全運転、法令遵守等を徹底して指導するよう指示したところであります。

以上、報告を申し上げましたが、改めて町民の皆様には深くおわびを申し上げますとともに、再発防止に最善を尽くしてまいりますので、議員各位におかれましては、ご理解、ご支援、お願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



#### ◎発言の申し出

○五十嵐 司議長 次に、総務課長より発言したい旨申し入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○湯田文則総務課長 事前に配付してございます議案等の一部に誤りが発見されましたので、この後、議長の許可をいただきまして、正誤表と、それから修正予算書の配付によって訂正をさせていただきたいと思っております。

それでは、その訂正内容をご説明申し上げます。

まず、議案書をごらんいただきたいと思っております。

議案書の6ページをごらんいただきたいと思っております。

議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例であります。6ページの一番最後の行でございます、一番下でございますが、最後の行の見出しにおいて、審

査員の指名に関する規定の適用除外と記載されておりますが、この「審査員」を「審理員」に訂正させていただきます。

あわせて、条例改正等の説明書、これも配付してございますが、条例改正等の説明書の9ページをごらんいただきたいと思っております。

新旧対照表がございます、この表の右側、改正後の欄の上から5行目の見出しにおきまして、同じように、審査員の指名に関する規定の適用除外と記載されておりますが、先ほどと同様に、「審査員」を「審理員」、そのように訂正をさせていただきます。よろしくお願いたします。

次に、こちら別冊でございますが、平成28年度南会津町水道事業会計予算書・南会津町水道事業会計予算説明書でございます。こちらにつきましては、予算書の訂正はございません。ただ、説明書の中のキャッシュフロー計算書、それから貸借対照表及び損益計算書の数値等に誤りが発見されておきまして、その訂正箇所が広範にわたっておりますことから、訂正内容の説明は省略させていただきます、冊子全ページを差しかえさせていただきますと思っております。

なお、その訂正箇所につきましては、赤字で表示をさせていただきます。

以上、訂正内容をご説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

大変申しわけございませんでした。よろしくお願いたします。



#### ◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、東日本大震災から本日で5年目を迎えます。犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするため、午後2時46分から1分間の黙禱を行いますので、議事の中断についてはあらかじめご了承ください。

ここで、議長から申し上げます。

これから議題となります議案等の審議については、議会基本条例第10条の規定によって、質疑、応答は一問一答方式で行うものとし、会議規則第55条ただし書きの規定によって、質疑の回数が3回を超えることを許し、同規則第56条第1項の規定によって、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限しますので、質疑は簡単明瞭に願います。

なお、会議規則第54条の規定により、発言は、議題以外にわたったり、または、その範囲を超えてはならないことになっておりますので、ご留意願います。

---

◇

◎委員会提出議案第1号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第1、委員会提出議案第1号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎報告第1号の質疑

○五十嵐 司議長 日程第2、報告第1号 専決処分の報告について、専決第1号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 町長より、事故等について説明といたしますか、今後の方針について説明を受けましたけれども、我々議会のほうでも、専決報告あるたびに、ただ、そのままにしてきたような経過もあったように思って、反省をしております。昨年の12月については、大桃議員が質問をしたわけですが、振り返ってみますと、6月から9月、12月と連続でこの報告事項があるわけです。そのたびに、しっかりやっていくというような答弁があったわけですが、なぜ町長の思いが末端の職員まで伝わらないのか、その辺のことについて伺いをしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

毎回のように、この交通事故の報告をさせていただいているところでございますけれども、本当に心苦しくずっと感じていました。これまでもそうなんですが、課長会議のたび、あるいは全体で、年末年始とかそのようなときに、特にまた改めてやっていたところでありますし、そうした中であつてもなかなか徹底できなかったこと、私としての徹底不足と、自分の責任ということを強く感じているところであります。

ましてや今回、先ほども報告申し上げましたが、飲酒運転、酒気帯び運転ということでありまして、これも、この撲滅に、これまでも徹底した話をさせていただいたわけですが、それが現実には徹底できなかったと、これが現実であります。現実としてしっかり受けとめて、この事件が起きた直後に、課長会議、緊急に開きまして、具体的にどのようにしたら本当にゼロになるのか、その対策を、この議会後、改めて検討するというところで、会議の中で発言をさせていただきました。

もちろん、その会議の中も、きょうから、今から、それを徹底するというところ、そして、これまでも毎朝、各所管の朝礼の中で、事故防止ということを毎朝確認するようにということも申してきました。しかし、現実には、このように徹底していないと、事故が起こっていると、この現実を本当にしっかりと、もう一度強く、覚悟の上で、これから徹底していきたいと、そのように考えております。

もう何回も何回も、徹底していきますと、ゼロ事故を目指していきますと言ってきたわけですが、現実にはそれがなし得ていない。これが現実でありますから、今後、本当にゼロを目指して、ましてや飲酒運転、そして社会人としてのモラルを守ることはもちろんであります。そういうもろもろのことも含めて、町民の皆さん、そして地域の皆さんから信頼に

足る職員、そして役場の組織として徹底できるように、今後、より一層の強い気持ちでみんな  
で徹底していきたいと、そのように覚悟しているところでございますので、何とぞご理解をお  
願いをしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 本当に悲痛な思いだと思います。多分、この中継を聞いて、見てお  
られる職員の方も、しっかり胸に刻んだというふうに思っております。私たちが議会報告会  
で行ったときに、さっと流そうと思ったこの報告の件で、約1時間を費やした集落がありました。

つまり、民間は、もう自分たちでその弁償をしなくちゃいけないという厳しさを、私たちは  
町民から意見をいただいたわけです。そこで、ペナルティーとか弁償とか、例えば、あるいは  
人事評価に、このことが評価に影響するののかという、今、私3点言いましたけれども、そう  
いうことはどういうものなんでしょうか。

できれば、そういう話はしたくなかったんですけども、民間ということ踏まえて、ご答  
弁をいただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

まず、過去4年間で、公用車での交通事故というのは全部で16件ございまして、議会のほ  
うに、示談のたびに、和解のたびにご報告をさせていただいております。ただ、その16件の  
うち、支所を含めて町職員が起こした事犯については5件ございまして、それ以外につきま  
しては、例えば、除雪作業員であったり、町の車を貸し付けしております、先ほど町長からも  
申し上げました、例えば振興公社であったり、森林組合であったり、南会津会であったり、他  
団体への貸し付けの中で、その団体の職員が起こしたものも含まれているところでござい  
ます。

今ほど、ペナルティーというお話もございましたが、さきの総務委員会でも私から申し上げ  
ましたが、交通事故の中には、除雪等、冬起こしている事故も何件かございまして、スリッ  
プ等によって、やむを得ないという言葉は正しくはないかもしれませんが、そういう事犯もご  
ざいます。それを全て画一的にペナルティーを加えていいのかという議論も、当然あろうかと思  
います。その辺も含めて、今後、検討はしたいというふうに思っております。

それから、人事評価につきましては、国の指導の中で、あくまでも業務の内容を評価しな  
さいという指導がありますので、例えば、時間外であったりとか業務に直接かかわらない、こ  
のような、例えば公用車でのいわゆる交通事故等については、国からも、それは人事評価には含

めることはならないと、純粋に業務の評価だけしなさいということでございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○11番 山内 政議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 先ほど、総務課長が答弁の中で、これまでの4年間の事故の件数等々を総務委員会にということで、我々いただきました。私も総務委員会の中で、ペナルティー等々検討したほうがいいというふうに申し上げたんですけれども、実は、その資料を見ますと、今、総務課長は16件とおっしゃいましたけれども、この表の一番上にあるのは、平成23年12月が、議会に和解が報告されたのが平成24年ということで、実際の平成24年、平成25年、平成26年、平成27年では15件ということであります。15件の中で、町の正規の職員の事故は4件であります。そして、我々もこの資料をもらうまではわからなかったんですけれども、町用車を貸し付けしている、それが事故を起こせば町の和解案件になる、町で冬季の臨時雇用、その人も事故を起こすという、町長が課長会等々で、しっかりと、こう注意指導しっかりやれよと言っている中が、果たして、臨時職員であったり、委託先であったり、そういうところに届いていないのかなという気がします。

4年間で4件というのは、正職員の分ですよ、臨時職員は入っていませんけれども、決してそれほど多いということではないけれども、ただ、そういう細かい部分含めて、年4回の定例会というところにはまとめて出してしまうので、我々も、今までこういう細かい中身はよくわからなかったもんですから、責めることばかりでしたけれども、その辺を十分理解した上で、注意や指導、そして喚起も、この4年間の中で、5月と9月が、臨時職員も全部のこの事故の中でなかった月が9月と5月、ということは多い月もあります。ですから、多い月はこういう資料をもとに、この月は事故の発生する月だから、早目に出て運行管理しっかりしろよと、ない月、また今月もなかったというような報告が、全職員、管理職で共有できるような指導体制とか、そういう関係になると減ってくるのかなと。ペナルティーを、私、総務委員会で申し上げたのは、こういう中身がわからなかったので、ちょっと行き過ぎだったかなという考えで、お話しさせていただきました。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

確かに、内容を見ると、いろいろな季節であったりいろんな場面場面、こう出てくると思う

んですけれども、基本は、やはり事故ゼロということでありまして、そして今、内容、皆さん方に資料を提供させていただきましたけれども、その状況を見れば、そのような数字にはなりませんけれども、でも、やっぱり町全体として、それは徹底すべきものと、その原則は変わりないと思っています。

そうした中で、いかにゼロにできるか、そして、みずから防げるものはみずから防ぐ責任があるということも踏まえた中で、先ほども挨拶の中で申し上げさせていただきましたけれども、関係の安全運転管理者等、それから全員に、その講習会、改めて事故ゼロを目指した意思の徹底をしていきたいと、それぞれ、町の役場当局ばかりでなくて、関係団体、関連する町有車の貸し付けを行っている団体まで含めた中で、そのような事故の徹底をしていきたいと、今後より一層の徹底を図りたいと、そのように考えていますので、それはもう実際実行していきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 専決処分の報告についてを終わります。



◎議案第2号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第3、議案第2号 南会津町行政不服審査会条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第4、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第5、議案第4号 南会津町総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第6、議案第5号 南会津町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 釈迦に説法するような話になっちゃうかもしれませんが、そこはご了承していただきたいというふうに思いますが、この議案第5号関係、あと、これ若干、範囲が外れて怒られてしまうかわからないが、6号、7号、9号という案件については、職員の労働条件の変更にかかわる条例の一部ということになるろうかと思えます。これらを提出するに当たっては、事前に、職員労働組合等に説明をして、そして意思疎通を図って提出をされているんだらうというふうに思いますが、そういうような理解でもって、この条例の一部改正というものは提案されていると、こういう理解でいいのかどうなのか、お聞きをしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

これまでも人勧絡みとか、こういう身分等々職員に直接かかわるものについては、組合との事前の協議や話し合いをしておりますので、今回も同様にさせていただきます。

○17番 室井嘉吉議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第6号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第7、議案第6号 南会津町職員団体のための職員の休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

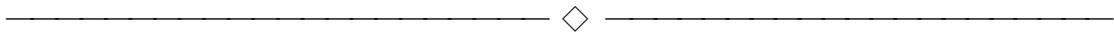
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第7号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第8、議案第7号 南会津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第9、議案第8号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

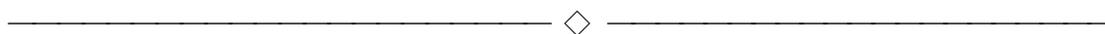
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第10、議案第9号 南会津町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

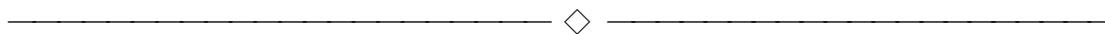
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第10号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第11、議案第10号 南会津町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

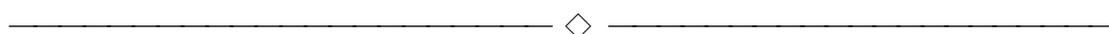
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第11号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第12、議案第11号 南会津町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第12号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第13、議案第12号 南会津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 さきの一般質問の中でも触れられてあったんですけども、今回の改定、運協はもちろん開かれているんだと思うんですけども、この保険料の率を、所得割率ですとか応能の部分、その部分の資産割とか、これらを改定しようとする意見は、もちろんなかったんだと思います。そして、限度額、説明のように、超の人たちの部分、ここに2万円のアップ、それぞれあるんですけども、このアップする層、限度額超の世帯というのは、何%ぐらいあるかわかりますか。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 最初のほうの、国民健康保険の運協のほうの話をさせていただきたいと思います。2月中旬に運協を開きまして、今回の改定についてのご説明を申し上げました。これについては、国の施行令の改正に伴うものでございましたので、この部分について深い話はありませんでしたが、国民健康保険税の町としての考え方については議論がありました。具

体的には、国保の運営の県の一元化、これに向けて大規模な内容の決定を今後していかななくてはならないというようなご説明を申し上げた中で、税の中身については、それに向けてしっかり取り組んでいただきたいというような話を受けておりますので、ご報告申し上げたいと思います。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○五十嵐正雄税務課長 お答えいたします。

限度額を、このたび上限を引き上げるという改正でありますけれども、これに該当する世帯数ということでご説明申し上げたいと思います。

資料が平成27年度3月1日現在ということで申し上げますけれども、世帯数が2,657世帯のうち、限度額超える世帯というのが55世帯ということであります。率で言いますと2%に当たります。それから、低所得者に係る5割軽減、2割軽減の部分でありますけれども、5割軽減につきましては……。

○10番 楠 正次議員 そちらは結構です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 この55世帯、2%という数字は、今まで、この世帯、限度額超世帯での滞納、この人たちは所得の多い、もちろん所得割率があつちりと賦課されてこういう金額になった人だと思うんですけれども、この世帯の人で滞納が発生するなどということはないんでしょうか。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○五十嵐正雄税務課長 お答えいたします。

上限を超えている方で滞納ということは、今まで聞いてございません。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 はい、わかりました。安心いたしました。

低い世帯、応益割で、先ほど若干触れていただきましたけれども、軽減制度がある。そして、高所得の世帯、限度額超の人たちにとっては今回はアップ、その中で、軽減には当てはまらないけれども限度額には達しないという人たちは、今までと同率の計算方法で課税されるという考えでよろしいんですね。一応確認します。中間層という考え方ですか、限度額は超えていないけれども軽減には当てはまらない、その人たちは、今までの実際と同じ、実際に計算して保険料が算定されるのかということです。

○五十嵐 司議長 税務課長。

○五十嵐正雄税務課長 お答えいたします。

計算方法は今までどおりという、同じ形で計算するようになります。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

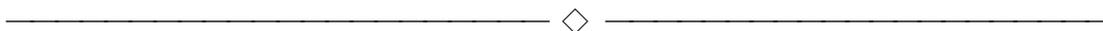
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第13号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第14、議案第13号 南会津町立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第14号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第15、議案第14号 南会津町立保育所条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第15号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第16、議案第15号 南会津町老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第16号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第17、議案第16号 南会津町介護老人保健施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第18、議案第17号 南会津町農村公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第19、議案第18号 南会津町会津山村道場条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 会津山村道場の利用料金の関係なんですが、ここでの条例の提案理由、説明書を見ますと、会津山村道場の利用料金について柔軟性を持たすというふうに書いてありますが、改正の中身を見ますと、宿泊棟だけに限って言えば、改正前は、2人以下利用、3人利用、4人利用ということで、それぞれランクがついて利用料金が定められていた。そして、それはB、Cも同じですが、この改正の中身を見ますと、若干、1割程度、基本的に最終の一番高い部分を1割引き上げをして、そして、6人利用までという形でやっているわけです。

この認識として、まず、1割アップは、今のこういう施設の利用状況からして、このアップは、そういった現況というか、ほかのところとの関係も見て、引き上げざるを得ないのか、そしてあと、あわせて、理由にありますように、指定管理者における多様な営業施策といいますと、例えば1人利用のときとか、2人利用、今まではそういう形で料金が定められていたわけですが、今回は、もう一律2万2,000円というような形になると、それはもう指定管理者が勝手に判断をして対応していただきたい、それで利用促進が図られるんだと、どのような考えなのか、それらについてお伺いをしたいと思います。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

まず、現行は、ただいま議員おただしがありましたとおり、例えば宿泊棟ですと、人数に応じた料金というようなことで固定料金になっております。例えば、従来のC棟でありますと、1人の場合は6,000円、2人だと8,000円、3人ですと1万円、人数に応じて料金は固定になっています。今回の改正は、人数をある程度取っ払って、マックス、上限だけを決めましょと、最高額です。例えばA棟でいきますと、A棟は最大6人入りますので、最大6人入った場合の料金は2万2,000円、上限を決めておいて、あと、その以内は、みなみやま観光の営業戦略といいますか、努力といいますか、その中で、ある程度柔軟に対応したいと。

例えば、具体的に申し上げますと、現行で、今、C棟、3人の場合は1万円ですけれども、お客が少ないとき、多いとき、結構あるもんですから、オフシーズンの場合は、幾らでも、お客が入っていただけるように、例えば、3人、今まで1万円だったのを、5人1万円にしましょと、そういうシーズンシーズンに応じた料金体系を構築をして、なるべく空き部屋をないように利用していただいて、幾らでも売り上げを上げましょというようなことで、今回、料金の改正に踏み切らせていただいたところでございます。

ですから、今の段階で一番多いのが、やはり夏休みにかなり集中するんですね、夏休みとか、あとシルバーウィークとか。そのときは、かなりもう人数が多いんですが、ただ、それ以外のシーズン、6月とか11月とか、それは極端にお客さんが少ないんです。ですから、その少ないシーズンをいかに多く来てもらうかということで、それにはユーザーの方に一つメリットのあるような、そういう工夫をして、幾らでも来てもらうようなというようなことで、その人数制限を取っ払って、ある程度柔軟に、そのシーズンシーズンに応じてお客さんを獲得したいというようなことで今回の改正とさせていただいたというようなことでございます。

以上です。

○4番 渡部訓正議員 あと、値段は。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 値段につきましても、今回、約10%上げさせていただきました。といいますのは、料金の、今回のその大きな要因としましては、やはり、大震災以来、かなり客足が減っております。これは山村道場だけじゃなくて、町内の観光施設、一般的には、いると思うんですけれども、そちらの売り上げも停滞しております。それで、この施設は平成13年度にオープンしたわけですが、それ以来、全然料金の改正はしておりません。ということは、消費税、途中で上がってはいるんですが、その分についても特に料金は上げないで来た

経緯があります。

それで、何とか、みなみやま観光さんのほうでも経費のほうはかなり努力していただいて、節約して効果が出ておりますが、ただ、やはり宿泊施設ですので、それはそのお客さんの安全性、万が一あったら、いろんな事故とかあると困りますので、ある程度の経費はかけなくてはならない。もちろん、こういう施設は、その快適性とか利便性が求められますので、やはり、ニーズに応じていくためにはある程度の経費はやむを得ないだろうというようなことで、そこで、じゃ、どうしようかということで、やっぱり売り上げのほうを、伸ばすしかないというようなことで、それで今、指定管理料、年間で1,150万円みなみやま観光のほうにお支払いをして維持していただいているんですが、ただ、この1,150万円を投入しても、差し引きマイナスなんです、大体125万円くらい。ですから、その分を何とか料金、平成27年度の売り上げ見込みが1,258万1,000円なんです。ですから、ちょうどその10%を値上げすれば、何とか指定管理料で、最低ラインですよ、最低ラインは賄えるんじゃないかなというようなことで、10%という根拠にさせていただいたところでございますが、ただ、みなみやま観光のほうも、当然、営業努力、どんどん営業戦略していただいて、どんどん黒字にさせていただくことは結構かと思いますが、とりあえず今回は、指定管理料で賄えるような最低ラインを維持するための料金アップというようなことでご理解をいただければと考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 前段のほうが、何か、1棟2万2,000円だけとなったときに、以前は、1人だったらこれだけだよ、2人だったらこれだけだよというようなことが示されていた。人数がふえると多くなんだな、少ないときは安いんだよなど。ただ、これだけを見ると、2万2,000円というような形でアップしただけ、ああ、1人でもここはというような捉え方、逆にされる可能性が、逆に今、説明の中では、やっぱりそういう捉え方というのも出てきちゃうかもしれないなんていうふうに考えたんですが、そういう点は、いろいろこれから、パンフレットとかそういうもので対応されるという形でしょうから、ぜひ、私も、会津山村道場そのものの施設というのは、立派な、あれだけの施設があるわけですから、ぜひ活用ができるだけされるように、そういうPRをどんどんやってもらって、あれだけの古民家なり、ああいう、あとは博物館というかがある施設がまとまっているところというのは、やっぱりある意味ですばらしい施設だなというふうに思っていますので、ぜひPR活動等を精力的にやっていただければというふうに思うことと、あとは、そういった料金について、こういうふうにぼっと出たと

きに、それだけだと、今、課長が説明の中であったような意図したものが伝わらないと、逆にマイナスになるわけですから、十分そのところは配慮をしながら対応していただきたいというふうに思います。

以上です。回答は結構です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 きょう、午前中、田島中学校卒業式、久しぶりに出席したんですけども、卒業生が57名ということで、我々のとき二百五、六十名いましたから、びっくりしましたんですけども、この山村道場について、昔も、あそこを再開発して何とか職の創出に結びつくようなことをやろうじゃないかという話があったんですけども、どうも、最近、あその山村道場の考え方を見ていると、今の施設をどう維持するかというようなことだけに争点が行っているように思うんですけども、まず、面積は変わらないと思いますけれども、新しい人もいらっしゃいますので、まず、山村道場の全体の面積、それから、その面積を生かして、今後、総合的に利活用をして職の創出に結びつけようとか、今回の地方創生に絡んで、そういったアイデアとか提案はなかったかどうか、お伺いします。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

今、議員おただしのおり、県からの払い下げ等々、大きな所有面積を抱えておりまして、全体構想等があったというふうに理解をいたしております。今回の関東東北豪雨で、一定期間、駒止湿原のほうに一般のお客さんがフリーに入れられないというような、そういった状況を鑑みたときに、田島地域にとって、いわゆる観光の視点からも大きな利用を図るべき施設だというふうに理解しております。

従来から、いわゆる体験型ということで、博物館、藍染め等々、あるいは山王茶屋との組み合わせ、そういったことで、今指定管理ということで一体的に管理をしているわけですが、管理から、いわゆる今言う営業集客、その部分が欠落しているというふうに考えておりまして、今、議員ご指摘ありましたが、地方創生等々、いわゆる観光交流というのが大きなテーマになっておりますので、ここも田島地域の大きな拠点だという位置づけで、再度、当初あった計画の検証及び今後できることを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○16番 星 登志一議員 議長、面積は。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 面積なんですけど、ちょっと今、手元に資料ございませんので、後ほど、面積につきましてはご提示したいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 今回こういった予算が上がってますんで、皆さんの目も、もう一度、山村道場、全体の敷地、あれ30町歩以上あるんじゃないかと私は思うんです。それを、みんなで、やはり職の創出とか、そういったものにもう一回焦点を合わせて、全員の力でアイデアを出し合って地域の活性化につながるような方向に持って行っていただきたいと、プロジェクトチームをつくっても何でもいいですから、相当ここに関してはアイデアが、今まで過去いろんなアイデアが出ているはずなんです。時の流れも変わっています。ですから、今、そこに注目してやることもまちづくりの一環じゃないかと思うんで、今後のそういった活動に対して町長のご意見を、ちょっとお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

先ほど副町長のほうからも話がありましたけれども、町全体、震災以来といいますか、大変低迷しているところであります。教育旅行等、大分回復の傾向あるわけではありますが、じゃ、私たちのこの地域、どのような観光資源といいますか、そういうのがあって、どういう活用をするのかと、非常に今後の大きな課題であります。昨日も一昨日も、一般質問の中ではありました、東武の乗り入れであったり、オリンピックの開催であったり、それから高規格道路の実現といいますか、それを目指したまちづくりというものは非常に重要でありますので、その山村道場のみならず、やはり全体をどうするのかと、そのような課題がございますので、その辺も十分、今の現況をしっかりと調査した中で、そして今後の活用、それから、どのような方向性の中で情報提供していくかということも含めて検討していきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○16番 星 登志一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第19号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第20、議案第19号 南会津町会津田島祇園祭屋台格納施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第20号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第21、議案第20号 南会津町さゆり荘条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第21号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第22、議案第21号 南会津町高清水自然公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第22号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第23、議案第22号 南会津町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第24、議案第23号 南会津町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 何点かお伺いしたいと思います。

まず1点目ですが、この設計に当たって、町当局の意見は入ってこれをつくったのかどうか、まず1点伺いたいと思います。

あと、どうもこの施設をつくるに当たっては町との相談がないような感じで、大変町の執行部が苦慮しているような感じも一つ見受けられるということと、あと、もう一つは、これ下司の勘繰りになるんだか何だかわかんないですが、自分の土地でないところに、自分の仕事をやって自分で儲けて、そこの建物だけは、それじゃ、よそのそこさ建てさせてけるっていうようなニュアンスにもとれるような経過もあったようにあるんで、まず、とりあえず、この3点だけお伺いします。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○星 不二夫生涯学習課長 お答えします。

まず1点目、設計に対して町の意見は反映されているかという部分についてでございますが、当初、この事業主体からお話があった以降、具体的に、本日までにかかなりの数の意見交換は当然ワークショップ等も開催してございます、設計主、それから町、それから管理をする振興公

社、それから利用がメインになるであろうソフトボール協会、それからスポーツ少年団、そういった方々を含めた上でのワークショップ等も含めて、使う側、それから管理する側、それらの意見の反映を設計等の中で取り入れていただいているというふうに理解をさせていただきます。

それから、2点目、建設に当たり町との協議という部分でございますが、この話が持ち上がりましたのが平成26年9月でございます、一昨年になります。その時点で事業主のほうから、事業主体、実際お金を出してくれる団体が募集する計画に事業の申請をしたところ、なかなか競争率が高い事業ということで、採択される確率が大変少ないだろうという認識もあった中で、確かに、議員ご指摘のように、町有地に建設を予定したという中で、その申請をする以前に町に対して協議ということはなく、事業主のほうで想定した町有地を候補地として事業計画を進め、申請したということはあったようでございます。

それ以降につきまして、具体的に、先ほど申し上げました平成26年9月の段階で、結果して申請が通ってしまったと。それについて、町有地を建設用地として申請しましたので、何とかこれについて協議をお願いしたいということで町に協議がありまして、それ以降、実際にどういったものができるのか、そういったものについて、本当に町として必要な施設なのか、現実利用する団体なりそういった方がいらっしゃるのか等々含めて、町の中でも協議をしまして、最終的に9月末には、結果的に、その施設については最終的に町に寄贈されるということも踏まえた上で、町有地に建てるということについて了解をして、それ以降、細かい部分の設計の詰めなりを、町と事業主体とで進めてきた経過がございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 その辺が、ちょっと、やっぱりこの、何でも通るような、寄付するんだから何でも通るんだべというような思いが強く出ているような感じがしてならないと思うんですが、こういう建物が一つはできるということは、私も、町にとっては必要であろうという話は前々から聞いていた経過があって、そして、こういう建物をつくるには、もう少し大き目のもので、そして県主体のものでやれば、管理とかそういうものに対しても、町の持ち出し金が少なくて済むだろうという経過があったようなことは、私、ずっと前に聞いておりました。ところが、今回急に降って湧いたような話になって、これが出てきたもんですから、今度は、町はこれを寄贈してもらった。それから今度、この管理は、今度はずっと町がやっていくのかどうか、そういうことも、ひとつお答え願いたいということと、それからこれ、建物に対する木造の保証というのは何年くらい業者が持つのか、そこら辺もひとつお伺いしたいなど、こう

思います。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○星 不二夫生涯学習課長 まず、建物につきまして、その規模、そういったことにつきましては、原案を示された段階で、利用するソフトボール協会なりスポーツ少年団なりの子供たち、実際にあの近くにあります高齢者センターでの利用状況等を考えた中で、規模の決定がなされたというふうには確認をしております。

でき上がった後については、町がかかる経費といいますのは、当然、町の財産という形になりますので、まして木造ということで、火災保険等が当然、町有施設でございますので必要になってございます。

それから、日常的にかかることが想定されるのは、夜間の利用等も想定してございますので、一番かかるのが電気料が、日常的にかかる部分として考えられるものは、その部分ではないかというふうに想定をされます。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 お答え申し上げます。木造の建築物ということでございますと、通常25年程度かなというふうに認識しておりますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 いや、25年保証するの。建てた業者が、じゃ、何年間は私たちがサービスでメンテナンスはやりますよというのはあるのかないのかということを知っているんですよ。

○五十嵐 司議長 生涯学習課長。

○星 不二夫生涯学習課長 お答えします。

大変失礼しました。今回、寄贈を受ける品物につきましては、一旦寄贈を受けてしまいますと町の財産という形になりますので、それ以降につきましては、当然、使用する上で、壊してしまったと、そういった部分も当然出てくるかと思えます。そういった部分につきましては、当然町として、町の保有施設でございますので対応していくという形になろうかと思えます。ただ、でき上がりましてから、実際、業者との契約につきましては、土地の利用、建設に要する土地の部分について、建設する期間だけ町有地を利用させてほしいという契約を結ぶということで、でき上がりまして上物について寄贈を受けるという形になりますので、基本的に寄贈を受けた以降については町有財産でございますので、町の責任の中で管理していくという形になろうかと思えます。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからも、補完してご説明させていただきたいと思います。

今、高野議員ご指摘のとおり、町有施設として受ければ町が管理責任があり、維持管理経費等がかかるリスクは当然あるというふうに認識をいたしております。しかしながら、先ほど、生涯学習課長も若干触れましたが、現行の屋内ゲートボール場というふうに言いますが、きわめて利用率が高く、競争率が高いというふうに聞いております。そういった中で、冬期間の、町が推奨しておりますスポーツ少年団、ソフトボールクラブの方々が、それぞれの冬期間の利用を図れる施設ということで、西部地域でもオーダーがありますし、東部についても、びわのかけ中心に、そういった町民の要望がございました。そういった管理上の町のリスクはありますが、町民の利便性の向上のために今回の施設を受け入れるというふうに決定いたしましたので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 これ、あんまりしゃべっていると、黙禱の時間になっちゃうから。

〔「大丈夫だ、黙禱の後、またやればいいじゃん」と言う者あり〕

○12番 高野精一議員 ああ、そうか。

たまたま私は、このことに対して、これ質問しているのは、私、産建にいたときもちょっと不思議に思ったのは、町を迂回した補助金が、こう入ってきたときに、町の職員が説明ができないという補助金も過去にあったかに思うところもあったもんですから、今回はたまたま民間の案で、これ来ていますが、例えば、この補助金を県から受ける、町を通すという、その補助金は、町の予算書にあがるわけでしょう。そうなった場合には、やっぱりそういう業者、またはそういう人たちは、町に対してちゃんとした説明をしてほしいと、そうでないと、この説明責任は、職員がしたって意味がなさないときもあると思うんで、以後、やっぱり、こういうものは気をつけてほしいなというのが、私のお願いというのは何だか、意見として申し上げておきたいと思います。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えいたします。

今、ご指摘のとおり、国の補助制度は毎年変わります。町の議会を通らずに、事業主体から国が直球に流れることもございますし、その制度によって、国が県を通し町に流れる、いわゆるさまざまな制度がございます。今、画一的にばらばらな制度になっておりますので、町の議会通らないで説明が不足になっている事案も、今ご指摘だというふうに理解しております。私

どもも、さまざまな情報を集約して、町に直接関連することについては議会のほうにも丁寧に説明させていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

---

◇

◎黙禱

○五十嵐 司議長 議事の途中ですが、間もなく2時46分となりますので、議事を一旦中断します。

ご起立をお願いします。

黙禱。

終わります。ご着席ください。

---

◇

○五十嵐 司議長 会議を再開いたします。

12番議員さん、副町長の答弁の後の質疑はよろしいですか。

○12番 高野精一議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 それでは、ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

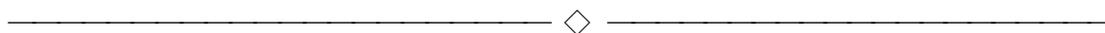
よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休議します。3時まで。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 3時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の申し出

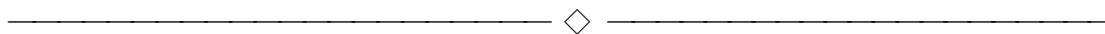
○五十嵐 司議長 ここで、農林課長より発言したい旨申し入れがありましたので、これを許可いたします。

農林課長。

○渡部 徹農林課長 先ほど、16番、星登志一議員からご質問ありました会津山村道場の面積でございますが、敷地面積、全部で94万144平米でございます。約94町歩です。

以上でございます。

○16番 星 登志一議員 了解。



◎議案第24号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第25、議案第24号 南会津町公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 これは議員懇談会で説明をされている案件ですので、その中で、内容

については私も承知というか、この中身についてはやむを得ないというふうに考えているところでございますが、その際の説明の中で、審議会、水道審議会等からの意見の中で、高齢者と低所得者への対応を行うというような形で意見がありましたと、それらについて、何らかの形で検討しますというような説明があったわけでございますが、これらについては、それぞれ24条から29条までの関連になるわけでございますが、附帯決議なりそういうものがここにやっぱり入らないと、ただ単に、議員懇談会ですから、説明としては議案ではございませんので、それらについて検討するとか、やはり対処するというものが必要ではないかというふうに考えておりますが、どのように町当局として考えているのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

料金値上げということになると、そういう弱者へどうするんだという話にはなるわけでありませけれども、原則、私としては、受益者負担というものを基本にしていかないと、じゃ、どこでどうなのかの話にずるずると行く、そういうことも実際場面によっては懸念されます。

しかし、今回、私どもも、この間の議員懇談会の中で説明させていただきましたけれども、やはりこの水道は生活に絶対なくてはならないものでございますし、ですから、そういう中で、弱者に対しての対応をどのようにするということを、具体的にはまだ考えておりませけれども、それを検討する必要があるだろうと、その方向性の中で私どもも考えているところであります。

そしてまた一方で、水道審議会の諮問させていただいた、その中でも、そのような対応を求める意見もありました。そういうことを含めて、実施まで、もうしばらく期間があるものですから、その中で十分検討して、その対策を講じていきたいと、いくつもりでございます。

ただ、説明の中で、高齢者というふうな表現といいますか、そのようなことをさせていただきましたけれども、やはり実際は、低所得者とかそういうほうが適切かなとは思いますが、子育て世代であったり、そういう負担の大きくなる部署といいますか、それらに対してもどうするのかということ、いろいろ実際に検討すると、あれはこれはの話になってくると思うんで、その辺も十分考慮した中で、どこまでできるかこれから検討するわけですが、そういうことを検討したいと、そういう思いがあるということだけご理解願いたいと思います。

○4番 渡部訓正議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第26、議案第25号 南会津町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第27、議案第26号 南会津町林業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第28、議案第27号 南会津町簡易排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第29、議案第28号 南会津町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第30、議案第29号 南会津町簡易水道給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第31、議案第30号 工事請負契約の一部変更について（南会津町新庁舎建設事業地中熱利用システム導入（空調1期）工事）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第32、議案第31号 第2次南会津町総合振興計画後期基本計画につ

いてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

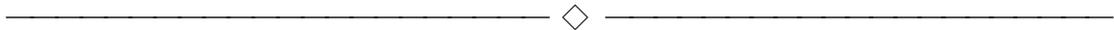
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第33、議案第32号 南会津町過疎地域自立促進計画についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第34、議案第33号 第3次南会津町行政改革大綱についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第34号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第35、議案第34号 字の区域の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第35号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第36、議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について（中大屋台格納施設）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第36号の質疑、採決

○五十嵐 司議長 日程第37、議案第36号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第36号 教育委員会委員の任命について、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○五十嵐 司議長 起立多数であります。

よって、議案第36号 教育委員会委員の任命については、同意することに決しました。

---

◇

◎諮問第1号の質疑、採決

○五十嵐 司議長 次に、日程第38、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑を終わります。

これより討論を省略し採決いたします。

本案は、諮問のとおり適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、諮問のとおり、適任とすることに決しました。

---

◇

◎散会の宣告

○五十嵐 司議長 これをもって、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

翌週14日は午前10時から開議し、議案審議を行います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時15分

平成28年第1回南会津町議会定例会 第5日

議事日程 (第5号)

平成28年3月14日(月曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 議案第37号 平成27年度南会津町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 2 議案第38号 平成27年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 3 議案第39号 平成27年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 議案第40号 平成27年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 5 議案第41号 平成27年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第42号 平成27年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第43号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算(第6号)
- 日程第 8 議案第44号 平成27年度南会津町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 9 議案第45号 平成28年度南会津町一般会計予算
- 日程第10 議案第46号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第47号 平成28年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第48号 平成28年度南会津町介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第49号 平成28年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算
- 日程第14 議案第50号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第51号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第52号 平成28年度南会津町水道事業会計予算
- 日程第17 平成28年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について(総務委員会)
- 日程第18 平成28年請願第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の請願について(文教厚生委員会)

日程第19 議員提出議案第1号 議員定数と議員報酬に関する特別委員会設置に関する決議

追加日程第1 議案第53号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第2 委員会提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

追加日程第3 委員会提出議案第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について

追加日程第4 議員派遣の件について

追加日程第5 閉会中の継続調査について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

#### 出席議員（18名）

1番	貝田美郎	議員	2番	森秀一	議員
3番	丸山陽子	議員	4番	渡部訓正	議員
5番	室井英雄	議員	6番	湯田良一	議員
7番	大桃英樹	議員	8番	湯田賢太郎	議員
9番	湯田哲	議員	10番	楠正次	議員
11番	山内政	議員	12番	高野精一	議員
13番	星光久	議員	14番	菅家幸弘	議員
15番	阿久津梅夫	議員	16番	星登志一	議員
17番	室井嘉吉	議員	18番	五十嵐司	議員

#### 欠席議員（なし）

#### 説明のための出席者

大宅宗吉	町長	渡部龍一	副町長
星英雄	教育長	湯田文則	総務課長

角 田 厚	總 合 政 策 課 長	五 十 嵐 正 雄	稅 務 課 長
渡 部 正 義	住 民 生 活 課 長	渡 部 浩 治	健 康 福 祉 課 長
渡 部 徹	農 林 課 長	相 原 盛 隆	商 工 觀 光 課 長
阿 久 津 弘 典	建 設 課 長	野 中 英 昭	環 境 水 道 課 長
芳 賀 美 惠 子	會 計 室 長	星 正 信	農 業 委 員 會 事 務 局 長
馬 場 秀 成	学 校 教 育 課 長	星 不 二 夫	生 涯 学 習 課 長
長 沼 豊	館 岩 總 合 支 所 長	穴 戸 英 樹	伊 南 總 合 支 所 長
梅 宮 昭 広	南 郷 總 合 支 所 長	木 下 光 廣	監 査 委 員

**事務局職員出席者**

室 井 裕	事 務 局 長	齋 藤 二 郎	事 務 局 長 補 佐
-------	---------	---------	-------------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○五十嵐 司議長 皆様、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○五十嵐 司議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議案第37号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第1、議案第37号 平成27年度南会津町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 一般補正20の6の庁舎建設費、工事請負費の8,115万9,000円、これは受け差という解釈でよろしゅうございますか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

庁舎建設の工事請負費等については、継続費のほうでも補正をさせていただいておりますが、全体的に当初27年度、28年度の振り分けにつきまして、27年度は35%の施工を見込んでございました。その後、実際に工事をいたしまして、具体的な数字が固まりまして、27年度についてはその35%ではなく30%ちょっとの施工規模になったということから、その他受け差等もございますが、全体的にこの金額が減額になったというところでございます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 今の続きで、一般補正の21ページ、その下の9の高度情報化推進費の

部分なんですけれども、入るところは14ページの地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金というのをを使ってやるみたいなんですけれども、新庁舎が29年にできる段階でそのときやればということなんでしょうけれども、多分全県下の自治体に全部出るセキュリティのための補助金になると思うんですけれども、右側に細かく1,300万円の内訳が、需用費とか、委託、備品購入ということであるんですけれども、今までも万全なはずでやってきたのにここでやるさらなる強化というんですか、その中身について。

あと、一番下の備品の部分というのは、それがコンピューターなのか、セキュリティのサーバーなのか、もしわかる範囲でいいですが、この中身についてもうちょっと説明をお願いしたいんですが。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えをいたします。

情報セキュリティ強化対策事業ということで、議員おただしのとおり、国庫補助金をいただきまして、この間、国のほうでマイナンバーにかかわる情報漏えいがありました。それに対しまして、国の方針といたしまして、1つが、実際に業務を携わるところのセキュリティの強化ということで、これまでですと、自分の暗証番号を入力をして中に入るというシステムだったんですが、それではだめで、少なくとももう一つの方法を入れて2要素で、まず入り口のところをチェックしてくださいということでございます。

本町の場合、この予算に計上してございますのは、その方法といたしまして、2要素認定のICカードを導入したいというのが需用費のところでは申し上げますと54万円、消耗品はこのカード250枚のものです。それにかかわる備品のところではございますが、ICカードを読み取る装置を購入するというものでございます。

もう一つが、委託料のところはインターネット系と接続系ネットワークの分割業務委託ということでございますが、インターネット系と、いわゆる基幹系のところを、これまでおただしのとおり分割はしてきたんですが、完全にサーバー自体で分けなさいというような指示がございまして、インターネット系と基幹系、業務系のサーバーを完全に分割するという対策のための委託料ということになります。あわせて、備品のところ、内訳はございませんが、その分割のためのサーバー2台を購入するものでございます。

主な内容については以上でございます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 説明の中に1つ、ここで、これはマイナンバーのためのセキュリティ

一ということですよ。ですから、この補正を見ると、何か全体の今までのセキュリティーというイメージがあったので、どこかにマイナンバーという言葉があれば特別ですけれども、確認ですけれども、今回マイナンバーが導入されながら、いろいろ問題が起きるので、それに特化したものの、万全を期すための予算だということによろしいんですか、確認です。それでいいです。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 それにかかわる業務系とインターネット系の分離が主な内容ということになります。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 2点について伺いたいと思います。

一般補正22、2の1の10の19元気の出る地域づくり支援事業補助金についてが1点目、2点目につきましては、一般補正の26、3の2の1の13放課後児童対策事業について。

1点目からお伺いします。

元気の出る地域づくり支援事業補助金128万5,000円の減額とございますが、今年度の補助団体数と補助額についてお知らせください。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 予算につきましては、当初690万円の予算化でございましたが、執行額が561万5,000円ということで、今回128万5,000円の減額ということになります。申請内訳でございますが、一般枠ということで12件、あと、特例分ということで3件ということの内訳になっております。

なお、一般枠の12件のうち、今年度については新規が5件ということになっております。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 了解しました。

続いて、一般補正の26、こちらは所管ではございますが、放課後児童対策事業は、いわゆる小学校の子供たちが放課後どうやって生活するかということに対する対策かと思えます。学童保育ということも一方でやっております。町全体で見ますと、7の小学校で学童は全てやっていると。放課後児童対策については、田島第二小学校以外の6つの小学校でやっていると。町全体としてこの事業の区分けというんですか、どのように考えていらっしゃるのか。縦割りと

よく行政はいわれますが、教育委員会所轄のところと健康福祉課のところと2つある。また、保護者のニーズもある中で、どのように整理していらっしゃるのか伺います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては、どうしても家庭の就労の関係で、学校が終わってから子供たちが安全に安心して過ごせるものということで設置しております。先ほどお話のとおり、学校教育のほうでやっておる分等は、どうしても毎日実施はされていないということがありますので、その辺で区別をさせていただいておりますが、場合によっては、今後地域によっては一緒にできないかという検討をしていきたいなと思っているところではございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 そうですね、先日南郷の放課後児童クラブが全国表彰、文部科学大臣賞でしたか、受けました。地域の活動として地域のよさを伝える活動として非常に評価される場所、一方で、学童保育というのは子供の安全を守りすくすくと育てられるように、親、保護者の皆さんが保育所のように安全に預けられる場という2つの違いがあるんですけども、そんな中で、町としてそういったところをどうしていくのかということ、子供の安全という部分と地域のことを伝えていくというところの2点をどう融合させて考えていくのかということ、その間にあるようなところを考える機関というか、大人が話し合う場所というのは必要なと思いますので、ぜひ検討いただきたいなと思っているところです。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

13番、星光久君。

○13番 星光久議員 一般補正の21総務費の関係で太陽光設置委託、13番の委託料、それから、15番の工事請負費の中に、減額が600万円と1,453万円とあるんですが、この関係はどのような関係ですか。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

事業量、それから事業費の確定に伴います減額というふうになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

〔「事業箇所」と言う者あり〕

○野中英昭環境水道課長 事業箇所につきましては、田島小、荒海小、南郷小、荒海中の4項というふうになっておりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 そういう形で、田島中とかいろいろあるんですが、できた場所、でき上がった形というか、向きというか、たまたま荒海小学校の設置場所を見ると、太陽光は東を向いているんだ。山のほうを向いているんだ。それで、俺らはざっと今までいろいろな、機械ではないから目で見ただけからわからないんですが、山を向いているんだったら、逆に南を向いたほうがいいんだよと俺らは教えられている。そういうわけで設置したわけ。普通は南向きにつけるのが本当ですと。おらのほうの地区も150キロ、そういう形で林の中とかいろいろなところへついているんだけれども、荒海小学校は山を向いている、まるっきり東向き。東向きだったら西を向いていたほうが太陽光の充電は上がりますよと、本来は南向きが本当ですよと俺らはそういう感覚でいたんだけれども、この件についてどうなんだろうと思って。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

先ほどの件ですが、現場のほう、それから、現場のほうを管理されている業者の方々と検討いたしまして、屋根の形もありますので、あと、雪の落雪の状況等を踏まえまして今の位置になったというふうに理解しておりますので、ご理解願いたいと思います。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 見たところ、荒海小学校のものは屋根がフラットだから、平らで順々詰まっているんだけれども、みんな見てもらえればわかるだろうけれども、俺らの感覚ではちょっと違うのかなと思うんだけれども、普通の感覚ではそういうふうに、俺らも設置してきたものだから、そう思っているわけ。見てもらって技術的とか、いろいろな形で調べたあげくそういうんだと言えば仕方がないですが、普通では誰も考えられないような状況があるので、なおそこら、もしわかったら、後からでもいいんですが、結果でも何でもいいんですが、教えてもらいたいと思います。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 お答えいたします。

それでは、今の件につきましては、設計の内容、それから、先ほどの管理の状況も踏まえまして、後ほど回答させていただきたいと思いますので、ご理解願います。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星 光久議員 荒海小学校だけでなく、もしそういうところがあったら、なおチェックしてもらって、それでいいですからよろしくお願いします。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

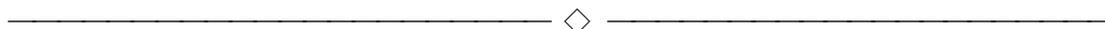
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第38号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第2、議案第38号 平成27年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第39号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第3、議案第39号 平成27年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第40号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第4、議案第40号 平成27年度南会津町介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第5、議案第41号 平成27年度南会津町農林業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第6、議案第42号 平成27年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第7、議案第43号 平成27年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第8、議案第44号 平成27年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第9、議案第45号 平成28年度南会津町一般会計予算を議題とします。

一般会計当初予算の議案審議に当たりましては、さきの12月定例議会の議会運営委員会及び各常任委員会での了解事項に基づき、各款ごとに質疑を進めることを基本としますので、ご了承願います。

なお、質疑の順序は、既に配付した資料のとおりであります。

それでは最初に、歳入全般について質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 2点について伺いたいと思います。

まず、17ページ、使用料の関係、商工使用料の高清水自然公園利用料、ひめさゆり群生地入場料について、2点目、25ページ、県支出金、15の2の9の1電源立地地域対策交付金について伺いたいと思います。

まず1点目、高清水自然公園利用料、ひめさゆり群生地入場料につきましては、先日の条例改正におきまして可決されましたので、これから町直営で行っていくということでございます。この件につきましては、マックアースリゾートがなかなか不採算部門はもっていくことができないということで、指定管理の部分、お断りされたという経緯がございました。そんな中で、我々所管の調査の中で、南郷支所の調査の中で、なかなか指定管理だと保全に力を入れるのが難しいというふうなお話がありました。

そんな中で、確認事項です。指定管理から町直営になったわけですがけれども、これまでの町の行政の流れを考えますと、アウトソーシングとか、指定管理というのが基本線かと思っております。なかなか指定管理、受けてもらえるところがないのかなとも想像されますが、今後も町直営でしばらくやっていくのか、この指定管理の期間、そのままやっていくのか、それとも新たな指定管理先を探していくのか、それについて、まず伺います。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○梅宮昭広南郷総合支所長 お答えをいたします。

高清水自然公園の管理につきましては、議員おただしのとおり、公募者が辞退というような形になりました。公募の際、28年度からの収支状況、マックアースのほうで予定を出したんですが、年間150万円前後の赤字を見込まれるということで辞退が出されたところでございます。

町直営ということにいたしますが、条例上は指定管理も見据えた改正にしております。今後、当面直営で行いまして、指定管理等がまた可能になりましたら公募等も実施していきたいと考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私からもお答えいたします。

基本的に公共施設というものは指定管理で進めていくということが最大の目的でございますので、今、支所長申し上げましたように、指定管理者として公募、直営、それから非公募といういろいろやり方はございますけれども、基本的には公募で進めるということでございます。その中で応募するところがあるのかどうか、なければ、それでは直営なのか、あるいは直接、例えば非公募としてやっていくのかと、この辺は今後状況的に総合的に見ながら進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 昨年12月からのことですので、例えばシーズン通してみないとわからないこともたくさんあるでしょう。また、一方で行政として、ひめさゆり群生地保全にもう少し力を入れたいが、指定管理だとなかなか難しいという課題もあるんだと思っております。そんな中で、ぜひ時期を区切って見ていただいて、指定管理に出していただくことがよりよい行政、効率のよい行政運営になるんだと私は思っております。

ただでさえ支所の職員数が、以前からすると減っている中で、負担もかかるということも考えますと、ぜひそのような住民との協働で進めていただきたいと思っておりますが、期間は区切るか区切らないかについて伺いたいと思っております。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○梅宮昭広南郷総合支所長 お答えをいたします。

直営の期間ということだと思いますが、特に期間は区切らないで、直営の中で、例えば保全について指定管理の中でこういった体制がとれるかとか、そういった中身を検討して進めさせていきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ひめさゆりの群生地につきましては、2つの側面があると思っております。先ほど言いました自然環境、絶滅危惧種にもなっているということから、ひめさゆりの保全ということが1点、もう1点としましては、ひめさゆりを活用した南郷地域の観光事業をどうするかということですので。

来年度ひめさゆりウォーク廃止というお話でした。そのことから、ただでさえ減っていく中で、観光事業ということ、自然環境の保全と観光事業をどうやって推進していくか、この折り合いをつけていくことが非常に重要かと思っております。その辺のまずは行政として、こう進めていくんだという指針がなければ、指定管理にお預けすることもできないんじゃないかなと思っ

ておりますので、そういった保全と利用についての協議をぜひ南郷地域で進めていただきたいと思います  
と思っております。

そんな中で、住民の方からひめさゆり保存の会のような住民を主体とした守る会みたいなもの  
をつくっていききたいという方がいらっしゃったんですけれども、南郷地域ではどのような動  
きがあるのか、伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 南郷総合支所長。

○梅宮昭広南郷総合支所長 答えをいたします。

直営にするに当たり、いろいろ支所の中でも検討してきました。保全につきましては、地元  
の人でこれまで保全活動に協力いただいたグループがあります。そういったグループの中に委  
託というようなことも検討はいたしましたが、いろいろ料金徴収とか、そういった面でなかな  
か委託という部分には至りませんので、直営でそういった方に当面お願いしたいというふう  
に考えております。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 住民の方のそういった動きがあるということであれば、ぜひそういっ  
たものも考慮しながら進めていただきたいと思いますと思っております。

それでは、当初予算25ページ、県支出金、電源立地地域対策交付金について伺いたいと思  
います。

こちらの予算、今年度充当する事業について伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えをいたします。

今年度充当予定の事業につきましては、高畑スキー場の施設整備、さらには、花木の宿の温  
泉設備と内装改修工事ということになっております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 この交付金につきましては、ある程度年度を見越して予定を立ててい  
るかと思うんですけれども、今後5年間とか、ある程度この交付金をここに使っていくとい  
うふうな検討はされているのでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

今後5年間のスケジュールにつきましては、只見川電源流域推進協議会の中で、構成町村に

よりも各事業のすり合わせを行ってございます。その中で、南会津町にかかわる今後の予定としましては、今回の伊南地域の整備、さらには、現在想定ということで見ておりますのは、南郷地域の温泉施設の改修予定というようなことになってございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 了解しました。

それで、各町村の意向もあるんだろうと思うんですけども、町村間で、例えば配分の決定方法とか、予算である程度決まっているとか、そういったものはあるんでしょうか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 電源立地対策の交付金ということで、国から県にある程度枠配分がございまして、その中での動きということになっております。各町村間の調整につきましては、それぞれ事業要望を取りまとめた中で、ある意味バランスを考慮した中でそれぞれの担当者会議、さらには首長によります最終的には総会という中で順序については確認をしているということになります。

なお、5年間のスケジュールでございまして、場合によっては年度途中で事業の変更ということもございまして、その都度協議をしていくということになってございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 この交付金、ハード事業にも充当できる我が町にとっては非常に大事な交付金かと思っておりますので、ぜひ庁内でも検討を重ねていただき、有効に活用していただきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 8番、湯田です。

27ページの寄附金について、ふるさと納税寄附金ですか、昨年度はふるさと納税の総額はどのくらいいただいたんでしょうか。

〔「27年度ですか」と言う者あり〕

○8番 湯田賢太郎議員 そうです。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えをいたします。

27年度、まだ年度末にはなってございませんが、現在収入をいただける見込みとしましては

730万円程度になってございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 大体見込み額で年間730万円くらいだということですが、いろいろ新聞報道等を見ていると、かなり何億円ももらっている自治体がいっぱいあると思うんですが、そういう点で、我が町のふるさと納税に対してのアイデアというか、集める努力が何か足りないなというふうな感じがあるんですが、その辺どうお考えですか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

これまで町のふるさと納税にかかわる考え方といたしましては、南会津町を応援して下さる全国の方、その思いをいただくというような考え方のもとに、ある意味、返礼品につきましても、国の指導等に基づきまして、いわゆる返礼品で何か納税額をアップするような取り組みはある意味自粛というような指導もございましたが、そういうスタンスの中で2年実施をしてきてございます。

ただ、議員おただしのおり、全国的にふるさと納税というようなことがある意味ピックアップされてきておりますので、歳出にも出てまいります。28年度につきましては、インターネットを活用した納税のスタイルを新たに導入をさせていただき、さらには返礼品につきましても、現在雪の舞、南会津町のブランド米というような位置づけをしておりますが、お米とアスパラ、トマト等々の特産品、野菜の詰め合わせを考えてございました。ここのお返しする割合についても、平成28年度については見直しをさせていただいて、より多くの方が納税いただくように改めていくという考え方で対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私から話をさせていただきます。

ふるさと納税は、ほかの議員さんからも質問いただきました。確かに全国で話題になっています。ほかの自治体のやり方といいますか、そういうことを私はどうのこうの言うつもりは全くありませんが、ただ、その自治体にしても、意図的にしたところもあるかもしれませんけれども、図らずもそのように大きなふるさと納税の協力があったというような状況もあるかと思っております。

私もふるさと納税のしてくださる方のご芳志に対して、いろいろコメントがあるわけです。本当にもう返礼品要りませんと。南会津を応援したいですと。正直その人にしてみれば、私た

ちのこの地域に縁もゆかりもないと言ったら変ですが、そういう思いを寄せてきていただいている方もいらっしゃると思います。ですから、そういう意味では、本当に真のふるさと納税だなと。本当に南会津を応援したい人たちの応援をいただいて、700万円余りの応援をいただいている金額ではありますが、そのように自分としては感謝しているところであります。

それに対しての町の返礼品、これもやはり気持ちを込めて御礼したいし、また、私たちの地域にいらした方にも、町民と、一部ではあるかもしれませんが、同等のサービスを考えたり、いろいろ工夫を凝らしていきたいと、そのように考えています。ですから、ある意味、返礼品をバージョンアップしてそれでふるさと納税の額をふやそうとか、それも一つの方法かもしれませんが、そうではなくて、自分のスタンスとしては、本当の気持ちと気持ちのおつき合いをさせていただきたいというのが基本的であります。

そういう中で、またそういうようなバージョンができれば、それはそれで私としてはいいことかなと思いますけれども、そんな意味で、総合政策課長から雪の舞とか、私たちのこの地域の特産物とか、そういうものの返礼品を考えておりますけれども、そういうことを地道にやっついて、皆さんの理解をしていただいて応援していただくということ、それを町としてもしっかり受けとめて、心を込めて返礼といたしますか、応援するということです。

特に、去年また災害がありましたものですから、余計そういう思いを込めた方の寄附もございました。ですから、そういうふるさと納税してくださる方の気持ちをしっかり受けとめて、町のために使っていくということ、そして、町もそれに対しての返礼をするということを心がけていきたいなど、基本的にはそう思っています。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 わかりました。

そうすると、寄附金を受けた額というのは、返礼品は別に、それは使うでしょうけれども、あとは全額町税として使えるわけですか、このお金は。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 納税は給付金という形で受けまして、それにかかわる返礼品はまた歳出で出していくということですが、平成27年度今年度で申し上げますと、割合的にはおよそ30%程度、逆に申し上げますと、いただいた7割くらいはまちづくりのために使わせていただいているということになってございます。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 そういうことであれば、私はふるさと納税に対してはもっともっと

力を入れて、皆さんからいただけるような方策をとっていただきたいというのが私の願いです。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで歳入全般についての質疑を終わります。

次に、歳出に移ります。

1 款議会費から 2 款総務費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 2 款総務費の選挙費、選挙啓発費について 1 点お伺いいたします。

今年度、参議院から、高校生一部18歳以上選挙権が与えられるわけですけれども、この予算を見ていると、10万6,000円ですから大した予算ではないなど、啓発費については。よその自治体では、選挙管理委員会、それから行政、議会巻き込んで啓発費を使って、例えば高校との懇談会だとか、さまざまな手法でこれからの若い人たちの選挙に関心を向けようというような計画をしているんですけれども、我が町においては行政サイドでやるのか、それとも選挙管理委員会単独でやるのか、予算については後から予備費かなんかで出すつもりでこんなに少ない予算なのか、お伺いをしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

おただしのように、本年7月の参議院の通常選挙から18歳以上に選挙権が与えられるということをございまして、町内においても、特に高校在生も当然おるわけをございまして、その辺の啓発をどうしていくかと。初めての試みだということもございまして、県のほうの選挙管理委員会で、今回の新たな制度の中での啓発用品等、当然県でもつくってございますので、そちらのほうを利用するということがまず一番重要であろうということから、そちらのほうについて高校等に配るということが一つございます。

さらに、町としても今後いろいろな形で、例えば学校に出向いて、町内ですと、田島高校と南会津高校がございますので、実際に選挙前に高校のほうに出向いて選挙管理委員の書記のほうからの啓発等々、そのような形で現在考えてございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 2点について伺います。

40ページ、2の1の5の7賃金、非常勤運転手の賃金について。2点目、43ページ、2の1の6の15庁舎建設工事費について。

1点目、賃金ですけれども、非常勤運転手、どのような業務があるのか伺います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

非常勤運転手ということのおただしでございますが、町として町営バスを持っておりますが、28年度につきましては直接町のほうで大型免許の資格を有している個人を雇用して対応してまいりたいというふうに考えてございまして、そのときに支払いをする賃金でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員

この

際に、例えば資格ですとか、先日あのような事故がございました。それを受けまして、普通の民間会社の先日のバスツアーでは、呼気検査をやっていたけれども見つけれなかったとか、十分にやっていたつもりだったけれどもできなかったということがございました。そんな意味で、今後安全管理を含めたときに、少なくとも町のバスですから町民の方を運ぶ大事な仕事なんですけれども、今後の運営管理において、呼気検査であるとか、安全のために期することがあれば伺いたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

今おただしのような呼気検査等々は町で直接はやっていないというところございまして、ただ、昨今のマスコミ等でも大変大きな話題になっているバスの運転手の問題もございまして、今後庁内において、その辺はきちっと確認できるような体制づくりを検討させていただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 今後検討いただくということですので、ぜひ万全を期していただきたい。私としては、先日町長、何度も声を発しているんだけれども、なかなか末端まで届かない現状があるというようなこととおっしゃってございました。これを改善するためにはどうするか、

知恵を絞るしかないと思っています。厳しい方法にしていくのか、それとも違う対策があるのか、知恵を絞っていただきたいと思います。厳しくすればいいというものではないとは思いますが、まずは皆さんで本気になって知恵を絞っていただきたい、それをお願いしたいと思います。

続きまして、43ページの工事請負費、庁舎建設工事費についてですけれども、現在の進捗状況についてお知らせください。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 それでは、お答えいたします。

現在の進捗状況であります、進捗率といたしましては20%強となっております。今後の計画といたしましては、鉄骨の建て込みを4月下旬ころから行う予定であります。

以上です。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 進捗状況としては20%くらいというようなことで、鉄骨もだんだん形に見えてくるということなんですけれども、現在の進捗状況の中で、来年4月、5月というようなお話もあったかのように伺っておりますが、来年5月に正式に移転できるのかどうか、見込みについて伺います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

建築そのものは大体2月末くらいにはできるんであろうというふうに見込んでございますが、実際に新たな庁舎での業務ということからすれば、年度内にはコンピューター関係とか、備品関係を全て3月くらいまでには完了したいということでございます。ただ、引っ越し作業はどの時点でできるんだということでございますが、当然平日はできませんし、土日ということでやっても、これだけの大きな物品等さまざまございますので、書類等、2日間では無理だろうということから、5月の連休にかけてちょっと長い休みの期間を利用して、職員全員これは出してもらえないと思いますが、申しわけないけれども休みはその辺返上していただいて、5月の連休に全ての引っ越しを完了したいと。連休明けに正式な開庁ということで考えてございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 職員の皆さんには大変ですけれども、ぜひ5月の連休を目指してやっていただく。逆に言うと、進捗管理についてもしっかりやっていただきたいということです。

5月の連休を逃してしまうと、恐らくまた引っ越しに手間取ってしまったりということが出ようかと思えます。町の業者さんにやっていただく工事、業務管理と申しますか、進行管理については適切に行っていただきたいと要望しておきます。

それで、新庁舎建設だよりというものが発行されておまして、ホームページにも掲載されております。第7号まで発行されておまして、その最後が昨年7月27日になっております。その後、たよりというものは出されていないんですけれども、何か特別な理由があるわけではないとは思いますが、今後の発行予定等お知らせください。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 答えいたします。

確かに最近ちょっと出ておりません。担当のほうにも話をしましたが、現時点では、実際先ほど建設課長申し上げたとおり、工事の27年度部分を進めているところでございます。テーマがなかなかないということが1つ、それで、新年度に向けまして、まず1つ、27年度の進捗の状況の報告はさせていただきたいということ、それから、28年度、今後どういう工事が入るのか、当然本体もありますけれども、それにあわせての付随する附帯工事等もございますので、その辺も含めて全体的な工事の部分をお知らせしたいと。

それから、これはやはり重要だと思いますけれども、これまで発行した中で、第4回とたしか第5回の発行の中で、協働のまちづくり、議員おただしの部分がありましたが、4回と5回で協働づくりをメインにかなりワークショップの中で話し合いになったと。その中からいろいろと皆さんから要望等がございまして、皆さんが集まって話し合いができる場所、それから、いろいろな団体がフリーに庁舎に入って相談事をやったりとか、あるいは行政のやりとりを自由にできる場所、いわゆる官と民が一体となってそのスペースづくりをする場所がほしいというのはかなり強いのがあります。

また、一例を申し上げれば、障害者の福祉団体のほうからもぜひ庁舎の中で、社会進出のため、雇用の確保というようなことからスペースを提供してほしいというふうなこともございましたので、それは今具体的に進んでおります。そのような情報等もあわせて新年度は発行したいというふうに考えてございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 一般質問でもお話ししましたので、くどくなってしまうかもしれませんが、新庁舎は協働のあり方を示す大切な施設だと私は思っていますので、進捗があるということは報告できることがあるということです。したがって、それについては報告されたほうが住

民の皆さんにとっては透明性が高く、さらに愛着が湧く。もうこの過程に愛着を増す根拠があるということですので、ぜひ定期的に発行いただきたいと思いますので、それについてお願いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

今ほど申しあげましたような内容等、それは日々当然担当のほうで検討を進めております。町民の方との話し合いも進めておりますので、随時それは発行をしたいというふうに考えてございます。

○五十嵐 司議長 建設課長。

○阿久津弘典建設課長 私のほうから進捗状況についてももう一度説明させていただきたいと思っております。

現在設計者、発注者、受注者におきまして、定期的に打ち合わせをしながら工事を進めているところです。今のところとりたてて問題も発生しておりませんので、来年2月28日までの完了ということで順調に進んでおりますので、ご報告申し上げます。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかにございせんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それでは、3点お伺いをします。

45ページ、企画費の負担金補助金及び交付金、2点目が、50ページから53ページにわたります自治振興費の中から質問をいたします。3点目が、54ページの景観づくり推進費の負担金補助金及び交付金について質問をいたします。

それでは1点目、企画費の中の負担金補助金及び交付金の中に、南会津ワカモノ会議事業補助金ということで42万円が計上されております。本当に単純な質問でございますけれども、名称がカタカナというのは多分意味があるのではないかなというふうに思いましたので、これについて1点。

それから、事業内容はどういうふうにしてやっていくのか。そして、補助金を交付する補助先はどこなのか、お願いします。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 お答えいたします。

1点目の名称の件でございますが、特に大きな意味というようなものはございません。これ

までの地方創生の総合戦略づくりを進めてくる中で、部会等の中でさまざまなご意見をいただきました。その中でこのワカモノという言葉が出てまいりましたので、そのまま事業名とさせていただきます。

次に、事業内容でございますが、町内の若い人たちがまちづくりについて交流をしていくというところが少なかったということで、このワカモノ会議を通しまして、協働意識を醸成をしていく、あるいはまちづくりへの参画を促進をしていく機会にしたいということで、目指すものとしたしましては、まちづくりの当事者意識を身につけていただくというような行政側の目的がございます。

ただ、運営に係りましては、3点目にもございますが、主体は南会津ワカモノ会議ということで、実行委員会的なものをつくりまして、町の側からの一方的な押しつけの会議というよりはその人たちで内容の企画についても検討していただく。そして、町の思いもそこに入れさせていただく中で事業の内容を組み立てていきたいというふうに考えております。

基本的には、先ほどの目的を達成するためにまちづくりの現状であるとか、あるいはこうなっただけでほしい南会津町、若い人たちが将来南会津町にはこうなっただけでほしいと、そのためにはどのようなことをしていったらよいかというものを外部講師をお願いをいたしまして学んでいく。さらには、その手法を学んだ中で、29年度次年度以降に事業として生かせるというようなものが組み立てられるとすれば、町としては尊重をしていきたい、そのような流れを考えているところでございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 ぜひいいワカモノ会議というようなことをしていただきたいと思うんですが、例えば教育委員会で実施をされるヤングスクールとの兼ね合い、あるいは実行委員会をつくる時にどういった形で若い人たちを集めるのか、想定があればお願いします。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 先ほどは失礼いたしました。

したがって、補助先につきましては、南会津ワカモノ会議というような受け皿をつくりたいというふうに考えております。

ヤングスクールとの関係でございますが、現在ヤングスクールといたしましては、まちづくりに限定をするような内容ではなくて、若い人たちの交流も入れながら、例えばスキーツアーであるとか、スキー交流であるとか、あるいはそば打ち体験であるとか、そのような事業を実施されています。このワカモノ会議は、ある意味地域づくりを大きな主眼としての差別化とい

うことを考えてございます。

あと、集め方、形としては、集め方といたしましては、町内の若い人たちの公募というようなことで考えていますが、現実的に手を挙げてくださる若者もというような想定もございませぬので、それぞれ若い人たちのサークルであったり、団体であったり、現在地域づくりに取り組んでいる方々にお声をかけさせていただきたいなというふうを考えてございます。

主な場所につきまして、先ほど抜けてしまいました、この会場となるものについては、山村道場を拠点とするようなイメージで進めたいというふうを考えているところでございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 大変期待をして、できれば知り合い、そういう若い人がいれば声をかけていきたいなと思うんですが、年齢制限というか、年齢はどの辺まで想定されておりますか。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えいたします。

特に枠は設けてございませぬが、現在の想定では、おおむね30代半ばから以下の方を想定をしたいというふうを考えてございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 了解しました。

それでは、続きまして、目の自治振興費、特に地域おこし協力隊関係予算について、共済費から賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、ざっとあるわけですけれども、この費目だけで1,387万円という予算が計上されておりますが、ざっと1人当たり693万円くらいと試算をしたんですが、ここで隊員が目指す地域おこしというのはどういうことを想定されているのか、お伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えをいたします。

まず、基本となる南会津町の地域おこし協力隊でございませぬが、募集をする際に、業務の概要についてお示しをして募集をさせていただいております。昨年、館岩地域に入られた地域おこし協力隊で申し上げますと、地域資源を活用した地域づくりを募集の主な内容といたしました。具体的には前沢を核として、前沢の周辺を踏まえ、集落を巻き込んだ地域づくりを進めていただく。たのせまでを含めての部分。もう1点は、地域資源を活用した産業ということで、具体的にはカヤを活用した六次化産業化というふうなところを地域おこし協力隊に担っていただく。

町と連携をしながら、地域と連携をしながら担っていただくということにさせていただきます。

次に、総合政策課に入っております地域おこし協力隊については、移住・定住の窓口の仕組みづくり、あるいは永田集落の地域づくりを進めていくというようなことを主に募集をさせていただきます。

受け入れる地域おこし協力隊としては、ここに来て、ある意味外部目線で南会津町を見ていただく中で今のような任務を遂行していただく。あるいは新しい切り口、これまでは行政で進めておりますと、どうしても私たちもよいと思って事業展開をしておりますが、それはある意味、これまでの経験則に基づく行政側の切り口ということもございますが、全く地域おこし協力隊の方々は別の環境でこれまで仕事をしてきてございますので、新たな発想、そういったものを取り入れながら事業評価を高めていくというようなことも任務として私どもは期待をしているというところでございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 かつても緑の協力隊という形で地域に入られて、成果を残された方もいらっしゃるわけです。地域おこしというのは非常に大変な仕事ですので、過大な期待ではないんですけども、先ほど総合政策課長が話をされましたように、私たちと目線が違うというようなことで非常に期待をしております。

それで、ちょっと細かい話ですけども、自動車借上料が計上されておるわけですけども、これは個人の車を借り上げるのか、それともリース車を借り上げるのか。昨年12月の報告に見られますように、借り上げた車というのは、24時間で対応するわけですけども、公的なものと私的なものの区別というのはどういうふうに考えてこれからいかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 答えをいたします。

借上料につきましては、町がリースをするものでございます。したがって、町が車を用意いたしまして、地域おこし協力隊に貸与するという仕組みでございます。

なお、貸与された車の扱いにつきましては、郡内の活動、ある意味病院に行くとか、あるいはちょっと買い物に行くとか、郡内の活動については現在利用上認めることにしておりますが、郡外への活用、いわゆる公的な活動以外の活用については原則認めないということにさせていただきます。

原則とつけてございますのは、緊急やむを得ないような、命にかかわるような、例えば病気

が発症したとか、そういうケースも想定されますので、それは事前に主管担当課のほうに承認を得て使うということに取り扱いとしてはさせてもらってございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 地域おこし協力隊については了解をいたしました。

次に、自治振興費の中の節13委託料でございますが、この中に旧伊南小学校跡地利用基本構想策定業務関係委託というのが計上されているわけですが、委員会の調査で、たしか委託先は市町村支援機構というふうに伺ったわけですがけれども、策定過程において地域住民の声が十分反映される場所といたしますか、場というものは想定されておられますか。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○宍戸英樹伊南総合支所長 答えいたします。

委託先を市町村支援機構という予定でおりますが、窓明の湯の改築の構想同様、構想が策定し上がる前の中間的な時期を見計らって、今回は特に古町地区の住民の方が中心になろうかと思っておりますが、説明会を開きながら、住民の方の意見を取り組んでいきたいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 わかりました。

旧小学校の前には校歌碑というものがあまして、非常に旧伊南村時代に、それをつくるに当たってさまざまな思いを共有してきた人たちがいっぱいおられるわけですが、記念碑は大きいものですので、そういった扱いを今後どういうふうにするのか、策定をされるときに検討していただきたいんですが、考え方があればお伺いをしたいと思います。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○宍戸英樹伊南総合支所長 答えいたします。

町としましては、現在その記念碑をどのように扱うかということの明確な計画はございません。ですので、基本構想を策定しながら、先ほど申し上げました住民の方の声を聞きながら、その取り扱いを決めていきたいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 わかりました。

ぜひ古町も含めまして、伊南地域の声を盛り込んでいただきたいというふうに思っております。

それから、現在給食センターがあそこで稼働をしているわけですが、改築計画等もその策定の中に盛り込まれるというふうに理解してよろしゅうございますか。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○穴戸英樹伊南総合支所長 お答えいたします。

給食センターの改築につきましては、現在教育委員会のほうで具体的な検討が始まっているようでございます。ですので、跡地の利用構想の策定に関しましては、そういった教育委員会の動きを見ながら、構想の中に入れるのか、それとも全く別に考えていくのかを判断しながら進めていきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 わかりました。

最後の3点目、54ページ、目の景観づくり推進費の中に、節の負担金補助金及び交付金がありますが、この中で空き家等除去事業補助金がございます。これについて質問をします。

昨年度の補助の実施件数及び本年度の予定件数をお知らせください。

○五十嵐 司議長 総合政策課長。

○角田 厚総合政策課長 昨年度の補助件数につきましては9件でございます。今年度の予算、想定してございますのは10件の予算ということで計上をしてございます。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありますか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 36ページの議会の分の役務費にかかわる分で若干1点ほどお聞きをしたい。これは議会だけではないんだけど、ほかのほうにも若干かかわるかと思っておりますが、それは後ほど。あと、43ページの庁舎の工事請負費の関係、さらには18の備品購入費の関係、以上3点についてお聞きをしたいと思っております。

1つ目は、自動車損害保険料ということで、議会費でいくと6万6,000円ほど予算計上されております。総務のほうでも計上されておりますし、全てのところにこういうような金額が計上されております。これの加入台数というのは何台くらい全体としてあるのかお知らせをいただきたい。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

加入している台数というご質問でございますが、支所も含めて全体で261台となっております。ただ、町が直接公用車として使っているものもございまして、昨日ご質問の中で私がお

答えいたしましたように貸し出しの部分もございます。振興公社であったり、森林組合であったり、それから法人、南会津会とか、いろいろとスキー場も含めてそういうものもございますので、それを全て含めて261台ということでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 その点はわかりました。

次に、工事費17億4,807万8,000円計上されておりますが、今までの分と含めて最終的に請負工事費というのは幾らくらいになる予定なんですか、お聞きしたいと思います。今までの分も含めて幾らくらいになるか、総額、お知らせをいただきたい。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

工事請負費につきましては、いろいろと継続費に盛り込んであります庁舎本体等々、いわゆる継続費分と、それから継続費以外の工事、さらには地中熱のヒートポンプ等、何種類かございますので総額で申し上げますが、総額で工事請負費として約27億2,600万円となっております。そちらのほうを27年度と28年度に振り分けているということでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 わかりました。

次の備品購入費の中で、テレビ会議システム購入費というこういう項目があるわけですが、理解として、新庁舎分のテレビ会議ができるような備品を取り付けをする備品代で、支所等の分は入っているのかどうなのか、その辺はどうなんですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

テレビ会議システムでございますが、現在は当然ございませんが、新たな庁舎の中で、本庁とさらに3支所、いわゆる全庁的に、わざわざ支所から来なくても会議でお互いに議論というようなものができるようにしたいということで予定してございまして、特に昨年非常に大きな災害があって、道路が寸断されて職員が本庁に来られないということもございましたので、当然防災対策等の一環として整備する予定でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 ということは、29年度から本格的にテレビ会議というものが導入されると、こういう理解でいいわけですね。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

そういう計画でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 了解です。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 同じページでマークしていたんですけれども、二、三年前、テレビ会議室の導入ということで、広大な本町の特徴でテレビ会議を早くということで、今回新庁舎とともにテレビ会議が導入されることは本当に喜ばしいことだし、先ほど説明がありましたように、行ってガソリン代をかけて2時間と、その時間のロスがもったいない部分で、すごく効果的だと思うんですが、28年度といたしますか、予算を当てれば新庁舎の前に、ここに上がっているわけですから、正式に導入するとシステムというのは一回設置するともうそのまま内部で中継できるようになるんですけれども、具体的な日がある程度あるような気がするんですけれども、年度ではなくて、いつごろまでに導入して4つの区間で自由に会議ができるのか、その辺もうちょっと期間、縮める部分、どの辺まで。年度内ではなくて、わかるような気がするんですけれども、その期間です。導入とともにもうイコール完成だと思うんですよね。こういうのというのはつければもう使えるということなので、その時期がわかればお願いします。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、工事全体については、本庁舎でございますが、来年2月末で完成をする予定でございます。具体的に今資料が手元にはないんですが、当然テレビ会議のシステムでございますので、ハード、ソフト両方ありますので、それは建築工事との兼ね合いで決まってくるんだろうなというふうに思っております。

当然支所との接続もございまして、明確な時期について、これこれこういうものを何月ごろというのは、今手元に資料がございませんので、後ほどそれは回答させていただきます。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで1款議会費から2款総務費についての質疑を終わります。

次に、3款民生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、星光久君。

○13番 星光久議員 民生費の中で、67ページの委託料、19の負担金補助金、75ページの13の委託料の内訳、それから、19の負担金補助金及び交付金の欄の中で、1点目の67ページの委託料と19の補助金負担金の中で、委託料の中で高齢者生きがい活動支援通所事業委託料1,200万円、それから、事業の中で高齢者見守り支援事業委託料、それと、19のふれあい敬老事業交付金402万8,000円という中で、どういう支援事業なのか教えてもらいたいと思います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 答えいたします。

まず、1つ目の高齢者生きがい活動支援通所事業委託料でございますが、これにつきましては、介護認定を受けていない高齢者の方が、例えば田島地域でいいますと、福祉ホールのほうに通っていただいて、生きがいづくりといえますか、趣味の活動であったり、あるいは入浴したり、一日過ごしていただいて帰っていただく事業になっております。これについては田島、西部地域は3カ所それぞれやっております、委託先が田島ですと社会福祉協議会、西部地域については南会津会のほうに委託をして実施しているところでございます。

2つ目の高齢者見守り支援事業委託料につきましては、委託先を南会津町社会福祉協議会に委託をしております、そこで見守り支援員を4名雇用しております。田島地域で2名、西部地域で2名、それで、それぞれの高齢者宅を見守って声かけ訪問活動を行う。あわせて、各地区で実施しておりますサロン事業の支援に当たっている事業になります。

その次のふれあい敬老事業交付金でございますが、それぞれの地域の中で敬老会、あるいは敬老の日になんで独自の事業をしていただきたいということで、1人当たり1,000円ということで各地区のほうに交付しております。各地区の中で敬老会を開いたり、それぞれの独自の事業を行っていただいているという事業になります。

以上です。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 それで、67ページの関係の委託料、負担金の補助はわかりました。サロンとかそういうもの、気がつかなかったもので申しわけないです。

それから、74ページの13番の委託料、19番の負担金補助金及び交付金の中で、田島保育園運営委託料1億2,000万円の中身、それから、負担金の226万5,000円、この中の日本スポーツセンター、それから、田島保育所研修等の負担金、田島保育所建設償還金の中身。

目があちこちなもので、聞きづらいかもわからないけれども、お願いします。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 お答えいたします。

まず、1点目の田島保育園の運営委託料ということでございますが、これにつきましては、田島保育園で保育を実施するに当たりまして、年齢によって異なるんですが、国のほうから補助ということで来ます。それらを含めて運営費の補助ということで、田島保育園のほうに通常保育ということで1人当たり幾らという単価があるものですから、それで運営する。あるいは障害児を受け入れていただいていますので、障害児保育、あるいは冬期間の除雪の支援ということで、今年度から実施しておりますが、それらを含めまして1年間の運営に当たる経費ということで1億2,707万2,000円、町のほうでは支出するということになります。

次の補助金のところでございますが、日本スポーツ振興センター負担金につきましては、保険料になります。

続いての保育所研修等負担金というのは、先生方の研修に当たっての負担金ということで予算計上をさせていただいております。

次の田島保育園の建設等償還補助金ということでございますが、田島保育園があそこを建設する際に、町としましては、次世代育成支援対策施設整備資金の借入金に係る償還補助交付要綱というのを設けまして、その一部を補助しているということでございますが、平成18年にあそこが建設をされまして、平成18年から平成32年まで補助することになっております。償還額の50%を町で補助をするということの要綱になっております。総額でいいますと、3,027万5,000円を平成32年までの間に総額支援するということになります。

以上です。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星 光久議員 そうすると、田島保育園の運営委託料というのは、国も含めて来るのか。町独自ではあれだろうけれども、そういう形で合わせて1億2,700万円になるわけなんですか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 お答えいたします。

国費と合わせまして町の助成分、先ほど言いましたように、除雪等ですと町単独でやっておりますので、そういった総額、運営するに当たっての経費を委託料ということで支出するものになります。

以上です。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星 光久議員 わかりました。

そういう形で、あと償還金については32年までこれから毎年、余った残額の半分含めて返すというような形で理解すればいいですか。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 答えいたします。

償還残額の2分の1を町のほうで支援するという形になります。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 67ページの社会福祉費の20の扶助費、ここを1点と、80ページの13節の委託料、成人保健事業関係について伺いたいと思います。

まず、1点目であります。予算としては420万円であります。老人保護施設入所措置費とありますけれども、余り私も今まで細かく聞いていなかったものですから、これの予算というのは何人を想定して、ここに入所の条件等々、どのような方が入所するのか、場所はどこなのか、町にはないんだらうと思うんですけども、それをまず1点聞きたいと思います。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 答えいたします。

老人保護施設入所者措置費ということでございますが、これにつきましては、2名分をとっております。内容につきましては、要介護を受けていないのですが、在宅での生活がちょっと難しい。いろいろありまして、例えば虐待があつてちょっと難しいような場合については、町で措置ということでその方を施設のほうに入所させる場合もございます。現在については、郡山の施設にお一人、川俣の施設にお一人ということで、お二人町では措置ということで入所しております。

なお、入所された方についても、その方の所得によりまして、年金額によりまして若干の負担はありますが、残りは、町のほうで措置したものですから町のほうで支出するという形になります。

以上です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 了解しました。

80ページについてであります、健康診断、総合健診とか、高齢者の方が予約して受け付けになると。これが電話をして受け付けになるということで……

○五十嵐 司議長 10番議員に申し上げます。

それは衛生費ですから、衛生費のところでも質問してください。

○10番 楠 正次議員 済みません。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで3款民生費についての質疑を終わります。

次に、4款衛生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 大変失礼いたしました。今までの例が出てしまいまして、申しわけありませんでした。

先ほどお話ししたとおり、13節の委託料についてであります、健康診査を予約制にする、去年はそうにされたということではありますが、実際に出向いて受け付けということではなくて電話での予約、これについてのメリットというか、ここについてまず伺っておきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 お答えいたします。

健診に伴います予約ということですが、電話予約ということで、ある程度昨年も時間を区切って、年代を分けてということでやらさせていただいて、混乱を避けるということでさせていただいたんですが、議員おただしのように、直接来られた方にご不便をかけた、手違いがあったということがありますので、今年度については、さらに小分けにしたほうがいいのか、あるいは地区も含めて分けてやったほうがいいのか、日にちの設定をふやせばいいのか、その辺検討しておりまして、来られた方にご不便ないようにやっていきたいと思っております。

以上です。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 検討していかれるという旨はわかりましたけれども、電話で予約というのは、原則電話で予約をして混乱がなくスムーズに進むためということなんだと思うんで

すけれども、昨年の場合、実際に電話ではちょっと聞き取りにくい、話したことがうまく伝わるかどうかというようなことで、お嫁さんに送ってもらって受け付けをしたいと思って予約に行ったけれども、原則電話ですよということでしたけれども、28年度は実際に出向いた方についても当然受け付けはできるということによろしいですか。確認です。

○五十嵐 司議長 健康福祉課長。

○渡部浩治健康福祉課長 答えいたします。

原則電話ということでやらさせていただきたいと思いますが、ケース・バイ・ケースでいろいろな想定がされるかと思えます。それに沿った、来られる方に支障のないように、ご不便をかけないような対応をしていきたいと思っておりますので、ご了解いただきたいと思えます。

〔「はい、わかりました」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 84ページ、生活排水対策費の節の負担金補助金及び交付金の中で、合併浄化槽設置整備事業補助金1,659万円が計上されておりますが、この中で、地域別で何件くらいを予定しているのか。それから、槽の大きさに違ふのかもしれないですけども、例えば事業費の1件当たりの補助、どのくらいを想定しているのか、お伺いします。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 答えいたします。

地域別の設置数というのは特段設けてございません。全体で30基という形で考えております。事業費につきましては、1基当たりの事業費、大体設置費ですと百数十万円という形になるかと思えますが、人槽によってもかなり変わってまいりますので、全体的な事業費というのは捉えておりません。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 地域的にはそういう配分はしていないということですが、それですと、27年度の実績についてお伺いします。

○五十嵐 司議長 環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 今年度につきましては、現在のところ24基の設置という形でございます。

〔「地域別」と言う者あり〕

○渡部浩治健康福祉課長 大変申しわけございません。現在地域別の設置については手元にご  
ざいませので、後ほど調べてご報告させていただきたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 了解です。資料だけで結構ですので、答弁はよろしいです。

以上です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○五十嵐 司議長 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

これで4款衛生費についての質疑を終わります。

次に、5款労働費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 委託料の中で、原子力災害対応雇用支援事業委託料3,860万円計上  
されておりますが、この中身についてお知らせをいただきたいと思ひます。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

この事業は、風評被害がまだ続いているということで、福島県を挙げて風評被害の払拭に取  
り組む事業について県のほうから補助金が交付されるものでございます。昨年度も実施しまし  
た事業で、引き続き風評被害対策で事業を実施した5団体について、町では雇用者数13名を確  
保してそういった原発事故に対する被害の払拭に努めてもらうということで計画しております。

内訳でございますが、観光協会が3名、マックアースリゾート福島が3名、共立メンテナン  
スさんが2名、みなみやま観光3名、伊南の郷2名ということで、13名の雇用を計画しており  
ます。

以上でございます。

〔「了解」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

13番、星光久君。

○13番 星 光久議員 今の委託料の関係で、原子力災害対応雇用というのは補償金そのも  
のは別なんだな。雇用対策だから、今言われた5団体の中でどういう形で雇用していくのか、  
中身について。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 雇用につきましては、事業主体がおのおのハローワーク等々を通して、公募があった方の面接をして、1年雇用ということでやっております。ですので、先ほど申しました原子力の補償とは切り離れた中で、風評被害の払拭に当たっていただく事業に取り組む事業だということでご理解願います。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 払拭についてというと、いわきのほうに出向いて行くのもあるだろうし、こっちのほうでいろいろな払拭、そういう仕事もあるだろうし、いろいろそれは別なんですか。中身について。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 先ほどお話ししました5団体の事業については、やる事業は全て異なります。一例を申し上げますと、観光協会についてご説明申し上げますと、観光協会については、交流人口についても震災前と比べますとまだ82%くらいしかお客さんが戻っておりませんので、それを戻すための首都圏のイベントとか、いろいろなそれに伴う風評の安全・安心をPRするパンフレットをつくったり、そういったもので風評の払拭に努めながら交流人口の拡大に努めるという内容で、3名の方を配置して事業を展開してもらおうという内容でございます。

〔「了解」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○五十嵐 司議長 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

これで5款労働費についての質疑を終わります。

次に、6款農林水産業費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 この中の7節の賃金かな。

○五十嵐 司議長 ページ数を先に言ってください。

○12番 高野精一議員 86ページ、節区分でいくと7番の賃金、農地利用状況調査員の賃金というのが26万円上がっているんですが、これはどういうことの調査をしているのか、お伺いしたいなと思います。それと、後で14節のほうもちょっと聞きたいなと思います。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○星 正信農業委員会事務局長 お答えいたします。

農地利用状況調査員の賃金でございますが、毎年農業委員会の委員さんのご協力を得まして、農地の利用状況について、耕作の状況を調査をしていただいております。それで、現行の中では年額の報酬以外、別途そういった活動をしたときの手当というのは南会津町の場合ございませんが、来年度補助金の中に、こういった活動をしたときに交付になるものがございましたので、その分を農業委員さんの利用状況調査をしたときの賃金として充てたいということで、この賃金26万円を計上させていただきました。

なお、農業委員さん30人に対しまして、単価でございますが、35歳以上の臨時事務補助員の賃金を適用しまして8,650円ということで計上させていただいております。ご理解のほどよろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 そうすると、利用状況調査という項目の中で、今までの27年までは地目にあった農地の活用をされているのかどうか、お伺いします。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○星 正信農業委員会事務局長 お答えいたします。

8月末から10月末にかけての2カ月間、それぞれの農業委員さんの担当地域におきまして調査をしていただいておりますが、その中で主には農地の有効利用がされていない、耕作放棄地になっているとか、そういったところの調査をしていただきまして、それを事務局のほうで集計をした上で、耕作者の方、または地権者の方に今後の耕作の意向等の調査を経て、耕作までつなげていきたいというふうなことで行っている調査でございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 そうすると、耕作放棄という言葉が今出ましたが、これは結構ふえている状況であるのかどうか、お伺いします。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○星 正信農業委員会事務局長 お答えいたします。

耕作放棄地につきましては、平成20年度にまず管内の調査を行っております。その後、毎年、耕作放棄地が再生をされて耕作に至ったもの、または逆に耕作がされないで耕作放棄地になったもの等の調査をいたしまして、その分を足し引きしてございますが、数字的な部分で申し上げますと、まず、平成26年末で約113ヘクタールございましたが、平成27年末におきましては

112ヘクタールほどの数字ということになっておりまして、そう大きくは変わっていないというふうな状況でございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 そうすると、災害が27年度にあった関係で、また耕作放棄地というのはある程度ふえる予想は当局としてはしているのかどうかお伺いします。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○星 正信農業委員会事務局長 お答えいたします。

昨年の豪雨災害に伴いまして、被災を受けました農地等につきましては、現時点ではその復興状況等の推移を見守るということなものですから、そこにつきましてはの反映をしておりませんが、推測といたしましては、担い手の方の高齢化であったり、なかなか自分の土地の耕作ができないというふうなことも多くなっているということもありますので、ふえる傾向にはあるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 あとは、使用料及び賃借の関係で、水土里システムという言葉が出ていますが、これの説明を、どういうものなのかお願いしたいなど、こう思います。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○星 正信農業委員会事務局長 お答えいたします。

このシステムは、ネットを利用いたしまして、これは水土里（みどり）システムというふうに読みますけれども、機構のほうからそのシステムを貸与していただきまして、ネット上で地図が見られるというふうな内容でございます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 ただいま審議しております6款の農林水産業費について、質疑をこの後予定しておられる方はございますか。

〔発言する者あり〕

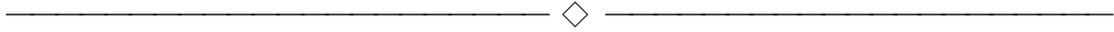
○五十嵐 司議長 わかりました。

では、ここで昼食休憩といたします。午後1時から会議を開きます。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の申し出

○五十嵐 司議長 ここで、総務課長より発言したい旨、申し入れがありましたので、これを許可します。

総務課長。

○湯田文則総務課長 午前中の質疑の中で、

9 番議員から43ページの庁舎建設に係る備品購入費の中で、テレビ会議システムのご質問がございました。時期等を後ほど回答すると申し上げましたので、今、回答させていただきます。4月以降、まずメーカーを決定したいというふうに考えてございます。メーカーが決まりましたら、建築工事と同時に導入するシステムの通信配線、それから設定等の作業を並行して行ってまいりたいというふうに考えてございまして、完成時期については工事と同様に28年度、ですから29年の2月いっぱいまでには完成させる計画でございます。

なお、実際の稼働につきましては平成29年度の新庁舎オープン時でございまして、新庁舎において各支所との通信ができるような状態にしたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 次に、環境水道課長より発言したい旨、申し入れがありましたので、これを許可します。

環境水道課長。

○野中英昭環境水道課長 午前中の質疑の中で、11番、山内議員のほうから質問がありました  
合併処理浄化槽の27年度

地域別の設置数でございますが、24基のうち館岩地域が1基、残り23基につきましては田島地域でございました。

以上でございます。



○五十嵐 司議長 それでは、午前中の6款農林水産業費の質疑を続けてまいります。

質疑はありませんか。

17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 97ページの19番、負担金、補助及び交付金の欄に入るのかなと思って質問します。というのは、きょう午前中の質疑の中にもあったわけではありますが、地方創生加速化交付金事業ということで、林業の分野で林産業人材育成事業補助金360万ですね、あとグリーンワーカー育成事業補助金1,307万円というものが予算化されております、27年度の補正ですね。そして新年度の28年度の当初予算の中では、こういった項目、これ入っていないんですけども、これらの事業のかかわりというのは、この28年度の事業のかかわりというのはどういうことになるんだか、ちょっとお知らせをいただきたいということです。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

議員おただしのように、3月補正でこのグリーンワーカーとあと林産業の人材育成ですか、これは地方創生絡みで前倒しで、本当は当初で上げる予定でしたが、3月補正の前倒しで計上

したところでございます。ですから、この部分につきましては特に平成28年度の予算と絡むところはございません。あくまでもグリーンワーカーと林産業人材育成、この部分はこの部分で事業を進めてまいりますので、あと、もちろん3月補正ですので、当然この事業、グリーンワーカーと林産業人材育成は繰り越し事業になります。ですから、当然事業のそのものの執行は28年度に執行するというようなことになるかと思えます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 その仕組みはわかりました。それで、具体的に、私はこういう理解をしていたんだけど、今まで農業分野でいろいろ農業後継者づくりというのかな、そういったことをこの当南会津町で積み上げてきたような事業内容を林業のほうに、そういうような雇用の問題なり何なりというところを、農業でやってきたことを林業のほうにもはめ込んでいくと、こんなような受けとめを自分なりにはしたんですけども、その辺どういような仕組みでやっていくのか、簡単に結構ですから。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

林業後継者もなかなかいないというようなことで、やはり林業分野につきましても農業分野同様に人材育成を図っていきたいというようなことで、それで新たな事業でございますが、やはり何といたっても基本は人づくりだと思うんです。林業も同じということで、それでまず林産業人材、これにつきましては町内の林業事業体、ここに何とか1人でも2人でも新しい人材を確保したいということで計上いたしました。

それから、グリーンワーカー事業につきましては、何といたっても町の地域林業を引っ張っていくのは森林組合だろうということで、森林組合も単なる雇用ではなくて、人材育成をして、雇用して、やはり森林組合を今後引っ張っていくような、そういう人材を育てていききたいというようなことで、この2つの事業を計上したところでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 いろいろ俺もいただいた資料を見て、どこかに書いてあったような気がしたんですが、グリーンワーカーで言ったら今後10人くらいだったか、通年雇用みたいな目標を持ってやっていくやの何か計画書みたいの何か、どこにあったかなと思って調べてみたんですが、なかなか見つけられないんですが、私の記憶では何か10人くらいそういうような人材育成をやっていくことが目標として上がっていたような気がします。

ということになれば、当然森林組合にそれだけのもう人づくりをさせるという、通年雇用で10人の雇用ということはこの事業が、事業の最終の場面では10人の通年雇用の林業労働者ができているという、こういう姿というものを森林組合のほうに義務化させるというのか、やってもらおうというのか、そういうような意味合いを込めてこの事業には入っていくんだという理解でいいんですか、その辺。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

議員おただしのとおり、まさにそのとおりでございます、3年間のうちに10人を何とか一人前の職員にしたいと、育てたいと、このようなことでございます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 はい、了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 それでは、ページ98ページの4番の治山林道費、それからページ99の水産業振興費の負担金、補助及び交付金、2点について質問をいたします。

まず、1点目、これについては山のみちの地域づくり事業ということで、負担金ということになっておりますが、現在これは針生地区と多々石地区の林道事業かと思うんですが、事業の進捗はどのくらいになっているのか、今年度は多々石地域、針生地域、どちらからも進めていられるのか、おわかりになれば完成年度の目標についてお尋ねをいたします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 それではお答えいたします。

山のみちでございますが、これは県営の事業でございます、計画年度は平成22年度から平成32年度となっております。それで、現在の進捗状況でございますが、これは全部で延長が4,900メートルございます。このうち、完全に終わっているところは530メートルでございます。ですから、今現在の進捗率は11%というようなことになっております。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 はい、了解しました。

それでは、2点目の水産業振興費の負担金、補助及び交付金の漁協への補助金ということでございますが、昨年12月定例会で提案を申し上げました魚族の調査等については、答弁では漁

協にというような話をされたかなと思うんですが、これ調査を要請されるようなお考えはありますか。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○穴戸英樹伊南総合支所長 お答えいたします。

南会西部漁協に対しまして、新年度、調査のほうを実施していただくような方向で今後協議を進めてまいりたいと思います。

○11番 山内 政議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 先ほど、高野議員の質問で出た86ページ、農業費の部分で、農地利用状況調査の報告の部分で、26年度から27年度末で 1ヘクタール減ったという答弁がありましたけれども、去年の新聞報道等で耕作放棄地に対する課税の強化という話がありました。貸し手、借り手、この中間管理機構等々でも全く間に入ることのできないような、優良ではない農地を持っていらっしゃる方、それで地価はそう高くはないと南会津町のそういう悪条件の農地は。でも心配している声が聞こえたものですから、それらが今後28年度とかに動きがあるのかどうか、そして現状ではどのような農業委員会のほうで中身をご承知か、その辺ちょっと説明いただきたいと思いますが。

○五十嵐 司議長 農業委員会事務局長。

○星 正信農業委員会事務局長 お答えいたします。

今、議員おただしの農地税制の改正の関係かというふうに思いますけれども、まず、内容といたしましては固定資産税の軽減措置ということで、10アール未満の自作地を除く全農地を農地バンクに貸し出した場合には軽減措置があるという一方、耕作放棄地に係る固定資産税については引き上げるというふうな税制改正の内容でございますけれども、これは最終的には詳細はまだこちらのほうまで来ておりませんが、農業委員会が耕作も貸し付けも行われぬというふうに最終的に判断をしまして、その所有者に農地バンクとの協議を勧告した農地についてはその課税の強化を適用するというふうなことになっておりまして、その詳細につきましてはまだ承知をしておりません。そういったことをご理解をお願いいたします。

○10番 楠 正次議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 議長より申し上げます。

質問、答弁については、マイクを近づけてお願いいたします。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 款の農林水産業費の項、林業費、97ページの19番の負担金、補助及び交付金の中で、一番下のほうに書いてあります木質バイオマス加工流通施設等整備事業補助金1,015万、あわせて、その下に木質バイオマス支援事業補助金676万というふうに入っていますが、これのどのような補助の内容なのか、説明をお願いいたします。

○五十嵐 司議長 農林課長。

○渡部 徹農林課長 お答えいたします。

まず、この補助金の対象は森林組合に交付する補助金でございまして、これは県の森林整備加速化事業の中で取り組むものでございまして、それで森林組合の関係なんです、この合併を契機に森林組合も組織の強化なり生産基盤の強化を図っていきたいということで、ただ、実は今の段階で大型の運搬車がないというようなことで町のほうにご相談がありまして、やはりこれからはこういう大型運搬がないとなかなか林業も容易でないというようなことなものですから、ぜひ大型の8トン程度のトラックですね、これが欲しいということで相談がありまして、県のほうにその旨いろいろご相談したところ、何とか補助対象になるだろうというようなことで今回計上させていただいたんですが。これは、それで事業費が約2,030万なんです、これの2分の1、県の補助が対応というようなことで、それから残りの町の上乗せ3分の1をしたいということで、これが676万円、ですから、県2分の1、それから町の上乗せ3分の1ということで、8トントラック1台分の森林組合に対する補助金でございます。

以上です。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 何でこのような聞き方をしたかといいますと、今、チップ生産を森林組合始まっているわけですが、私ら実は議連18名の議員全体で林業活性化協議会をつくってまして、そして、その中で去年研修を会津方部のノーリンというところを見てきました。そして、あそこはチップ生産のレーンというのがもう2つつくっているんです。そして、ご存じのように河東の発電所のほうにチップを平均して持っていつている。

ところが、この南会津の場合、残念ながら今、伊南の青柳でやられていますが、その仕組みというのはまだまだお粗末だし、やはり何とかああいうものを本当に何とかしていかないと、その後にくらバイオマス、チップの館岩とか、あとはきらら289をやったとしても、なかなかそれに対応できない。大分、荒海チップさんのほうからもチップを持って行って対応している。

確かに今、値段は大分灯油関係、重油といいますか、それが安くなって大変なんですけど、やはりこれがいつまでもそういう形で続くんじゃないかと、やっぱり再生産が可能な燃料施設というような形で、まさに環境にも優しい中身なんですから、そういうところを何とかちゃんとした一つの、少なくともノーリンさんみたいなあんなすばらしいもの、2つのレーンをそろえるというのは無理だとしても、せめて1ラインくらいで生産能力の向上を図っていくと、やっぱりそういうのをまず町としても組み立てを考えていかないと、なかなかその後バイオマスの形には進んでいかないんじゃないかということで、ぜひそれらについて町としても検討をやっぱりすべきではないかと、将来に向けた対応として考えるべきじゃないのかなというふうにご考えておりますので、ぜひそれらについての見解もお願いしたいと思います。

以上です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

チップ生産工場といいますか、青柳にその施設があるわけでありまして、そういうことで、きらら289にまずチップボイラーを導入したと。その時点では、何とか課題もありながら対応してこられたというか、そういうところなんです。しかし、今度、高杖地区にもっと大量なチップを要する施設、ボイラーができたということでありまして、それによってやはりチップの原材料の、もちろん出荷からいろいろ課題はあるわけですが、実際に生産工程、そして納めるまでの工程の中で大きな課題が出てきたということでもあります。それで、今のところ荒海チップさんに供給をいただいているということでもありますから、やはりこれから再生可能エネルギーといいますか、バイオマスのいろいろなエネルギーを、また森林の活用を考える中では非常に大事な事業だと思っています。

その第一歩として、ちょっと総体的にはこれから私たちの地域、今、原油が下がってきて、それはそれなりに経費的には課題があるんですが、でも、やっぱりこの地域としては非常に大事な事業だと、そのように思っています。ですから、そういうことも含めた中で、将来像をしっかりと検討した中で、抜本的な見直しも含めて今後の対策を考えていく必要があるだろうと、そのように思っています。

ですから、そういう意味で、とりあえずの青柳からのチップを運んだり、あるいは原材料を運搬したり、そういうようなことにこのトラックが必要だというようなことでありますので当面の対応をしたところでありまして、先ほど申し上げましたように抜本的な考え方といいますか、方向性を今後検討して、そして安定した供給ができるように、そして、私たちのこ

の森林の活用ができるように、雇用も生まれますし、そういうことを検討していく必要があると、そのような認識の中で今後対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○4番 渡部訓正議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 ないようですので、質疑なしと認めます。

これで、6款農林水産業費の質疑を終わります。

次に、7款商工費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 100ページ以降の商工費に関連して、私は質問したいと思います。

さきの町長さんの町政施政方針の中にも、こう書いてありますね。伊南地域におけるクロスカントリー、あるいは小豆温泉の窓明の湯整備とか、あるいはさいたま市の少年自然の家だとか、さらには南郷のヒメサユリだとか、何かこの文章を読んで、皆さんはどう感じていられるかわかりませんが、私は何か事業が偏っているなど。つまり、町長さんも議長さんも県議員もみんな西部のほうの出身なものでこういうことが起きてくるのかなと、私はそういうふうに感じました。

この辺、町長さんはどのように考えているか、ちょっとお尋ねします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 まさか議員さんからそのような考えが出るとは思いませんでしたが、予算書を見ればわかると思いますよ。それは、年次によって偏ることもあるかもしれませんが、それはたまたまですよ。ですから、地域振興は、それは田島地区だって祇園祭に関係したこと、地域づくり、都市計画からみんなありますよ。それは、確かに私は施政方針の中で挙げたことは、確かにクロスカントリー、今までなかったですから、なかったところをつくるわけですから。さいたま自然の家は、あのところは私たちが東日本大震災であれだけの災害を受けた、風評被害でもう誰も来てくれる人がいなくなった。それで、あそここのところの、議員さん行かれればわかると思うんですが、あの橋の下がえぐられて危険なんです。ですから、その危険な道路を改修するために橋を新しく道路を設けると、そのような対応です。

南郷にしてもそうです。ですから、地域おこしそれぞれの特徴ある地域、これを振興するに

はどうしたらいいのかということをや年次計画の中でいろいろやるわけでありまして、何も東部地区が一切載っていないから東部地区やっていないんじゃないかと、実際町なかの計画がありますよ。本当に、平成6年くらいからかな、都市計画をやっているのは。あれだって物すごく大きな事業ですよ。毎年毎年の事業だから私の施政方針の中には入ってきませんが、これも本当にあれですよ。

ですから、そういう意味では縦貫南だってそうでしょう、地域的に言えば。ですから、そこら辺は議員さんに絶対わかってほしいんです。町長が西部だから、議長が西部だから、県議員が西部だからと全くありませんよ、そんなこと。議員さんから、そう言ってほしくないです。

そういうことで、全般を見渡して、これからまだありますよ。実際に私は、それはそれとして今度東武の特急の計画もあるでしょう。それから、もう一つはインバウンドの問題、2020年のオリンピックの問題、そういうことをやっぱり私たちのほうに呼ぶためには、今度合宿であったり、それはそればかりじゃないですけども、あと教育旅行とか、そういうスポーツの振興あるいは合宿の誘致とか、そういうことがあれば、私は実際にうさぎの森の周辺であったり、びわのかげの周辺であったり、舘岩のアストリアのあの近在とか、しらかば公園の辺とか、いろいろあるんですよ。そういう一環の中でクロスカントリーもやっているということでもありますので、ぜひ、これは本当理解してほしいです。全くそういう意味での地域偏向の話は、考え方は私は一切持っていませんから、ぜひこの点は基本のご理解願いたいと思います。よろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 8番、湯田賢太郎君。

○8番 湯田賢太郎議員 それは、わかりました。これは私のひがみかもしれませんが、このような文面を見るとやっぱりそういうふうを感じるんですよ。ですから、来年の予算のときはひとつそういう点も配慮していただいて十分検討していただきたいと、そのような偏差値のないようにお願いします。

以上です。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 101ページの商工振興費ですね、その中の101ページの上の上段の中の下3つですね。街中活性化創業と地域活力創生とふるさと同窓会とユニークな、その3点について1つずつちょっとお聞きしたいんですが、決して大きくない120万で町の空き店舗を利用した活性化、アイデアコンペをするというふうに概要のほうの説明があるんですけども、これはどのくらい予定しているのか。これまでも結構この予算で空き店舗の活用でやってきた

んですけれども、その結果もちよっとこの場で聞きたいんですけれども、何店舗くらい公募するのかと、あと時期とかも聞きたいんですが、その辺どうでしょう、詳しく説明していただきたい。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

まず、街中活性化創業支援事業についてご説明申し上げます。うちのほうも、昨年度町なかの空き店舗を何とかしようということで創業チャレンジ事業、予算にもありますが、それとありましたが、今度国の経済産業省から事業費の3分の2の支援ができるということもありましたものですから、そういった国の予算を使いながら、新しい創業者を町に定着させようという事業で取り組む事業でございます。

その中で、今のところは2件を予定しておりまして、今現在、1名の方からはぜひやってみたいなということで今、具体的には詰めておりませんが、そういった問い合わせもあるということで、中身的には起業者を町内外から募集するということで考えておりまして、それで1つの条件としましては、今までの事業というのは提案者は提案者で終わっていたということだったんですが、この事業では提案者がみずからその店をお借りして営業するというのが1つのセットで考えておりますので、提案者が町の中に住みついて町なかの活性化を担っていただくという事業でございます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 了解しました。

何か先週、2日前、がっちりマンデーで空き店舗を利用した商店街の活性化で、まるっきりシャッター街のが今活性化しているというのをやっていたので、まさにこの分で町店舗の空き店舗の、かなり大きなハードルというか課題なんですけれども、ぜひ大いに、今2名がエントリーしているということなので、協力、全面的にバックアップして彼らが空き店舗を使った商売というかビジネスを成功させるように町のほうもぜひ協力してほしいなと思います。

じゃ、2つ目なんですけれども、これは2,200万で国・県から半分で、その半分が町なんですけれども、これについて、これも毎年出てくるような形なんですけど、設備投資ということなので、工場で何か新しい工作機械でも何かの分なんですか。これも具体的にもう企業がエントリーしているのか、それが1個なのか、金額が大きければ大きい、工作機械も結構高かったりするんですが、この辺の具体的な中身をもうちよっと説明を欲しい。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

これも新規事業で取り組む事業でございます。この相手方につきましては、製造業の方に支援する事業と考えております。町全体の労働者が約8,000人ございます。製造業種に携わっている方が約1,800人ということで推定ございます。町の元気を出してもらうには、製造業に携わっている方が本当に一生懸命元気を出さないと、まちづくり、また地域定着になりませんので、そちらに重きを置いた補助制度にさせていただきました。

その中で、うちのほうでも今、商工会を通しましていろいろな運転資金とか設備投資に利子補給を行っているんですが、それですと借りたお金は返さなくちゃいけないということで、なかなか資金繰りも苦しいということもございましたものですから、そういった地域の活性化を目指すということで、古い機械を更新していただいて新しい製品をつくれるようなものにかえていこうということで、全体事業費を400万に設定しまして、2分の1を支援していこうということでございます。

また、新しく工場をつくりたいという方については、800万を事業費としまして400万を支援していこうということで、二本立てで計画しておりまして、そういった小規模の機械の更新等々を予定している会社を6件、あと新規、新しく創業したいという会社を2件ほど予定しておりまして、合計して2,200万の支援をしていこうという内容でございます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 具体的に6件と2件、それぞれ内容が違う部分、新しく創業するための新しい機械の導入とかにも使われるみたいなんですけれども、これはこれから公募という形をとる形か、あるいはもう半分くらいはエントリーしているのか、その辺はどうなんですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答えします。

これから町にある製造業に対しまして、こういった制度ができましたということでまずご通知申し上げまして、そこから4月以降になるかもしれませんが、受け付けを順次やっていくという内容でございます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 最後、ふるさと同窓会というユニークな部分、これは国・県から半分来ているので、全自治体で同じような形でUターンで若者が、25歳から35歳を対象みたいなんですけれども、これに関してはかなり難しいような中身で、都会のほうで同窓会をするのか、ど

んな中身なのがちよっと、言葉から感じるものはすごくわかるんだけど、それを同窓会を、同級会とは違いますからね、ここの同窓生が10年にわたる層でやるわけですから、この中身をもうちよっと詳しく教えてほしいんですが。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 これもUターンの促進事業でもあります。対象者は25歳から35歳の方でございまして、補助の対象者は郡内5名、郡外の方が5名、ですので10名以上が集まれば町で支援していくという内容でございまして。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 支援というのは、どういう活動に使われるんでしょうね。予算というのは同窓会に行くんでしょうけれども、中で、Uターンだから戻ってこなきゃならない部分のお金だと思うんですけども、どういうふうな使われ方をするんでしょうか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 この同窓会は、直接人を呼ぶとか、新しくUターン・Iターンを促進するというのではなくて、まず、南会津から出た人にもっと南会津に関心を持ってもらおうと、ふるさとに戻るきっかけにしようということが一つの狙いでございまして。いろいろデータをとりますと、25歳から35歳の方が戻る率が高いようございまして。その方がふるさとに戻って南会津の企業に勤めていただくと、そうなりますと定住人口の拡大もなるということで、町としましてはそういった活性化と若い世代のUターンを促進しようでないかと。それで、それには酒の力をおかりしたらどうだということでございまして、先ほど言いましたように、町内の飲食店で10名以上に集まっていたいただいて、みんなでわいわいがやがや飲んでもらって、それで南会津のよさをもう一度確認をいただいて、そういったUターンのきっかけになればなということございまして。

大変申しわけありません。1つつけ加えをするのを忘れてましたが、ただ飲んでもらうだけではなくて、飲む前にいろいろな定住、町の職員が出向きまして、飲む前に町のいろいろな支援制度をご説明申し上げて、南会津ってこんな支援をやっているんだなということを東京の方に再認識してもらおうということで、これは町の説明をしてから、わいわいがやがやと飲んでいただくというような制度でございまして。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 とてもユニークですし、今説明の中でありました酒の力をかりてと、それも大いに結構ですけども、すごく期待しています。先ほど10名くらいの枠だったので、

本当なら何百人もいるはずでしょうから、ぜひ枠も広げて、初めはターゲットを絞るのはとても大切だと思うんですが、ぜひ大いに期待した事業なので今後、効果に期待していますので、よろしく。いい事業と思っています。終わります。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 同じ100ページと101ページから、地酒で乾杯！プロジェクト事業補助金と101ページ、創業チャレンジ、今ほど少し話が出ましたが創業チャレンジ支援事業補助金について伺います。

まず、地酒で乾杯！プロジェクト事業補助金ですが、これについては当議会議員の提案で乾杯条例をつくり、それで発足したものと受けております。その本条例の目的に、乾杯に地酒を利用することにより地産地消及び地元産品の愛用を促すとございます。この事業、2年3年くらい継続されているようですけれども、地酒に関しては大いにみんなで乾杯をしたり、全国一斉にというような中で盛り上がっているような気がするんですけれども、地元、我々条例策定するときにも議論になったんですけれども、お酒だけじゃないだろうと、地元の産品についてどのように促していくか、お酒から入って、どのように地元産品に愛着を持っていただくかとか、あと町内で地産地消を生んでいくか、これについての事業検証をどのように行っているでしょうか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 答え申し上げます。

確かに地酒で乾杯も、今いろいろなイベントを通していろいろな方に周知して、熟度が高まっているということは私どもも認識しております。そういうことで、酒だけで飲んで終わりではまちづくりになりませんので、今考えていますのは、町の飲食業組合があるんですが、そちらとちょっとタイアップしまして、お酒を飲む人に一品料理を店のほうで出せるような仕組みができないかなということで、ことしから具体的に話し合いを持つことになっております。

この地酒乾杯のプロジェクトの会長さんもそういった飲食店組合の会長も兼ねているということもありまして、2月に、どうにかしようということで、そういった地元の食材も提供できるような仕組みをつくろうということで話し合いを進めているという状況でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 ぜひ、そういった波及効果を高めていただきたい、切に願いたいと思います。

そんな中で、この冬にも乾杯プロジェクトの中でお猪口をプレゼントしたりという事業の仕

組みの中で、地酒をどんどん飲んでいただくというような取り組みがなされたようだけれども、それについて、状況についていかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 今お話がありました、今現在、2月4日から3月18日まで、そういったお店で酒を飲んだ方には抽せん券、あと酒屋で買えば抽せん券ということで、酒の消費を拡大するという目的で事業を展開しております。あと、議員ご存じかと思うんですが、今酒屋が独自で1カ月に1回、自分らの今自慢のある酒を消費者に一升買ってもらおうという事業を今展開中でございます。今、1月から始まったんですが4銘柄ございますので、4月までそういったもので違った意味で地酒のPRをしていこうということで、独自の取り組みにも発展しているというのが状況でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 その事業効果の検証について、そういったプレゼントをすることでより高まったというようなことを聞ければうれしいなと思ったんですけども、昨年度も同じようなことはやられているかと思うんですけども、それにより販促効果はあるのでしょうか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

事業の効果ということで、昨年度も総会の中で議論はした経過もございます。ですが、なかなかお店でどのくらい酒を消費したのか、その辺がつかまらないというのは事実でございます。ですが、出席した委員の中ではお話を聞きますと、飲み屋さんの場合には昨年と比べると1.3倍くらいの清酒が出ていますよというような話もありまして、特に丸山館さんでは宴会には今まで酒を飲む機会がなかったお客さんが、この乾杯によって酒を注文するようになったということで、そういった話も聞いておりますので、数字にはあらわれておりませんが消費は伸びていると。

あと、そういった酒造組合の方に聞きますと、今全国での酒のシェアは全体で7%だという話がございます。南会津はおかげさまで消費のシェアが20%を超えたと、これも乾杯のおかげでないかなという蔵元の方もおっしゃっているように、数字では出ませんが、そういったことで、具体的な数字はつかまれません、そういった形で浸透して1つの地場産品に定着したのかなという認識はしております。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 20%かどうかというのはちょっと疑問ではありますが、でも、それく

らしい意気込みでやっていただければ、期待しています。

そんな中で、お酒の飲まない方がいらっしやいます。そういった方にも、ぜひ南郷トマトを使ったジュースとか、そういった商品開発されている方がたくさん事業者ではいらっしやいます。そういったものまでつながるような、奥の深い事業にさせていただきたいというような希望をお伝えして、これについては終わりたいと思います。

次に、創業チャレンジ支援事業補助金ですけれども、先ほど湯田議員の質問でもちょっとあったんですけれども、確認ですけれども、今年度からの事業かと思えますけれども、現在の状況について伺います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

創業チャレンジ事業でよろしいんですね。この事業につきましては、昨年度から始まった事業でございます。ことしですか、27年度につきましては1件のご応募がありました。ですが、補助金の補助要綱の中で店を構えて6カ月過ぎないと補助金を交付しないというような定めがございますので、交付になるのは28年度になります。現在、1件が申し込みあるというような状況でございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 非常に期待している事業ではあるんですけれども、しかし、こういう時勢ですので、なかなかチャレンジする人が少ないのは理解しています。でも、ぜひ商工観光課長の気合いで応募者をふやしていただきたい、そのための情報伝達を広報等でも盛んに行っていただきたい。これは多分ヤングスクールであったり、若者会議とリンクしてくることはないかなと思っています。若い人が活力持ってやることこそが町の活力を生むことですので、ぜひ1件と言わず3件、4件と出るようにご努力いただきたいということで、私の質問を終了します。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 そろそろ時間ですが、1点だけ、ページ104ページの負担金、補助及び交付金の中で、南会津農村生活体験推進協議会補助金350万計上されております。教育旅行の推進補助というふうに考えられますが、今年度の特徴的な事業について説明をお願いします。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

今年度、特徴な事業としましては、全国ほんもの体験フォーラム南会津会を開催するというのが大きな事業かと思えます。これについては、10月28日から30日、3日間にかけて全国から800人を呼んで南会津の教育旅行を皆さんに見ていただくと、それをきっかけにして、まだ震災前よりは、回復傾向にはあるんですが、まだ数字的にそこに達しておりませんので、そういった誘客につなげていこうというのが狙いでございます。

○五十嵐 司議長 11番、山内政君。

○11番 山内 政議員 この今のイベントの中で、実際に教育旅行を受け入れられている方々の対応といいますか、参加、そういうことは考えておられますか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 ご説明いたします。

農家の方も全員参加という中で今考えております。ですが、なかなか165名の会員がおりますので全員は難しいと思えますが、今現在65名ほど受け入れをやっている農家がございますので、そちらの方には会場に足を運んでもらって、裏方さんとして協力はもらっていこうという考えには立っております。

○11番 山内 政議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 2点ほど、お聞きをいたします。

1点目は、これは何番目になるんだかわかりませんが、伊南のせせらぎオートキャンプ場の扱いの関係、載っていませんので、あとは106ページのあらかい健康キャンプ村関係、この2点についてお聞きをしたいと思います。

それで、1点目のオートキャンプ場については指定管理から外れたわけですが、予算書上どこにも載っていないようなあんばいですので、今年度の運営というのかな、経営というのか、それはどんなようなことになるのかお聞きします。

○五十嵐 司議長 伊南総合支所長。

○宍戸英樹伊南総合支所長 お答えいたします。

せせらぎオートキャンプ場につきましては、ご承知のとおり、公募をいたしましたが、それを受けた企業が辞退するということになりまして、町としましては年が明けて1月7日以降、再公募をいたしました。再公募といいましても、資料の配布を行って、東京の企業が1社のみ資料を持っていかれたわけなんですけど、その後の1月25日からの再公募の期間内にその企業が

応募がなかったということで、来年度につきましては施設を休止したいというふうに考えております。

なお、今後につきましてもそういった食指のある企業が出てまいりましたらば、その都度相談をさせていただいて、運営についてご協力をいただくこともあり得ます。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 こういった案件は、高清水公園とこと2件あるわけだけれども、片や高清水公園は南郷支所直営でこれは運営しますよと、片や、この伊南支所のせせらぎキャンプ場は休止だよと。これは何、運営体制が確保できなかったから直営でやることもうまくいかない、だから休止だと、こういう理解でいいですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からちょっとお話をさせていただきます。

高清水公園、マックアースさんのほうで今年度やってもらったわけですがけれども、指定管理が切れたということで、ですけれども辞退された。高清水公園そのものは、やはり確かにその公園の管理運営もありますけれども、やはりヒメサユリの群生地ということもございまして、放置するわけにもいかないし、それなりの私はまた別な意味で観光だったり自然環境だったり、そういうことでは町としてしっかり対応しなければならない場所だと思っています。

せせらぎオートキャンプ場は、これまでのいろいろな流れの中で、かなり利用状況が厳しい施設でありました。今後もいろいろ指定管理する、先ほども指定管理そのものの基本的な考え方もありましたけれども、町としてはそういうことをしっかり検証して、今後どういう方向に持っていくかということも含めた中でその対応をして、全体的には対応していかなければならないと思っています。

そういう中で、なかなか利用者が確保といいますか、情報の提供をしても大変厳しいような状況にございますので、ことしはそういうことで、指定管理の公募はずっと続けていますけれども、そういう中で運営の見直しといいますか、そういうことも検討する必要があるだろうと、そういう判断の中で、直営でなくて、直営もしないで休止という判断をさせていただきました。

ですから、そのようなこと、状況の中で、そういうのが今後出る可能性としてもゼロではないと思うんですね。ですから、これから公有施設の管理運営ということを考えるときに、今後の町の財政も見たり、あるいは利用状況を見たり、そういうことの中でいろいろな判断をしていくことが出てくるのかなと、そのような考えでおりますが、今回は高清水公園、それからせせらぎオートキャンプ場はそのような判断をしたということでもありますので、ご理解をお願い

したいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 休止については、わかりました。

ただ、1年間休むわけだけれども、施設の管理というのかな、そこはやっぱりきっちりやっておかないと、また、誰かが応募してきてやるなんてなったときに、とてつもないような修理代だとか何だのということがかかるなんていうことがないように、日常的な管理というのはやっていくという理解でそこはいいんだと思うんですが、どうなんですか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 その維持管理、それからあそこのせせらぎオートキャンプ場を閉鎖している、その管理は、町がそれはやっていかなければならないとそういう責任があるということでありますので、またいろいろ今後どうするかということも含めて、利用者があれば当然そのような準備体制も整えていかなければなりません、1つに、窓明の湯は新しく別なほうを建てるということでありますので、あそこの件もちょっと関連で答えさせてもらいますが、そういう意味で今後どうするかということも一つの検討材料になっているということですので、今後利用するかしないかも含めて、その辺のところも判断していく必要があるだろうと、利用者がいない場合、そのように考えております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 はい、わかりました。

それで、次にあらかい健康キャンプ村の関係なんですが、これは去年は途中休止したというのかな、去年だったですよ、何か月間休んだという実績がありますよね。それで、ことしまたこういうことで予定されているということは、その辺のことは万全な上にやるという理解でいいんですか。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

昨年度につきましては、昨年の夏ごろだと思いますが、最初は過敏症、そういった電磁波の関係の保養所だということで始まったわけですが、都会の病院のほうで内臓疾病の方とか鬱病の関係の人とか、そういった方も紹介状を書いて送ってきたということがありました。そういう方は、どうしても薬を飲まないで生活できない状態だったんですが、そういうことでいろいろな地元のトラブルもあったものですから、8月に1回、全部整理しようということで整理した経過がございます。

代表者の池谷さんが、そういった紹介する病院を1軒1軒回らして、うちの施設はこういう施設だよということをまず理解してもらったということでございます。ことしに入りまして、6名ほどですか、そういった患者の方が入ったということでは聞いております。冬期間大変寒いものですから、なかなか冬場は越せないということで11月末には一旦帰ってもらって、また4月になって雪解けになりまして、再度受け付けるようなことではお聞きしております。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 この部分については、そんなようなことも去年あったり、この施設のあり方というのか、そういうことを含めていろいろの間も私らも質問してきましたし、そういう意味ではきちっとしたやっぱり対応をとってやってもらおうと、やるからにはやってもらおうと、こういうことであるというふうに思いますし、あと、これの扱いも、建物は環境水道課だっけか、そして事案は商工課だか何だかで、内部的にも扱うところの課が違ってうまくいっていないようなことで、その辺整理しようなんていうことがあったんじゃないですか、どうですか、その辺。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

このあらかい健康キャンプ村には町で条例制定していまして、その条例のもとで運営してもらっている、そして指定管理を行っているということでもありますので、今ほど商工観光課長のほうからお話ありましたけれども、今、利用者が、去年一時的にそういうトラブルがあって一時閉鎖したということもありますけれども、実情というか、もともとのその目的に合った利用の仕方といいますか運営の仕方、これを含めて町としてはしっかり話し合っていく必要があると、そのような認識で今おります。

ですから、当然利用者があるうちといいますか、そういうふうな条例もあるわけでありまして、そのような中でそれを基本に管理運営していってもらおうと、活用してもらおうというようなことになると思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 今、町長から言われました点はわかりましたが、所管の関係はどのような検討状況になっていますか。

○五十嵐 司議長 副町長。

○渡部龍一副町長 私のほうからお答えさせていただきます。

あらかい健康キャンプ村は、一番奥地といいますか、橋を渡って、その中で条例の中で今、

商工観光課が管理をさせていただいているということになっています。滝原入り口のロハスの家の当時の事業で建てた5棟か6棟ありますが、これについては環境水道課のほうで環境をテーマにしたそれぞれの役割を担っているということで、以前に嘉吉議員のほうから統合して一緒に考えるべきだというようなご指摘があつて、商工観光課と環境水道課の中で新年度に向けて十分そのあり方を検討させていただきますというふうに私のほうから答弁したと記憶しております。

ただ、条例の整理の問題と今の普通財産での管理の問題と、少し行政財産、普通財産の行った来たといいますか、整理がもう少し時間を要するという事なので、大変申しわけございませんが、もう少し検討の時間をいただいて、方向性としては整理していく方向性で考えてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 17番、室井嘉吉君。

○17番 室井嘉吉議員 はい、了解です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 1点だけ、ページ数102だね、ページ数は102ページで、みどりの広場の話をすると、これは関係する議員がいるから言われないうちで、15番の工事請負費の関係でだいぶススキー場の格納庫が出てきているんですが、今まで圧雪車はどのような管理をしていたのか、また、これは新たな建設になると思うんですが、その辺の場所とか、その辺をちょっとお願ひしたいなと。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 お答え申し上げます。

だいぶ、現在ススキー場の今現在の川の端といいますか、野ざらしになっている重機等が置いてある場所、そこに建築するという事で考えております。現在までも、この圧雪車格納庫についてはなかったものですから野ざらし状態だったということで、安全管理上も大変好ましくない。あと、冬場のちょっとした修理も寒い中でやらなくちゃいけないということもありまして、なかなか、そうなりますと修理には必ず町うちの修理工場まで一々運ばなくちゃいけなかったということもございまして、いろいろなメンテナンスも含めまして来年度、圧雪車3台ございまして、その格納庫を設置しようということで計画したところでございます。

場所は、大体よろしいでしょうか。今、圧雪車がある川のところの崖になっているところなんですが、芳賀沼製材のログハウスがある裏側という場所になるかと思ひます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 これ不思議だなと思ったんですが、今までそういう状況の中でもってきて、夏の日もそうなんだろうけれども、そういうときのやっぱり、俺なんかも重機を持っていて野ざらしにしておけるからあれなんだけれども、そういうペンキとか、そういうメンテナンスとか、そういうなのは今までかからなかったのか、また、この格納庫を早くつくらなければいけないという話も出なかったのか、そこら辺がちょっと不思議だなと思うんですが、その辺までのこの事業になるまでの経過は何年かあったのかどうか、ちょっと伺います。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 格納庫建設につきましては、ここ数年、毎年議論になっておりました。そういうことで、ほかの3スキー場は格納庫が整備されておったんですが、合併以降なかったのがだいくらスキー場のみだったということで、そういったことでぜひ欲しいということで、スキー場管理者のほうからも申し出は受けておったんですが、なかなか実施する時期がいろいろあった関係で実施に踏み切れなかったということもございましたが、そういったことで28年は3台分収納できる格納庫を設置しようということで予算要求をしたところでございます。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 そうすると、この大きさとしては、この圧雪車だけ入れるの、ローダーも入れるの。ローダーは入れない、その辺をちょっと。

○五十嵐 司議長 商工観光課長。

○相原盛隆商工観光課長 圧雪車3台のみです。

○12番 高野精一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○五十嵐 司議長 質疑の声がないようですので、質疑なしと認めます。

これで、7款商工費についての質疑を終わります。

次に、8款土木費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで8款土木費についての質疑を終わります。

次に、9款消防費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 消防費全般に対して、3点ほど質問いたします。

今回、館岩支所のほうより説明がありまして、今回、館岩支団においては2分団制を1分団8部制に再編すると、それで車両が12台から8台に減ると。今後、ほかの支団においてはどのような論議があるのか、お伺いいたします。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 答え申し上げます。

今ほど消防団組織の再編についてご質疑いただきましたが、館岩支団については、今ほどご紹介のとおり、現在2分団4部、これを再編しまして1分団8部ということで車両の数もご紹介いただいたとおりでございます。

それから、伊南支団においても、4月から第4部、多々石集落なんですけど、こちらのほうは団員数が非常に少ないということから、これを第1部の上町に再編するというので、1分団12部から1部減らして11部にする動きがございます。

南郷支団については、変更ございません。部の繰り上げ、番号の変更だけでございます。田島支団についても変更ございません。ということで、今回4月1日から消防団組織が変わるのは館岩支団と伊南支団というふうに認識しております。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 それで、報酬の欄についてお伺いしたいんですが、ここに団長1名、あと以下人数が書いてあるんですが、この人数を足して今の南会津町の現有勢力なんですか、消防団の。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 こちらは、消防団の組織、流動的に動いておりますが、4月1日時点での予想される団員での予算計上になっております。なお、ここには先遣隊と呼ばれる組織がありますが、この120名は除かれております。これを足しますと793名、これが消防団本団でございます。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 たしか、南会津消防団は現在定数は950と思います。これは差し引くともう約150の消防団員が足りない、この状況について町としてはどのようにお考えなんですか、お伺いいたします。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 お答え申し上げます。

定数は、ご指摘のように950ということでございます。手元の資料ですが、27年4月1日の資料がありますので、そちらでご紹介をさせていただきたいと思っております。田島支団については494、館岩支団が102、伊南支団が115、南郷支団が192です。そこに、本団の団長1名足したやつが904になるわけでございますが、この904のうちには、先ほどお話ししました先遣隊が含まれた数字でございますので、実質のところは950から904を引いた46、これが実際の定数との差でございます。

消防団の定数と現人員の数については、ほぼ横ばいで推移していると理解しておりますが、これでいいということではないと思っておりますので、団員の確保に向けて、振興局なんかと協議しながら企業訪問をし、消防団に対する活動の理解を各事業所をお願いしているというような取り組みをしておりますので、町としては引き続き消防団の確保に向けた取り組みをする必要があるという認識でございます。

○五十嵐 司議長 5番、室井英雄君。

○5番 室井英雄議員 ここで私議員が、消防団確保についてここでお願いする発言しても問題はないのでしょうか。

〔「内容による」と言う者あり〕

○5番 室井英雄議員 非常勤特別職の確保なんで、別段問題は……

すみません、個人的な意見ですけれども、執行部の中にも消防団経験者、ましてや部長まで務めた職員の方もおられます。職員の中には庶務担当の部長、副部長の経験者もおられます。また、団員の中にも何人か消防団経験者、部長経験者もおられます。皆様のお力をもちまして、一人でも多くの団員が確保できるようにこの席からお願いしまして、発言を終わりたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

本当にこの5年、特に5年間ということを考えれば、本当に消防団の皆さんにはお世話になりました、そしてまた地区の役員の方。新潟・福島豪雨災害のときもそうでした。それから、去年の関東・東北豪雨災害もそうでした。やはり消防団の力は、この地域にとって、町にとってなくてはならない組織でありますし、本当に地域の人たちもそういうことがあるから、消防団がいるから安全・安心のまちづくりの基本にできると、そのように皆さんが認識された中で、

そしてまた自主防災ということも新しく芽生えてきていると、そのように実感しております。

私も、消防団20年間経験しました。そういう中で、消防団の皆さんの本当の毎日毎日の大変なご苦勞、身にしみて感じているところでもありますから、町としても消防団の確保についてはぜひ皆さん方にもお願いしたいし、そしてまた、消防団に対する町民の皆さんもご理解をいただくような、町としてもいろいろな情報提供であったり、その活動をしていきたいと、そのように考えております。

ぜひとも、議員初め、消防団、本当に高齢化していて大変、そして、なかなか若い人が入らないという中での活動は大変だと思いますけれども、やはり町全体が高齢化していますものですから大変重要な役割を担っていただいていると、本当に感謝しているところでもあります。ぜひ、議員さんにもまた、これまでより以上の協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

13番、星光久君。

○13番 星光久議員 今、先遣隊の話が出ていました。それで、先遣隊、各分団というところに1人か2人いると。それで、消防団の扱いから言わせると、先遣隊は別扱いしなければならないから大変だというわけ。写真撮ったり何かは必ず提出しなければならないし、わざわざ先遣隊のためにホースをかついで、俺らはもう終わってもいいのに、写真撮ったり何かしてやらなければいけない。そんなことするんだったら、消防団員の中にもし希望があれば入れてもらえないかという声があるわけ。そういう形で、先遣隊はポンプだけ、みんなの出動するための各地区の、地区から出られないから、そういう中でエンジンかけたり温めたり、何かしておけるだけの準備隊員みたいな感じで、別扱いなんてしていることないだろうという声もあるものだから、その辺はどうなのでしょう。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 お答え申し上げます。

先遣隊の役割については、議員ご紹介していただいたとおり、消防団のそれぞれの部の後方支援という形での活動ということで、火災の際の対応は原則その集落のみということで取り扱いになっております。

それから、冒頭ありました写真を撮ったりとかというのは、訓練を行ったときの実績報告という形で書類の整備が必要だという意味でご理解いただきたいと思いますが、先遣隊の皆さんにはこれまで経験したからあとは訓練しなくてもいいよということではなくて、消防団本団の

ほうも定期的に訓練を行っておりますので、消防の基本的な操作、安全確認について再度認識していただくために先遣隊の皆さんにも定期的な訓練をお願いしているということでございますから、その辺は事務処理上の取り扱いということでご理解いただきたいと思えます。

それから、3点目の消防団員と先遣隊の区別をなくしてということでございますが、その議論になってくると一番最初に戻るのかなと思うんですね。ですから、消防団員として年齢的にも十分活動できるというような人であればそれは構わないと思えますけれども、その辺のところについては組織の導入された経過もあると思えますので、議員のご意見という形で賜っていただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 13番、星光久君。

○13番 星光久議員 そういう別取り扱いしないで、そういう形でもし希望があれば、消防団として同じような活動をしてもらいたいというような中身であれば、そういう形でアンケートとったり希望をとったり何かするやり方もあると思うのね。そういう形で、そういう声もあるものだから、どうだろうと思って。

○五十嵐 司議長 住民生活課長。

○渡部正義住民生活課長 先遣隊の導入に当たっては、本議会のほうにも説明をしながら、設置要綱なるものをきちっとつくって議論した経過がございますので、先ほどお答え申し上げましたが、星議員の一つの考え方ということで参考にさせていただきたいと思えます。

○13番 星光久議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで、9款消防費についての質疑を終わります。

次に、10款教育費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 122ページの事務局費の1番、報酬と126、127ページにわたりまして学校管理費の1番、報酬と12番の役務費の中身のちょっと関連をお聞きしたいと思えます。

それで、まず第1点目の事務局費の報酬のいじめ問題という対策連絡協議会と調査委員会というのがあるんですが、これの2つ、どのようなものか教えていただけますでしょうか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

いじめ問題対策連絡協議会につきましては、昨年、南会津町いじめ防止基本方針というのを定めました。その中で、町内の関係機関の方々に組織します連絡協議会をつくるということになっています。その方の委員の報酬額であるということでご理解いただきたいと思えます。

さらに、いじめ問題調査委員会委員の報酬ということがあります。この中で仮に重大な事案のいじめが発生した場合、関係者で組織する対策問題調査委員会というのを組織するわけです。その際に、関係委員の方に対する1回当たりの報酬ということでご理解いただきたいと思えます。平成27年度からの予算措置ということで、28年度も同じような形で計上させていただきました。

以上です。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 報酬の中身は別段いいんですが、どういった内容なのかなということでお聞きしたかったんですが。実はうちの子供も中学生時代にいじめに遭いまして、そのいじめというのは、私たちの年代は手と足だったんですが、今の子供たちはみんなネットというようなことだったんですね。その際はこういった組織がなくて、学校自体、たまたまなんですよ、大変すばらしい先生に出会いまして、その先生が毎日ネットのサイトに入ってもらって、書き込みを全て消していただいたと。本当に先生も忙しい中だったんですが、本当に毎日毎日そういった経緯をしていただいたということもありますので、ぜひこの調査委員会に当たるのか、連絡協議会に当たるのかわかりませんが、今これからこういったネット社会の中で、大変そういった詳しい方に当たれば私のように助かるんですが、詳しい者に当たらないと本当に申しわけないで終わってしまうという現状になりますので、ぜひそういった委員会の中にでもそういった詳しい方、もしスペシャリストがいるのであればご検討願いたいというのが1点でございます。

その点について、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 今おただしのありました件につきましては、問題対策連絡協議会、そちらでの議論になるというふうに認識しております。南会津町教育大綱の制定だったり見直しであったり、今おただしの事案等が発生した場合、警察署であったり児童相談所であったり、そういった方々がこのメンバーになっておりますので、そういった情報の共有ということ

もこの協議会の中で重点施策の一つということでもありますので、そういった際には十分協議しながら、子供たちのためになるような対策を講じてまいりますので、ご理解いただきたいと思  
います。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 ぜひ、あってはならないことなので、できればならない委員会のほう  
がいいんでしょうが、もしその際はそのような対応でお願いしたいと思います。

続いて2点目でございますが、学校管理費の中に報酬費の薬剤師さんがいられるわけですが、  
報酬費の金額はいいです。そして、薬剤師さんというのは学校施設の、ここで言うと私は関連  
するのはプール等の水質検査をされるかと思うんですが、次ページに役務費の上から3つ目に  
プール水質検査手数料というのがあるんですが、これはどういった違いがあるのか教えていた  
だきたいんです。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 答えいたします。

薬剤師の業務の内容についてであります。議員おただしのようにプールの水であったり、  
いろいろ検査項目があるわけです。教室の光度、明るさ、さらに水道水の残留塩素、そういっ  
た業務が薬剤師の業務ということをお願いしてあるところですが、今、議員おただしのプール  
の水質検査手数料につきましては、各学校が持っておりますプール、利用開始前に残留塩素で  
あったり、定期的に業者に依頼して検査をするということでもありますので、そういった内容で  
あるということをご理解いただきたいと思

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 そうすると、薬剤師さんのお仕事はないということですか、プールに  
関しては。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 学校施設の残留塩素という意味でありますので、校舎であったりプ  
ール、そういった部分も含むということではありますが、場合によっては校舎のみでプールまで  
手が回らないということも季節的な問題であったりあろうかと思

○1番 貝田美郎議員 了解です。

○五十嵐 司議長 ほかにございませんか。

13番、星光久君。

○13番 星 光久議員 ページで145ページの負担金、補助及び交付金の中で、いろいろ補助金だの出しているんですが、レスリングのあれの中で30万という補助金が出ている中身で、3月11日、復興支援というか、文化センターでセレモニーをやって、あの中でやっぱり感じたのは、なるほどなという形で今度の20年に向けたオリンピックに、町長も何回かオリンピックの援助を含めて力を入れてまちおこしにしなければいけないという方針もあるようですので、30万ではちょっと初回として、あと4年ですから、こういう中でテレビでもちょいちょいやっているけれども、福島県なんかもJヴィレッジ、あそこでは福島県としてもオリンピック、サッカーのオリンピック、富岡町、そこに持ってくるんだというような形で意気込んで、あと当町でも相当やっぱりこれから、前々からオリンピックに向けた合宿所含めて、食と安全とか含めたいろいろな形でこれから取り組めると思うのね。

そういう形で、20年にオリンピック、南会津のどこでやるなんていうわけにはいかないと思うんですが、世界から集まる合宿所、やっぱり相当力を入れて、まちおこしのためにも今後のためにもやっぱり施設の整備、これもいろいろ健康センターのほうの健康器具だの、いろいろ今まで議論されてきたんですが、そういう中でどのくらい、ちゃんとした、世界から本当に合宿所、何でもあるよというような呼べるようなまちおこしにはならないものかという形で、どうでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

我々にしてみれば、オリンピックが相前から決まるわけじゃなくて、5年とか6年とか、そういう前で決定されるわけでありまして、我々の今持っている町有施設、そういう中でどうするかという判断になるかと思えます。そこで、どう改善といいますか、改修していくのかと。しかし、そうはいつでも私たちの町の財政規模もありますし、国からの100%援助があるんならばそれはそれでしょうけれども、今、自分としてはレスリングが田島町時代から盛んに行われているというようなことでもありますし、そうした一つの地域おこしといいますか、それから、今まで頑張ってきている方々いっぱいいらっしゃるし、有望な選手も出ているわけですから、そういう意味では町としてできる限りのことはしていかなければならないと思っています。

しかし、財源であったり人だったり、あとは場所であったりと、その制約のある中で誘致活動は進めるしかない、そのように考えております。5年というものもありますから、結局はそこまであと4年くらいの中に、17年だから4年ですね、ことし含めてもね。ですから、そういうような限定もあるわけですから、その中で精いっぱいできる限りのことをするというよう

なことをしたいと思います。そして、それは1つはやはり情報発信もしっかりして、そしていろいろな情報も逆に得て、どういう改修をする必要があるのか、あるいは来てくれるになったときにも課題があるということになれば、そのような準備も間に合うことは全てやると、そのくらいの覚悟でいますから、いずれにしても新しい体育館はこれから計画してもできないですから、ですから、今ある現有施設の中でどう迎えることが、皆さんが本当に合宿であったり、そういうような利用されるような施設にできるか、あるいは利用者があるか含めて、町としてことしから積極的に情報の収集と、それから検討していきたいと、そのように考えています。

いずれにしても、そういう希望があるということになれば、当然その意見を交換しながら施設の整備も図っていく必要が迫られてくると、そのように考えているところであります。

○五十嵐 司議長 13番議員に申し上げます。

予算審議ですので、予算計上されている内容について質疑をお願いいたします。

13番、星光久君。

○13番 星光久議員 今、予算審議でありますから、30万だったもので、余りにも少なく、なおびっくりしたんですが、そういう形で来年度からこの予算については仕方ないが、そういう形で町長も今後の意識も含めて、相当やっぱり本腰を入れてオリンピックのあれに活用していったらどうかという形であります。よろしくをお願いします。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 129ページ、小学校費と132ページの同じように教育費の中の中学校の、一般質問でも電子黒板について聞いたんですけども、各1校なので両方にも同じ68万9,000円というリース料が入っています、電子黒板ですね。電子黒板の値段、昔は100万だった200万だった時代のことをちょっと思い出したんですけども、これは多分各1校で、クラスごとじゃなくて1つの教室に設定するという、同じ金額なのでね、1枚というか電子黒板ですから1個しかないはずですので、この使い方というか、これは何か金額的には高いような気もするし、こういう場合の、上がっていますので、その中身について結構研究しているんでしょうか、その機能的なものです。6クラスではなく、3クラスでも6クラスでも同じ68万9,000円なので、これは5年でいくと300万かそのくらいの価値のあるものだという想像がつくので、これについてももう少し説明してほしいんですが。どのようなものはわかるんですけども、この金額がちょっと僕は大きいと思うんですけども。

○五十嵐 司議長 学校教育課長。

○馬場秀成学校教育課長 お答えいたします。

議員おただしの機械器具の金額につきましては、318万6,000円という内容であります。電子黒板であります、60インチの電子黒板ということで、カメラつきを想定しております。これが1台当たり96万ということで、2台で192万という内容であります。パソコンにつきましてはタブレットということになりますが、1台当たり16万6,500円ということで33万3,000円、その他配線であったり、インストール等の費用がかかるわけですが、これらを合計しますと1校当たり318万6,000円というような投資額になるということをご理解いただきたいと思えます。

○五十嵐 司議長 9番、湯田哲君。

○9番 湯田 哲議員 今の説明を聞いて、わかりました。電子黒板1枚ばかりじゃなくて、そこに配線だったりタブレットが入ったり、九十何万、これも予想どおりですね。1枚当たり九十何万くらいだったので、総額が300も予想どおりだったんですが、一式だということで、それは理解しました。了解です。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで10款教育費についての質疑を終わります。

次に、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで、11款災害復旧費から14款予備費までの質疑を終わります。

次に、その他の事項について質疑を行います。

質疑はありませんか。

16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 12番のその他について質問をいたします。

1点目は基金について、2番目は職員の数についてお尋ねをいたします。

今回、本議会でも31号、32号に議案が上がったように、例えば南会津町の総合計画あるいは過疎地域の自立促進法、そのほかに、議案には上がっていないけれども、まち・ひと・しごと等非常に長期的な計画が今回の議会には多く計上されています。

これについて、職員のほうを見ると10人減になっていますよね。実際にこれだけの計画をつ

くって、職員10人減らして、臨時職員を多くしてやろうという意味だったら別ですけども、果たしてこれだけの仕事が今までどおり私はできるのかなという非常に不安があるんです。というのは、一番初め、我々が合併したときには300人以上の職員がいましたから、相当削れるところは削ってということだったんでしょうけれども、今回の予算書では昨年度が235人、大分少なくなって、さらに10人職員を減らすということであれば、逆に今回上がった計画が計画倒れで終わらないように実効性のあるものにするということは、これからは私は人手が大変だと思うんです。

その辺を、職員をただ単に合併計画に基づいて減らしたのか、あるいは集中的に職員を向けてこの計画を実行するためにやったのか、あるいは臨時職員でそこを対応しようということなのか、とにかく今一本算定にあったこの5年間で町の今後の方針をつくる基礎だと私は思いますので、この辺の職員の削減の仕方と、それから計画の実効性について町長の考えをお伺いしたいと思います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

まず、154ページで今、議員おただしのおり、職員数については前年度から比べて10名の減になってございます。ただ、これ以外に特会の会計のほうに職員を配置しておりまして、そちらを合計いたしますと一般会計と特会で合わせて240人の職員になっております。さらに、派遣している職員がございまして、あくまでも予算書というのは予算を、当初予算を作成する際の見込み、あくまでも見込みでございまして……

〔「そんな簡単なわけにいかねべ」と言う者あり〕

○湯田文則総務課長 28年4月1日現在の人口は、またこれとはイコールにはご承知のとおりになってございません。ですから、27年度と比べてそれほど極端に減らしているということではありませんので、定年退職8名のところを、採用は当然8名同数してございまして、その中で、ただ第3次の行革もございまして、それはある程度減らしていくんだらうということもございまして……

ですから、そのような中で再任用制度を当然ことしから導入したわけでありまして、計画づくり等についてもそういうような形で対応することも一つの方法であるということをご理解をいただきたいと思っております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 本当にやっぱりこれは真剣に考えないと、これだけ3本でかい計

画って今までなかった、私も議員、平成11年に当選しましたから、もう17年目に入りますけれども、今までもこんなに大きな計画が3本も立つということはなかったです。当時も、私は平成11年やって、12年に地方分権が来ましたので、その2年後に、多分あの当時は助役制だったので、助役のところは2人採用という話はできなかつたんですね。今は副町長制ですから、もし職員をこれだけどんどん減らしていくのであれば、よそでもやっていますから、今の副町長は例えばみなみやま観光を持っていたり、それからこれだけ広いところの職員の把握もしなきゃいけないということを考えると、事務的なことを専門にやる副町長とそれから計画的なことを専門にやる副町長があっても、この5年間くらいはそういう人事体制も必要なんじゃないかなと。1人の副町長でこれだけの全部の仕事をするというのは相当大変なんじゃないかと。

これは副町長に今の仕事大変ですかと聞くしかないんですけども、これはこれだけの重要な時期ですから、私は副町長を2人制にして、つくった計画を遂行するというようなことをやっぱりどんと腰を据えてやっていかなきゃ、なかなか予算は通ったけれども、さて来年度の決算になると大変なんじゃないかなと思うんですけども、その辺は町長、いかがでしょうか。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

大変ご心配かけてすみませんが、実際にかなり330人くらい合併当時いたのかな、職員ね。今、250人ちょっとになっているということでもありますし、これまでそういう意味では35%の補充率から50%にして、また、そういうようなところも時機を見てといいますか、その状況を見ながら職員の採用はしていかなければならないと思っています。基本的には、そのような考え方。これがどんどんいけば、少子化じゃないけれども本当に職員がいなくなる、だんだんゼロに近くなると、30%以下になるということになるわけですから、それは重々やらなきゃならないわけですが、そんなことは実際あり得ません。

これからまた、年によって大勢の職員が採用された年、あるいは少なかった年とあるわけでありまして、それはやはりある程度先を見越した形の中で職員の採用はしていく必要が出てくる時期もあるだろうと思います。ですから、そういうことも含めて十分職員の定数管理、それから、あるいはまた今度どんどん、まだややしばらくの間、人口が減っていく中で、いろいろな役場の体制の中でどのように職員あるいは行政の推移をしていくかという、そういう見定めるときも必要になるかと思っています。

ですから、そういうことも含めた中で定数管理はしていきたいと思っておりますし、今回いろいろな、一般行政職はそんなに減らさない方向で基本的にはいきたいなど、そのように考えていま

す。あと、どうしても必要な場合は指定管理であったり、あるいは臨時職員とか、そのような対応の中で考えていく必要があるだろうと思いますので、そんなような中で人事管理といえますか、あと職員の執務状況をしっかり先を見た、そういう中での検討をしていきたいと、そのように考えております。

いろいろなそれに関しては、仕事の人事の配置とか、そういうことにはいろいろな考え方があろうかと思っておりますので、研究して、どういう体制がいいのかということもまた改めて考えていきたいと。ですから、どんどん限りなく35%あるいは50%の削減率でいくわけではないと、退職した人の、そういう考え方ではないということだけはご理解してほしいなと、そのように思います。人事管理大事ですので、しっかりやっていきます。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 今、私からの非常に大事な時期なので副町長2名を体制にして、各職員にもうつきっきりでアドバイス、得意な分野と不得意な分野と副町長にやっぱりすみ分けをしてやってもらったほうがいいじゃないかという発言をしたわけなんです。現在の副町長を見てみると、いろいろ酒飲んだり、企画したり、そういった総合的な新しい発想をやるのは副町長は得意だと思うんですけども、はっきり申し上げてシビアな数字に関しては、財政だとか、そういうことに関しては私、副町長は余り得意じゃないかと思うんです。

だから、時期が時期だから、これは副町長、全部俺大丈夫だ、任せておけといえどこれは話別ですけども、時期の非常に大事な時期だけは、やっぱりトロイカ方式というか、町長を入れて、3人寄せれば云々ということわざもありますから、少しこここのところは、この時期だけはお金かけても人を雇ってやろうというような検討はできないかどうか、町長にもう一度お伺いいたします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

いろいろ意見あろうかと思いますが、本当に副町長、私も見ていて大変だと思います。そういう中で、今後、町の事業執行が適切にいくように、副町長2人体制がいいのか、あるいは今のままだという体制がとれるのか含めて、いろいろ整理してみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 次、基金についてちょっとお伺いします。

大分、財政調整基金のほうも19億くらいあって、やっと使い始めたということで、私は最終

的には多分、5年後の一本算定、激変緩和が終わるころは予算の1割くらいでいいのかなという事は、大体10億くらいあれば何とか、だから10億くらい余るんだろうという考えを持っているんですけども。

全体的にこの中で一番基金の中で多いのが財調ですね、それから公共施設、地域づくりと、これだけ合わせても約50億弱くらいありますんですけども、これの使い道に関して、町長、私は今回の議会を通じてやっぱり一番感じたのは、働く場所をつくらないともうどうしようもないと、優先順位第1番は働く場所と。それに並行して、ほかの子育てとかいろいろ、子育てという最近余り言わないで、子育て支援のほうかな、対策じゃなく支援のほうの話をしていますけれども、そういった職の創出が一番かと思うんですけども、この基金を使って今後どのような職づくりをしていくのか、もしこの基金をつくるに当たってのそういった打ち合わせとか、あるいは今後対策、実は今回の予算には反映していないけれども、こういう考えもあるんだよということがあればお聞かせいただきたいと思うんです。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

財政調整基金が20億を一時突破したということで、大変確かに気になるかもしれませんがけれども、実際これは億じゃなくて万円の事になれば、100万円の年間の必要なものがあるとなれば、やっぱり1割2割はちょっとしたことで飛んじゃうと思うんです。ですから、20億あっても決して十分だと思いません。どこまでためれば、ためるというんじゃなくて、そういうときの非常時の出動できるやっぱり財政を持っているということは、ある意味安心感につながるし、それは非常に危機管理として大事なことだと思うんです。

これはいろいろ目的基金がありますから、それはそれなりの使い方もあるんですが、実際にいろいろなったときに、やっぱり、庁舎の建設はまた別な枠で全部ではないですけども8億しましたけれども、またいろいろそういう大きな工事をやったり、あるいは非常事態が起きたときに、そういうときにすぐに出動できるのがやっぱり財調だと思うので、やっぱりそれは慎重に一生懸命皆さん方からお預かりした公金でありますので、町としてはしっかりその使い道も考えていきたいと思えます。

ですから、実際に今の事業の中で十分とは思いませんが、そういう中でいろいろな対策をやっている中で、爆発的なものはないかもしれませんが、通常の行政の目的というのはある程度、100%とは言わなくても運営できているのかなと、そういう認識でいます。

ただ、いろいろ課題ある中で特化したものがあれば、そこは重点的に使う必要があるでしょ

うけれども、そういう意味で今回は庁舎の建設等もやりますけれども、結局はそれだけで足りないから財調の持ち出しもあったり、総合的にそこで都合したりということが出てくるわけでありまして、ですから、仕事場をつくる、そのつくり方もそうですけれども、今までもそういう職場の雇用であったり職場の環境づくりというものは今まで町の事業、それから予算書の中で皆さん方からいろいろ意見をいただきましたり、そういうことで対応していくと。そして、そうした中でどうしても必要なことがあるならば、それはそこに充当していくのもあるだろうし、そして、基金をどうしても取り崩してやらなきゃならないという事業があるならば、それはそれで単年度だったらできますけれども、継続はできないようなものに対しては基金がいいでしょうけれども、継続するものに対しては基金の充当は適当でないと思っております。

ですから、そういうことも十分踏まえた中で基金の活用を図っていきたくと思います。仕事場をつくるというのは、インフラ、建物をつくったり、そういう施設をつくるということは、果たして私は逆にどうかなと思っております、そういう意味ではね。ただ、職場の周りの地域の環境を整備したり何なりして、そして民間が活性化するような、そういう事業の中で基金を充当したりするのはいいかもしれませんが、私たちもいろいろな公共施設を持っていて、そこから辺の公共施設の維持管理をどうするかというような中でいろいろ整理、そういう整理をした中で基金の活用であったり、そういうことは有効かなと思っておりますが、新しい事業を起こして基金で、それが続く見通しが無い限り、やっぱり基金の充当は非常に難しいと、そのように思っています。

ですから、基金はいざというときの、いずれにしましてもすぐ出動できる資金でありますので、私としてはその辺は十分しっかり検討した中で、その活用を図っていきたくと、そういうふうに基本的には考えています。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 私のほうからもお答えさせていただきます。

今ほど町長ご答弁申し上げましたとおり、基本的な考え方はそういうことでございます。具体的に申し上げますと、28年度、公共施設等の整備基金については2億9,700万ほど取り崩す予定ですが、こちらについては庁舎建設、それから御蔵入交流館に建設いたします車庫、それからだいくらスキー場の圧雪車等の車庫ということで予定しておりまして、あと公共施設等の基金につきましては、平成28年度に公共施設等の総合管理計画ができ上がりますので、当然それに基づいて将来的な基金の活用を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお、地域づくり振興基金については、さきの議会の中で申し上げましたように、平成28年

度までは使えませんので、29年度以降、先ほど町長ご答弁申し上げました内容で有効な活用を図っていききたいというふうに考えております。

○五十嵐 司議長 16番、星登志一君。

○16番 星 登志一議員 財調については、多分後から調べてもらえばわかると思いますけれども、積みば積むほどいいという基金じゃないと思うんです。ある一定の国のほうから、あなたの財政はこのくらいですから何%くらいが適切ですよという指数があるはずですから、まず、そこを目安に使っていただきたいと思います。

それと、これは一般質問じゃないですから、私が今回基金の使用について聞いたかっただけですから、一般質問じゃないから、要するにこれだけの基金があるけれども町としては今後この基金を職をつくるためというのは、南会津町みたいに民間の活発なところじゃないところは、もうこれは公設民営しかないだろうという話は昔からしているわけです。ですから、公に公として町のほうがこれだけの基金を使って、こういう新しい職をつくりましょうというようなお話はなかったですかという話だけですから、実際に政策とか云々であれば一般質問でやりませけれども、今回は予算審議ですから、基金の使い道の職に対しての今後の使い道は何かありましたかというお話ですので、なければいい結構です。今後考えるでも結構ですので、お答え願いたいと思うんです。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

職の創生といいますか創造、いろいろな町も事業をしています。基本的には、確かに議員おっしゃられるように財調ためればいいという、基金そのものもそう思います。ですから、適切に必要な応じて目的を持って、こういうときにはこう使いましょう、こういう目的があるからためましょうと、そういうようなものが基金の種類だし活用だと思えます。ですから、そういう意味では、基金の目的に従って適切にそういう目的を定めて使っていく、そして、そういう計画もしていくということでもあります。

ですから、財調に関しても、基本的にはいろいろな事業の精査をした中で、できるだけ蓄えをするということはこれは大事なことなので、これは基本的に進めなきゃならないと思っておりますが、そうした中で、緊急的にどうしてもこの事業をこういうふうに来てきた、けれども足りなくなったと、そういうときの出勤はそれはちゅうちょなくやっていく必要があるだろうと思っております。

ですから、そういう意味で、1つは財源的には国なり県の補助事業をまずしっかり調べて、

そしてできるだけ町の持ち出しをすると、そうした中で財政を大事にして基金に蓄えると、それはやっていきたいと思います。ですから、いざというときの緊急出動できるような町としての準備は、目的が基金でありますので、そういうことを基本の中で、いざというときは緊急出動も考えた中での財政の活用をしていきたいと思います。

○16番 星 登志一議員 了解。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで、その他の事項についての質疑を終わります。

以上で、一般会計当初予算の全ての質疑を終了します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。3時15分まで休憩します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時12分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第46号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第10、議案第46号 平成28年度南会津町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第11、議案第47号 平成28年度南会津町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第12、議案第48号 平成28年度南会津町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

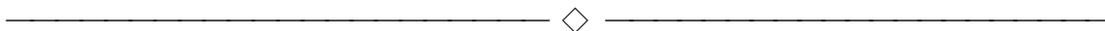
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第13、議案第49号 平成28年度南会津町農林業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

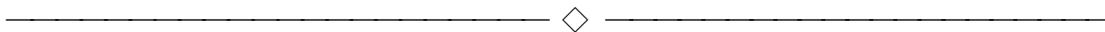
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第14、議案第50号 平成28年度南会津町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

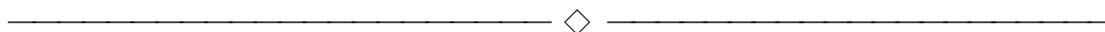
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第15、議案第51号 平成28年度南会津町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第16、議案第52号 平成28年度南会津町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎平成28年請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第17、平成28年請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務委員長、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 本委員会に付託された請願を審査した経過、結果をご報告申し上げます。

本定例会中に、請願書の内容等を2日間にわたり審査をいたしました。

中に記載されておりました現在の時間額705円は、全国水準31位と低く、労働基準法に定められた1日8時間、一月22日間労働で算出すると、日額では5,640円、月額12万4,080円、年間収入に換算したとき148万8,960円は極めて低い収入金額であることを鑑み、調査をし、3月9日、10日の両日に審議し、10日に挙手による採決を行いました。結果として、請願第1号は全会一致で採択すべきものと決しました。

以上をもちまして、請願第1号の委員長報告といたします。よろしくご審議の上、ご賛同くださるようよろしくお願いいたします。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。



◎平成28年請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第18、平成28年請願第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の請願についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 平成28年3月4日に文教厚生委員会に付託されました平成28年請願第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について、当委員会では平成28年3月7日、8日に審査を行いました。

請願文にありますように、低迷する我が国の経済状況において、学生の経済的負担は大きくなっています。国立大学の授業料を見ても、平成元年に平均33万9,600円だった学費ですが、現在は平均53万5,800円と約20万円高騰しております。また、奨学金を利用する学生も50%を超え、親の経済力中心のみで大学に通うことが困難になっております。さらに、経済状況の低迷から奨学金返還が困難となり、平成25年度末時点の延滞額は約957億円にも上ります。

このような状況は地方においても同じで、大学へ進学する学生においても、地方から大学へ進学する学生においてはさらに厳しい状況が予想されます。これらのことから、各家庭個人の経済力ではなく、社会全体で支援する仕組みづくりが必要であるとの結論に達し、採択すべきものとして決しました。全会一致でした。

以上をもちまして、請願第2号の委員長報告といたします。審議のほど、よろしくお願

たします。

○五十嵐 司議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、請願第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

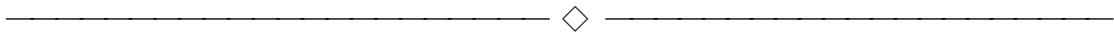
お諮りします。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、請願第2号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出の請願については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。



◎議員提出議案第1号の質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 日程第19、議員提出議案第1号 議員定数と議員報酬に関する特別委員会設置に関する決議を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員の選任について

○五十嵐 司議長 ここで、ただいま設置しました議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員の選任を行います。

委員の選任については指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、委員の選任については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員には、副議長室井嘉吉君、総務委員会より楠正次君、貝田美郎君、産業建設委員会より湯田賢太郎君、阿久津梅夫君、文教厚生委員会より大桃英樹君、丸山陽子君、以上7名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました7名を、議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、この7名を議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました議員定数と議員報酬に関する特別委員会委員は、休憩中に正副委員長の互選を行い、速やかに委員会構成をお願いします。会議室は、議長室でお願いします。

なお、委員長、副委員長が決定次第、議長宛て報告願います。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時37分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員定数と議員報酬に関する特別委員会の正副委員長の互選の結果は、委員長に室井嘉吉君、同じく副委員長に大桃英樹君が互選されましたので報告します。

暫時休憩します。議会運営委員会を議長室で開催します。再開の放送は5分前に流します。

休憩 午後 3時38分

再開 午後 3時50分

○五十嵐 司議長 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○五十嵐 司議長 町長提出議案 1 件、委員会提出議案 2 件、議員派遣の件、常任委員長及び特別委員長から閉会中の継続調査申出書並びに議会運営委員長から所掌事務に係る継続調査の申出書が提出されました。

お諮りします。

これを議事日程に追加し、お手元に配付の追加議事日程第 5 号の追加 1 として議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議事日程に追加し、お手元に配付の追加議事日程第 5 号の追加 1 のとおり議題にすることに決定しました。



◎議案第 5 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第 1、議案第 53 号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 それでは、追加して提案をいたします議案についてご説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

議案第 53 号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

去る 11 日の本会議の冒頭においてご報告申し上げましたが、本町総務課所属の男性臨時職員の酒気帯び運転事犯につきまして、事の重大さを重く受けとめ、町長である私自身と副町長が特別職としての責任をとることといたしました。

そのため、本件は平成 28 年 3 月に支給する給与の額をそれぞれ 10% 減額して支給し、減額する額を町長は現在の 30% を 40% とし、副町長は 10% とする改正を行うものであります。

以上ご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○五十嵐 司議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今ほど町長から、3月7日に酒気帯びで物損というような形での事故に対する責任というような形でありましたけれども、まず1点、これまで、通勤途上だと思えますが、当町において、これは合併前かもしれませんが、酒に酔って、そして警察に検挙された例があったのではないかと、何か一番最近の事例としてはそれかなというふうに考えておりますが、その際、本人の処分はもとよりですが、町長の処分についてどのようにされたのか、まず1点お伺いをしたい。

なお、もしあれでしたら、まとめて質問したほうがいいということであれば、あわせて質問を準備していますが、どうでしょうか。

〔「じゃ、続けてください」と言う者あり〕

○4番 渡部訓正議員 わかりました。ありがとうございます。

2点目でございますが、私も町長が先ほど説明しましたように、3月11日の冒頭、私の処分も最終日に提案をしたいというような形で聞きました。それを受けて、私もこういう場合、本当にどうなのかというような形で、ざっくばらんに言って、自分の支持者とか町民の声というような形で聞いてまいりました。確かに、やはり今回は運転して、臨時といえどもやっぱり今の時期なんだから最終的な任命責任者である町長がみずから処分を科すべきだという声も、私が聞いた中では1名の方はおりました。ただ、それは全くの少数意見でした。

本来、やっぱり一番大事なのは再発防止策の徹底を図ることが大事なんではないかというふうに私はまず1点考えています。あわせて、勤務時間外までの責任は、本来は一人の社会人として本人がまさに責任を持つべきとの声が多く出されました。今回、このような形で処分を出すというのは私はあしき慣例になるのをすごく危惧しています。あわせて、24時間、職員からすればもう24時間監視をされているというのは、やっぱりそこまで形になるというのは決して、萎縮こそあれ正しいものではないというふうに私は考えています。

それで、私の一つの提案として、前回、交通安全講習会なり、あとは全職員への啓蒙等、そういうものを十分に今後はやっていきたいということがあったわけでございますが、加えて、何か免許証の提示を毎月1回はやって、そして、それによって意識づけを図るというのも大事なことなんではないかと。ぜひ、それらも一つの今後の対応策として考えていただければとい

う、質問だけでなく、形でぜひそんなことも考えてはどうかということで、それらについてのご意見もお伺いしたいと思います。

あと、もう1点が、繰り返すようになりますが、勤務時間内は職員の法令違反等の行為、これは通勤途上でもあったり、あとは勤務上の賄賂とか汚職とか、そういうもので、そういう等々も全部含まれるわけですから、そういうもので検挙された場合は当然私はやっぱり首長の責任としては問われるというふうに考えます。多分町長は道義的責任というような形で今回このような条例案件を出されたと思いますが、やっぱり本当に今までの一番最初に聞いた質問でもありますように、やっぱりこれが今回出されたということはあしき慣行にもなりますし、職員の立場から見た場合、24時間拘束されるというふうに考えるのではないかと。私自身考えます。

私は何回も同じ発言を言ってひんしゅくを買っていますが、県ではそんなことないですよ。それは、首長であれば県知事、あとは市町村長、ほかの市町村長も最後にお聞きしますが、やはりこういうような形の案件の際、ほかの市町村長の場合、このような処分をした例はあるのかどうか、そこもぜひ調査をされていれば回答をお願いしたいなというふうに考えます。

以上でございます。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 それでは、お答えいたします。

まず、1点目の過去の事例のおただしがございました。懲戒処分関係で申し上げますと、今回のような酒気帯びということに限定されてのおただしだと思いますが、合併前に平成15年になりますが、15年12月1日付で処分をしておりますが、当時、水道課の職員が酒気帯び運転で摘発をされ、これは多分通勤途上であったと思いますが、停職3カ月を受けております。それから、その後、やはり合併前ですけれども、平成16年11月11日付で同じく水道課、旧田島町でございますが、水道課のこれは別な職員になります。酒気帯び運転をして交通事故、自損事故を起こしたと、下郷町において交通事故を起こしたと。この2件の事例がございました。なお、この16年の職員については、その後起訴されて刑が確定して失職をしております。

この両方の事犯については、私の調べた限りでは当時、町長等の減給はなかったものと思っております。

参考までに、平成22年に町営住宅の算定誤りがございまして、そのときに戒告処分の職員が4名、それから文書訓告等がかなり多くの職員に出されております。その際は、当時の町長ですが、減給20%、それから当時の副町長が10%の減給を行っております。

なお、この事案については後ほど県の人事委員会のほうで処分は取り消しをされておりますが、当然、特別職のはそのまま実施されたということでございます。

それから、先ほどおただしの中に免許証の提示を毎月やったらどうだというようなご質問がありました。毎月ではございませんが、毎年4月に全ての職員、臨時職員も含めて免許証の提示を求めています。当然、その中で更新切れ等がないかどうかは全て確認しておりますので、それは年に1回はやっているということをご理解いただきたいと思います。なかなか毎月というのは、現実的にちょっと厳しいのかなという気はしております。

それから、他市町村の例でございますけれども、私の知る限りでは今回の事案のような臨時職員で酒気帯びで、私の知る限りでは首長等が減給したというのは、私は把握してございません。以上です。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 私からも答弁させていただきたいと思っております。

3月7日の酒気帯び運転の事故報告の中でも状況を説明させていただきました。今回そういうことで、懲罰委員会というか、開いていただいて、私のその私見は一切言っておりません。しかし、自分としてやはり長というよりも、私と毎日、町長車を運転していた人だということ、直属の部下だということ、そういうこともありまして、自分の管理不行き届きというような意味合いもありまして、それは甘んじてという分だと私はそれは自分でも自覚しておりますし、そういう重大な案件であると。常日ごろから注意喚起はしていたものの、それが不徹底だったという、そういう責任を感じたものであります。

幸いにも酒気帯びであって自損事故だったということが幸いかなとは思いますが、事故に変わりはありませんし、酒気帯びにも変わりありません。そういう意味で、自分としても一つのけじめをつけたいと。確かに、過去の事例とこう言われるかもしれませんが、過去の事例も今報告がありましたけれども、自分の毎日いる直属の部下がこのようなことになったということではないということでもありますので、自分としては一つのけじめのつけ方かなと、そのように自分としては理解しているところであります。

それから、それよりももっと大事なことがあるんじゃないかと、事故防止とか、それはもちろん大事でありますし、そうしたことを以後絶対にないように徹底していくというような方法を考えていきたいし、それを実際やっていきたい。そして、職員それから公用車を運転する人、臨時であっても誰であっても、そういうことがしっかり徹底できるような対策を考えていきたいと、そのように考えているところでありますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○五十嵐 司議長 4番、渡部訓正君。

○4番 渡部訓正議員 今ほど聞いた中で、確かに私は今、町長の思いというのは十分に受けとめますが、やはりこここのところは今回の処分というのが、後になるとすればあしき慣例に間違いなくなっていく、そこまではやっぱりどうなのか。やっぱり職員一人一人がすごくそれこそ拘束をされる、逆にそこにプレッシャーみたいなものが、萎縮が出てくるというのを私は危惧します。まず、それが1つです。

あと、もう一つは、年1回実施は私も実は聞いていました。ただ、少しやっぱり意識づけのためには、例えば毎月が無理だとしたら、極論から言いますと、免許の書きかえ時期とか、ちよほど半年過ぎると失効しちゃいますよね。だから、逆に半年に1回じゃ大変でも、そういったやっぱりプラスアルファの形で、みんな注意してくれというような形をとったらどうか。確かに私も毎月というのは本当にこれは大変な業務にプラスアルファになるというのは考えますが、そういった今の意識づけをそういう点で職員には注意喚起をするというようなやり方はいかがなものでしょうか。

以上です。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

半年に1回というご意見でございましたので、これについては十分に庁内でこれから検討させていただきますと思います。

○五十嵐 司議長 12番、高野精一君。

○12番 高野精一議員 先ほどの総務課長の答弁の中で、住宅の支払いの関係で当時の町長が20%削減し、副町長が10%削減したと。これは何カ月だったか、ひとつお伺いしたいということと、あと、これはとんでもないことであるけれども、せつかくの発言ですが、ひとつ言わせてもらえば、隣町下郷町で役場職員が27年間無免許で運転をして、そして退職されて、その後、議員になった話もちよこっと聞いておりますが、やっぱりその関係上、事故、違反、免許証の紛失というのは本人の申請がないとなかなかそれはわからないと。それと、今回みたいに事件になれば、これはみんながわかるという関係もありますので、先ほど4番議員が言ったような免許証の提出というか、そういう事後関係の報告、職員の報告はやっぱりその部署その部署で報告してやってもらうということもひとつこれは管理の中の義務づけかなと思いますので、それはひとつ要望しておきます。

あと1点だけ、さっき質問した関係を答弁願います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

平成22年の町営住宅の算定誤りについては、特別職2名とも1カ月でございました。

それから、課で対応することも必要ではないかというご意見がございましたので、それは先ほどの4番議員にお答えいたしましたが、その部分も含めて、庁内で今後検討させていただきたいと思います。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 今回の件に関しましては、町長、副町長の責任ということで今回減給の条例を出されましたが、全体の責任でもあるということを鑑みますと、やはりここでまずは事実を明らかにしておくことが大事だと思います。町民に対しての説明責任もあろうかと思えます。前回11日に伺った後で、今回責任をとるとのこと……

〔発言する者あり〕

○7番 大桃英樹議員 もちろんそうなんですけれども、ただ、その後、もし調査されたのかされていないのか、それについて伺います。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

8日に、私が若松の警察署の交通第2課長から連絡をいただいて、その後、その日に本人立ち会いのもと、南郷の自宅での飲酒等の事実確認を警察署でしたときに立ち会いました。その際に、さきにもある程度ご報告申し上げておりますが、その時点で確認したことは本人が間違いなく飲酒をしたということ、それから、飲酒をした後に若松方面に急務ができて出かけたこと、それから、その途中で大戸町のところでガードレールに接触をして自損事故を起こしたことということでございまして、その後、11日に町長がご報告申し上げたとおり、本人が事実を素直に認めている等々から逮捕拘束はなかったということございまして、私のほうとしてはそれ以上のものは確認はしてございません。

ですから、8日の若松警察署の現地での確認というのは、若松警察署がみずから行政処分をするために飲酒等の確認、何をどのくらい飲んだとか、そういう確認でございますので、当然それは町のほうで情報はいただけない内容になってございますので、今の時点では何も情報はそれ以上はないということでございます。

○五十嵐 司議長 7番、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 調査をしたということを了解いたしました。

今回の条例案の改正については、そのときの聞き取り調査をもとにしたものだというので了解しましたので、以上で終わります。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 私も何点かお聞きしたいと思います。

大戸町事故現場というのは、以前、生コンのプラントのあったところの先、市内に向かって行って右にカーブするところの左側のガードレールでよろしいのでしょうか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

おただしのとおりでございます。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 私、きのうそこを確認してまいりましたけれども、横転したという話だったので相当なスピードでガードレールとかも壊れているのかと思ったら、そうではなく、ガードレールにすった跡はありましたけれども、ガードレールの形状はそのままでありました。ということは、事故の原因というのは接触をして急ハンドルを切ったために横転してしまったとかということなのかというふうに思います。

あともう1点は、そこで今、大桃議員の質問に対して、それ以上はないという話を聞いたんですけれども、酒気帯びと判定されるためには、その現場で本人から警察官が職務質問等を行います。道路交通法違反の現場で質問をし、そして、運動能力というか、通常は酒気帯びか酒酔いかという判断基準は、ちゃんと指示どおりに歩けるか、ちゃんと質問したことに答えられるか、単に呼気に0.15とか0.25という科学的な基準ではないというふうに聞きましたけれども、そういう事情はどうか、警察のほうから聞いていますか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

まず、1点目のガードレールに接触した直接的な原因のおただしでございますが、私が聞いた限りでは、居眠りとかそういうことではなくて、スピードが若干出過ぎていたということでございます。

それから、2点目について、飲酒運転と酒気帯びの判断の分かれ目でございますが、こちら私の方で警察署のほうに確認をさせていただいたところ、アルコールの数値ではないと、一般的に0.15を超えると完全な酒気帯び以上になるんですが、それが例えば0.25を超えたか

ら飲酒運転と、そういうことではなくて、今ほど議員おただしのように、1つは運転をできる状態であったのかなかったのが一番分かれるというところでございました。ですから、実際にその現場で警察署員が臨場した際に本人に対して白線を歩かせたと、その場で。それから、本人に対していろいろと質問をしたと、それをきちっと答えられるかどうかと、総合的に判断をして酒気帯び運転にしたというふう聞いております。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 はい、わかりました。

もう1点、臨時職員から、総務課長は当然警察官と一緒に自宅まで行ったということでありますから、どうして運転してしまったのか、それは聞かれましたか。1社会人として、私は尊敬する人でありました。ただ、こういう事故とかというのは、人の生命を助けるためであったりすれば当然、私しか運転する人がいないとかという場合は運転してしまう、それは道路交通法で処罰される、それは法によって処罰されるべきものだと思います。なぜ、きっと悪いことはわかっていたといいます。でも、運転してしまった事実、そこについては何うことはしましたか。していなければ、していないでいいんですけれども。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

私もその際に、直接本人に聞き取りをいたしました。若松に行った理由は、若松の身内に急用ができたということでございました。それ以上はございません。

○五十嵐 司議長 10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 あと、もう1点は、町長の報告の翌日に新聞に掲載されたわけですが、酒気帯びで総合的に判断しても運転できる状態だったと。約60キロも運転していったと、そういうことが酒酔いか酒気帯びかという判断基準になると警察のほうでは言っていますけれども、出てすぐとかという場合はこれは飲んだ量が少なくても酒酔いだと、ある程度の距離をきちっと運転していったのであれば酒気帯びだという事実です。酒気帯びで、警察が発表したのか、町が発表したのか、次の日の新聞に載った情報のある意味漏えいなのか、この場でのみということ町長も報告されたと思うんですけれども、町では知らせたんですか。

○五十嵐 司議長 総務課長。

○湯田文則総務課長 お答えいたします。

8日に若松警察署から連絡をいただいて、その日の午後1時に議員各位に議場に集まっていたら経過を報告させていただきました。その後、常任委員会終了後に、大体5時ころです

が緊急課長会議を開きまして、その場でも報告をしております。正式に内容を公表というか、知らせたのはその2回だけでありまして、8日に若松警察署の立ち会った署員に確認いたしました、公表については。はっきりとは申し上げられないが、今回のような事案について逮捕拘束等がなければ、最終的には副署長の判断だけれども、多分公表はないだろうということは8日に聞いておりました。

ところが、9日の朝刊、民友新聞に1社ですが掲載されておまして、朝一で若松署の警察署から私が電話をいただきまして、若松署の交通課長からなぜ新聞に出たんだと、我々は公表していないのにどこから漏れたんだという問い合わせがございまして、私のほうとしては正直に議会とあと緊急課長会議の中で報告はしたということは申し上げましたが、それはどこから漏れたのかは当然特定はできませんでしたが、町としては職員に対して徹底した情報管理は今後していきたいというふうには考えております。

○10番 楠 正次議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 町長に2点ほどお尋ねしたいと思います。

自分の秘書が酒気帯びをしたということで、責任をとって減給ということですが、他の職員の場合であった場合はどうなのかと、同じ処遇をするものなのかという点と、もう1点は、これは公務外で起こした事件でありまして、これがもし公務内であったとすれば町長は同じ減給制度をとったかどうか、2点お尋ねしたいと思います。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 今回の場合ですけれども、私としてはどういうものが本当にルール上該当するのかどうなのか、正直詳しく自分も承知していません。ですけれども、やはり先ほど申し上げましたように直属の部下だったということ、毎日いる部下だったと。それから、あと、公務内であるならば、当然といいますか、自分の因果関係もあるでしょうけれども、やっぱりそういう目の前で起こったり、あるいはそのような状況であるならば、それもまたその範疇におさまる可能性はあると私は思っています。

いずれにしても、何のために公平な懲罰委員会というものがあるかということ、そこが一番のポイントであると思いますし、そこには自分の私見としては挟むべきものは正直言っていないと思います。ですから、長といえども、それは甘んじて受けるものは受けるということでありますし、今回はそういう意味で自分としての監督不行き届きという、そういう責任の中で、

自分としてはそれはやむを得ないことかなと、そういうふうな認識ではおります。

いずれにしましても、一人一人が自覚するということが一番大事だと思いますし、やはりいろいろなケースが出てくるかもしれません。そして、あしき慣例ということになれば、またそれはその理由も何となくわかるような気がします。今回そういうようなことで、自分としては受けとめているところであります。

それから、説明したときに、一緒に飲んだのかと、そのようなことも言われましたが、そういうことはそのときには一緒に飲んだということは全くありませんし、ましてや、やっぱりそれは、そういういろいろなことを聞くのはきちっとした中で聞いてほしいんです。答える側もいかげんな答えはできませんのでね。ですから、そういう意味では自分としては公正な判断をしていただいたということ、そして、いただきたいということ、自分の気持ち、それで今回はそういう考え方の中でこういう判断をしたということでもあります。

○五十嵐 司議長 1番、貝田美郎君。

○1番 貝田美郎議員 もう一度確認したいと思います。公務の際、もう一度お尋ねします。公務の際、こういうときが起きたときは町長は減給等考えておられるのか、もう一度お尋ねします。

○五十嵐 司議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えいたします。

自分が減給を決めるんでなくて、いろいろな規定があって、懲罰委員会でその中で公正な判断をされるものということでありまして、自分がどうのこうのではないと思うんです。自分の気持ちはもちろん言うときもありますけれども、やはり今回はそういう意味では自分としては妥当かなと、そういう受け入れるというような気持ちであります。

ですから、いろいろなケース・バイ・ケースあるかもしれませんが、基本的にはそういういろいろな事案が出たときに、懲罰委員会の中で検討して皆さんの意見に従うのが私は筋じゃないかなと。もしも、それで不服であるならば不服審査に申し立てるとかあるわけですが、それが基本的なスタンスのあり方だろうと、そのような認識でいます。

○1番 貝田美郎議員 了解しました。

○五十嵐 司議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

10番、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 この議案に対して、反対の立場から討論をさせていただきたいと思  
います。

このたびの事件は、公私の別で言えば疑う余地のない私ごとだというふうに私は感じます。  
翌日は休暇をとっており、酒を飲んでしまって、寝ようと思ったのかもしれませんが、  
先ほどの総務課長の説明の中で、のっぴきならない身内からの急用で、翌日行く予定だったの  
かもしれませんが、休暇をとっていたということは。だけれども、どうしても行かなくてはいけ  
ない、この南郷地域で、館岩とか伊南でもそうですけれども、11時ごろにタクシーを呼ぶとか、  
そういうこともできない、そして本人は飲んだけれども酔ってはいないという認識のもとで、  
悪いけれども行かなくてはいけないということで出かけた、これは先ほど確認できました。

そして、現場での質問に対する受け答え等々もきちんとこなした、白線を歩くところもきち  
んとできたということで酒気帯びであったと。

そうすると、もう1点、職員個人の人権に大きく関与する、個人の勤務以降の自分の自由な  
こと、それも拘束する、拘束まではいきませんが、感じる人もいるかもしれません。で  
すから、これを通してしまうと、私生活の中で、今回は道路交通法ですけれども、飲酒をして  
けんかをして検挙をされた、刑法犯に触れた。そういう場合でも、こういうことが例として踏  
襲されてしまう。臨時職員が勤務時間外、夜中に法に触れてしまったということであっても、  
これはこういう処分を継承するようなことになる可能性のある事案なので、してはいけないと  
いうふうに私は考えます。

そして、町長の処分を行うことは、1足す1は2であるというような話ではなくて、これは  
正しい選択なのだと思います。間違っていないんだと思います。しかし、我々は町長と同じ  
ように住民から直接選挙で選ばれて、これを議決できる立場にあります。ですから、私は今回  
のは職員のことを鑑みても、当然やるべきではなく、5%であろうと1%であろうと、こうい  
う事例はつくらないほうが今後の町のためだというふうに私は考えて、反対します。

○五十嵐 司議長 次に、原案に賛成の発言を許します。

〔発言する者なし〕

○五十嵐 司議長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

議案第53号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○五十嵐 司議長 起立少数です。

よって、議案第53号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は否決されました。



◎委員会提出議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第2、委員会提出議案第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで提出者、総務委員長から提案理由の説明を求めます。

総務委員長、楠正次君。

○10番 楠 正次議員 委員会提出議案第2号、南会津町議会議長、五十嵐司様。

提出者、南会津町議会総務委員長、楠正次。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について。

上記の議案を、地方自治法第109条第7項及び南会津町議会会議規則第14条第3項の規定により、下記のとおり提出します。

提案理由、最低賃金制度は、非正規労働者を含む全ての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に、各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。

しかし、現在の福島県最低賃金は時間額で705円となっているが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額とは大きく乖離している上、その水準は2007年からの8年間、全国水準で31位と低位で、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっています。

よって、福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金の引き上げによる一定水準の賃金確保などを強く求める意見書を提出するものであります。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長であります。

意見書は別紙のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

どうぞよろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

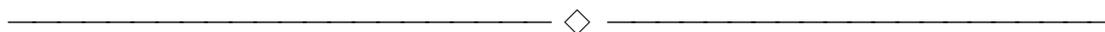
これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎委員会提出議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○五十嵐 司議長 追加日程第3、委員会提出議案第3号 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで提出者、文教厚生委員長から提案理由の説明を求めます。

文教厚生委員長、大桃英樹君。

○7番 大桃英樹議員 それでは、私のほうから提案理由の説明をさせていただきたいと思えます。

委員会提出議案第3号、提出者、南会津町議会文教厚生委員長、大桃英樹。

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について。

提案理由、「奨学金」利用者は年々増加し、現在、大学生の2人に1人が何らかの奨学金を利用している。その背景には、1つに、大学の授業料の値上げが繰り返され、我が国の学費は世界で最も高い水準になっていること。2つに、経済の悪化や雇用制度の変化に伴い、非正規労働者が勤労者の4割となり、親の経済力の低下に伴い、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めるようになっていることがある。

我が国の公的奨学金制度の中心である独立行政法人日本学生支援機構による奨学金は、貸与型の奨学金制度であり、その7割強が3%を上限とする利息付きの奨学金である。この制度は、「安定した収入を得て返済する」ことが前提条件となっている。

しかし、前述したように非正規労働者が4割に達している中で、大学を卒業しても不安定雇用や低賃金により、返済に苦しむ若者が増加しており、奨学金返済の延滞者は33万人にも及んでいる。

当町の奨学金制度利用者の奨学金返済状況を見ても、延滞者・額ともに増加している実態にある。

まさに、現状は返済の前提条件が初めから大きく崩れていると言わざるを得ない。

今後、持続可能な社会の構築のため、世代を超えて若者を社会全体で支援することは、少子・高齢化、人口減少や地方の衰退に歯どめをかける上で極めて重要な課題となっている。

よって、給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を強く求める意見書を提出するものである。

提出先、意見書は以下のとおりでございます。慎重審議よろしくお願ひしたいと思います。

○五十嵐 司議長 直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◇

◎議員派遣の件について

○五十嵐 司議長 追加日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第120条の規定によって、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

---

◇

◎閉会中の継続調査について

○五十嵐 司議長 追加日程第5、閉会中の継続調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり常任委員長から所管事務調査、議会運営委員長から所掌事務調査、特別委員長から特定事件の調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○五十嵐 司議長 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

◎町長挨拶

○五十嵐 司議長 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

ここで、町長より発言したい旨の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○大宅宗吉町長 平成28年第1回議会定例会に提案いたしました全議案につきまして、慎重審議いただきまして、まことにありがとうございました。御礼申し上げます。

さて、平成27年度も残りわずかとなりまして、年度内に議会を招集する時間的な余裕がございません。つきましては、町長の専決処分が必要と見込まれる事項につきまして、事前にご理解を賜りたい案件がございますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

まず、第1点目が、平成28年度の税制改正であります。現在、国会において地方税法の改正が審議されているところでありますが、これが決定されますと町の関係条例の一部改正が必要となります。

2点目が、平成27年度一般会計及び特別会計予算の補正であります。歳入における国・県支出金及び特別交付税や地方債などのほか、歳出の各種事務事業、医療給付費等について未確定の部分がありまして、関係予算の補正を行う必要が生じてくるほか、事業費の確定見込みによる繰越明許費の補正が予定されております。その他、専決処分が必要と見込まれる事項の発生も考えられることから、ご理解をお願いするものであります。

最後に、平成28年度の町政運営につきまして、重ねて議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。



◎閉会の宣告

○五十嵐 司議長 以上で会議を閉じます。

平成28年第1回南会津町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 五十嵐 司

署名議員 大 桃 英 樹

署名議員 阿久津 梅 夫